鳥 羽 市 地 域 防 災 計 画

風 水 害 等 対 策 編

（素　案）

令和元年　　月修正版

鳥羽市防災会議

＜目　　次＞

第１部
総　　則

第１章　計画の目的・方針等
第１節　計画の目的と方針 …… 1
第２節　計画の位置づけ及び構成 …… 3
第３節　タイムラインに基づく防災・減災対策 …… 5
第２章　計画関係者の責務等
第１節　市・県・防災関係機関・市民等の実施責任及び役割 …… 8
第２節　市・県・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 …… 10
第３章　本市の特質及び風水害等の状況
第１節　本市の特質 …… 17
第２節　本市における既往の風水害等の状況 …… 20
第３節　近年の気象及び災害の傾向 …… 21

第２部
災害予防・減災対策

第１章　自助･共助を育む対策の推進
第１節　市民や地域・離島の防災対策の促進〔総務課〕 …… 27
第２節　防災人材の育成・活用〔総務課、市民課〕 …… 32
第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化〔総務課、消防本部〕 …… 35
第４節　ボランティア活動の促進〔市民課〕 …… 38
第５節　企業・事業所の防災対策の促進〔総務課、農水商工課〕 …… 40
第６節　児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進〔教育委員会事務局、健康福祉課〕 …… 42
第７節　観光地における防災対策の促進〔観光課〕 …… 44
第８節　水産の防災対策の促進〔農水商工課〕 …… 46
第２章　安全に避難するための対策
第１節　避難対策等の推進〔総務課、税務課、環境課、観光課、農水商工課、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部〕 …… 47
第３章　風水害等に強いまちづくりの推進
第１節　水害・高潮被害予防対策の推進〔建設課、農水商工課、総務課、消防本部〕 53
第２節　地盤災害防止対策の推進〔建設課、総務課〕 …… 55
第３節　農地・森林・漁村の防災対策の推進〔農水商工課〕 …… 57
第４章　緊急輸送の確保
第１節　輸送体制の整備〔総務課、市民課、農水商工課、建設課、定期船課、消防本部〕 …… 59
第５章　防災体制の整備・強化
第１節　災害対策機能の整備及び確保〔総務課、消防本部、関係各課〕 …… 64
第２節　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保〔総務課、消防本部〕 …… 67
第３節　医療･救護体制及び機能の確保〔健康福祉課〕 …… 70
第４節　受援・応援体制の整備〔総務課、消防本部〕 …… 72
第５節　ライフラインにかかる防災対策の推進〔水道課、総務課、環境課〕 …… 74
第６節　防災訓練の実施〔総務課〕 …… 78
第７節　災害廃棄物処理体制の整備〔環境課〕 …… 81

第６章　特定自然災害への備え
第１節　局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための追加対策〔総務課、建設課、水道課、農水商工課〕 ・・・・・・・・・82

第３部
台風接近時等の減災対策

第１章　災害対策本部機能の確保
第１節　準備・警戒体制の確保〔総務課、建設課、消防本部、関係各課（部）〕 ・・・87
第２節　予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保〔総務部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・104
第２章　避難誘導体制の確保
第１節　避難所の開設及び早期避難の促進〔総務部、税務部、消防部〕 ・・・・・・・・・113
第２節　避難行動要支援者の保護〔健康福祉部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・117
第３節　学校・保育所等における児童・生徒等の安全確保〔教育部、健康福祉部〕 119
第３章　災害未然防止活動
第１節　公共土木施設の災害未然防止体制の確保〔建設部、農水商工部〕 ・・・・・・・121
第２節　水防活動体制の確保〔消防部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・124
第３節　市民等による安全確保〔総務部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・126

第４部
発災後の応急対策

第１章　災害対策本部活動の実施
第１節　災害対策活動の実施体制の確保〔総務部、関係各部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・129
第２節　通信機能の確保〔総務部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・132
第３節　防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制の確保〔総務部、消防部、企画財政部〕 140
第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用〔総務部、企画財政部、関係各部〕 ・・・・・・・149
第５節　受援体制の整備〔総務部、農水商工部、市民部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・152
第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策
第１節　緊急の交通・輸送機能の確保〔建設部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・154
第２節　公共土木施設被災時の応急対策〔建設部、農水商工部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・156
第３節　ライフライン施設被災時の応急対策〔水道部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・158
第４節　ヘリコプターの活用〔総務部、消防部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・162
第３章　救助・救急及び医療・救護活動
第１節　救助・救急活動〔消防部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168
第２節　医療･救護活動〔健康福祉部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・170
第４章　緊急避難対策
第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の運営〔総務部、税務部、消防部〕 ・173
第２節　避難行動要支援者対策〔健康福祉部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・178
第３節　学校・保育所等における児童・生徒等の避難対策〔教育部、健康福祉部〕 180
第４節　観光客・帰宅困難者の安全確保〔観光部〕 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 182
第５章　特定自然災害対策
第１節　局地的大雨・竜巻・雪害の対策〔総務部、建設部、環境部、農水商工部〕 184

第５部
被災者支援・
復旧対策

第１章　災害対策本部活動体制の確保
第１節　災害対策本部の継続・廃止〔総務部〕 ･････････････････････････････ 189
第２節　受援活動の展開〔総務部〕 ･････････････････････････････････････ 191
第３節　国・県への災害対策要員の派遣要請等〔総務部〕 ･････････････････ 193
第４節　災害救助法の適用〔健康福祉部〕 ･････････････････････････････････ 194
第２章　避難者支援等の活動
第１節　避難所の長期運営等〔総務部、税務部〕 ･････････････････････････ 196
第２節　緊急輸送手段の確保〔総務部、市民部、建設部、定期船部、消防部〕 ･･ 197
第３節　救援物資等の供給〔総務部、市民部、税務部、農水商工部、定期船部、健康福祉部〕 ･････････････････････････････････････ 199
第４節　給水活動〔水道部〕 ･･･ 202
第５節　ボランティア活動の支援〔市民部〕 ･････････････････････････････ 205
第６節　防疫・保健衛生活動〔健康福祉部、環境部〕 ･････････････････････ 207
第７節　災害警備活動〔総務部〕 ･･･ 209
第８節　行方不明者の捜索及び遺体の取扱い〔環境・消防部〕 ･････････････ 210
第３章　社会基盤施設等の復旧・保全
第１節　公共土木施設の復旧・保全〔建設部、農水商工部〕 ･････････････････ 213
第２節　農作物等の被害軽減対策〔農水商工部〕 ･････････････････････････ 217
第３節　ライフライン施設の応急復旧・保全〔水道部、環境部〕 ･･････････ 218
第４節　流木等漂着物対策〔建設部、農水商工部、環境部〕 ･････････････････ 222
第４章　復旧に向けた対策
第１節　廃棄物対策活動〔環境部〕 ･･････････････････････････････････････ 223
第２節　住宅の保全･確保〔健康福祉部、建設部〕 ･････････････････････････ 225
第３節　文教等対策〔教育部〕 ･･･ 227
第４節　中小企業・農林漁業復旧対策〔農水商工部〕 ･････････････････････ 230
第５節　災害義援金等の受入・配分〔健康福祉部、農水商工部〕 ･･････････ 231
第５章　復旧にかかる支援措置
第１節　災害復旧事業にかかる財政支援〔企画財政部〕 ･･････････････････ 233
第２節　被災者の生活再建に向けた支援〔健康福祉部、税務部、建設部、関係各部〕 ･ 237

第６部
事故等による
災害対策

第１章　重大事故等対策
第１節　危険物施設等の事故対策〔総務部、消防部〕 ･････････････････････ 245
第２節　航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策〔総務部、消防部、関係各部〕 250
第３節　流出油事故等への対策〔総務部、農水商工部、環境部、消防部〕 ･･････ 252
第４節　原子力災害対策〔総務部、健康福祉部、関係各部〕 ･･････････････････ 255
第２章　火災対策
第１節　大規模火災の対策〔消防部、健康福祉部、総務部〕 ･･････････････････ 257
第２節　林野火災の対策〔消防部、健康福祉部、総務部〕 ･･････････････････ 260

第１部　総　　則

第１章　計画の目的・方針等

第１節　計画の目的と方針

第１項　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（以下、「基本法」という。）第 42 条の規定に基づき、鳥羽市防災会議が作成する計画であり、鳥羽市の地域に係る風水害等への災害対策を、各防災関係機関が総合的、計画的に推進し、鳥羽市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的とします。

第２項　計画の基本方針

この計画は、防災機関の実施責任を明確にするとともに、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については、各機関の具体的な活動計画によるものとします。

なお、各機関は、この計画の習熟に努め、併せて地域住民や関係者等への周知を図るものとします。

第３項　計画の見直しの背景

１　見直しの背景

地球温暖化などの影響から台風の大型化など近年の気象現象に変化が見られ、災害の様相がこれまでとは変わりつつあります。

鳥羽市においては、平成28年10月22～23日の台風21号では日降水量が396㎜（観測史上第２位）、日最大瞬間風速は23.8m/sの激しい風雨となり、翌週通過した台風22号と合わせて４件の土砂崩れ、多くの住家や道路の被害が発生しました。また平成30年9月の台風21号では市内約2,200戸で停電し、復旧まで最長38時間以上かかった地域もありました。

三重県内においては、平成16年の「台風第21号とその前線によりもたらされた豪雨」で最大１時間降水量が当時の宮川村（現大台町）で139㎜、総降水量（９.28～29）は尾鷲市で876㎜（鳥羽市139㎜）を記録し、これにより生じた土砂災害や河川氾濫により、県内だけで死者・行方不明者が合わせて10名に達するなど、大きな災害となりました。

また、平成23年の台風第12号による「紀伊半島大水害」では、県南部を中心に総降水量（８.30～９.５）が各地で1,000㎜（鳥羽市224㎜）を超える大雨となり、土砂災害や浸水被害により、県内で３人の死者・行方不明者が生じました。

これら、甚大な被害をもたらした風水害被害の特徴は、大型の台風等により局所的に想定を超えた大量の雨が降り、大規模な土砂災害や浸水被害を発生させるというもので、全国的にも増加してきています。

また、局地的な大雨や竜巻など、突発的に発生して深刻な被害を生じさせる気象事象や、地域によってはひとたび発生すると大きな社会的混乱を招くこととなる雪害も増加傾向にあり、これら風水害への対応も災害対策上の新たな課題となっています。

こうしたことから、これら風水害への対応を図るため、これまでの計画に新たな視点からの対策等を加えることとし、その方針等を本計画で示すこととしました。

２　計画見直しのポイント

前述の変遷しつつある近年の気象現象に対応するための計画の見直しのポイントと概要は次のとおりです。

⑴　台風発生時から到達までのリードタイムを活用した事前の減災対策の考え方を盛り込むとともに、将来の事前防災計画（鳥羽市版タイムライン（案））の策定に向けた方針の明示

台風は近年増加する傾向にあり、台風の影響で起こる洪水や土砂災害などによる甚大な被害に直結しかねないという深刻な状況になりつつあります。

一方、台風の場合には発生等から到達までの間にかなりの時間的余裕があり、このリードタイムを活かした事前の防災対策、いわゆる「タイムライン」を活用した防災対策を取り入れる動きが、国内外で始まっています。実際にアメリカでは超大型のハリケーンによる人的被害を最小に抑えたという実績も出ています。このため、鳥羽市においても、台風等の発生から発災までのリードタイムを活用した事前の準備対策に万全を期すため、新たに「タイムライン」の考え方を取り入れた事前防災・減災対策の検討に取り組むこととし、「第１部 総則」「第１章 計画の目的・方針等」に「第３節　タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策」を特別に設け、導入の方針等について説明しています。

⑵　局地的大雨や竜巻など、時間的余裕のない突発的な気象現象や大きな社会的混乱を招く恐れのある大雪など、特定の自然災害に備えるための対策の盛り込み

近年の気象現象の特徴として、気象庁から「非常に激しい雨（１時間降水量50ミリ以上）」、「猛烈な雨（１時間降水量80ミリ以上）」という表現で発表される局地的大雨や、近年、我が国でも多くの被害事例が寄せられている竜巻など、時間的余裕がない突発的な気象事象についても、その発生が増加傾向にあります。

加えて、ひとたび市内で発生すると大きな社会的混乱を生じるおそれのある大雪なども、近年、各地で大きな被害が報告されています。これまでの計画で掲げてきた対策では対応しきれない、こうした特定の自然災害について、今回の計画から、新たに「第２部　災害予防・減災対策」に「第６章　特定自然災害への備え」、「第４部　発災後の応急対策」に「第５章　特定自然災害対策」を設け、自助・共助に重点を置いた対策を示すこととしました。

また、風水害以外でも、今回の計画では、次のとおり事故等にかかる災害対策について、東日本大震災による原子力発電所の爆発事故の発生を踏まえるなどした見直しを図ることとしています。

⑶　原子力災害を含む事故等にかかる災害対策の整理

基本法では、自然災害の他に、大規模な火事、爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故等も対策の対象に掲げ、防災基本計画においてこれら事故等への対策を掲げています。

また、平成 23 年の東日本大震災に伴って発生した福島第一原子力発電所の爆発事故を受け、防災基本計画において原子力災害対策の強化が図られました。今回の見直しにあたっては、記載していなかったこれら事故対策を新たに「第６部　事故等による災害対策」として新設することで、事故対策をまとめて記載しています。加えて、東日本大震災の教訓を踏まえ、近隣の原子力発電所の事故を想定し、この第６部に、新たに「原子力災害対策」の節を設けて、本市における必要な対策を掲げることとしました。

第２節　計画の位置づけ及び構成

第１項　計画の位置づけ

鳥羽市地域防災計画は、この「風水害等対策編」の他、「地震・津波対策編」及び「資料編」の３編からなり、「風水害等対策編」には、基本法第２条第１号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地滑りその他の異常な自然現象と、大規模な火事、爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故を対象とした対策を記載しています。地震及び津波に関する対策については、「地震・津波対策編」に別途まとめて記載しています。

「資料編」については、「風水害等対策編」と「地震・津波対策編」を補完するための資料をまとめて記載しています。

第２項　計画の構成

第１部　総　　則	○　計画の目的や方針、県、市、防災関係機関、市民等の防災上の責務や役割、鳥羽市の特質や既往の風水害の状況、防災・減災対策へのタイムラインの導入の必要性等について書かれています。
第２部　災害予防・減災対策	○　発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において風水害等に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれています。
第３部　台風接近時の減災対策	○　台風等発生から発災までの事前の減災対策について書かれています。また、防災・減災対策へのタイムラインの検討(確認)項目・内容の例について書かれています。
第４部　発災後の応急対策	○　市災対本部の各部の活動を中心に、災害発生直後に取り組むべき、緊急性の高い応急対策について書かれています。
第５部　被災者支援・復旧対策	○　市災対本部の各部の活動を中心に、気象事象が収まった後の被災者支援や被災後の復旧に関する対策について書かれています。
第６部　事故等による災害対策	○　重大事故や大規模火災、林野火災などの事故等対策について書かれています。

第３項　計画の修正

この計画は、基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正するものとします。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

第４項　用　語

この計画中の次の用語の意義は、下表のとおりとする。

NO	用　語	意　　義
1	市災対本部	鳥羽市災害対策本部をいう。災対本部が設置された場合は部編成となり、廃止された場合は通常の課編成となる。
2	県災対本部	三重県災害対策本部をいう。
3	地方部	三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
4	防災関係機関	国(指定地方行政機関、自衛隊等)、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
5	基本法	災害対策基本法をいう。
6	救助法	災害救助法をいう。
7	復興法	大規模災害からの復興に関する法律をいう。
8	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人等で、災害対策上特別な支援や配慮が必要な者をいう。
9	避難行動要支援者	本市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
10	風水害等避難所	指定緊急避難場所として、「洪水」「崖崩れ、土石流及び地滑り」「高潮」「内水氾濫」の危険から一時的に避難する市指定の避難所をいう。 また、災害の危険性がなくなったが、災害により家に戻れなくなった住民等が避難生活をするための施設をいう。 【資料編：指定避難所等一覧表　風水害等避難所（P218）】
11	町内会等	本市町内会及び自治会をいう。
12	学校、保育所等	小・中学校、幼稚園、保育所及び放課後児童クラブ等多数の児童・生徒が利用する市が管理する施設をいう。
13	災害時地区指定員	災害時に避難所の開設や運営支援にあたる本市職員をいう。 （以下、「地区指定員」という。）
14	とばメール	市が登録者に向けて配信する、防災に関する情報を含むメールをいう。

上記以外の用語については、基本法の例による。

第３節　タイムラインに基づく防災・減災対策

本節は、台風等が頻発化・強大化する近年の気象現象のもとでは発災後を中心とした対策だけでは必ずしも十分ではなく、今後はより一層きめ細かな対策が必要との考え方から、国、県が新しい風水害対策の一つとして注目されている、災害の発生が想定される数日前からの防災対応を定めた防災行動計画、いわゆる「タイムライン」について本市の考え方を示しています。

本市においてもこれら取組に倣い、第３部の第１章から第３章に掲げる対策に、このタイムラインの視点に基づく新たな検討（確認）項目・内容の例をあげ、「鳥羽市版タイムライン（案）」（以下、「市タイムライン（案）」という）策定に資するようにしました。

また、タイムラインの導入にあたっては、県のタイムラインを参考とし、本市の総合的な事前防災・減災対策の充実・強化を図ることとしています。

そこで、第１項において、「市タイムライン（案）」策定・導入の目的等を述べ、第２項においては、タイムラインの策定・導入に向けて検討方針について記述しています。

第１項　市タイムライン(案)策定・導入の目的等

１　市タイムライン（案）策定・導入の目的

現在の市の災害対策活動は、市災対本部設置後の対策が主に整理されており、災対本部設置までの様々な事前対策を実際に行っているものの、対策全体の進行を把握するなどの整理がなされていません。

また、市災対本部設置後の対策についても、「いつ、誰が、何を」すべきかを事前に決めておくことが可能な対策項目と、災害の様相や状況に応じて判断すべき事前に決めておくことができない対策項目との整理ができていません。

台風や前線を伴う大雨については、数日前から規模や進路等が予測可能な場合が多いことから、各課がこの期間を有効に活用し事前の準備対策を実施し、これを互いに共有することにより、発災時の迅速かつ効果的な災害対策活動、ひいては減災に大きく寄与することが期待されます。

このため、市では、この事前の防災・減災活動を整理・共有するため、市タイムライン（案）の策定・導入を進めることとします。

２　市タイムライン（案）の基本的な考え方

(1)　想定される運用時間（いつ）

概ね台風到達５日前から１日後（原則、災害対策本部廃止まで）

(2)　運用主体（誰が）

市タイムライン（案）の運用主体は、市災害対策本部における各部と、各部が災害対応上関係する機関とします。

(3)　行動項目（何を）

市災害対策本部設置後の対策だけではなく、事前にすべき対策を洗い出し、その内容を行動項目として整理しています。

(4)　対象とする災害

本市に影響を及ぼす可能性がある台風

(5)　タイムラインレベル

台風の接近状況や市災害対策本部の体制に準拠したタイムラインのレベルを設定し、下記レベルごとに記載された行動項目を取り組んでいきます。

タイムラインレベル１：発動
タイムラインレベル２：準備段階
タイムラインレベル３：早期警戒
タイムラインレベル４：行動
タイムラインレベル５：緊急対応
タイムラインレベル０：解除

(6)　「ゼロ・アワー」の設定

タイムラインに基づく活動は、主たる災害の発生地点となる「ゼロ・アワー」に至るまでに得られる「リードタイム」を生かし、防災・減災行動を行います。この、「リードタイム」を明確にし、この間に各運用主体が連携し、限られた時間内でタイムラインに基づく行動項目を実施していくために「ゼロ・アワー」を設定する必要があります。

「ゼロ・アワー」から遡った時間として得られる「リードタイム」を把握することにより、各運用主体がどのタイミングでどのような防災行動を実施するかを整理し、迅速かつ効率的な防災行動を目指すことができます。

・「ゼロ・アワー」

台風上陸や接近に影響した大雨等が想定される時点

・「ゼロ・アワー」の設定

「ゼロ・アワー」の設定は、気象情報や水位情報などをふまえ、台風による被害が危惧されるタイミング（およその時間）と発生しうる地域を判断します。

なお、設定した「ゼロ・アワー」については、各運用主体への情報共有を図ります。

３　市タイムライン（案）の策定の進め方

「三重県版タイムライン（平成30年３月修正）」及び「市町タイムライン基本モデル（平成31年３月）」を基に令和元年度中に市タイムラインを策定いたします。

第２項　市タイムライン(案)の策定・導入に向けた検討方針

１　市タイムライン(案)策定・導入に向けた検討の進め方

市タイムライン（案）の策定・導入に向けた事前行動項目の検討は、「第３部　台風接近時の減災対策」の第１章から第３章の「災害対策本部機能の確保」、「避難誘導体制の確保」、「災害未然防止活動」に掲げた対策項目をベースに検討を進めるものとし、これら項目を各々の章ごとに

・既にある取組で、タイムラインの考え方に沿った取組ができているもの
・既にある取組であるが、対策の時間軸を広げ、タイムラインとして再構築する必要があるもの
・タイムラインの考え方を取り入れ、新たに取り組むべきもの

という視点で整理・検討することで、タイムラインの策定に必要な項目を洗い出すこととします。

なお、本節で述べる事前行動項目とは、台風接近前までに行う事前の対策として実施するものであり、タイムラインレベル１（発動）とタイムラインレベル２（準備段階）における取組が該当します。

２　市タイムライン(案)の策定に向けた検討

(1)　市タイムライン(案)策定の視点から見た各章の特徴

ア　第３部　第１章「災害対策本部機能の確保」

本計画では災対本部の体制とその活動を主たる対策項目としています。

タイムライン策定の視点からは、市と県の類似検討項目が多いものと考えられます。

イ　第３部　第２章「避難誘導体制の確保」

主に総務部、税務部、健康福祉部、教育部、消防部が主体となって取り組むべき対策であり、タイムライン策定の視点からも、市の役割の比重が高くなる対策項目となります。

ウ　第３部　第３章「災害未然防止活動」

本計画では市管理施設及び設備にかかる事前防災・減災活動が主たる対策項目となっています。これらは、県や防災関係機関においても共通する対策であり、タイムライン策定の視点からも、市と県の類似検討項目が多いものと考えられます。

(2)　市タイムライン(案)策定・導入に向けた取組み

令和元年出水期以降、実状況において「市タイムライン（案）」を試行し、意見交換及び検証を行った後、令和２年度からの運用を目指します。

第２章　計画関係者の責務等

第１節　市･県･防災関係機関･市民等の実施責任及び役割

第１項　市・県・防災関係機関の実施責任及び役割

１　市

①　市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

②　市は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災･減災対策を推進する。

２　県

①　県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。

②　県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、指定地方公共機関をはじめとする防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

③　県は、市町及び防災関係機関が実施する防災対策を支援するとともに、総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

①　指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災･減災対策及び防災活動を実施する。

②　指定地方行政機関は、県及び市町の防災･減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

①　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。

②　指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び市町の防災･減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

①　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から風水害等予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施する。

②　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県、市町その他防災関係機関の防災･減災対策及び防災活動に協力する。

第２項　市民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

１　市民

①　市民は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。

②　市民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。

２　自主防災組織

①　自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。

②　自主防災組織は、地域において県、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

３　事業者

①　事業者は、常に風水害等に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。

②　事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

第２節　市･県･防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第１項　市の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内　　容
市	【災害予防・減災対策】 (1) 自助・共助を育む対策の推進 (2) 安全に避難するための対策 (3) 風水害等に強いまちづくりの推進 (4) 緊急輸送の確保 (5) 防災体制の整備・強化 (6) 特定自然災害への備え 【台風接近時の減災対策】 (1) 市災対本部機能の確保 (2) 避難誘導体制の確保 (3) 災害未然防止活動 【発災後の応急対策】 (1) 市災対本部活動の実施 (2) 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策 (3) 救助・救急及び医療・救護活動 (4) 緊急避難対策 (5) 特定自然災害対策 【被災者支援・復旧対策】 (1) 市災対本部活動体制の確保 (2) 避難者支援等の活動 (3) 社会基盤施設等の復旧・保全 (4) 復旧に向けた対策 (5) 復旧にかかる支援措置 【事故等による災害対策】 (1) 重大事故等対策 (2) 火災対策
市消防	(1) 火災の予防・警戒・鎮圧 (2) 災害の防除及び被害の軽減 (3) 救助・救急活動 (4) 行方不明者の捜索 (5) 災害情報の収集・連絡等

第２項　県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内　　容
県	(1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線等の通信整備及び防災情報システムの整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の市民に対する広報 (9) 被災者の救助に関する措置 (10) ボランティアの受け入れに関する措置 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (12) 被災県営施設の応急対策 (13) 災害時の文教対策 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止 (15) 災害時の交通及び輸送の確保 (16) 自衛隊の災害派遣要請 (17) 災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
県警察 （鳥羽警察署）	(1) 災害警備体制の確立 (2) 災害情報の収集・連絡等 (3) 救出救助活動 (4) 避難誘導 (5) 緊急交通路の確保 (6) 身元確認等 (7) 二次災害の防止 (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置 (9) 社会秩序の維持 (10) 被災者等への情報伝達活動 (11) 相談活動 (12) ボランティア活動の支援

第３項　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１　指定地方行政機関

機関名	内　　容
第四管区海上保安本部（鳥羽海上保安部）	(1) 情報の収集及び伝達に関すること (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること (4) 船舶交通の障害の除去に関すること (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること (6) 法令の海上における励行に関すること
東海農政局	(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進 (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集 (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導 (4) 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置に関する指導 (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導 (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置 (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等 (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導 (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握 (10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。
中部地方整備局三重河川国道事務所	１　災害予防 (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施 (5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施 (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保 (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）に関する計画等の情報共有 ２　初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施

機関名	内　　容
中部地方整備局 三重河川国道 事務所（続き）	３　応急・復旧 (1)　防災関係機関との連携による応急対策の実施 (2)　緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力 (3)　水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施 (4)　道路利用者に対して、南海トラフ地震に関する情報（臨時）及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施 (5)　応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (6)　路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (7)　航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保 (8)　緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 (9)　所管施設の緊急点検の実施 (10)　情報の収集及び連絡 (11)　道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 (12)　海上の流出油災害に対する防除等の処置を実施 (13)　要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動
津地方気象台	(1)　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2)　気象、地象及び水象の予報及び警報、並びに台風等の情報を適時・的確に発表するとともに防災機関に伝達 (3)　市町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力 (4)　災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町に対しての気象状況の推移及びその予想の解説等 (5)　県や市町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動

２　指定公共機関

機関名	内　　容
西日本電信電話（株） 三重支店	(1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置

機関名	内　　容
（株）ＮＴＴ ﾄﾞｺﾓ東海支社 三重支店	(1) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (2) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
ＫＤＤＩ（株） 中部総支社	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
ソフトバンク （株）	(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置
日本赤十字社 三重県支部	(1) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (2) 救援物資の配分 (3) 災害時の血液製剤の供給 (4) 義援金の受付及び配分 (5) その他災害救護に必要な業務
日本放送協会 津放送局	(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。 (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。 (3) 市民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知 (4) 市民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道
東海旅客鉄道 （株）伊勢市駅	(1) 災害時における輸送 (2) 輸送施設の被災状況の調査及び災害復旧
中部電力（株） 三重支店	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策及び災害防止措置の実施 (3) 災害発生時の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (4) 電力供給施設の早期復旧の実施 (5) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
日本郵便（株）	(1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ　被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

３　指定地方公共機関

機関名	内　　容
（公社） 三重県医師会 志摩医師会	(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療並びに助産救護活動
近畿日本鉄道（株）	災害により路線が不通となった場合、不通区間の自動車による代行輸送
三重交通（株） （鳥羽市営路線バス）	(1) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (2) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
（一社） 三　重　県 トラック協会	災害応急活動のための車両借上、物流専門家派遣等の要請に対する即応体制の整備
（一社） 三重県 LP ガス協会鳥羽支部	(1) 災害時におけるガスの供給確保 (2) ガス供給施設の被害調査及び災害復旧

４　自衛隊

機関名	内　　容
自衛隊	(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内　　容
産業経済団体（鳥羽商工会議所、伊勢農業協同組合鳥羽支店、鳥羽磯部漁業協同組合各支所、鳥羽市水道組合、鳥羽市観光協会及び旅館組合）	災害時の応急対策・指導、被害調査の自主的な実施並びに必要資機材及び融資あっ旋等に対する協力
文化、厚生、社会団体（鳥羽市社会福祉協議会、鳥羽市自治会連合会等）	被災者の救助・ボランティア活動及び義援金品の募集等についての協力
危険物施設等の管理者	危険物施設等の防火管理の実施、災害時での保安措置、応急措置及び当該施設の災害復旧の実施
各港湾施設の管理機関	港湾施設（水門、護岸、堤防、防潮扉等）の維持管理及び災害復旧の実施

第３章　本市の特質及び風水害等の状況

第１節　本市の特質

第１項　地　形　等

１　本市の位置

本市は三重県の東端部に位置し、志摩半島の北方向にあり、伊勢湾と太平洋・熊野灘に面している。

２　市　域

神島・答志島・菅島・坂手島の４つの有人離島をはじめとする離島部と半島部から構成され、市東端の神島は、三重県最東部に位置しており、離島部では全島民の避難について検討しておく必要がある。

３　地形的特性

渥美半島から答志島の北側を、日本を分断すると言われる「中央構造線」が走り、地形や地質はその影響を受けている。そのため地形的には山地が続き、紀伊山地の東端と、神島・答志島などの離島群で構成されている。

４　隣接市境界と加茂川の関係

朝熊ヶ岳(555m)によって伊勢市と境界をなし、志摩半島の最高峰の青峰山が志摩市との境界となり、これらの山地が分水界となる加茂川流域となっている。

５　主要な河川

市内を流れる主な河川としては、二級河川の加茂川堀通川、紙漉川、大吉川などがある。

加茂川は、鳥羽市松尾町の標高約 200m の浅間山(せんげんさん)に源を発し、途中、鈴串川、白木川、鳥羽河内川、落口川の支川と合流して、伊勢湾に至っている。

６　観光都市と漁業

山地が海岸部まで迫っているため、海岸線は風光明媚なリアス式海岸により伊勢志摩国立公園の中の観光都市であるとともに、岬や海底は、良好な岩礁部であるため、古くから豊かな漁場となり、海女漁が今日まで続けられている。また、黒のりなどの養殖業の先進地域として知られている。

７　公共交通機関

公共交通機関は、鉄道が近鉄や JR 線によって大阪、名古屋などの大都市圏や隣接する伊勢市や志摩市と結ばれている。市内の陸上交通としては、かもめバス（路線バス）の運行及び海上交通としては、市営定期船やフェリーによって各離島や伊勢湾を隔てた愛知県と結ばれており、市民や観光客の移動手段として重要な役割を担っている。

第２項　気　象

１　気象区分

本市は外帯地域※東側の海岸地帯に属しており、黒潮の影響で温暖な気候となっている。

（ ※ 三重県は、中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帯地域と南側の外帯地域に分けられる。）

２　過去５年間の降水量統計

過去５年間の年間降水量の平均値が約2,470㎜と日本の平均的な降水量の1,700～1,800㎜を大きく上回っている。降水量の一年間の変化をみると、７、８月が比較的少なく、９月に最大値が観測されることが多い。

■気温及び降水量の月別変動（鳥羽地域気象観測所）

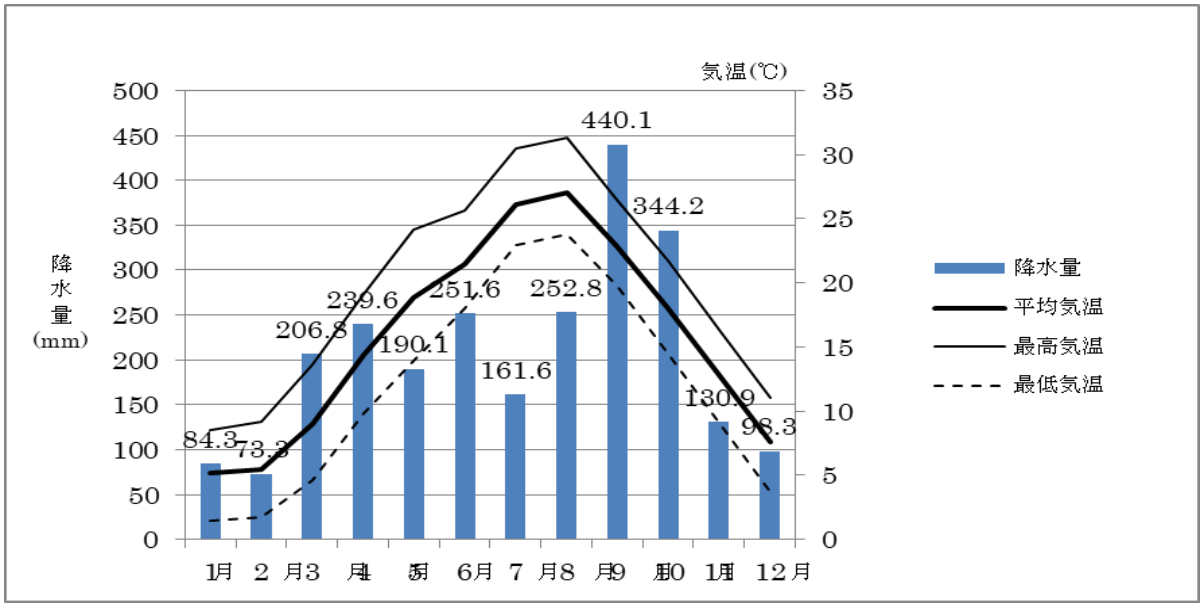

■年間降水量の推移（鳥羽地域気象観測所）

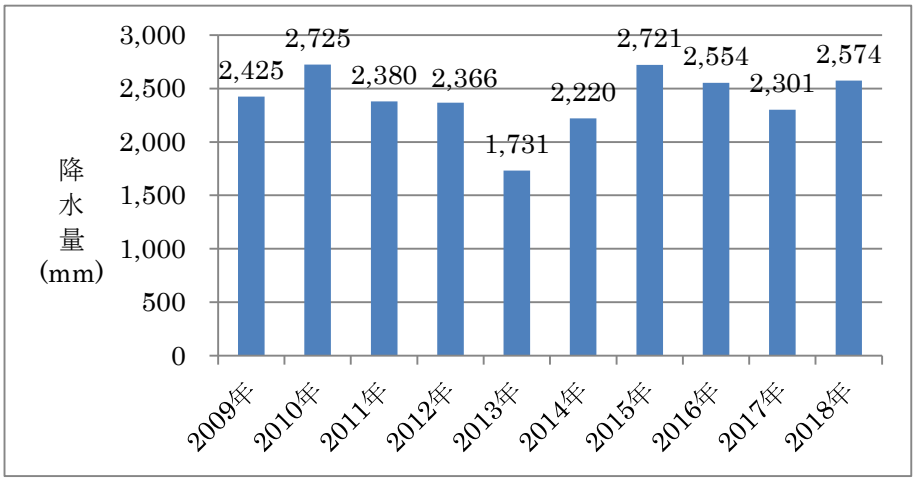

第２節　本市における既往の風水害等の状況

第１項　本市における戦後の主な気象災害

戦後以降に死者及び行方不明者が発生した主な気象災害の概要は、以下のとおりである。

本市において昭和期以降に死者、死傷者が発生した気象災害の件数は４件ある。昭和 28 年、昭和 34 年、昭和 57 年、昭和 63 年に死者、負傷者が生じた。これ以外では、台風等が幾度も襲来したにもかかわらず、人的被害の発生は見られていない。

平成期に入ってから平成３年の台風第 18 号によるさくらが丘団地の土砂災害、平成 24 年の台風第 17 号による妙慶川及び坂手町での浸水被害、平成 27 年の台風第 18 号によるさくらが丘団地及び加茂地区の土砂災害や市内各地で床上下浸水被害が発生した。下表では、死者・負傷者等が発生した気象災害について記載している。

（表）鳥羽市に影響を及ぼした戦後の主な気象災害の概要

発生年月日	災害の名称	死者（負傷者）（人）	罹災者数（人）	災害の概要	引用文献参考文献
1953.9.25（昭和 28）	台　風第 13 号	(5)	7,066	熊野灘を北上、志摩半島を横断した台風と満潮時が重なったため、高潮により海岸線はほとんど壊滅し、未曽有の大災害を蒙った。	鳥羽市史（下巻）（平成３年３月）
1959.9.25～27（昭和 34）	台　風第 15 号（伊勢湾台　風）	1（78）	18,027	非常に大きな暴風域を保ったまま潮岬付近に上陸し、三重県の西側を北上した。台風経路の右側にあたる伊勢湾沿岸には、26 日夜に来襲し、高潮と烈風により壊滅的な被害を受けた。	
1965.9.17（昭和 40）	台　風第 24 号	－	397	熊野灘から志摩半島に上陸、伊勢湾口を縦断	
1966.9.23～25（昭和 41）	台　風第 24 号	－	1,275	台風２４号の影響を受け、本州南岸部にあった前線が活発化。低地で浸水、山間部でがけ崩れ等の被害。（雨量 227㎜）	
1982.9.11～12（昭和 57）	台　風第 18 号	1	浸水被害 18	鳥羽市船津町の国道 167 号線から若杉町に通じる市道で加茂川が増水し、濁流に１名のまれる。	
1988.7.13～15（昭和 63）	梅雨前線豪雨	4（1）	浸水被害 67	志摩半島を中心に局地的な豪雨となり、加茂川は午前８時頃から満潮と重なって溢水、氾濫し、松尾、岩倉、河内、船津の４町内全域が冠水した。	
1991.9.18～19（平成 3）	台　風第 18 号	－	118	台風18号の接近に伴い本州南岸の前線が活発となり、期間降水量が 484㎜ となり、さくらが丘団地で土砂崩れの被害が発生した。	
2015.9.9～10（平成 27）	台　風第 18 号	－	140	・7～9 日までの総降水量：318㎜ ・9 日の日降水量：247㎜（最大１時間降水量 75.5㎜） ・さくらが丘団地、加茂地区で土砂崩れや市内各地で浸水被害が発生した。	

発生年月日	災害の名称	死者（負傷者）（人）	罹災者数（人）	災害の概要	引用文献参考文献
2017.10.21～23（平成29）	台　風第21号	－	118	・日降水量：396mm（鳥羽市観測史上２位） ・最大瞬間風速：23.8m/s ・翌週通過した台風22号による被害を含め、床上・床下浸水25件、土砂崩れ４カ所、道路被害13カ所、道路冠水29カ所の被害が発生した。	気象庁HP「過去の気象データ」及び三重県地域防災計画（風水害対策編）
2018.9.3～4（平成30）	台　風第21号	－	停電約2,200戸	・最大瞬間風速：29.5m/s（鳥羽市観測史上２位） ・強風に起因すると思われる倒木や放送用スピーカー等の傾斜、鳥羽駅自由通路の屋根の破損被害が発生した。	

第３節　近年の気象及び災害の傾向

第１項　近年の気象の傾向

１　台風の発生傾向

日本に接近する台風については、発生回数そのものは、過去５年間平均は増加傾向で推移している。加えて、年間で最も強い勢力の台風が示した最低気圧の値を過去５年平均としてみたとき、年々、平均気圧は下がってきており、気象庁も「地球温暖化に伴う台風やハリケーンといった熱帯低気圧の活動の予測研究によると、非常に強い熱帯低気圧の数は増えると予測される。」と指摘している。日本近海の海水温が上昇しているため、南海上で発生した台風が勢力を弱めないまま日本に接近するケースが増加していることが原因と考えられている。

【図表　台風の発生回数】

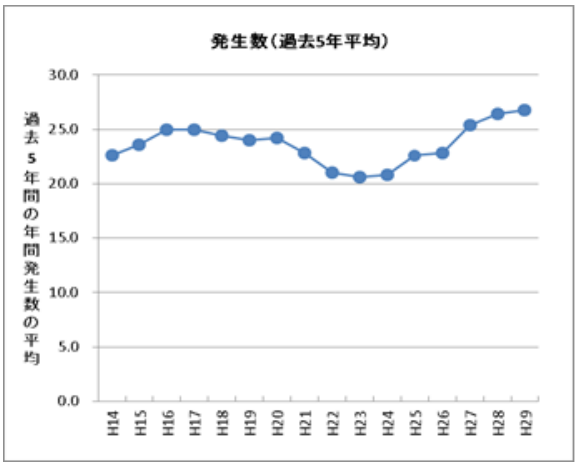

【図表　台風の最低気圧の推移】

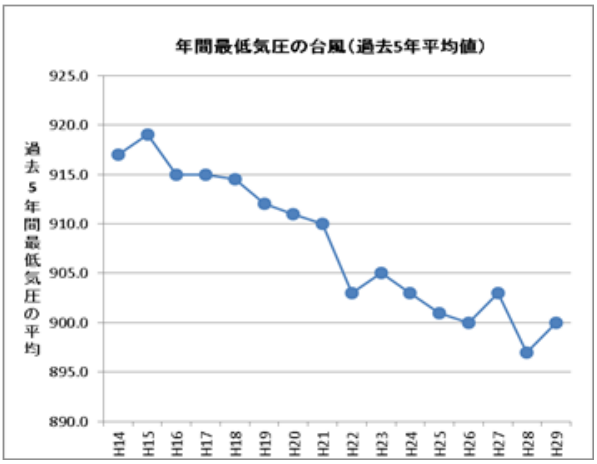

（気象庁ＨＰ「過去の気象データ」を基に作成）

２　大雨の発生傾向

大雨の過去 30 年間の傾向として、全国のアメダス地点（約 1,000 地点）における、１時間降水量 50 ミリ以上（非常に激しい雨）、同 80 ミリ以上（猛烈な雨）の年間観測回数は増加傾向にある。最近 10 年間（平成 20 年～29 年）は、30 年前の 10 年間（昭和 63 年～平成９年）と比較して、「非常に激しい雨」の観測回数が約 1.9 倍となるとともに、「猛烈な雨」の観測回数については約 1.5 倍の増加となっている。

こうした傾向は、三重県においても見ることができ、県内 20 地点における最近 10 年間の「非常に激しい雨」の観測回数は、30 年前の 10 年間と比較して約 1.6 倍と増加している。鳥羽市においては、最近 10 年間の「非常に激しい雨」の観測回数は、30 年前の 10 年間と比較して同数、「猛烈な雨」に至っては昭和 57 年(1982 年)に一度観測されたきり観測されていない。

【図表　アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（全国 1,000 地点）】
（上）１時間降水量 50 ミリ以上　（下）１時間降水量 80 ミリ以上

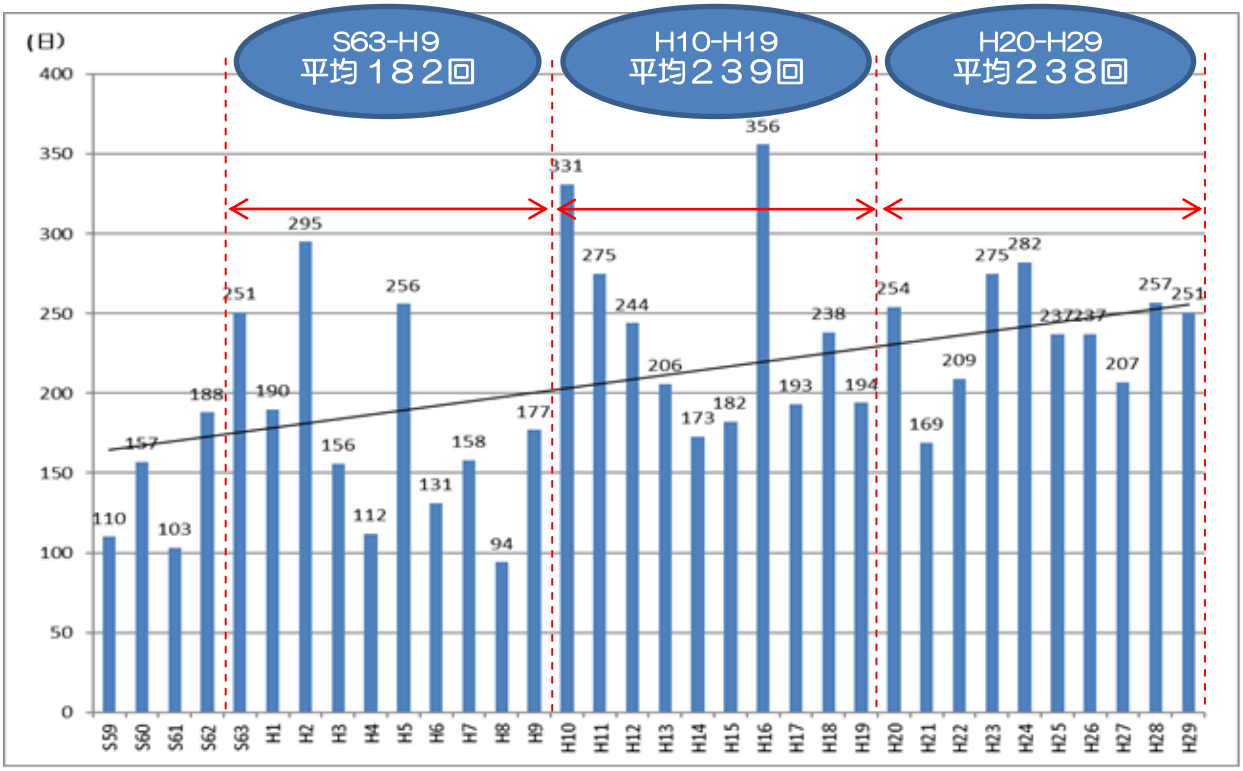

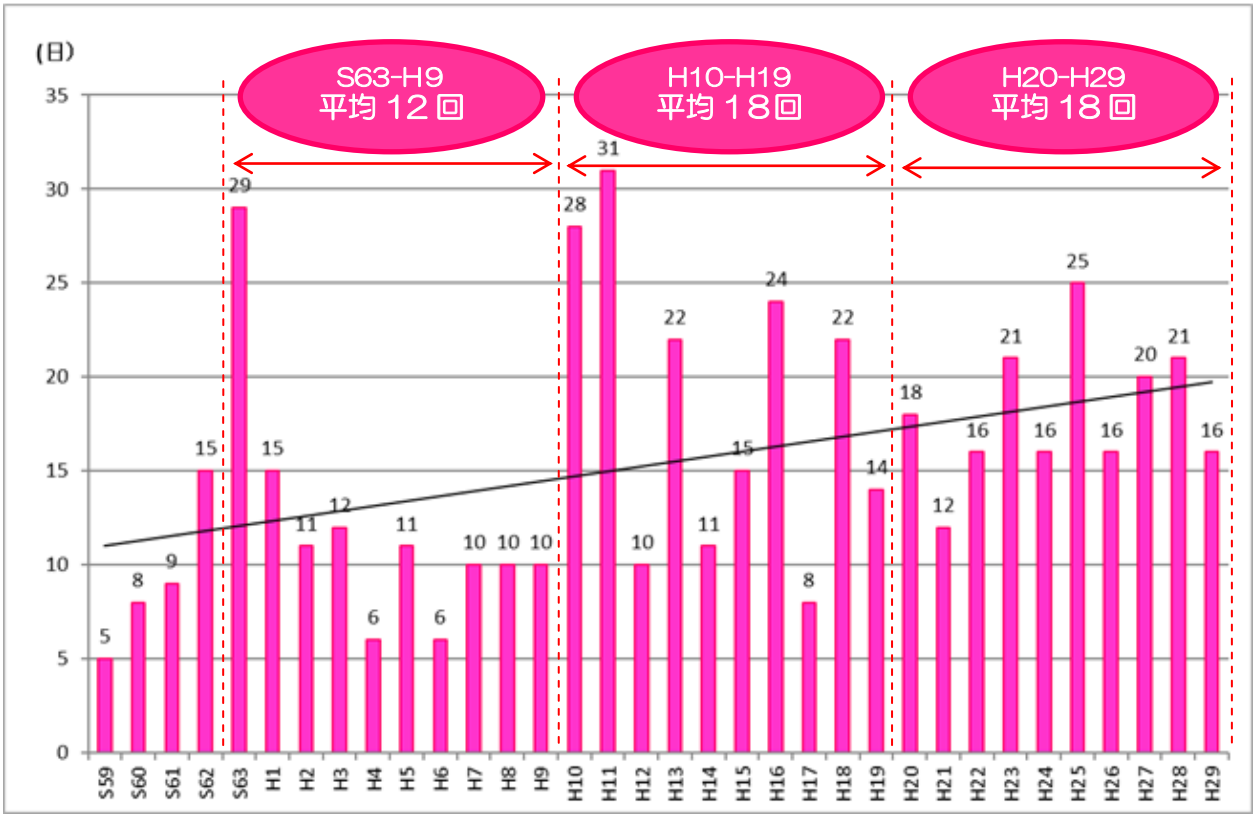

（津地方気象台からの提供資料を基に作成）

【図表　アメダスが観測した短時間強雨（1 時間降水量 50 ミリ以上）の発生回数】
（上）三重県 20 地点　　（下）鳥羽市

（20 地点：津、亀山、笠取山、四日市、白山、小俣、上野、粥見、北勢、藤坂峠、桑名、名張、南伊勢、鳥羽、紀伊長島、阿児、宮川、尾鷲、熊野新鹿、御浜）

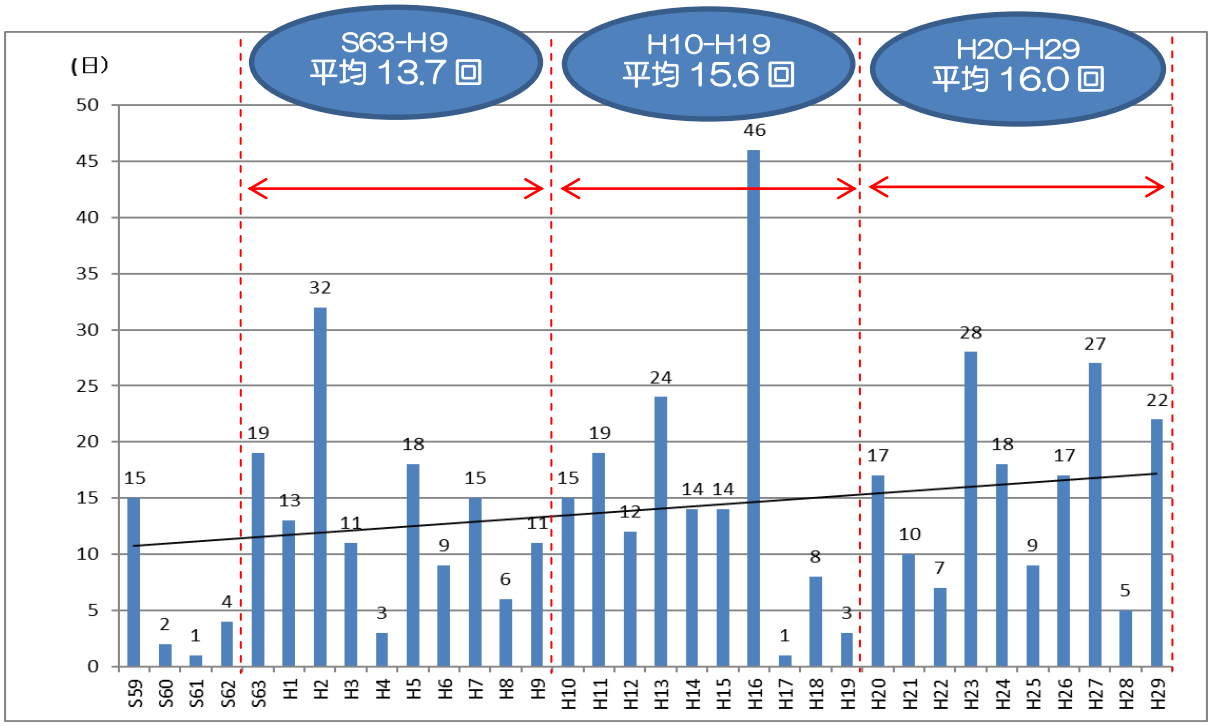

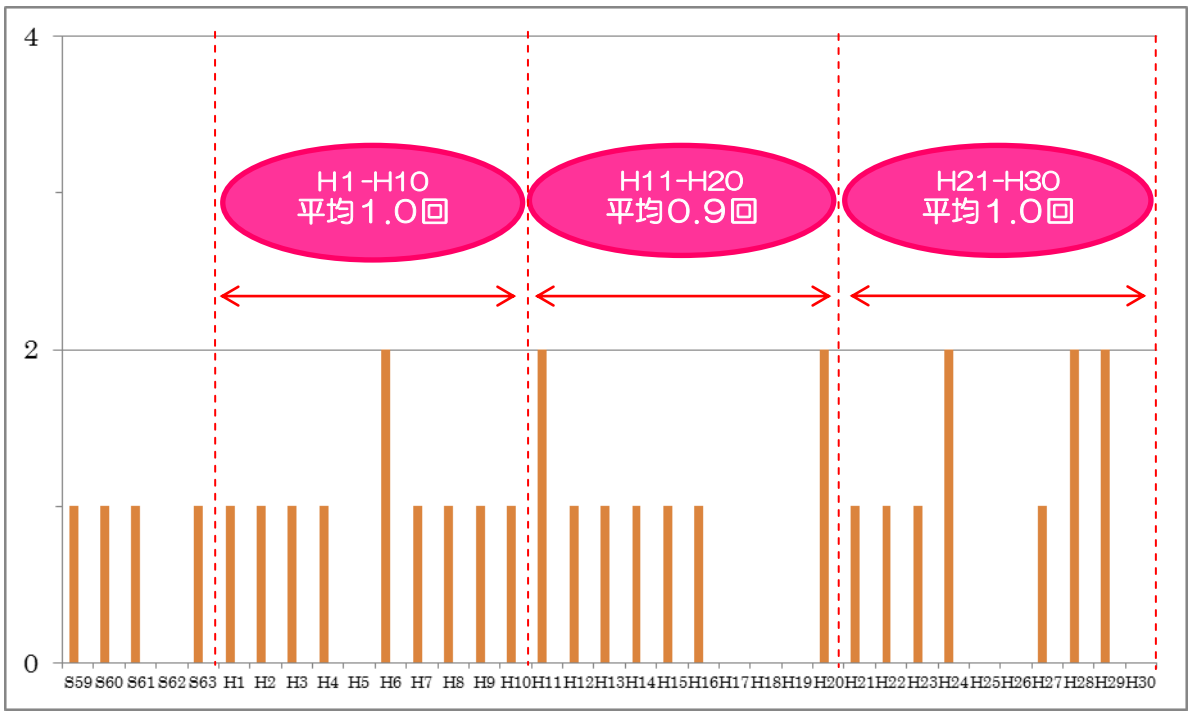

（気象庁の各種データ・資料／過去の気象データ検索を基に作成）

３　竜巻の発生状況

近年、我が国でも注目を集めている竜巻について、気象庁では平成 20 年から竜巻注意情報を発表しているが、発表回数は年間約 600 回に上り、実際に発生が確認された竜巻は、年平均で約 24 件（平成 20 年～平成 29 年、海上竜巻を除く）に上っている。

三重県においては、平成 20 年度の発表開始以降、これまでに 15 件（平成 29 年３月まで、現象区分の不明を除く）の発生が確認されている。

【図表　全国の竜巻注意情報の発表回数（平成 20 年～29 年）】

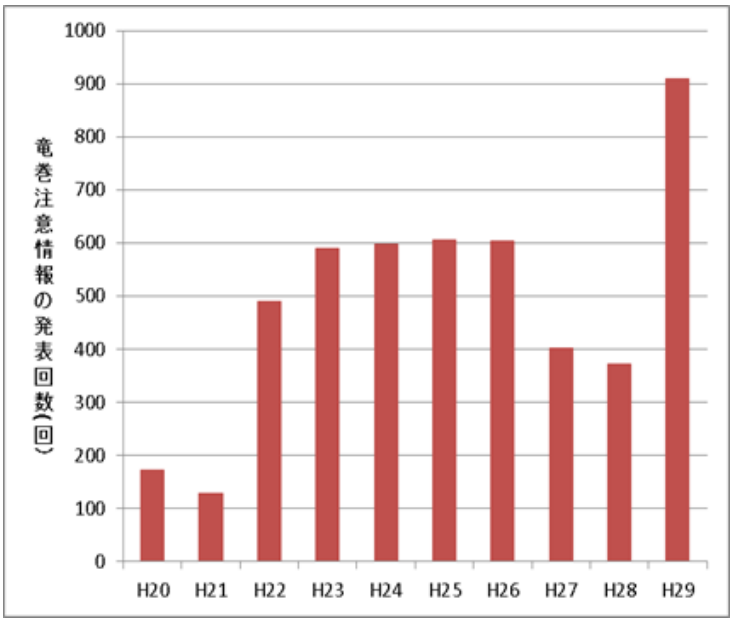

（気象庁ＨＰ「竜巻注意情報の発表状況」を基に作成）

※平成 20 年については、同年３月 26 日の竜巻注意情報の運用開始から同年 12 月 31 日までの約９か月間。

※平成 22 年５月 27 日の竜巻発生確度ナウキャストの提供開始に伴い、発表基準が変更されたため、同年前後の発表回数を単純に比較することはできない。

【図表　全国の竜巻の年別発生確認数】

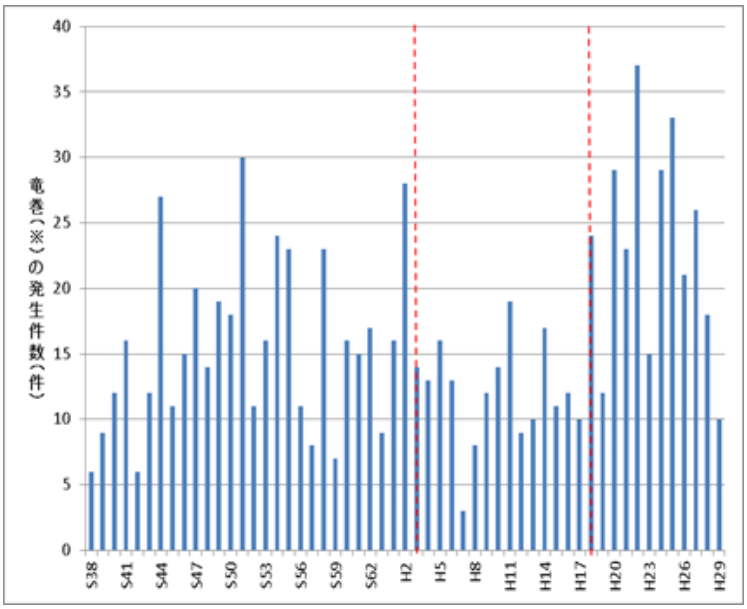

４　大雪の発生状況

降雪の状況については、各年の降雪量が前年に比べてどの程度増減していたかを示す統計値（偏差）を見てみると、降雪量の観測が開始された昭和 37 年から平成 29 年までの間、北日本、東日本（三重県含む）、西日本とも減少傾向を示している。

平成 29 年１月には、県北部から伊賀の範囲で大雪となり、いなべ市北勢で 55cm、亀山市関町坂下鈴鹿峠（下）で 33cm、四日市市塩浜で 17cm の積雪深となった。この大雪の影響で社会生活に大きな混乱が生じた。

第２項　本市における災害の傾向

１　洪水被害の傾向

下表は国土交通省「水害統計」等を基に、平成 11 年からの 10 年間、平成 28 年までの 10 年間の本市の被害状況を表したものである。

洪水による浸水家屋数は、増加傾向が顕著であると判断できる。

なお、いずれの 10 年間においても、水害被害面積については 100ha 未満であった。

区分（10 年間）	床下浸水	床上浸水	計
平成 11～20 年	14 棟	1 棟	15 棟
平成 15～24 年	105 棟	79 棟	184 棟
平成 19～28 年	233 棟	100 棟	333 棟

（国土交通省「水害統計」等を基に作成）

※平成 29 年の台風 21･22 号による住家被害は 25 件発生した。

２　土砂災害被害の傾向

本市における、がけ崩れ、土石流、地すべりなど土砂災害の発生状況については、平成 11 年からの 10 年間で４件、平成 16 年からの 10 年間は３件と、ほぼ横ばいであったが、平成 20 年から平成 29 年の 10 年間については６件と、この４年の間に発生件数は増加傾向を示している。

【図表　県内の土砂災害の発生状況】

（平成 16 年～25 年の発生状況）　　（平成 20 年～29 年の発生状況）

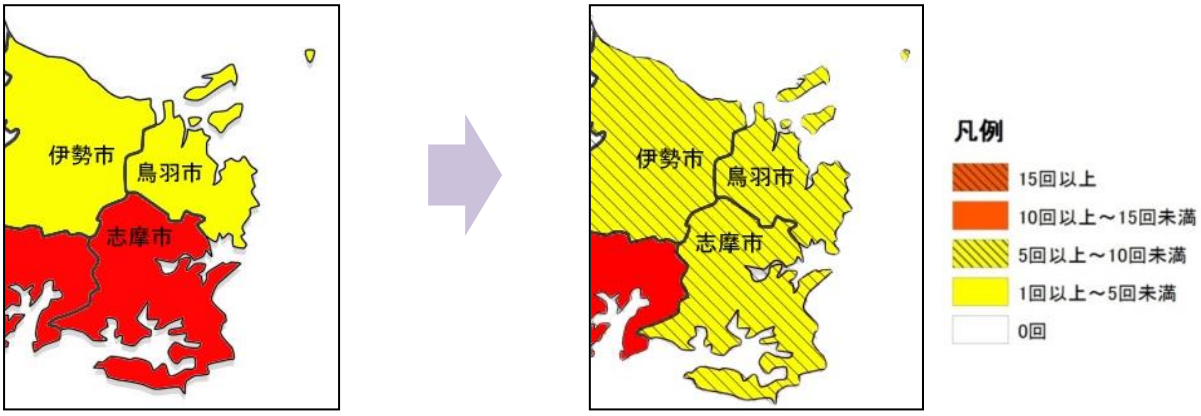

（三重県防災砂防課資料「市町別（年別）災害発生件数」を基に作成）

※平成 30 年の台風第 21・22 号による土砂災害は４件発生した。

３　高潮災害の状況

高潮災害については、伊勢湾台風をきっかけに海岸整備が推進されてきたこともあり、昭和 40 年代以降、大きな被害の発生は少なくなっている。

しかし、平成 24 年 9 月の台風第 17 号では、高潮と大潮と満潮が重なり過去最高潮位 207㎜ を観測し、鳥羽一～五丁目、小浜町、浦村町、桃取町、坂手町において床上・床下浸水が約 150 件発生した。

また、平成 30 年９月の台風２４号でも高潮と満潮が重なり過去最高水位に迫る 200㎜ を観測し、冠水による道路の全面通行止めが４カ所発生した。

【図表　全国の主な高潮災害】

発生年月日	主な原因	主な被害区域	最高潮位(T.P.m)	死者･行方不明者(人)	全壊・半壊(戸)
大正６年 10 月１日	台風	東京湾	3.0	1,324	55,733
昭和９年９月 21 日	室戸台風	大阪湾	3.1	3,036	88,046
昭和 17 年８月 27 日	台風	周防灘	3.3	1,158	99,769
昭和 20 年９月 17 日	枕崎台風	九州南部	2.6	3,122	113,438
昭和 25 年９月３日	ジェーン台風	大阪湾	2.7	534	118,854
昭和 34 年９月 26 日	伊勢湾台風	伊勢湾	3.9	5,098	151,973
昭和 36 年９月 16 日	第２室戸台風	大阪湾	3.0	200	54,246
昭和 45 年８月 21 日	台風第 10 号	土佐湾	3.1	13	4,439
昭和 60 年８月 30 日	台風第 13 号	有明海	3.3	3	589
平成 11 年９月 24 日	台風第 18 号	八代海	4.5	13	845
平成 16 年８月 30 日	台風第 16 号	瀬戸内海	2.7	3	11
平成 16 年 10 月 20 日	台風第 23 号	室　戸	2.9	3	13
平成 16 年８月 30 日	台風第 16 号	瀬戸内海	2.1	1	11

※死者・行方不明者（人）、全壊・半壊（戸）は、高潮以外によるものも含む。
※T.P.とは、東京湾平均海面を表す。
（内閣府「風水害等対策パンフレット（高潮災害とその対応）」を基に作成）

第２部　災害予防・減災対策

第１章　自助・共助を育む対策の推進

第１節　市民や地域・離島の防災対策の促進

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　多くの市民が、自宅や学校、勤務先等の周辺で風水害発生時にどのような状況になるのかや､災害種別ごとの避難場所の把握、家族間の連絡方法の確認、備蓄等が十分でない。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　全市民が、自宅等周辺の風水害時の様相や避難場所､家族間の連絡方法等を把握し、備蓄等も準備している。また、災害時には早めの避難行動をとることができる。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	自主防災会、町内会等	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 離島など孤立地域への防災対策 (3) 災害時の物資等支援対策 (4) 情報伝達手段の維持管理 (5) 地域・ＮＰＯ・防災関係機関との連携
	市民	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 離島など孤立地域への防災対策 (3) 災害時の物資等支援対策 (4) 情報伝達手段の維持管理

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
自主防災会､町内会等	地域住民	(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施 (2) 地域コミュニティの維持 (3) 災害時の物資支援の協力体制の構築 (4) 市との連携 (5) 避難所運営体制の構築
防災活動に取り組むＮＰＯ等	住民や関係者	(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築 (2) 市等の防災思想･防災知識の普及･啓発事業への協力
市民を顧客として事業を展開している防災関係機関	市民	(1) 事業活動を通した市等の防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施 (2) 市等の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 自宅や通勤・通学先等の風水害時の様相把握 (2) 災害種別ごとの避難場所の把握 (3) 家族防災会議の開催 (4) 家庭での情報収集手段の確保 (5) “被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

第３項　対策

■市が実施する対策

１　自主防災会、町内会等を対象とした対策（総務課）

⑴ 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

地域における共助の取組を促進するため、市の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発及び支援に取り組む。

ア 本市の災害特性に応じた訓練の実施

市のハザードマップや過去の災害、気候変動等を踏まえ、実践に則した訓練を実施する。

イ 地域主催の訓練実施の促進

自主防災活動補助金等を活用し、地域主催の訓練実施の促進を図る。

ウ 地域独自の防災訓練実施等への支援

要請があれば、地域主催の訓練に職員を派遣し支援する。

エ 広報等による定期的な啓発

広報、行政放送、ホームページ等にて定期的な啓発による危機意識の醸成を図る。

オ 防災講演会等の実施

本市の実情に即した防災講演会や研修会等を実施する。

カ 避難行動要支援者名簿の整備

災害時の避難行動に支援が必要な方を把握するため、名簿作成を行う。

キ 市民の風水害に対する避難行動の理解浸透

地域の災害危険箇所を把握してもらうとともに、理にかなった避難行動の啓発を図る。

ク 地区防災計画策定の促進

自主防災会、町内会等が策定する地区防災計画の策定指針を提案する。

⑵ 離島など孤立地域への防災対策

本市は、離島を始め集落が点在しており、大規模災害時は集落が孤立すると想定されていることから、ある程度の期間、集落単位で生活できるよう対策を推進する。

⑶ 災害時の物資等支援対策

原則、食料等の物資は個人で準備するものとするが、市は、観光客等も考慮し、必要最低限の備蓄に努める。また、大規模災害時物資無償支援者登録制度（以下、「たすけあい制度」という。）を活用し、物資の無償支援者を募り、地域への物資支援の充実を図る。

⑷ 情報伝達手段の維持管理

防災行政無線やとばメールなど災害時における情報伝達手段の保守を行う。

⑸ 地域・ＮＰＯ・防災関係機関との連携

地区指定員などを活用し、地域との連携に努めるとともに、ＮＰＯや防災関係機関と協定等による連携を図る。

２　市民を対象とした対策（総務課）

⑴ 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

住民の自助の取組や共助への参画を促進するため、市の実施する普及・啓発項目のうち、必要な項目を地域の実情に合わせた形で普及・啓発するとともに、地域に密着した独自の防災対策等の普及・啓発を図る。

ア 本市の災害特性に応じた訓練の実施

市のハザードマップや過去の災害、気候変動等を踏まえ、実践に則した訓練を実施する。

イ 広報等による定期的な啓発

広報、行政放送、ホームページ等にて定期的な啓発による危機意識の醸成を図る。

ウ 防災講演会等の実施

本市の実情に即した防災講演会や研修会等を実施する。

エ 市民の風水害に対する避難行動の理解浸透

地域の災害危険箇所を把握してもらうとともに、理にかなった避難行動の啓発を図る。

オ 防災教育の推進

学校・保育所等では、児童生徒を対象に防災意識の向上のため、防災教育の実施に取り組む。

カ ハザードマップの配布

市民の迅速・適切な避難や防災活動に役立つハザードマップを配布し、啓発を図る。

(2) 離島など孤立地域への防災対策

本市は、離島を始め集落が点在しており、大規模災害時は集落が孤立すると想定されていることから、ある程度の期間、集落単位で生活できるよう対策を推進する。

(3) 災害時の物資等支援対策

原則、食料等の物資は個人で準備するものとするが、市は観光客等も考慮し、必要最低限の備蓄に努める。また、たすけあい制度を活用し、物資の無償支援者を募り、地域への物資支援の充実を図る。

(4) 情報伝達手段の維持管理

防災行政無線やとばメールなど災害時における情報伝達手段の保守を行う。

■自主防災会、町内会等が実施する対策

＜自主防災会、町内会等が実施する対策＞

１　地域住民を対象とした対策

(1) 風水害対策に関する普及・啓発事業の実施

ア 地域住民への防災啓発機会の創出

市の出前とーく等を活用し、定期的に住民対象の講座を開催するなど、防災啓発に努める。

イ 自主防災活動の実施

市の自主防災活動補助金等を活用し、地域主催の防災活動を積極的に実施するよう努める。

ウ 避難行動要支援者支援体制の構築

地域の避難行動要支援者の把握に努めるとともに支援体制の構築を図る。

エ 防災教育への理解と協力

学校・保育所等で進めている防災教育に協力し、学校・保育所等と連携した防災対策に努める。

オ 市訓練への参加の促進

市が実施する訓練に積極的に参加するよう住民に促すとともに、その市の訓練時に地域が主催する訓練の実施に努める。

カ 住民の風水害に対する避難行動の理解浸透

地域住民に災害危険箇所を把握してもらうとともに、理にかなった避難行動の啓発に努める。

(2) 地域コミュニティの維持

災害時に軸となる地域コミュニティを維持するよう努める。

(3) 災害時の物資支援の協力体制の構築

市が行うたすけあい制度に協力し、物資協力体制の構築を図る。

(4) 市との連携

地区指定員などを活用し、市との連携を図る。

(5) 避難所運営体制の構築

避難生活段階になれば、避難所運営は地域で行わなければならないことから、運営できる体制構築と施設の確認を継続する。

＜防災活動に取り組むＮＰＯ等が実施する対策＞

１　住民や関係者を対象とした対策

(1) 自組織の活動の情報発信と協力関係の構築

自組織の活動を積極的に情報発信するとともに、県や市、住民等と協力関係の構築に努める。

(2) 市等の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の活動の中で、県や市が実施する住民の自助･共助の促進にかかる防災思想･防災知識の普及・啓発事業への積極的な協力に努める。

＜市民を顧客として事業を展開している防災関係機関が実施する対策＞

１　市民を対象とした対策

(1) 事業活動を通した防災思想・防災知識の普及・啓発事業の実施

各々の事業活動の中で、住民の自助･共助の防災対策の促進が図られるよう、積極的に普及・啓発活動に取り組むとともに、防災対策上、発災時に住民の協力が必要な防災関係機関については、その内容についても積極的に啓発を図る。

(2) 市等の防災思想・防災知識の普及・啓発事業への協力

各々の事業活動の中で、県や市が実施する住民の自助･共助の促進にかかる防災思想・防災知識の普及・啓発事業に積極的に協力する。

■市民が実施する対策

１　自宅や通勤・通学先等の風水害時の様相把握

市が提供する洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所マップ等を確認し、自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の被害の様相を把握する。

２　災害種別ごとの避難場所の把握

洪水や土砂災害等の災害種別ごとの風水害等避難所を確認する。

３　家族防災会議の開催

自宅や家族の通勤・通学先等における風水害時の様相や、洪水、土砂災害等災害種別ごとの風水害等避難所、非常時の連絡方法等を家族間で共有するため、必要な事前の防災対策や発災した際の役割分担・取るべき行動について話し合う家族防災会議を定期的に開催し、自分や家族、地域の安全を自らの力で守るための自助・共助の備えを確認するよう努める。

あわせて、各家庭において、食料、飲料水、携帯トイレや非常持ち出し品等(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の備蓄に努める。

４　家庭での情報収集手段の確保

防災行政無線に頼らず、テレビ・ラジオなど自分で情報収集できる手段を確保するとともに、家族間の連絡手段も確認する。

５　“被災後の生活再建のため”の防災対策の推進

被災した場合にあっても早期の生活再建につなげることができるよう、自然災害による損害を補償する保険に加入する等の対策を講じる。

【主担当課】
・総務課

第２節　防災人材の育成・活用

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　防災人材が十分でなく、特に、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアの人数や割合が少ない。また、これまで育成してきた防災人材の地域での活用が十分ではない。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　防災人材、特に、女性や若者の防災人材及び災害ボランティアが育ち、地域の防災活動への参画が進むとともに、育成した防災人材が地域の防災活動を先導している。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	市民	(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用 (2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用
	自主防災組織	(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発 (2) 自主防災組織構成員に対する教育･啓発 (3) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	防災活動に取り組むボランティア・ＮＰＯ等	(1) 防災活動に取り組むボランティア・ＮＰＯ等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進
	災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等	(1) 災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が行う人材育成への支援 (2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
自主防災組織	自主防災組織構成員	(1) 構成員に対する教育･啓発
防災活動に取り組むボランティア・ＮＰＯ等	組織の構成員等	(1) 構成員に対する教育･啓発
災害ボランティアセンター･災害ボランティア団体等	組織の構成員やボランティア等	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成 (2) 構成員に対する教育･啓発

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 市の防災人材育成事業への積極的な参画

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市民を対象とした対策（総務課）

(1) 地域等の防災活動を先導する防災人材の育成及び活用

地域で実施される研修や啓発活動を通じ、防災活動を先導する防災人材の育成を図る。

また、地域住民が参加する防災訓練やタウンウォッチング等の活動に際し、自主防災リーダーと連携して、防災人材の活用を図る。

(2) 女性や若者の防災人材の育成及び活用

避難所運営等においては女性への配慮が不可欠なことから、女性の視点で主体的に行動できる人材の育成を図る。また、防災人材における若者の割合が低いことから、若い世代の防災人材育成についても同様に取り組む。

２　自主防災組織を対象とした対策（総務課）

(1) 自主防災組織のリーダーに対する教育・啓発

自主防災組織のリーダー等を対象とした自主防災リーダー養成講座を行う。年に１回程度実施し、継続的に育成を行っていく。

(2) 自主防災組織構成員に対する教育･啓発

自主防災リーダーと連携し、自主防災組織を構成する地域住民の防災意識の向上や地域に応じた自主防災組織活動の実施に必要な教育、啓発等を継続的に行う。研修や啓発活動への参加を通して、教育・啓発を行う。

(3) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

自主防災リーダー養成講座において、警察や海上保安庁、自衛隊等の防災関係機関との連携を図る内容で実施する等、発災後も協力して活動できる関係づくりを図る。

３　防災活動に取り組むボランティア・ＮＰＯ等を対象とした対策（市民課）

(1) 防災活動に取り組むボランティア・ＮＰＯ等が行う人材育成への支援

防災活動に取り組むボランティア・ＮＰＯ等が実施する人材の育成事業を支援する。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

４　災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等を対象とした対策（市民課）

(1) 災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が行う人材育成への支援

災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が実施する人材の育成事業を支援する。

(2) 多様な防災関係組織との交流及び連携の促進

多様な防災人材の交流と連携を促進し、互いの役割や活動内容を学び合うことで、各々の活動の質を高めるとともに、災害時の協力関係を構築する。

■自主防災組織や防災活動に取り組むＮＰＯ等が実施する対策

＜自主防災組織が実施する対策＞

１ 自主防災組織構成員を対象とした対策

(1) 構成員に対する教育･啓発

市が実施する研修や啓発活動を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

＜防災活動に取り組むボランティア・ＮＰＯ等が実施する対策＞

１　組織の構成員等を対象とした対策

(1) 構成員に対する教育･啓発

市が実施する研修や啓発活動を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

＜災害ボランティアセンター・災害ボランティア団体等が実施する対策＞

１　組織の構成員やボランティア等を対象とした対策

(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成

災害ボランティア団体等において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

(2) 構成員に対する教育･啓発

市が実施する研修や啓発活動を活用する等して、組織の構成員の教育や啓発に努める。

■市民が実施する対策

１　市の防災人材育成事業への積極的な参画

市民は市が実施する研修や啓発活動に積極的に参画し、地域の防災活動等への協力に努める。

【主担当課】
・総務課、市民課

第３節　自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　自主防災組織や消防団の活動状況にばらつきがあり、また、各組織間の連携が十分でない。さらに、これら組織に対し、東日本大震災や紀伊半島大水害等で顕在化した課題について十分な情報共有がなされていない。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　自主防災組織や消防団に対して適切な情報提供と共有がなされ、各々の活動が活性化して相互の連携が進み、活発に自主防災組織の訓練が実施され、消防団員数の増加が図られている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	自主防災組織	(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進 (2) 自主防災組織の結成推進
	消防団	(1) 消防団の育成及び活性化の推進
	市民	(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
自主防災組織	地域の消防団、他地域の自主防災組織等の防災関係団体	(1) 防災知識の普及 (2) 危険箇所等の把握 (3) 防災訓練の実施 (4) 防災用品等の備蓄 (5) 地域における消防団との連携 (6) 他地域の自主防災組織等との連携やネットワーク化による活動の活性化
消防団	地域の自主防災組織、他地域の消防団等の防災関係団体	(1) 各種災害活動への対応の強化 (2) 資機材の点検・整備 (3) 地域における自主防災組織との連携 (4) 他地域の消防団等との連携やネットワーク化による活動の活性化

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 自助の確立 (2) 自主防災組織や消防団の活動への参画

第３項　対策

■市が実施する対策

１　自主防災組織を対象とした対策（総務課）

(1) 自主防災組織の活動支援及び活性化の推進

各自主防災組織が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

① 訓練等の自主防災活動に対する支援を行う。
② 市の地域防災計画との連携を保った防災計画の作成を指導し、概ね次の事項について、平常時及び災害時の活動計画等を定める。
(a) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
(b) 防災知識の普及に関すること。
(c) 防災訓練の実施に関すること。
(d) 情報の収集、伝達に関すること。
(e) 出火防止、初期消火に関すること。
(f) 救出救護に関すること。
(g) 避難誘導に関すること。
(h) 給食、給水に関すること。
(i) 防災資機材の整備に関すること。
③ 自主防災組織等が行う防災訓練、防災マップづくり、防災講演会等の防災活動の経費に対する自主防災活動補助金の給付及びこれを通しての活動啓発を行う。
④ 防災資機材の整備にかかる支援を行う。
⑤ 組織への女性の参画促進や自主防災組織間のネットワーク化による組織の活性化推進を行う。
⑥ 必要に応じ、地域の住民、事業所、施設管理者等が連携した、共同の自主防災組織の創設や自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。
⑦ 自主防災組織の充実を図るため、自主防災リーダー養成講座を実施し、組織のリーダーの育成を積極的に行うことによる組織体制の強化を行う。

(2) 自主防災組織の結成推進

地域住民の自主防災組織については、現在、46 町内会・自治会中 45 組織が結成されているが、自主防災組織の未結成地域においては、同地域における自主防災組織の立ち上げを推進するとともに、結成された自主防災組織の活動が活発に、継続して行われるよう支援を行う。

また、地域の消防団や他地域の自主防災組織等との連携強化を図るための人材の育成を図る。

２　消防団を対象とした対策（消防本部）

(1) 消防団の育成及び活性化の推進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。また消火用資機材をはじめ、救助資機材等の配備の充実を図り、これらの資機材の有効活用がなされるよう定期的な訓練指導を実施する。

３　市民を対象とした対策（総務課、消防本部）

(1) 自主防災組織や消防団への協力・参画の促進

自主防災組織や消防団と連携し、自主防災組織及び消防団の必要性について積極的な広報活動を行い、防災意識の高揚を図り、組織への参画を促すとともに防災活動が効果的に行われるよう平素より理解と協力を求める。

■自主防災組織や消防団が実施する対策

＜自主防災組織が実施する対策＞

１　地域の消防団、**他地域の自主防災組織等の防災関係団体を対象とした対策**

(1) 防災知識の普及

地域住民の連携強化を図り、災害時の心得、応急手当、避難方法等に関する知識の普及を行う。

(2) 危険箇所等の把握

地域を点検し、危険箇所及び消防水利等の災害・防災に直結する箇所を把握し、住民への周知を行う。

(3) 防災訓練の実施

避難、初期消火、救護、炊き出し等の各種訓練の実施を行う。

(4) 防災用品等の備蓄

防災資機材の点検、整備を行う。

(5) 地域における消防団との連携

消防団との連携を密にし、地域における各種情報の共有に努め、有事の際の情報伝達、災害対応業務の役割分担等の確立を図る。

(6) 他地域の自主防災組織等との連携やネットワーク化による活動の活性化

研修会、各種訓練、交流会等を活用し、情報交換、共有を図る。

＜消防団が実施する対策＞

１　地域の自主防災組織、**他地域の消防団等の防災関係団体を対象とした対策**

(1) 各種災害活動への対応の強化

消火活動をはじめ、救出救助活動等の知識及び技術の練磨を図るとともに災害活動現場における安全管理についても見識を深める。

(2) 資機材の点検・整備

消防ポンプ、各種資機材の点検、整備の実施を行う。

(3) 地域における自主防災組織との連携

自主防災組織等との連携を密にし、地域における各種情報の共有に努め、有事の際の情報伝達、災害対応業務の役割分担等の確立を図る。

(4) 他地域の消防団等との連携やネットワーク化による活動の活性化

研修会、各種訓練、交流会等を活用し、情報交換、共有を図る。

■市民が実施する対策

１　自助の確立

防災知識の高揚を図り、自身が要救助者とならないよう普段から心がける。

２　自主防災組織や消防団の活動への参画

地域等における防災活動の活性化のため、自主防災組織や消防団に参画又はこれら組織が実施する訓練や研修に積極的に参画するように努める。

【主担当課】
・総務課、消防本部

第４節　ボランティア活動の促進

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　災害時において、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行うことができる環境及びボランティアの人材育成の支援体制が整っていない。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　災害時において、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行うことができる環境が整っている。
　ボランティアの人材育成の支援体制が構築されている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	災害ボランティアセンター関係団体等	(1) 災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備 (2) 災害ボランティアを円滑に受入するため、関係団体と連携体制を構築 (3) 防災活動に取り組むＮＰＯ･ボランティア等への活動支援
	みえ災害ボランティア支援センターの関係団体	(1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築
	市民・企業	(1) 災害時の災害ボランティアへの協力の促進

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
災害ボランティアセンター関係団体等	組織の構成員やボランティア	(1) 災害ボランティアの活用を担う人材の育成
	みえ災害ボランティア支援センターの関係団体	(1) みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 災害ボランティア等活動への協力体制の構築
企業	(1) 従業員等への災害ボランティア等への協力体制の促進

第３項　対策

■市が実施する対策

１　災害ボランティアセンター関係団体等を対象とした対策（市民課）

(1) 災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備

　災害ボランティアセンターを災害時に設置するため、関係団体と連携体制を構築し活動体制を整備する。

（2）災害ボランティアを円滑に受入するため、関係団体と連携体制を構築

通常時から関係団体と交流を深め、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき連携体制の強化に努める。

（3）防災活動に取り組むＮＰＯ・ボランティア等への活動支援

ＮＰＯ・ボランティア等に対して、関係団体が防災活動として実施する研修会等への参加促進を啓発し、実施主体である関係団体の活動を支援する。

２　みえ災害ボランティア支援センターの関係団体を対象とした対策（市民課）

（1）みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築

①　市設置の災害ボランティアセンターへ支援する。

②　災害ボランティアセンターを災害時に設置したとき、みえ災害ボランティア支援センターにボランティア支援を要請する。

３　市民・企業を対象とした対策（市民課）

（1）災害時の災害ボランティアへの協力の促進

災害ボランティア活動への積極的な協力を、各媒体等を通して市民・企業に促す。

■災害ボランティアセンター関係団体等が実施する対策

１　組織の構成員やボランティアを対象とした対策

（1）災害ボランティアの活用を担う人材の育成

災害ボランティアセンター関係団体等において、災害ボランティアの活用を担う人材等の育成に努める。

２　みえ災害ボランティア支援センターの関係団体を対象とした対策

（1）みえ災害ボランティア支援センターと協力体制の構築

災害ボランティアセンターを運営するため、支援体制の構築に努める。

■市民や企業が実施する対策

１　市民の対策

（1）災害ボランティア活動等への協力体制の構築

可能な範囲で災害ボランティア等活動に参加できるように、日頃から活動内容を把握するように努める。

２　企業の対策

（1）災害時の従業員等の災害ボランティアへの協力体制の促進

企業の社会貢献活動の一環として、ボランティア休暇を設けて従業員に取得を促したり、支援のために積極的に人材を提供するなどの環境整備を整える。

【主担当課】
・市民課

第５節　企業・事業所の防災対策の促進

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　地域と一体となった防災対策に取組んでいる事業所は限られている。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　企業・事業所等と地域が連携した日常的な防災対策の推進により、災害発生時の業務の継続や地域と一体となった防災活動の実施のための備えが整っている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	企業・事業所	(1)　防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発 (2)　地域、企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
企業・事業所	地域住民 他の企業・事業所	(1)　地域と連携した防災対策、防災活動の推進 (2)　企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
企業・事業所	(1)　企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進 (2)　従業員等への防災教育・防災訓練の実施

第３項　対策

■市が実施する対策

１　企業・事業所を対象とした対策（総務課、農水商工課）

(1) 防災対策、防災活動の実施促進に向けた啓発

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限にくい止めるための防災対策・防災活動の実施を促進する。

(2) 地域、企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

①　地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携を促進し、災害時に企業・事業所と地域が協同で行う災害活動による地域の防災力の向上を図る。

②　地域の防災訓練への参加促進と協力の啓発を行う。

■企業・事業所が実施する対策【共助】

１　地域住民・他の企業・事務所を対象とした対策

（1）地域と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民、地域における様々な団体と協力し、災害の予防及び発災時対策に備えるよう努める。

①　平常時から地域と合同の防災活動の実施等による関係づくりを進め、災害時において、地域住民の避難、救出、応急手当、消火活動、情報の共有にあたって積極的な役割を果たすよう努める。

②　業種や事業規模に応じ、災害時に市や各種団体と協同で災害対応を行うための、避難所運営や救援物資の調達等地域の防災対策に貢献するよう努める。

（2）企業・事業所と連携した防災対策、防災活動の推進

地域の企業・事業所との防災対策に関する連携を推進し、企業間相互の交流・理解・協力を行い、互いの防災力を高めることで、地域の防災力の向上に努める。

■企業・事業所が実施する対策【自助】

１　企業・事業所内の安全確保及び備蓄の促進

事業所の施設の安全性の確保を進めるとともに、従業員が帰宅困難になることを想定した十分な量の飲料水・食料等の備蓄及び発災時の応急的な措置に必要な資機材を整備する。

２　従業員等への防災教育・防災訓練の実施

従業員等への防災教育を実施し、防災思想・知識の定着を図るとともに、防災訓練への参画を促し、災害時の対応能力の強化に努める。

【主担当課】
・総務課、農水商工課

第６節　児童・生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　学校における校舎周辺並びに通学路における風水害時のリスクの把握、警報発表前の休校等判断基準の整備や非常時の避難対策などの組織、児童・生徒等への防災教育、家庭や地域との連携の強化が求められている状況にある。
　また、幼稚園や保育所における防災対策についても同様の状況にある。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　すべての学校・保育所等において風水害時のリスク把握が行われており、警報発表前の休校判断基準が整備され、非常時の児童・生徒等や教職員の避難対策等により安全が確保されるとともに、防災教育の徹底により、児童・生徒等並びに家庭や地域への防災啓発が図られている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	学校・保育所等	(1) 校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施 (2) 学校施設等の安全点検 (3) 児童・生徒等の安全確保
	児童・生徒等	(1) 防災教育の推進
	教職員等	(1) 学校防災人材の育成と活用
	児童・生徒等の保護者	(1) 家庭と連携した防災教育の推進
	地域(地域住民)	(1) 地域と学校･保育所等が連携した地域防災対策の推進
	民間児童福祉施設等	(1) 民間児童福祉施設等の防災対策の推進

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
保護者・ 児童・生徒等	(1)家庭における防災についての話し合い

第３項　対策

■市が実施する対策

１　学校・保育所等を対象とした対策（教育委員会事務局、健康福祉課）

(1)　校内等の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び防災訓練の実施

各学校・保育所等での災害に備えた防災体制の整備、各学校の立地状況に応じた避難計画等の防災計画の策定や、見直し、計画に沿った訓練の実施を支援する。

(2)　学校施設等の安全点検

学校施設等の点検を随時行い、必要な補修が行えるよう学校を支援する。

(3)　児童・生徒等の安全確保

児童・生徒等の安全を確保するため、学校における防災教育及び防災対策がさらに充実するよう支援する。

２　児童・生徒等を対象とした対策（教育委員会事務局）

(1)　防災教育の推進

防災ノート等を活用した防災教育を継続して推進する。

３　教職員等を対象とした対策（教育委員会事務局）

(1)　学校防災人材の育成と活用

①　学校においては、学校防災リーダーを中心とした防災教育・防災対策を推進する。

②　各種研修において防災教育を実施し、防災意識・知識の向上を図る。

４　児童・生徒等の保護者を対象とした対策（教育委員会事務局）

(1)　家庭と連携した防災教育の推進

防災ノート等の活用による家庭と連携した防災教育を推進する。

５　地域（地域住民）を対象とした対策（教育委員会事務局、健康福祉課）

(1)　地域と学校・保育所等が連携した地域防災対策の推進

地域と合同の防災訓練、避難訓練等の実施、災害時に学校・保育所等が避難所となった際、設置や運営方法等について円滑に検討できるよう、学校・保育所等と地域、家庭との連携を一層促進する。

６　民間児童福祉施設等の管理者を対象とした対策（健康福祉課）

(1)　民間児童福祉施設等の防災対策の推進

学校・保育所等における防災対策を参考に、施設に応じた防災対策を講じるよう働きかけるとともに、情報提供等の支援を行う。また、放課後児童クラブにおける防災対策を推進するとともに、事業者に対する指導を図る。

■保護者・児童・生徒等が実施する対策

１　家庭における防災についての話し合い

学校・保育所等での防災教育を家庭で共有するとともに、事前の防災対策及び発災した際の取るべき行動について家族で話し合うように努める。

【主担当課】
・教育委員会事務局、健康福祉課

「三重県地域防災計画　ー風水害等対策編ー」において、これまで　■県が実施する対策　には、「県（教育委員会等）が実施する対策」と「学校・保育所等が実施する対策」が併記、又は区分されず記載されていたが、「平成２９年度３月修正版」以降、「学校・保育所等が実施する対策」については区分又は削除され、県の実施する事項・責任区分を明確に表記するよう改められた事から、「市地域防災計画」においても同様に市の実施する事項・責任区分を明らかに表記するよう改正した。（P119「第３部　第２章　第３節　学校・保育所における児童・生徒等の安全確保」、P180「第４部　第４章　第３節　学校・保育所等における児童・生徒等の避難対策」、P227「第５部　第４章　第３節　文教等対策」についても同様の表記に改正した。）

第７節　観光地における防災対策の促進

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
- 観光客が多く訪れる地域において、観光関係団体、観光事業者や地域住民が観光視点での防災対策の検討や、避難誘導看板等の設置を行っている。
- 災害時の帰宅困難者等の把握方法や災害時連絡体制の構築が進んでいる。
- 帰宅困難者一時受入れに関する宿泊施設との協定の締結が出来ている。

⇨

【この計画が目指す状態】
- 観光客や帰宅困難者等の安全が確保されるよう、観光関係団体、観光事業者や地域住民が一丸となって観光防災対策に取り組む。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	観光関係団体 観光事業者 公共交通機関 市民	(1) 情報共有体制の確立 (2) 連絡体制の確立 (3) 観光客等の避難誘導体制の確立 (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市観光関係団体、観光事業者及び公共交通機関等	観光客 観光事業者 公共交通機関 市民	(1) 情報共有体制の確立 (2) 連絡体制の確立 (3) 観光客等の避難誘導体制の確立 (4) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化 (5) 食料備蓄の努力 (6) 代替輸送の検討 (7) 災害時のマンパワー（従業員）の確保

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保の意識醸成

第３項　対策

■市が実施する対策

１　観光関係団体・観光事業者・公共交通機関・市民を対象とした対策（観光課）

(1)　情報共有体制の確立

災害時の公共交通機関や観光施設等の運行・運営状況の情報収集を行い、観光関係団体や観光事業者との情報共有体制の確立を図る。

(2)　連絡体制の確立

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関と災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報発信にかかる体制の確立を図る。

(3)　観光客等の避難誘導体制の確立

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関と地域住民と連携した避難訓練の実施など、各団体や事業者独自で観光客等の避難誘導体制の確立を図る。

(4)　観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関の協力を得て、観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化を図る。

■市観光関係団体、観光事業者及び公共交通機関等が実施する対策

１　観光客、観光事業者、公共交通機関、市民を対象とした対策

(1)　情報共有体制の確立

災害時の運行・運営状況の情報を市へ報告し、情報共有体制の確立を図る。

(2)　連絡体制の確立

各団体及び各事業者は公共交通機関と災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報連絡体制の確立を図る。

(3)　観光客等の避難誘導体制の確立

各団体及び各事業者独自で観光客等の避難誘導訓練等の実施等による避難誘導体制の確立を図る。

(4)　観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

観光ホテル、旅館等において、観光客等の帰宅困難者の一次受入体制の強化を図る。

(5)　食料備蓄の努力

観光関係団体、観光事業所等において、帰宅困難者等に対する食料備蓄に努める。

(6)　代替輸送の検討

公共交通機関は、鉄道、バス、船舶の代替輸送の検討を行う。

(7)　災害時のマンパワー（従業員）の確保

災害時に対応できる従業員の待機等体制の整備を行う。

■市民が実施する対策

１　観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保の意識醸成

市が行う訓練や講演会等に積極的に参加するなど災害時の知識や意識を醸成するとともに、観光客等の安全確保のため避難誘導等がスムーズにできるよう訓練等を行う。

【主担当課】
・観光課

第８節　水産の防災対策の促進

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　水産、漁港施設等の老朽化や機能低下により、台風や大雨時に水害や高潮被害が生じる恐れがある。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　平常時に水産、漁港施設等の点検を行い、災害防止のための維持管理に努め、機能保全が図られており、水害、高潮被害が軽減される。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	漁業関係団体 市民	(1)　漁港施設の維持管理 (2)　漁港施設の日常点検

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
漁業関係団体	漁業者等	(1)　漁港施設の維持管理 (2)　漁業者・水産事業者への情報伝達体制の確立 (3)　漁港施設の日常管理

第３項　対策

■市が実施する対策

１　漁業関係団体、市民を対象とした対策（農水商工課）

(1)　漁港施設の維持管理

漁港施設の老朽化や機能低下を防止するとともに、施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定及び対策工事を実施する。

(2)　漁港施設の日常点検

漁港施設の新たな支障箇所の早期発見や、老朽化状況の確認のため、日常点検を実施する。

■漁業関係団体が実施する対策

１　漁業者等を対象とした対策

(1)　漁港施設の維持管理

漁具及び水産施設等において、被害を受けやすい状態にあるものについては、被害を減少させるため撤去、移動、補強等の必要な措置に努める。

(2)　漁業者・水産事業者への情報伝達体制の確立

水害・高潮被害を生じる危険がある場合において、被害の減少に必要な措置を図るため、速やかな情報伝達体制を確立する。

(3)　漁港施設の日常管理

漁港施設の巡回確認及び、動作確認等の日常管理に協力し、異常の早期発見と異常時の速やかな情報提供に努める。

【主担当課】
・農水商工課

第２章　安全に避難するための対策

第１節　避難対策等の推進

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　避難所の整備や住民一人ひとりの避難経路・場所等の検討が十分ではない。また、避難行動要支援者の命を救うための避難対策、要配慮者や女性に配慮した避難所運営マニュアルの策定や福祉避難所の指定等について、地域等の取組みが着手して間もない。

⇒

【この計画が目指す状態】
・　避難所の整備が進み、住民一人ひとりが避難経路・場所を把握している。また、地域において避難や避難所運営における要配慮者対策が図られるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の指定が進むなど地域づくりが進んでいる。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	地域・住民等 及び関係団体	(1)　風水害等避難所の住民等への周知 (2)　避難勧告等の基準の策定・見直し (3)　避難誘導対策 (4)　情報収集・伝達体制の整備 (5)　避難者支援のための資機材、物資の確保 (6)　要配慮者対策 (7)　避難所運営対策
	観光関係団体 観光事業者 公共交通機関	(1)　観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情報発信体制の確立 (2)　観光客等の避難誘導体制の確立 (3)　観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

【共助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
自主防災組織	地域住民	(1) 地域の避難対策の推進
要配慮者関連施設	入所者等要配慮者	(1) 入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進
不特定多数の者が利用する施設	施設利用者	(1) 施設利用者にかかる避難対策の推進
市観光協会 観光事業者等	観光客 観光事業者 公共交通機関	(1) 観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情報発信体制の確立 (2) 各団体、各事業者の観光客等の避難誘導体制の確立 (3) 観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 避難勧告等発令時における避難行動の検討 (2) 地域の避難対策への協力 (3) 公的避難所以外に避難した避難者の行動 (4) ペットの同行避難対策 (5) 観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保と安全意識の醸成

第３項　対策

■市が実施する対策

１ 地域・住民等及び関係団体を対象とした対策

(1)　風水害等避難所の住民等への周知（総務課、健康福祉課）

切迫した風水害等から住民等が緊急的に避難する場所のうち、災害想定区域外にあること等内閣府令で定める基準に適合するものを、洪水や高潮、土砂災害等の災害種別ごとに指定緊急避難場所としてあらかじめ整備及び指定し、風水害等避難所として地域・住民に周知する。

避難場所の指定にあたっては、その適切性をハザードマップ等で確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮した避難場所の確保に努め、必要に応じて鳥羽警察署及び他の防災関係機関に周知しておく。

なお、風水害等避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資器材等の備蓄を図る。

(2)　避難勧告等の基準の策定・見直し（総務課）

避難勧告等に係る発令の判断基準は、「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府 平成 31 年３月）（以下、「ガイドライン」という。）を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(3)　避難誘導対策（総務課、農水商工課、観光課、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部）

市が避難勧告等を決定する際、県や津地方気象台からの助言を得られるように連携強化や情報共有を図る体制をあらかじめ整備する。

不特定多数の市民等が利用する施設等については、多数の避難者の集中や混乱を想定した避難誘導計画の作成、訓練の実施を促進する。

(4)　情報収集・伝達体制の整備（総務課）

気象状況及び地域の実情に応じ、情報収集・伝達や判断できる体制をあらかじめ整える。

防災気象情報の収集については、ガイドラインを参考とし、必要に応じ、津地方気象台、国土交通省三重河川国道事務所、志摩建設事務所等に助言を求めるとともに、最新の情報の入手・把握及び避難行動要支援者を含む市民への各種手段を用いた情報伝達の体制整備に努める。

また、市長が津地方気象台長等との間で気象に関する情報を必要な時に確実に交換することができるようにするなど、県や津地方気象台、河川管理者等との間の情報連絡体制をあらかじめ整備し、緊密な連携が図れるようにしておく。

(5)　避難者支援のための資機材、物資の確保（総務課）

二次避難における避難生活のための食料、飲料水、生活必需品等は、地震・津波用の備蓄品を転用する。また、家庭・企業に対して、食料、飲料水等の必要量の備蓄に関する啓発を行うものとする。

(6)　要配慮者対策（健康福祉課）

ア　避難行動要支援者対策

市は、地域の実情に応じた要配慮者対策を講じるよう努めるものとし、特に福祉避難所の指定を推進する。また、災害発生時に円滑かつ迅速な避難を図るため特に支援を要する者について、「避難行動要支援者名簿」を作成し、その避難支援等が適切にできるよう、平常時と災害発生時のそれぞれにおいて避難支援者に情報提供を行うなどの活用を図るとともに、個別避難支援計画の作成を推進する。

イ　避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち、特に避難に支援を要する者について、災害対策基本法第４９条の１０に基づき「避難行動要支援者名簿」を作成する。

a　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な在宅で生活する者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を要する者であり、要配慮者個人として避難能力の有無については、主として以下の要件で設定し、具体的には表内の範囲による。

・警報や避難勧告・指示等の災害関連情報の取得能力
・避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
・避難行動を取る上で必要な身体能力に着目し、要介護状態区分、障害支援区分等

市内に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な在宅で生活する者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する次のいずれかに該当するもの ①　満７５歳以上の独居の高齢者又は満７５歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者 ②　要介護認定３、４又は５を受けている者 ③　１級又は２級の等級の身体障害者手帳を有する者 ④　Ａ１又はＡ２の等級の療育手帳を有する者 ⑤　１級又は２級の等級の精神障害者保健福祉手帳を有する者 ⑥　①から⑤までに掲げる者のほか、災害時において支援が必要と認められる者

b　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、名簿作成に必要な個人情報については、表内による。

① 氏名　②生年月日　③性別　④住所又は居所　⑤電話番号その他の連絡先　⑥避難支援等を必要とする理由　⑦その他市長が避難支援に関し必要と認める事項

名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

このほか、市が定めた名簿に掲載する範囲を定めた要件から漏れた者であっても、自ら名簿への掲載を求めることができる仕組みを設ける。

ウ　名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入・死亡・障害の発現等により常に変化しうることから市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、避難行動要支援者名簿の情報を最新の状態に保つよう努める。

エ　避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であるが、地域によって実情が異なるため、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握したうえで幅広い団体の中から確保することに努める。

・鳥羽市内の自主防災組織、町内会等
・鳥羽市内の児童・民生委員
・鳥羽市消防本部
・鳥羽市消防団

オ　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供及び情報漏えいの防止

避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するため、作成した名簿は地域の避難支援等関係者にも適切に提供かつ共有に努める。市は、平常時において避難行動要支援者名簿情報の提供を行うものについては事前に避難行動要支援者本人の同意を得る必要がある。

また、情報漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護及び名簿の信頼と実効の確保を図るため、災害対策基本法では守秘義務を課している。このようなことから、名簿情報を外部に提供する際には、その秘密保持が徹底されるよう措置を講じ、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。

(8)　避難所運営対策（税務課、環境課）

ア　避難所運営の基本

避難所における情報の伝達や食料の配布、清掃等の避難所運営は、町内会等や自主防災組織で実施されることから、運営組織の立上げや運営上の問題について市が地区指定員等の職員を派遣するなど支援を行い、円滑な避難所運営に協力する。また、市災対本部は、必要に応じて県及び他の市町に対して協力を求める。

イ　避難所運営マニュアルの策定

地域の実情に応じた避難所運営対策等が講じられるよう、平成３０年３月に策定した「鳥羽東中学校避難所運営マニュアル」を基準に各町内会・自治会等に普及・徹底を図る。また、各指定避難所ごとに避難所運営マニュアルが作成されること（水平展開）を目指し、関係者による避難所運営訓練の実施を推進する。

ウ　要配慮者への対応

要配慮者は、外見からは障がいの有無がわからない場合（内臓疾患、聴覚・言語機能障がい等）があるので、特別な配慮を必要とすることを理解し、避難所で情報から取り残されないよう掲示板等で呼びかけ、本人から要配慮者であることを自主的に申出てもらう等により対象者の把握に努める。

また、被災による不安や、避難生活により大きなストレスを生じることも理解し、要配慮者各人の状態により、プライバシーを配慮したスペースを確保したり、食事や救援物資等の配給を優先するなど配慮する。

エ　公的避難所以外に避難した避難者への対応

市は、公的避難所以外の避難者情報を得た場合は、最寄りの避難所へ必要な物資等を配布する。

オ　ペット対策

飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入れ等に対応できるように、三重県獣医師会の協力・助言等を得る。

２　観光関係団体、観光事業者、公共交通機関を対象とした対策（観光課）

(1)　観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情報発信体制の確立

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関と災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報発信にかかる体制の確立を図る。

(2)　観光客等の避難誘導体制の確立

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関と地域住民が連携した防災訓練の実施など、各団体や事業者独自で観光客等の避難誘導体制の確立を図る。

(3)　観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

市観光協会等の観光関係団体や主な観光事業者及び公共交通機関等の協力を得て、帰宅困難者一時受入体制を強化する。

■自主防災組織や関係施設等が実施する対策

〈自主防災組織が実施する対策〉

１　地域住民を対象とした対策

(1) 地域の避難対策の推進

市が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿の整備、地域や個人の避難計画等の策定、県が作成した「避難所運営マニュアル策定指針」及び「避難所運営マニュアル基本モデル」等を活用して、避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定及びこれらに基づく防災訓練等の実施に努める。

〈要配慮者関係施設が実施する対策〉

１　入所者等要配慮者を対象とした対策

(1)　入所者等要配慮者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や入所する要配慮者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施、関係施設との災害時の相互支援協定の締結などの施設の避難対策に努めるとともに、新たに福祉避難所を指定する場合は、施設管理者等はその指定に協力する。

〈不特定多数の者が利用する施設が実施する対策〉

１　施設利用者を対象とした対策

(1)　施設利用者にかかる避難対策の推進

施設の所在地や利用者の特性に応じた避難計画の策定や防災訓練の実施などの施設の避難対策に努めるとともに、市の指定緊急避難場所及び指定避難所の指定に協力する。

〈市観光協会、観光事業者等が実施する対策〉

１　観光客、観光事業者、公共交通機関を対象とした対策

(1) 観光客等の避難状況等の情報収集・避難誘導等の情報発信体制の確立

各団体及び各事業者独自で観光客等の避難誘導体制の確立を図る。

(2)　各団体、各事業者の観光客等の避難誘導体制の確立

各団体、各事業者独自での観光客等の避難誘導訓練等の実施による避難誘導体制の確立を図る。

(3)　観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化

市と連携し、観光客等の帰宅困難者一時受入体制の強化を図る。

■市民が実施する対策

１　避難勧告等発令時における避難行動の検討

居住する地域に避難準備情報や避難勧告、避難指示が発令された場合や、浸水被害、土砂災害等が発生した場合に備え、あらかじめハザードマップや過去の災害の記録等から地域で起こりうる災害の様相を確認しておき、自宅に待避するか、最寄りの避難場所等に避難するかなど、万一の場合にとるべき避難行動の検討に努める。

２　地域の避難対策への協力

地域の避難計画の策定や防災訓練等の実施、要配慮者の支援対策など、地域の避難対策に協力するよう努める。

３　公的避難所以外に避難した避難者の行動

公的避難所以外に避難した避難者は、最寄りの避難所運営委員に対し、避難している場所の所在、避難者の住所、氏名、人数、その他必要事項を報告する。

また、自ら最寄りの避難所に出向き、情報や物資を受け取ることを基本とする。

４　ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。

５　観光客等本市を訪れる人々に対する安全確保と安全意識の醸成

避難の際には、観光客等に対しても避難場所への誘導や声掛けなど安全意識を醸成する。

【主担当課】
・総務課、税務課、環境課、観光課、農水商工課、定期船課、健康福祉課、教育委員会事務局、消防本部

第３章　風水害等に強いまちづくりの推進

第１節　水害・高潮被害予防対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　河川整備の遅れや海岸保全施設の老朽化等により、台風や大雨時に水害や高潮被害が生じる恐れがあり、また、避難勧告等発令基準や国・県における避難判断情報の提供・助言体制の整備が十分でない。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　河川や海岸保全施設が適切に整備され水害･高潮被害の軽減が見込まれるとともに、市と国・県における避難判断時における連携体制が確立し、非常時に避難勧告等を適切に発令できる。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市	(1)　河川の整備 (2)　海岸保全施設の整備 (3)　施設の維持管理 (4)　避難判断情報の収集 (5)　避難判断基準の設定 (6)　要配慮者利用施設の水害対策 (7)　水防体制の整備 (8)　湛水（たんすい）防除対策 (9)　老朽ため池対策

第３項　対策

■市が実施する対策

１　河川の整備（建設課）

市内の河川では、毎年のように台風等に伴う豪雨により、浸水等の被害が発生していることから、重要度、緊急度、効率性を考慮し、管理河川の計画的な整備を推進し、浸水被害の軽減を図る。

近年、局所的な短時間豪雨等が頻発していることから、ハード整備に加え、減災対策としてソフト対策も実施する。

２　海岸保全施設の整備（建設課・農水商工課）

海岸保全施設については、老朽化や地盤沈下による機能の低下が進んでいる。また、河川からの土砂供給の不足などにより、海岸浸食が進み、消波機能の低下が進んでいる。

このため、高潮・高波による被害を軽減するため、防護機能の向上が必要な海岸保全施設について、嵩上げ等の対策を図る。また、老朽化により機能が低下した施設について、補修・補強を行い、防護機能の回復を図る。

３　施設の維持管理（建設課、農水商工課）

市公共土木施設の巡視・点検を行い、状況を的確に把握し、施設の維持管理に必要な情報及び資料の収集に努めるとともに、必要な維持修繕を実施し、施設を適切に管理する。

４　避難判断情報の収集（建設課）

国及び県から、河川の危険水位情報や高潮情報等、市が避難勧告等を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。

５　避難判断基準の設定（総務課、建設課）

国及び県から提供を受けた河川の危険水位情報等に基づき、避難勧告等を発令するための基準の設定に努める。

６　要配慮者利用施設の水害対策（健康福祉課、教育委員会事務局）

市の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）の内、平成３０年度に新たに設定された浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについては、施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法を地域防災計画に定めることとする。

また、施設管理者等が作成する避難確保計画の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。

７　水防体制の整備（消防本部、建設課）

国及び県から、河川の危険水位情報や高潮情報等、市が避難勧告等を判断するために必要な情報を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求めるためのホットライン等の設置に努める。

８　湛水（たんすい）防除対策（農水商工課）

近年、局地的な集中豪雨や台風時に人家や農地等に水被害が起こることが想定されているため、その防除事業を推進する。

９　老朽ため池対策（農水商工課）

老朽化による機能の衰微で堤体から漏水し決壊の危険性があるため池については、災害予防上必要度の高いものから改修を検討していく。

【主担当課】
・建設課、農水商工課、総務課、消防本部、健康福祉課、教育委員会事務局

第２節　地盤災害防止対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　大雨等に伴い発生が予測される各種地盤災害について、砂防事業や地すべり対策事業等の土砂災害対策や宅地災害対策等、防災対策等の進捗が十分でなく、また、土砂災害にかかる避難対応が進んでいない。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　地盤災害の対策に資する事業が着実に進められるとともに、発生の危険性が高まった場合や発生した場合に速やかに避難勧告や土砂災害緊急情報等を発令・伝達できる体制の整備が適切に図られている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市	(1)　土砂災害対策 (2)　土砂災害関連情報の収集 (3)　避難判断基準の設定 (4)　応急仮設住宅建設候補地計画の整備 (5)　要配慮者利用施設の土砂災害対策 (6)　被災宅地応急危険度判定士の養成

第３項　対策

■市が実施する対策

１　土砂災害対策

警戒避難体制の整備に向け、以下の事項について定める。

(1)　避難所の設置(総務課)
(2)　避難勧告及び指示等の発令時期決定(総務課)
(3)　気象情報及び異常気象並びに避難勧告等の伝達方法(総務課)
(4)　避難誘導責任者(総務課)
(5)　避難所の位置、避難経路、及び避難勧告等の住民への周知(総務課)
(6)　土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の把握、住民への周知(建設課)
(7)　土砂災害危険箇所等のパトロール(建設課)
(8)　その他必要な事項(建設課、総務課)

特に、土砂災害警戒区域等に指定された区域については、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害から人命を守るために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

２　土砂災害関連情報の収集(建設課)

津地方気象台や県から、雨量や土砂災害警戒情報等を収集する体制を整備するとともに、技術的助言を求められるよう努める。

３　避難判断基準の設定（総務課、建設課）

収集した土砂災害関連情報に基づき、避難勧告等を発令するための基準の設定に努める。

４　応急仮設住宅建設候補地計画の整備（建設課）

災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の建設可能用地を把握して供給体制を整備する。

また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に対応できる体制を整備する。

５　要配慮者利用施設の土砂災害対策（健康福祉課、教育委員会事務局）

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、土砂災害が発生するおそれがある場合に、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を地域防災計画に定める。

また、施設管理者等が作成する避難確保計画の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者に対して指示を行う。

６　被災宅地応急危険度判定士の養成（建設課）

降雨時による宅地地盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、被災宅地応急危険度判定士を養成する。

【主担当課】
・建設課、総務課、健康福祉課

第３節　農地・森林・漁港の防災対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　農地・森林・漁港における防災対策が十分でなく、風水害発生時に大きな被害が生じるおそれがある。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　農地・森林・漁港における防災対策が進み、風水害発生時であっても、被害の軽減が図られる。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市	(1)　農地の防災対策 (2)　森林の防災対策 (3)　漁港の防災対策

第３項　対策

■市が実施する対策

１　農地の防災対策（農水商工課）

(1)　海岸保全施設の機能保全

国、県が所管する海岸保全区域内で、高潮、波浪その他により被害が発生するおそれのある背後農地を防護するため、海岸保全施設の整備について管理者へ要望を行う。

(2)　基幹水利施設の補修

市の所管する土地改良事業により造成されたダム、頭首工等の基幹的施設について、必要な補強工事を行うことにより、施設の機能の維持及び安全性の確保を図る。

(3)　農業水利施設の保全対策

市の所管する土地改良事業で造成された農業水利施設について、劣化の予防的な保全対策を実施し、施設管理の合理化を図る。

(4)　排水機場の保全対策

局地的大雨や台風時の人家や農地等への湛水被害を防止する排水機場を保全し、浸水被害の被災を軽減し、安全性の確保を図る。

(5)　防災ダム等の整備

河川の上流に洪水調節用ダム（余水吐その他の付属設備を含む）の機能保全等を行い、下流沿岸耕地及び農業施設等の洪水被害を防止する。

２　森林の防災対策（農水商工課）

(1)　流域保全・山地災害対策

林地荒廃は、土砂生産源となる可能性が高く、洪水時に下流に押し流されて河床を上昇させ、水害発生の一つの要因となっていることから、荒廃地の現況を把握し、崩壊地復旧及び土砂流出防止等のための対策を進める。また、局地的大雨による災害は、市民の生命及び財産に多大な被害を与えるため、山地災害危険地区について住民への周知を図るよう努める。

(2)　保安林整備対策

保安林は、土砂崩壊、流出の防止及び保水等により洪水調節の役割を果たすため、流域保全上その整備が重視されていることから、保安林の改良・整備を促進する。

３　漁港の防災対策（農水商工課）

(1)　漁港・海岸施設整備事業

高潮・高波等による危険から背後地を守るため、海岸堤防等の老朽化対策を促進し、漁港海岸保全施設の整備を図る。

【主担当課】
・農水商工課

第４章　緊急輸送の確保

第１節　輸送体制の整備

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　大規模災害時の陸上及び海上輸送にかかる現在の緊急輸送ネットワークについて、風水害や広域支援を想定した検証が十分でない。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　広域受援・応援計画、物資等の供給計画等に基づき、風水害時における陸上及び海上輸送にかかる緊急輸送ネットワークの見直し及び整備が着実に進められている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 災害輸送体制の確立 (2) 陸上輸送対策 (3) 海上輸送対策 (4) 空中輸送対策
	輸送等を担う防災関係機関等	(1) 輸送等を担う防災関係機関等との連携体制の構築

【共助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
輸送等を担う防災関係機関等	(1) 市の緊急輸送機能確保への協力

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 市の緊急輸送機能確保への協力

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市における対策

(1)　災害輸送体制の確立（総務課、建設課）

ア　実施機関

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は、市において行う。ただし、市において処理できないときは、県災対本部の伊勢地方部（南勢志摩地域活性化局）に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請する。

イ　輸送対象

大規模な風水害における応急対策は、時間の経過により状況が変化するため、輸送対象についても段階的に対処する。

a　第１段階（目安：災害発生から３日まで）

a）救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

b）消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

c）災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道等初動の応急対策に必要な人員、物資

d）広域医療機関に搬送する負傷者等

e）緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

b　第２段階（目安：災害発生３日目から７日目まで）

a）上記ａの続行

b）食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

c）被災地外に搬送する傷病者及び被災者

d）輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員、物資

c　第３段階（目安：災害発生７日目以降）

a）上記ｂの続行

b）災害復旧に必要な人員、物資

c）生活必需品

ウ　災害輸送の方法

次の方法のうち、最も適切な方法により実施するものとするが、大規模な風水害時においては、さまざまな輸送手段の活用が予測されることから、被害の状況等に応じて、的確に対処する。

a　陸上輸送（自動車、鉄道等）

b　海上輸送（船舶等）

c　空中輸送（ヘリコプター等）

エ　輸送力の確保

あらかじめ保有する車両・船舶の数、種別等を把握し、輸送計画をたてておくこととする。

［ 確保の順位 ］

a　市有車両・船舶等

b　営業者所有の車両・船舶等

a）乗合自動車、貨物自動車

市内の運送業者・建設業者及び防災関係機関に協力を求める。

b）特殊自動車

市内の運送業者・建設業者及び防災関係機関に協力を求める。

c）船　舶

市内の海上運送業者等及び防災関係機関に協力を求める。

オ　応援要請

次に掲げる場合、県災対本部に要請し、応援を受けることとする。

①　市内の車両、船舶では、処理することができないとき。

②　航空機による輸送を必要とするとき。

カ　燃料の確保

災害時における燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所、三重県石油商業組合鳥羽支部等の協力により確保を図る。

(2)　陸上輸送対策（市民課、建設課）

ア　自動車等による輸送

a　緊急輸送道路の指定

a）緊急輸送道路の指定方針

大規模な風水害など、災害時には、人命確保の観点から、市民の円滑な避難が確保されるとともに、消防救急活動や緊急輸送の実施等、応急対策活動が迅速に行われることが必要である。しかし、冠水や土砂災害等によって道路の通行が妨げられ、円滑な避難や応急対策活動の実施が困難になることが考えられる。このことから、代替路の確保、排水作業等が行える体制の構築を図り、発災後速やかに通行を確保すべき道路を指定する。具体的には、「三重県地域防災計画」に定められた第１次、第２次、第３次緊急輸送道路を指定し、今後、円滑な避難の確保及び迅速な応急活動の実施という観点や、「鳥羽市地域防災計画」の内容を勘案して、必要に応じて随時見直す。

b）第１次緊急輸送道路

該当路線なし

※　救援物資や救援活動等に必要な人員等の県外や最重要港湾から県内の主要都市への輸送や主要都市間での輸送を行う道路を「第１次緊急輸送道路」という。

c）第２次緊急輸送道路

種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）
一般国道	42	一般国道 42 号	鳥羽市鳥羽～ 伊勢市朝熊町
一般国道	167	一般国道 167 号	鳥羽市船津町～ 鳥羽市鳥羽
自動車専用道	167	第二伊勢道路	「松下 JCT」～「鳥羽南･白木 IC」
市道	━━━	岩崎樋ノ山線	鳥羽市鳥羽～ 鳥羽市鳥羽
市道	▪▪▪▪▪▪	岩崎錦町線	鳥羽市鳥羽～ 鳥羽市鳥羽

※　救援物資や救援活動等に必要な人員等の県内の主要都市や重要港湾への輸送、ヘリポートからその地域の市町や医療拠点への輸送を行う道路を「第２ 次緊急輸送道路」という。

d）第３次緊急輸送道路

種別	路線番号	路線名	区間（起点～終点）
一般国道	167	一般国道 167 号	志摩市磯部町恵利原～ 鳥羽市船津町
一般県道	128	鳥羽阿児線	鳥羽市浦村町～ 志摩市阿児町鵜方
一般県道	750	阿児磯部鳥羽線	鳥羽市浦村町～ 鳥羽市鳥羽

※　第１次・第２次緊急輸送道路を補完する道路を「第３次緊急輸送道路」という。

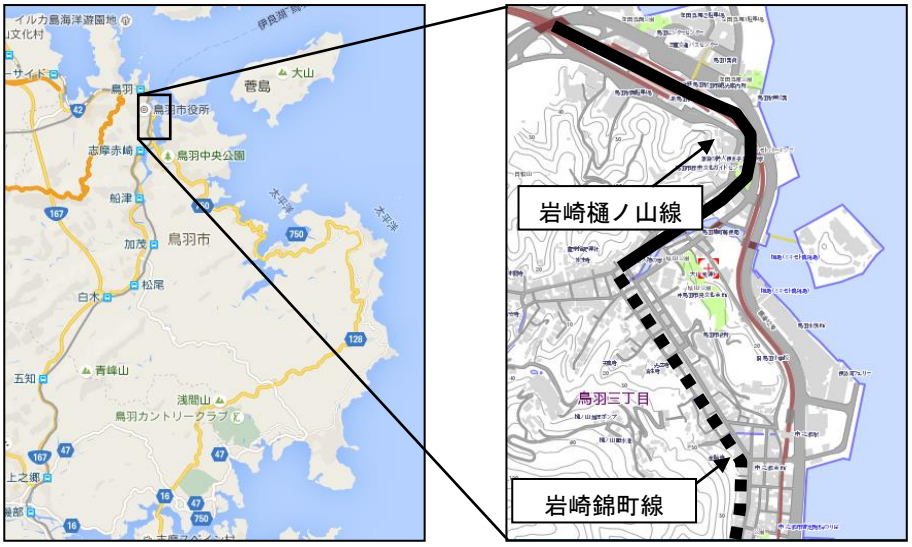

b　緊急輸送道路機能の確保

道路管理者は、低地を通過する道路等、風水害時に冠水のおそれがある箇所をあらかじめ把握し、広く市民へ周知を図るとともに、代替路を確保する。

その上で、発災後の速やかな復旧が可能となるよう、排水作業が行える体制を構築し、道路管理者間の調整によるすみやかな道路啓開活動を行う。

c　輸送車両等の確保

輸送車両等は、次のものを確保する。

a）市が保有する車両等

b）防災関係機関が保有する車両等

c）営業者が保有する車両等

d）その他自家用車両等

【資料編：13 公用車一覧表（P62）】

イ　鉄道等による輸送

災害対策輸送の実施につき必要があるときは、東海旅客鉄道（株）、近畿日本鉄道（株）に協力を求める。

(3)　海上輸送対策（定期船課、農水商工課）

ア　船舶等による輸送

船舶による輸送は、その区間、港湾事情及び天候等により、その輸送量若しくは輸送人員は変動されるが、原則、市の管理する市営定期船を活用することとする。しかし、船自体が被災等で不足している場合は、鳥羽海事事務所と常時連絡をとり、運航拠点別に輸送力等の確保を図る。

また、必要に応じ、県災対本部に自衛隊、海上保安庁の出動要請をする。

【資料編：14 市有船舶等一覧表（P66）】

(4)　空中輸送対策（消防本部）

ア　ヘリコプター等による輸送

陸上・海上交通の途絶等に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災対本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするとともに、必要に応じ、県災対本部に自衛隊、海上保安庁の出動要請をする。

また、航空運送事業者に対しても、同様に協力を要請する。

【資料編：16 市内ヘリコプター離着陸場一覧表（P211）】

２　輸送等を担う防災関係機関等を対象とした対策

(1)　輸送等を担う防災関係機関等との連携体制の構築

下記「■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策」の各機関との連携体制を構築し、輸送対策を確立する。

■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策

１　市の緊急輸送機能確保への協力

各機関は県又は市からの緊急輸送機能確保の要請に応じて、可能な限り協力をする。

(1)　県を通じて要請を行う機関

機関名	区分	能力
県	陸空	人員の輸送、物資の運搬等
自衛隊	陸海空	人員の輸送、物資の運搬等
第四管区海上保安本部（鳥羽海上保安部）	海空	・港における入港制限、海上における治安の維持、海上交通の安全確保 ・人員の輸送、物資の運搬等
県警察（鳥羽警察署）	陸	陸上交通の安全確保
三重県トラック協会	陸	・災害応急活動のための車両借上、物流専門家派遣等の要請に対する即応体制の整備 ・災害時における救援物資等の輸送協力
中部沿海海運組合	海	船舶による輸送等
東海内航海運組合	海	船舶による輸送等
全国内航タンカー海運組合東海支部	海	船舶による輸送等
東海北陸旅客船協会	海	旅客船による災害時の輸送等
三重県水難救済会	海	船舶による輸送等
国立大学法人三重大学	海	三重大学練習船勢水丸による輸送等

(2)　鳥羽市から直接要請を行う機関

機関名	区分	能力
鳥羽商船高等専門学校	海	災害時の被災者支援等のため、鳥羽丸等の船舶の運航
伊勢湾防災株式会社	海	人員の輸送、物資の運搬等
鳥羽商工会議所（建設・運輸部会）	陸海	物資の運搬等
岐阜県美濃市	陸	物資の運搬等
兵庫県三田市	陸	物資の運搬等
長野県大町市	陸	物資の運搬等
長野県飯島町	陸	物資の運搬等
国際特別都市建設連盟（県外１２市町）	陸	物資の運搬等

(3)　その他

機関名	区分	能力
近畿日本鉄道株式会社	陸	災害により線路が不通となった場合、不通区間の自動車による代行輸送
東海旅客鉄道株式会社三重支店	陸	災害により線路が不通となった場合、旅客等の連絡他社線への振替輸送の手配 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送
三重交通株式会社	陸	災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送

■市民が実施する対策

１　市の緊急輸送機能確保への協力

市民は、前述の機能が十分に発揮できるよう、市や防災関係機関等への協力に努める。

【主担当課】
・総務課、市民課、農水商工課、建設課、定期船課、消防本部

第５章　防災体制の整備・強化

第１節　災害対策機能の整備及び確保

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　風水害の規模等によっては、災害対策本部の情報収集や応急対策が追い付かず、混乱を生じるおそれがある。
　また、災害対策応急活動等に必要な設備が機能しない、備蓄物資や資機材が不足する等のおそれがある。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　どのような風水害が発生しても、市災害対策本部を速やかに立ち上げ、迅速で適切な応急対策活動を展開できる体制が整備されている。また、災害応急対策活動等に必要な設備や備蓄物資、資機材等が整っている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 市災対本部機能等の整備・充実 (2) 職員参集体制の整備・充実
	地区指定員	(1) 地区指定員の防災教育の実施 (2) 参集体制の整備・充実
	職 員	(1) 職員への防災教育の実施 (2) 職員の防災対策の推進
	防災関係機関	(1) 救助対策にかかる協力体制の構築
	消防関係機関	(1) 消防力の強化 (2) 救助・救急機能の強化

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市における対策

(1)　市災対本部機能等の整備・充実（総務課）

ア　市災対本部機能の強化・検証

災害特性に応じた防災関係機関等の訓練への参画を促進し、災害対応力の強化を図るとともに、災対本部設置・運営マニュアルや訓練の実施を通して機能を検証する。

イ　市災対本部職員用物資の備蓄

大規模な風水害時には、市災対本部職員の食料や飲料水、簡易トイレや毛布等の物資が確保できなくなることが想定されることから、災対本部の活動を維持するため、地震・津波用の備蓄を活用する。

ウ　災害対策活動用物資・機材の備蓄

応急対策や復旧対策の災害対策活動に必要な物資・機材を各課で備蓄するよう推進する。

エ　本庁舎施設及び設備の整備

大規模な風水害時には、停電・断水が想定されることから、災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、自家発電施設の燃料の確保対策など必要な検討を進める。

オ　災害時の報道対応の充実

応急対策時の災害対応を適切に進めながら、市民をはじめ、全国への被害情報や災害対応等の発信を迅速・的確に行うため、本庁記者クラブ室に報道関係者スペースを確保するとともに、記者会見を総務課本部班（主担当：広報情報係）が記者会見資料の作成等、準備・実施する。

(2)　職員参集体制の整備・充実

災害発生時の迅速な初動対応を確保するため、勤務時間外における宿直から災害対策要員への非常呼び出し、職員メールシステム、緊急連絡網等、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

２　地区指定員を対象とした対策（総務課）

(1)　地区指定員への防災教育の実施

年度ごと地区指定員を指定し、地区指定員の業務及び避難所運営、通信機器等の防災教育を実施して、市災対本部との連携保持を図る。

(2)　参集体制の整備・充実

地区指定員は平素から風水害の発生時間等に応じた避難場所の開設、支援要領等を避難所施設管理者及び町内会長等と認識の統一を図るとともに、連絡体制を確立する。

３　職員に関する対策（総務課）

(1)　職員への防災教育の実施

職員は、災害対策に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、防災教育の徹底を図るものとする。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう「災害対策本部設置・運営マニュアル」の内容について職員に周知徹底を図る。

ア　職員等が果たすべき役割

イ　市災対本部の対応に関する知識

(2)　職員の防災対策の推進

職員は、自助の取組みを率先して実施するものとする。特に、勤務場所における食料備蓄のほか、職員家族に被救助者を生じさせることなく、速やかに市災対本部等に参集できるよう、平常時の備えを行う。

４　防災関係機関を対象とした対策（関係各課）

(1)　救助対策にかかる協力体制の構築

災害時の効率的な救助･救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図る。

また、大規模災害時の初動期における人命救助を迅速に進めるため、ライフライン関係機関、建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。

５　消防機関等を対象とした対策（消防本部）

(1)　消防力の強化

風水害による被害の防止又は軽減を図るとともに、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」を充足するため、消防組織の充実強化を図り、消防用施設等の整備に努める。

ア　消防職員・消防団員の充実・資質向上等

消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、青年・女性層の参加促進など減少傾向にある消防団員の確保を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、活性化に努める。

イ　消防用施設等の整備の推進等

風水害防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止又は軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防自動車、消防用施設・設備等の整備を推進する。

ウ　消防水利の確保対策

災害時において、消防の用に供することを目的とする貯水施設や取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水利の多元化を推進する。

(2)　救助・救急機能の強化

災害時の職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助･救急活動を行うため、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助･救急機能の強化を図る。

また、大規模･特殊災害に対応するため、高度な技術･資機材を有する救助隊の整備を促進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

【主担当課】
・総務課、消防本部、関係各課

第２節　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　発災直後（特に夜間等）の災害対策機能が十分に整備できていない段階において、最低限必要な情報を収集、伝達するための体制整備が十分でない。

⇒

【この計画が目指す状態】
・　いかなる状況において災害が発生しても、最低限の情報収集と伝達ができる体制が整っている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 情報収集体制の整備・充実 (2) 情報伝達体制の整備・充実 (3) 訓練の実施
	地区指定員	(1) 情報収集・伝達手段の整備・充実

【共助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
町内会等	(1) 災害時の情報収集・伝達手段の整備・充実と協力関係の構築
防災関係機関（通信事業者、電気通信業者、移動通信業者等）	(1) 連絡体制の整備 (2) 設備面の災害予防 (3) 防災広報活動 (4) 広域応援体制の整備

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 情報収集手段の確保

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市における対策（総務課・消防本部）

(1) 情報収集体制の整備・充実

迅速適切な災害情報の収集のため、民間企業、報道機関、住民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図る。

ア 全国瞬時警報システム（J-アラート）の活用

全国瞬時警報システムを通じて配信される情報の収集体制を整備する。

イ 三重県防災通信ネットワークの活用

三重県防災通信ネットワークを通じて配信される情報の収集体制を整備する。

ウ 移動通信の活用

有線通信の途絶時に通信を確保するため、移動系防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話等の移動通信の活用を図る。

エ 通信ボランティア等と連携

通信ボランティア等と連携し、アマチュア無線等を活用した情報収集体制の整備を図る。

オ 鳥羽市防災情報等相互通報システムの活用

鳥羽市防災情報等相互通報システムを通じて送信される情報の収集体制を整備する。

カ 消防無線による通信の活用

消防機関を通じて災害時における各種情報の収集を行うほか、災害の規模等に応じて移動局を市災対本部へ配置し情報連絡を迅速的確に行う。

キ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）を活用した情報収集

双方向の情報提供及び収集を図るため、鳥羽市フェイスブック、恋する鳥羽フェイスブック等を活用した情報収集を行う。

(2) 情報伝達体制の整備・充実

迅速な情報伝達活動を行うため、多様な情報伝達手段を活用できる体制を整備するとともに、要配慮者や孤立集落にも配慮した確実な情報伝達システムの整備をより一層進める。

ア 各種通信設備の活用

同報系防災行政無線（戸別受信機・防災ラジオを含む。）及び消防無線等の有効活用を図るとともに、有線通信や携帯電話も含め、多様な手段の整備及び運用に努める。防災行政無線、消防無線等の保守・整備にあたっては施設・設備の浸水対策に留意し、すでに導入済のものにあっては、保守点検及び操作方法の修得の徹底、施設の維持管理に努めるものとする。なお、同報系防災行政無線のデジタル化については、令和４年の運用開始に向け整備更新を推進していく。

イ 移動通信の活用

有線通信の途絶時に通信を確保するため、移動系防災行政無線、消防無線、衛星携帯電話等の移動通信の活用を図る。

ウ 鳥羽市防災情報等相互通報システムの活用

市民が迅速かつ的確に情報を入手できるよう、とばメールの運用及び住民周知を行う。

エ 緊急速報メール

避難情報等を全ての人に迅速かつ的確に提供できるよう、緊急速報メールを活用する。

オ 全国瞬時警報システム

国からの緊急情報を瞬時に住民に伝えるため、同報系防災行政無線の自動起動及びとばメールとの連携を行い、正確な情報を提供できるよう努める。

カ 被災者安否情報提供窓口の設置検討

災害発生時に被災者の安否に関する情報について照会があった場合、照会者に対する回答を行う体制について検討する。

キ ＳＮＳを活用した情報伝達

鳥羽市フェイスブック、恋する鳥羽フェイスブック等を活用した情報の伝達を行う。

(3) 訓練の実施

定期的又は随時に通信訓練を実施し、災害時に備えるよう努める。

２　地区指定員を対象とした対策（総務課）

(1) 情報収集・伝達手段の整備・充実

地区指定員による被害概要の早期把握、正確な情報の市災対本部への報告、被災者等への災害情報の伝達・提供のため、情報収集・伝達手段の整備・充実を図る。

■町内会等・防災関係機関が実施する対策

＜町内会等が実施する対策＞

１　災害時の情報収集・伝達手段の整備・充実と協力関係の構築

災害発生時に被害情報等の情報収集・伝達が迅速に行えるよう、平常時から災害時に必要となる収集・伝達手段の把握を行い、市との連絡体制の構築に協力する。

＜防災関係機関（通信事業者、電気通信業者、移動通信業者等）が実施する対策＞

１　連絡体制の整備

① 防災関係機関は相互の情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にする。

② 防災関係機関は情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化する。

③ 通信途絶時においても対応できる体制を整備する。

２　設備面の災害予防

ア 施設の防災対策

防災関係機関は、施設・設備の浸水対策や防火対策を講じる。

イ 施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化やシステムの分散設置等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

ウ 災害対策用資材等の確保

早急な機能の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

エ 災害時用移動通信基地局車両の配置検討

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について検討する。

３　防災広報活動

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

４　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

■市民が実施する対策

１　情報収集手段の確保

迅速適切な災害情報を収集するため、複数の手段の確保に努める。緊急情報の伝達の要である同報系防災行政無線の放送に耳を傾ける。また、放送を補完するとばメールの配信サービス等を積極的に利活用する。

【主担当課】
・総務課、消防本部

第３節　医療・救護体制及び機能の確保

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　海岸に近く、標高も低いところにある診療所が多いため、浸水対策が困難である。
　また、災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っていない。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　診療所の移設は困難であることから、浸水時における患者の避難誘導の整備がなされている。また、各地域において、関係機関を含めた災害時の医療・救護を円滑に提供する体制が整っている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	災害時医療・救護関係機関	(1) 医療体制の整備 (2) 医療機能の確保
	市民	(1) 災害時医療体制等の周知

【共助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
災害時医療･救護関係機関	(1) 医療体制の整備 (2) 医薬品等の確保 (3) 医療機能の確保

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) 災害時の受療計画等にかかる事前対策

第３項　対策

■市が実施する対策

１　災害時医療・救護関係機関を対象とした対策（健康福祉課）

災害による重篤患者の発生及び浸水等による医療機能の低下に備えて、あらかじめ志摩医師会の協力のもと、救急医療体制の確立に努める。

(1) 医療体制の整備

ア 救護所の設置場所

救護所の設置場所については、災害規模や被害状況により大きく異なるが、公共施設及び空地等候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図るものとする。また、診療所を始めとする民間医療機関の活用についても検討する。

イ 自主救護体制の確立

救護所の設置、医療救護班の編成、出動について志摩医師会等と協議して災害時医療救護活動計画を定める。また、住民自らも自発的に救急活動を行う体制づくりを推進する。

ウ 医療救護班の編成

医療救護班の編成について、市は、志摩医師会と連携し体制整備を図るものとする。

エ 医療関係要員の確保

市内の医師、看護師、助産師、薬剤師等、医療関係資格者を緊急な場合の応援要員として、確保に努める。

(2) 医療機能の確保

医療救護所となる施設・設備については、停電時でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備に努める。

２　市民を対象とした対策（健康福祉課）

(1) 災害時医療体制等の周知

市民、町内会等、自主防災組織等による応急救護や医療救護班の活動内容などについて周知する。

■災害時医療・救護関係機関が実施する対策

１　医療体制の整備

「■市が実施する対策　１　災害時医療・救護関係機関を対象とした対策（1）医療体制の整備」(P70)に沿った対策を講じる。

２　医薬品等の確保

鳥羽志摩薬剤師会、市内医療機関及び医薬品等関係機関等の協力を得て、必要な医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。また、必要に応じて、県に対しても医薬品・衛生材料等の提供の要請を行う体制を構築する。

３　医療機能の確保

「■市が実施する対策　１　災害時医療・救護関係機関を対象とした対策（2）医療機能の確保」(P71)に沿った対策を講じる。

■市民が実施する対策

１　災害時の受療計画等にかかる事前対策

災害時の避難所、救護所等の設置場所など地域の医療体制を平常時から把握するとともに、とくに慢性疾患を持つ家族がある場合は、それぞれの病状に応じた医薬品等の備蓄に努める。

【主担当課】
・健康福祉課

第４節　応援・受援体制の整備

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　防災関係機関、県内外市町からの応援を受け入れるための活動拠点の確保や受入体制の整備が十分でない。また、他市町への応援体制についても十分な調整がなされていない。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　広域応援受入のための拠点整備がなされ、発災直後からの応援受入ができる体制が整っている。また、他市町への災害応援の必要が生じた場合においても、即時に各関係機関が連携して応援に向かえる体制が整っている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1) 市町間の受援・応援にかかる計画の策定及び体制の整備 (2) 県外協定市町との災害時連携体制の構築 (3) 防災関係機関の受援体制の整備
	防災関係機関 県内消防本部 緊急消防援助隊	(1) 防災関係機関との連携体制の構築

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市における対策（総務課）

(1) 市町間の受援・応援にかかる計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、必要な物資、資器材等の物資拠点及び技術職員等の受入れについて、「三重県市町受援計画策定手引書（平成３１年３月）」を参考に市受援計画及び体制を整備する。

応援する場合は、被災市町に必要な物資、資器材の輸送、人員の派遣計画等について県から要請を受け、総務部が関係部と調整のうえ本部長に報告し、実施する。

(2) 県外協定市町との災害時連携体制の構築

県外の協定市町との相互応援協定に基づき、平素から防災訓練や研修等を相互に実施し、受援・応援体制を構築する。

(3) 防災関係機関の受援体制の整備

自衛隊・緊急消防援助隊・広域緊急援助隊〔警察〕の展開、宿営場所、物資搬送設備等の救援活動拠点を検討し、活動の容易性を図る。

２　防災関係機関・県内消防本部及び緊急消防援助隊を対象とした対策（総務課、消防本部）

(1) 防災関係機関との連携体制の構築

平常時から連携体制の強化に努め、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等の応援が円滑に行えるよう、情報・連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、県への要請内容（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、実動・図上訓練等により実施し、慣熟しておく。

【主担当課】
・総務課、消防本部

第５節　ライフラインにかかる防災対策の推進

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　公共、民間のライフライン関係機関の総合的な防災対策をコーディネートする機能が不十分で、各々の機関の個別の防災対策活動に頼ったライフライン対策にとどまっている。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　ライフライン関係機関の有機的な連携体制が構築され、必要な情報共有や防災対策活動がなされて、総合的なライフライン対策に取り組んでいる。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市	(1) 災害時の上水道供給機能の確保対策 (2) 災害時の下水道供給機能の確保対策

【共助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
電気事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 災害時の広報体制の整備 (4) 広域応援体制の整備
LP ガス事業者	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備 (3) 防災広報活動
通信事業者	(1) 移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等
石油商業組合	(1) 設備面の災害予防 (2) 災害対策体制の整備

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民	(1) ライフラインにかかる予防対策

第３項　対策

■市が実施する対策

１　災害時の上水道供給機能の確保対策（水道課、総務課）

市が管理する水道施設の被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施する。

(1)　施設管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、管理図書の整備、保管、電子化を図る。管理図書については、２箇所以上の施設で保管できるよう整備に努める。

⑵　応急給水・復旧のための体制整備

水道施設の点検整備を定期的に行うとともに、緊急遮断弁や応急給水用資機材等の適切な保守点検に努めるとともに、「危機管理マニュアル」を整備し、応急給水に備えた体制強化に努める。

⑶　浸水対策の実施

市が作成する河川の浸水想定区域図や市が作成する洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

２　災害時の下水道機能の確保対策（水道課、環境課、総務課）

災害時においても、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、市が管理する下水道の機能を最低限維持するとともに、施設被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るための対策を実施する。

⑴　安全性の強化

下水道施設の改良に際しては、十分な安全性を有するよう努めるとともに自家発電装置など災害に強い下水道の整備を図る。

⑵　被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性の高い地区の把握及び施設管理図書の整備・保管を図る。

⑶　下水の仮排水及びし尿の応急処理体制の整備

管渠等の破壊等による下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保、または環境課にあっては仮設トイレの設置について体制を整える。

⑷　浸水対策の実施

市が作成する河川の浸水想定区域図や市が作成する洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。

■電気事業者、LP ガス事業者等ライフライン関係企業が実施する対策

＜電気事業者が実施する対策＞

１　設備面の災害予防

⑴　施設・設備のバックアップ対策

主要伝送路のループ化、多ルート化等による施設・設備のバックアップ体制の強化を図る。

⑵　災害対策用資材等の確保

早急な電力の復旧を図るため、機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

２　災害対策体制の整備

⑴　災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

⑵　情報伝達体制の確立

施設・設備の被害状況等の把握及び関係部署等への情報伝達方法等をあらかじめ定める。

また、市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

３　災害時の広報体制の整備

復旧見通し等について、利用者等に対し正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

４　広域応援体制の整備

大規模災害の発生に備え、防災体制を確立するとともに、隣接する電気事業者等からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするようあらかじめ措置方法を定めておく。

＜ＬＰガス事業者が実施する対策＞

１　設備面の災害予防

①　ＬＰガス充填所を管理する事業者は、充填所に自家発電設備を設置する等により、ＬＰガスの安定的な供給体制の構築に努める。

②　各販売事業者は、容器の転倒防止用鎖の点検を充実させるとともに、点検の結果、劣化したものについては、交換を速やかに行う。

２　広域応援体制の整備

(1)　情報伝達体制の確立

①　（一社）三重県ＬＰガス協会各地域ＬＰガス協議会内における販売事業者相互の連絡網を整備し、応援体制を強化するとともに、各地域ＬＰガス協議会内による緊急動員体制を整備する。

②　市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法等について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

３　防災広報活動

災害発生時における容器バルブの閉止等、二次災害の防止措置について啓発活動を行う。

＜通信事業者が実施する対策＞

１　移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等

災害時に重要施設等の通信を応急的に確保するため、移動通信基地局車両の配備及び災害時の配置計画等について検討する。

＜石油商業組合が実施する対策＞

１　設備面の災害予防

(1)　施設の災害対策

①　災害時の被害軽減、安全性強化や石油類燃料の供給体制維持を図るため、給油所施設の耐震化とともに中核給油所や小口燃料配送拠点等の整備を推進する。

２　災害対策体制の整備

(1)　情報伝達体制の確立

①　組合員相互の連絡網を整備し、応援体制を強化する。

②　市災対本部や関係機関等への連絡体制及び方法について、通信途絶時の対応も含めて検討する。

⑵　「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく体制の確立

①　「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」における市と組合の窓口及び連絡方法等について定める。

②　「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、災害時に市から石油類燃料の供給要請があった場合の供給体制や方法について、事前に検討する。

■市民が実施する対策

１　ライフラインにかかる予防対策

市民は、大雨、土砂災害等によりライフラインが一時あるいは当面の間、途絶える事態を想定し、その影響を最小限に抑えるための事前対策を講じるよう努める。

【主担当課】
・水道課、総務課、環境課

第６節　防災訓練の実施

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　台風の大型化や局地的大雨の頻発など、これまでとは風水害の様相が変わりつつあるが、この実態に即した実践的な訓練が実施できていない。
・　地域ぐるみで災害に対処するための体制づくりができていない。

⇨

【この計画が目指す状態】
・　市をはじめ、防災関係機関と地域住民、企業が連携し、様々な自然災害を想定した実践的な防災訓練を計画的に行っており、地域の防災力が高まっている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市		(1)　多様な防災訓練の実施 (2)　県の防災訓練への協力・参画 (3)　訓練結果に基づく地域防災計画等の検証
	自主防災組織等	(1)　自主防災組織､企業等が実施する防災訓練への支援

【共助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
自主防災組織等	(1)　地域課題に沿った防災訓練の実施 (2)　市等の防災訓練への協力・参画

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市　民	(1)　市、地域等における防災訓練への参画
企業・事業所等	(1)　業種･業態に沿った防災訓練の実施 (2)　市、地域等と連携した防災訓練の実施

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市における対策（総務課）

(1)　多様な防災訓練の実施

地域特性に応じた洪水・高潮、土砂災害等の被災状況等を想定した多様な防災訓練を実施・検証する。訓練を実施するにあたっては、要配慮者や女性、事業所など多様な主体の参画に努める。

ア　総合防災訓練

市は、防災関係機関、自主防災会等の協力を得て、全市民（観光客等を含む。）を対象に次の訓練種目を総合的にあるいは種目別に実施する。

［種目］

a　情報の収集、伝達及び広報訓練消火活動訓練

b　避難誘導訓練

c　救助、救護訓練

d　交通規制、警備訓練

e　水門・陸こう等の閉鎖訓練

f　電力、電話、水道等の復旧訓練

g　災害時相互応援協定市町等との防災訓練

イ　非常参集訓練等

職員の災害発生時における市災対本部の早期確立及び応急対処能力等の向上を図るため、非常参集訓練等を実施する。

a　情報伝達訓練

職員メール等による全職員対象の情報伝達訓練を行う。

b　非常参集訓練

時間外の発災を想定した全職員対象の非常参集訓練を実施する。

ウ　防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、市が行う防災訓練に協力するほか自らも随時必要な防災訓練を実施する。

エ　事業所等の防災訓練

大型店舗、ホテル、旅館、学校、社会福祉施設、病院、工場、事務所等の管理者は、消防本部及び防災関係機関等の協力を得て、来客、収容者等の避難誘導訓練及び職員又は従業員の災害防御活動訓練を随時実施するよう努力する。

(2) 県の防災訓練への協力・参画

県の実施する実動訓練、図上訓練等各種の防災訓練への積極的な協力・参画に努め、関係機関との連携要領、本市訓練への反映及び市災対本部の能力向上等に資する。

(3) 訓練結果に基づく地域防災計画等の検証

各種訓練によって得られた教訓事項や市災対本部各部の所掌事務に関する内容等を検証し、地域防災計画等の改善を図る。

特に、以下の検証項目を重視する。

ア　多様な主体と連携した災害対応（特に、要配慮者対応）

イ　広域的な受援・応援活動対応（特に、活動拠点対応）

ウ　時系列に沿ったフェーズごとの災害対応(特に、初動期における対応)

２　自主防災組織等を対象とした対策（総務課）

(1)　自主防災組織、企業等が実施する防災訓練への支援

自主防災組織、企業等に対して、防災訓練の実施を呼び掛けるとともに、実施する防災訓練を積極的に支援する。

■自主防災組織等が実施する対策

１　地域課題に沿った防災訓練の実施

自主防災組織等の防災訓練の実施に努めるとともに、実施にあたっては、地域課題に沿った訓練になるように工夫する。

また、訓練への要配慮者や女性、事業所など、多様な主体の参画に努める。

２　市等の防災訓練への協力・参画

市等の実施する防災訓練への協力と参画に努める。

■市民、企業･事業所等が実施する対策

〈市民が実施する対策〉

１　市、地域等における防災訓練への参画

市、地域等の防災訓練への参画に努める。特に要配慮者を持つ家族等においては、積極的に訓練に参画するように努める。

〈企業･事業所等が実施する対策〉

１　業種･業態に沿った防災訓練の実施

企業や事業者等による業種・業態に沿った防災訓練の実施に努める。また、従業員が帰宅困難となる事態を想定した訓練の実施に努める。

２　地域等と連携した防災訓練の実施

防災訓練を実施するにあたっては、地域との連携に努めるとともに、市、地域等が実施する防災訓練に積極的に参画するように努める。

【主担当課】
・総務課

第７節　災害廃棄物処理体制の整備

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・ 市災害廃棄物処理計画は、一般的な規模の災害の想定のもと、住民の健康、安全確保、衛生や環境面での安全・安心のために迅速・適正な処理を目的として策定中であるが、風水害等による広域的な大規模災害を想定した計画としては不十分なものとなっている。

⇨

【この計画が目指す状態】
・ 市災害廃棄物処理計画に基づき、大雨、竜巻、台風等の風水害に伴い発生する広域的な大規模災害時に、適正かつ迅速に災害廃棄物処理を行うための体系が構築されている。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市	(1)　教育訓練の実施と市災害廃棄物処理計画の見直し (2)　受援・応援体制の整備

第３項　対策

■市が実施する対策

１　教育訓練の実施と市災害廃棄物処理計画の見直し

「鳥羽市災害廃棄物処理計画」の実行性を高めるため、平常時から職員の訓練や研修等を実施するとともに、「鳥羽市地域防災計画」の見直し等にあわせた計画の定期的な見直しに努める。

２　受援・応援体制の整備

市は、風水害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、他府県や民間企業についても受援・応援体制の整備を推進する。

【主担当課】
・環境課

第６章　特定自然災害への備え

第１節　局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策

第１項　防災･減災重点目標

【現在の状態】
・　局地的大雨や竜巻などの事前に発生場所や発生規模の予測が難しく、公助での対応が困難な風水害に対し、対策の鍵となる市民や事業者による自助の備えや対応を促すための対策が十分でない。

⇨

【この計画が目指す状態】
・ 局地的大雨や竜巻などに対する公助としての事前の防災･減災対策が適切に進められるとともに、これら災害が発災した際に、市民や事業者が適切な行動を取るための備えが進んでいる。

第２項　対策項目

【公助】

実施主体	対　象	対　策（活　動）項　目
市	市民	＜局地的大雨対策＞ (1) 河川、下水道及び道路の適切な維持管理 (2) 情報収集・伝達体制の整備 (3) 洪水ハザードマップの作成・活用 (4) 土砂災害ハザードマップの作成・活用 (5) 局地的大雨対策に関する知識の啓発 (6) 排水機場の整備 (7) 農林業への被害防止 (8) 市民等の意識啓発 ＜竜巻等突風対策＞ (1) 関係機関・県との情報伝達体制の整備 (2) 農林業への被害防止 (3) 市民等の意識啓発 ＜雪害対策＞ (1) ライフライン施設等の機能の確保 (2) 災害情報の収集・伝達体制の充実 (3) 道路除雪対策 (4) 農林業への被害防止 (5) 市民等の意識啓発
ライフライン関連機関、廃棄物処理施設 津地方気象台 ライフライン施設等		＜局地的大雨対策＞ (1) 施設の浸水対策の推進及び代替性の確保 ＜竜巻等突風対策＞ (1) 津地方気象台の体制整備及び事前対策 ＜雪害対策＞ (1) ライフライン施設等の機能の確保

【自助】

実施主体	対　策（活　動）項　目
市民・事業者等	＜局地的大雨対策＞ (1) 地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認 (2) 局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得 (3) 建築物等の地階における避難体制の整備 ＜竜巻等突風対策＞ (1) 住居・施設等の予防対策 (2) 竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の取得 ＜雪害対策＞ (1) 車両の事前防護措置

第３項　対策

■市が実施する対策

＜局地的大雨対策＞

局地的大雨が発生すると、狭い範囲に非常に激しい雨が降ることにより、短時間での急激な河川の水位上昇や、道路の冠水、土砂災害の発生など、局所的に災害の危険性が高まることから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

１　河川、下水道及び道路の適切な維持管理（建設課）

市管理の都市地域河川の有堤区間について、背後地の利用状況を考慮した適切な河川改修・維持管理を実施し、堤防の安全性の向上を図る。

市管理下水道施設について、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される浸水被害の軽減を図る。

市管理道路について、浸水時の転落防止のための側溝蓋設置、道路占用者に対するマンホール蓋浮上・飛散防止対策の指導、低地を通過する道路等浸水時危険箇所の通行止実施体制の整備、大雨時危険区間の雨量規制設定及び通行規制体制整備等による安全確保対策を講じる。

２　情報収集・伝達体制の整備（総務課）

局地的大雨の発生状況や危険箇所等の把握をするためには、通常の気象情報の収集に加え、気象庁が提供する「降水短時間予報」や「降水ナウキャスト」等による状況確認が重要であり、また、レーダー観測技術の向上等により提供される情報の内容や精度も日々進歩していることから、平時から局地的大雨対策に活用できる気象情報の種類や利用方法等についての研究を行い、災害対策活動における活用を検討する。また、これらの情報の庁内での共有体制の整備等について検討する。

３　洪水ハザードマップの作成・活用（総務課）

県が作成する浸水想定区域図等を活用して洪水ハザードマップなどを作成し、市民等への情報提供を行うとともに、洪水からの避難・誘導訓練等への活用を図る。

４　土砂災害ハザードマップの作成・活用（総務課）

県が指定する土砂災害警戒区域等を基に土砂災害ハザードマップなどを作成し、市民等への情報提供を行うとともに、土砂災害に関する防災訓練等への活用を図る。

５　局地的大雨対策に関する知識の啓発（総務課）

局地的大雨から身を守るための対策に関する知識について、ホームページやマスメディア、防災パンフレット等を通じて啓発を図る。

６　排水機場の整備（建設課、農水商工課）

局地的な集中豪雨や台風時の人家や農地等への浸水被害を軽減し、安全の確保を図るため、湛水被害を防止する排水機場の維持管理を行う。

７　農林業への被害防止（農水商工課）

局地的大雨による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

８　市民等の意識啓発（総務課、建設課）

市民・事業者等が「■市民・事業者等が実施する対策　＜局地的大雨対策＞」(P86)に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

＜竜巻等突風対策＞

竜巻は、発達した積乱雲に伴って発生する激しい渦巻き状の上昇気流で、地上で強い竜巻が発生すると、猛烈な風により短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらす場合があることから、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

１　関係機関・県との情報伝達体制の整備（総務課）

津地方気象台や県から竜巻等突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、必要に応じて適切な方法で住民へその情報を伝達できるよう、体制を整備する。

２　農林業への被害防止（農水商工課）

竜巻等突風による農林業への被害を最小限に抑えるための対処方法について、啓発・普及に努める。

３　市民等の意識啓発（総務課）

市民・事業者等が「■市民・事業者等が実施する対策　＜竜巻等突風対策＞」(P86)に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

＜雪害対策＞

大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立などの雪害対策について、以下のとおり予防・減災対策を講じる。

１　ライフライン施設等の機能の確保（水道課）

上下水道施設等（市管理）について、雪害・凍結に対する安全性の確保を図る。

２　災害情報の収集・伝達体制の充実（総務課）

津地方気象台から、大雪への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、その情報を市民に的確に伝達することができるよう、体制を整備する。

３　道路除雪対策（建設課）

大雪等に対し、緊急に道路交通を確保できるよう、凍結防止剤の配備や除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等についての体制整備を図る。

４　農林業への被害防止（農水商工課）

降積雪による農林業への被害を防止するため、農林業施設の雪害対策に努める。

５　市民等の意識啓発（総務課）

市民・事業者等が「■市民・事業者等が実施する対策　＜雪害対策＞」(P86)に記す役割を適切に果たすことができるよう、市民等への啓発を行う。

■ライフライン関連機関等の防災関係機関が実施する対策

＜局地的大雨対策＞

１　施設の浸水対策の推進及び代替性の確保（ライフライン関連機関、廃棄物処理施設）

電気、ガス、電話、上下水道等のライフライン関連施設の浸水対策を進めるとともに系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

＜竜巻等突風対策＞

１　津地方気象台の体制整備及び事前対策

① 地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視に努め、これら観測システムの整備、点検及び維持管理を行う。

② 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な発表に努める。また気象庁では竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と１時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」の提供に努める。

③ 竜巻等突風による強風害が発生し、調査の必要を認めた場合には、速やかに現地調査を行い、その結果の公表及び防災関係機関等への情報提供に努める。

④ 気象ドップラーレーダーデータを活用した技術開発を進め、竜巻等突風の監視・予測精度の向上を図り、防災気象情報の改善に努める。

＜雪害対策＞

１　ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン事業者は、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設について、雪害に対する安全性の確保を図る。

■市民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難勧告等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、市民や事業者等による自助の対策を重視している。

＜局地的大雨対策＞

１　地域の局地的大雨に対する脆弱性の確認

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺について、局地的大雨による浸水や土砂災害、交通支障等の災害がどの程度発生する可能性があるかを、県や市等が公表している洪水や内水氾濫に関するハザードマップや土砂災害危険箇所などの情報も活用し、想定される災害を事前に確認するなどの対策を講じるとともに、発災の際に、避難所等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。

２　局地的大雨に関する防災気象情報の活用方法の習得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、局地的大雨への対処として有効な「警報・注意報」「警報級の可能性」「気象レーダー」「降水ナウキャスト」「土砂災害警戒判定メッシュ情報」「大雨警報（浸水害）の危険度分布」や、「降水短時間予報」「解析雨量」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）などを学習するよう努める。

３　建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数の利用が想定される地階を有する建築物の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を実施するよう努める。

＜竜巻等突風対策＞

１　住居・施設等の予防対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住宅や事業所等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根や外壁、アンテナや植木等の状況を定期的に確認し、必要に応じて補強等を行うよう努めるとともに、飛散防止フィルムの活用などによる窓ガラスの飛散防止対策などを講じるよう努める。

また、発災の際に、近隣の頑強な施設等に避難することが難しい場合を想定し、次善の対策について検討しておくよう努める。

２　竜巻等突風に関する防災気象情報の活用方法の習得

市民・事業者等は、気象庁が発表する防災気象情報のうち、竜巻等突風への対処として有効な「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの活用方法を事前に習得するよう努める。

また、竜巻等突風の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）などを学習するよう努める。

＜雪害対策＞

１　車両の事前防護措置

降雪時においても車両を使用する市民・事業者等は、所有又は管理する車両への冬期におけるスタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行を図る。

【主担当課】
総務課、建設課、水道課、農水商工課

第３部　台風接近時等の減災対策

第１章　災害対策本部機能の確保

第１節　準備・警戒体制の確保

【主担当部：総務課、建設課、消防本部、関係各課（部）】

第１項　活動方針

○ 配備体制に応じて、市災対本部を設置し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う体制を確保する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
準備体制（第１配備）	総務課、建設課、消防本部、（関係各課）	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等(津地方気象台)
警戒体制（第２配備）	関係各部	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(津地方気象台)

第３項　対策

■市が実施する対策

１　準備体制（第１配備）

(1)　職員配備

市災対本部を速やかに設置するための「準備体制」として、気象情報、河川水位情報、土砂災害警戒情報、被害状況等の情報収集、災害予防対策活動（避難所開設準備等）のため、各所属の計画により配備する。

(2)　気象情報・予警報等の収集・伝達

「準備体制」要員は、気象情報配信システムにより津地方気象台から配信される気象警報、注意報等の気象情報の内容を確認するとともに、テレビやインターネット等、さまざまな手段により気象情報の収集に努める。

(3)　災害対策連絡会議の開催

台風接近等に備え、市組織の態勢整備、情報共有等を図ることを目的として、必要に応じて、災害対策連絡会議を開催する。

(4)　第１配備時における市災対本部の設置

第１配備の時点で災害発生のおそれがある場合等、市長が必要と認めた場合、市災対本部を設置する。

総務部長は、各部長に災対本部が設置された旨連絡するとともに、情報収集及び伝達体制を万全にする。

２　警戒体制（第２配備）

(1)　職員配備

災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、各部の配備計画に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、市災対本部を設置する。

ア　気象情報・予警報等の収集・伝達

「第３部　第１章　第２節　予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保　■市が実施する対策　１　気象情報・予警報の収集・伝達」（P106）に基づき、台風・気象情報等に関する情報の収集や気象予警報等の伝達、情報提供等を行う。

イ　被害情報等の収集・とりまとめ

「第３部　第１章　第２節　予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保　■市が実施する対策　４　被害情報等の収集・とりまとめ」（P107）に基づき、被害情報等を収集するとともに、とりまとめを行う。

ウ　災害対策連絡会議の開催

災害予防対策の実施にかかる方針等の決定や緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討等が必要と認められる場合、災害対策連絡会議を開催する。

エ　県緊急派遣チームとの連携

県災対本部から緊急派遣チームの支援要員が派遣されている場合には、連携して活動を行う。

(2)　非常体制（第３配備）への移行

甚大な被害が発生するおそれ又は発生した場合、市の総力を挙げて応急対策活動を実施するため全職員を参集し、被害状況に応じて災対本部内及び防災関係機関等と連携・協力し、災害対応にあたる。

■その他防災関係機関が実施する対策

１　活動体制の整備

市内に災害発生のおそれがある場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、市及び他の機関の活動が円滑に行われるよう情報交換を行い、その業務について協力する。

■市の配備基準及び市災対本部の概要

１　配備体制

体制 （※１）	第１配備 （準備体制）	第２配備 （警戒体制）	第３配備 （非常体制）
配備 基準	１　次のいずれかが市 の区域に発表され、災害の発生が予想されて市長が必要と認めたとき。 (1) 波浪警報 (2) 強風注意報 (3) 大雨（大雪）注意報 (4) 洪水、高潮注意報 ２　その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長が必要と認めたとき。	１　次の警報のうち、いずれかが市の区域に発表されたとき。 (1) 暴風（暴風雪）警報 (2) 大雨（大雪）警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 ２　次の特別警報のうち、いずれかが市の区域に発表されたとき。 (1) 暴風（暴風雪）特別警報 (2) 大雨（大雪）特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 ３　その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で市長（本部長）が必要と認めたとき。	１　市内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、市長（本部長）が必要と認めたとき。
本部設置	（市長が必要と認めたとき）	市災対本部設置	市災対本部設置
配備要員 （※２）	各課の配備計画による。	各部長、及び第１配備時の要員とするが、状況に応じ各部長はさらに必要な人員を増員し、配備する。	本部員全員をもってあたり、状況によりただちに活動のできる体制とする。
業務	必要に応じ、速やかに警戒体制に移行するための情報連絡活動等を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、市の総力をあげて応急対策活動にあたる。

※１　災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。

※２　各部は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備計画をたてる。各所属の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、すすんで所属と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。

２　職員の参集

職員は、勤務時間外、休日等において、災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったとき、次のとおり参集する。

第１配備	第２配備	第３配備
気象等注意報が発令され警戒体制に入る準備を整えるとき。 災害の発生が予想されるとき、配備要員は必要に応じて登庁し、また、配備要員以外の者も状況の推移に対応するため必要に応じて自宅待機とする。	気象等の警報が発令された時で配備要員は直ちに登庁すること。（交通機関のない場合は、できるだけ速やかに登庁の方法を講じて登庁すること。） 相当な被害が予想されるときは、配備要員以外の者にあっても状況の推移に対応するため、必要に応じて登庁する。	全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに、自ら所属へ参集する（第１参集場所）。 交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、下記に定める順により最寄りの機関へ参集する。 交通途絶時の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておくこととする。 ただし、災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に市災対本部に参加するものとする。 〔非常体制時参集場所〕 （第２参集場所）最寄りの連絡所 （第３参集場所）最寄りの公共施設 （第４参集場所）その他の最寄りの公共機関 （県伊勢庁舎・志摩庁舎等）

３　幹部職員への連絡系統

災害の発生又は発生のおそれを覚知した場合における市長等幹部職員への第１報等の連絡系統は、以下のとおりとする。

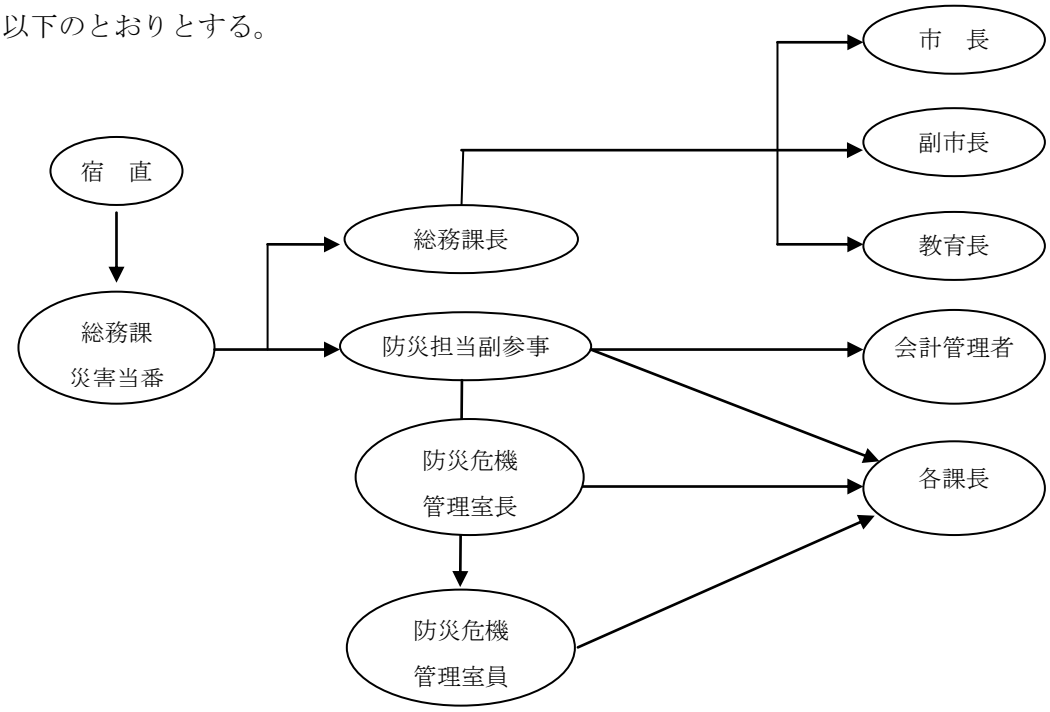

４　市災対本部の設置

名　称	鳥羽市災害対策本部（市災対本部）
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長、会計管理者 ※市長に事故があった場合には、副市長、教育長、会計管理者の順に指揮をとる。
設置場所	各課執務室（大規模災害時には第２・３委員会室）
設置基準	「■市の配備基準及び災対本部の概要　１　配備体制」（P89）で定める基準による。
廃止基準	市の地域内に災害の拡大するおそれがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したとき。
組　織	別図及び別表参照
活　動	被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を実施するため、各部隊の所掌事務のほか、以下の活動を行う。 **１　災害対策連絡会議の開催（総務部）** 本部長、副本部長、各部長により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。 (1) 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定 (2) 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討 (3) 本部長の指示の共有 (4) 災害応急対策の実施結果についての全庁的な情報共有 **２　防災拠点等の活動拠点の確保・調整（総務部）** 災害応急対策活動の内容に応じた活動拠点（救助、医療、物資等）について調整するものとする。 また、各部に対し、設置した拠点の運営体制・状況等の報告を求める。
所掌事務	【別表】　所掌事務一覧表　（P92～P103 参照）
その他	県の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合には、県の非常（緊急）災害現地対策本部と連絡調整を図る。

【別　図】　市災対本部の組織

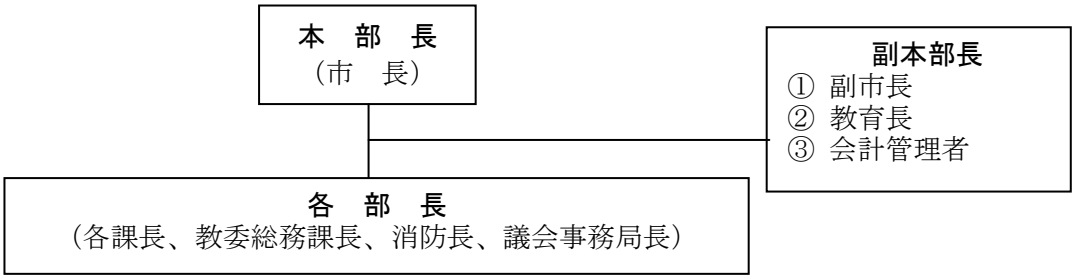

【別　表】　所掌事務一覧表

１ 予防期（平時に準備すること）

各所属（所属長）	所掌事務	構成員
総務課 （総務課長）	【防災危機管理室】 1　市民への啓発、防災人材の育成・活動支援、避難訓練 2　防災資機材の配備及び点検 3　災害輸送体制の確立 4　市災対本部体制の整備・充実 5　職員の研修、訓練 6　情報収集体制・伝達手段の整備 7　応援受援体制及び連携体制の構築 8　災害時用物資等の備蓄・調達・供給体制の構築 9　風水害等避難所の見直し	総務課員 監査委員事務局職員 選挙管理委員会職員
市民課 （市民課長）	1　陸上における物資輸送体制の構築 2　災害ボランティアセンターの設立促進と活動拠点・環境の整備 3　災害ボランティアの円滑な受け入れのための連携体制構築 4　みえ災害ボランティア支援センターとの協力体制の構築 5　災害時の災害ボランティアへの参画促進	市民課員
税務課 （税務課長）	【管理収納係・市民税係・特別滞納整理係・固定資産税係】 1　避難所開設体制の確立 2　避難所運営支援体制の確立 3　住家の被害調査体制の構築	税務課員
環境課 （環境課長）	【環境保全係】 1　し尿処理体制の確立 2　遺体の収容及び処置体制の確立 【資源リサイクル係】 1　災害廃棄物処理計画の見直し及び処理体制の確立	環境課員
農水商工課 （農水商工課長）	【農林係・水産係・商工労政係・水産研究所】 1　企業・事業所の防災対策の促進 2　水産の防災対策の推進 3　農業施設等の防災対策の推進 4　漁港施設の防災対策の推進 5　海上輸送対策 6　農水商工関係者への啓発 7　物資拠点の運営体制の構築	農水商工課員

各所属（所属長）	所掌事務	構成員
観光課 （観光課長）	【観光企画係】 1　災害時の公共交通機関及び観光施設等の情報共有体制の確立 2　観光客等の避難状況等の連絡体制の確立 3　観光客等の避難誘導体制の確立	観光課員
	【観光振興係】 1　帰宅困難者一時受入体制の確立	
建設課 （建設課長）	【管理係・建設係・まちづくり整備室】 1　被災宅地危険度判定士の確保 2　応急仮設住宅建設体制の整備 3　道路・河川・海岸の防災・減災対策 4　土砂災害警戒区域等の住民への周知	建設課員
定期船課 （定期船課長）	1　乗客の安全確保、避難誘導対策 2　船舶による海上輸送体制の構築 3　海上での情報伝達手段の整備	定期船課員
健康福祉課 （健康福祉課長）	【生活支援係】 1　被災者生活再建体制の整備 2　福祉避難所の確保 3　義援金の募集・受入・配分体制の整備 4　義援品の募集	健康福祉課員
	【高齢・障害係】 1　要配慮者対策 2　避難行動要支援者名簿の作成 3　要配慮者に配慮した避難所対策	
	【子育て支援室・介護保険係】 1　保育所の防災体制の整備及び防災計画等の策定及び訓練の実施 2　保育所施設の安全対策 3　児童の安全確保 4　防災教育の実施 5　防災人材育成と活用	
	【健康係】 1　医療体制の整備 2　医療機能の確保 3　災害時の医療体制等の周知	

各所属（所属長）	所掌事務	構成員
水道課 （水道課長）	【管理係・工務係】 1　管理図書の整備 2　応急対策（応急給水・復旧）の体制整備 【下水道係・工務係】 1　管理図書の整備 2　下水の仮排水及びし尿の応急処理対策	水道課員
教育委員会 事務局 （教委総務課長） （生涯学習課長） （学校教育課長）	【教育委員会総務課】 1　学校施設等の安全対策・点検の実施 2　防災啓発活動の実施 【生涯学習課】 1　防災啓発活動の実施 2　文化財の保管・保護 【学校教育課】 1　校内防災体制の整備、防災計画等の策定及び防災訓練の実施 2　児童・生徒等の安全確保 3　防災教育の推進 4　学校防災人材の育成・活用 5　地域・家庭及び関係機関との連携した防災対策・教育の推進 6　職員、保護者等の連絡体制の確立 7　災害時の学校給食体制の整備 8　初期救急、備蓄品等の整備	教育委員会 職員
消防本部 （消防長）	【本部全係・署全係】 1　自主防災組織・消防団等の活動支援及び活性化の推進 2　各種災害対応訓練の実施 3　消防団による避難誘導対策 4　危険物施設等の防災対策の推進 5　空中輸送対策 6　消防力の強化 7　救助力の強化 8　情報収集・情報伝達機能の整備及び確保 9　火災予防対策 10　受援・応援体制の整備	消防本部職員 消防署員
議会事務局 （議会事務局長）	1　各議員との連絡体制の確立	議会事務局 職員

２　準備・情報収集期（台風発生～台風最接近）

(1)　警報発令前

各所属(所属長)	所掌事務	構成員
総務課 （総務課長）	【本部・情報班】 1　台風等情報収集 2　災害対策連絡会議開催 3　各課の体制の確認	総務課員 監査委員事務局職員 選挙管理委員会職員
市民課 （市民課長）	【物資輸送班】 1　陸上における物資輸送の準備体制確認	市民課員
税務課 （税務課長）	【避難所班】 1　避難所開設準備 2　避難所開設 【税務班】 1　住家の被害調査体制の確立	税務課員
環境課 （環境課長）	【生活ごみ・がれき処理班】 1　生活ごみ等収集・処理体制の確認 2　災害がれき収集・処理体制の確認 【し尿処理班】 1　し尿収集処理体制の確認	環境課員
農水商工課 （農水商工課長）	1　漁港施設及び農業用・漁業用・商工業用施設の被害予防措置	農水商工課員
建設課 （建設課長）	【建設班】 1　防災資機材の準備	建設課員
定期船課 （定期船課長）	1　物資輸送手段の確保	定期船課員
消防本部 （消防長）	1　消防部隊の出動及び運用 2　水防活動	消防本部職員 消防署員
議会事務局 （議会事務局長）	【議会班】 1　各議員との連絡体制の確認	議会事務局職員

(2)　警報発令中

各部(部長)	所掌事務	部　員
総務部 (総務課長)	【本部・情報班】 1　災害対策のための配備体制 2　市災対本部の設置、運営 3　市が所有する車の確保 4　外部機関への情報提供 5　通信機能の確保 6　災害・被害情報等の収集・把握 7　住民への被害状況、避難指示等の伝達 8　職員の安否確認、参集状況把握	総務課員 監査委員事務局職員 選挙管理委員会職員
企画財政部 (企画財政課長)	1　災害情報収集の支援 2　被害情報収集の支援	企画財政課員 会計課員
市民部 (市民課長)	【ボラセン班】 1　災害ボランティアセンター設置に向けた準備	市民課員
税務部 (税務課長)	【避難所班】 1　避難所及び避難者の受入状況の確認	税務課員
農水商工部 (農水商工課長)	1　漁港施設及び農業用・漁業用・商工業用施設の保全	農水商工課員
観光部 (観光課長)	【情報収集班】 1　災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2　避難状況等の情報収集、発信 【帰宅困難者等支援班】 1　帰宅困難者の避難誘導 2　帰宅困難者一時受入れ 3　帰宅困難者の情報収集及び対応	観光課員
建設部 (建設課長)	【建設班】 1　道路交通情報・被害情報の収集 2　道路パトロールと応急措置 3　緊急輸送道路の確保 4　公共土木施設等の被害情報の収集	建設課員
定期船部 (定期船課長)	1　乗客の安全確保、避難誘導	定期船課員
健康福祉部 (健康福祉課長)	【子育て・介護保険班】 1　保育所児童の安全確保 2　保育所の被害情報の収集 【健康班】 1　医療情報の収集・共有 2　医薬品の確保 3　医療・救護活動	健康福祉課員

各部（部長）	所掌事務	部　員
水道部 （水道課長）	【水道班】 1　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備 2　飲料水の確保 【下水道班】 1　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	水道課員
教育部 （教委総務課長）	【総務班】 1　学校等の被害状況等の把握・情報提供 【生涯学習班】 1　施設利用者等の避難誘導 2　各施設等の被害状況等の把握・情報収集と連絡調整 【学校教育班】 1　学校等における児童・生徒等の安全確保 2　登下校時の児童・生徒等の安全確保、保護継続の判断 3　夜間・休日等における対応 4　被災、被害情報の収集と連絡調整 5　学校給食施設等の情報収集	教育委員会 職員
消防部 （消防長）	【本部全係・署全係】 1　消防部隊の出動及び運用 2　救助・救急及び消防活動 3　医療・救護活動における患者搬送及び収容 4　緊急輸送ルートの選定 5　通信機能の確保 6　災害情報等の収集・伝達 7　水防活動 8　危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害応急対策	消防本部職員 消防署員
議会部 （議会事務局長）	1　各議員との連絡調整	議会事務局 職員

３　応急対策期（被害発生）

各部(部長)	所掌事務	部　員
総務部 （総務課長）	【本部班】 1　市災対本部の運営 2　県・協定締結市町等への派遣・応援要請等 3　市が所有する車の確保 4　外部機関への情報提供 5　災害対応職員の健康管理 【情報班】 1　通信機能の確保 2　災害・被害情報等の収集・把握 3　災害・被害情報の報告 4　住民への被害状況、避難指示等の伝達 5　職員の安否確認、参集状況把握	総務課員 監査委員事務局職員 選挙管理委員会職員
企画財政部 （企画財政課長）	1　被害情報収集の支援 2　災害関係の予算措置 3　救助活動に伴う経費の調整	企画財政課員 会計課員
市民部 （市民課長）	【物資輸送班】 1　陸上における救助物資の輸送準備 2　陸上における救助物資の輸送 【ボラセン班】 1　災害ボランティアセンター設置に向けた準備 2　災害ボランティアセンターの設置支援 3　災害ボランティアセンターの運営支援	市民課員
税務部 （税務課長）	【避難所班】 1　避難所の適切な運営及び管理支援 【税務班】 1　住家の被害調査の実施	税務課員
環境部 （環境課長）	【埋火葬班】 1　遺体の収容及び処置 2　遺体の埋火葬 【生活ごみ・がれき処理班】 1　生活ごみ等処理 2　災害がれき処理 【し尿処理班】 1　し尿処理	環境課員
農水商工部 （農水商工課長）	【農水商工班】 1　漁港施設及び農業用・漁業用・商工業用施設の復旧・保全及びその支援 2　物資拠点の運営	農水商工課員

各部（部長）	所掌事務	部　員
観光部 （観光課長）	【情報収集班】 1　災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2　避難状況等の情報収集、発信	観光課員
	【帰宅困難者等支援班】 1　帰宅困難者の情報収集及び対応	
建設部 （建設課長）	【建設班】 1　道路交通情報・被害情報の収集 2　道路パトロールと応急措置 3　緊急輸送道路の確保 4　公共土木施設等の被害情報の収集 5　被災宅地危険度判定の実施 6　応急仮設住宅の確保 7　人員及び資機材の確保等	建設課員
定期船部 （定期船課長）	1　乗客の安全確保、帰宅支援 2　物資等輸送手段の確保	定期船課員
健康福祉部 （健康福祉課長）	【生活支援班】 1　災害救助法に伴う救助の実施 2　義援金の受入・配分のため実施機関の設置 3　義援品の募集 4　災害救助法の適用 5　費用の支弁及び精算 6　生活必需品の提供	健康福祉課員
	【高齢障害班】 1　要配慮者施設等の被災状況の把握 2　要配慮者の避難支援・生活環境の確保 3　避難所での生活が困難な要配慮者対策 4　要配慮者の福祉・保健対策等	
	【健康班】 1　医療情報の収集・共有 2　医薬品の確保 3　医療・救護活動 4　医療施設の応急復旧 5　防疫、保健衛生活動実施体制の確立	
	【子育て・介護保険班】 1　保育所児童の安全確保 2　保育所の被害情報の収集 3　保育所児童の保育継続判断	

各部（部長）	所掌事務	部員
水道部 （水道課長）	【水道班】 1　施設の応急対策活動 2　応急給水活動の調整・実施 3　市町水道施設応急活動への参加 【下水道班】 1　施設の応急対策活動	水道課員
教育部 （教委総務課長）	【総務班】 1　学校等の被害状況等の把握・情報提供 2　施設復旧に関する情報収集・検討 【生涯学習班】 1　各施設等の被害状況等の把握・情報提供 2　指定文化財の保護、応急処置 【学校教育班】 1　学校等における児童・生徒等の安全確保 2　県教委、教職員との連絡調整 3　応急教育の実施判断 4　学校給食の措置	教育委員会 職員
消防部 （消防長）	【本部全係・署全係】 1　消防部隊の出動及び運用 2　行方不明者等の捜索 3　救助・救急及び消防活動 4　医療・救護活動における患者搬送および収容 5　緊急輸送ルートの選定 6　災害情報等の収集・伝達 7　消防団等によるヘリコプターの受入 8　危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害応急対策 9　広域的な応援・受援体制の整備 10　惨事ストレス対策 11　消防職団員の安否確認 12　消防施設等被害状況の確認 13　り災危険物施設等調査	消防本部職員 消防署員
議会部 （議会事務局長）	1　各議員の安否確認	議会事務局 職員

４　復旧期（被害発生数日後～数週間以降）

各部(部長)	所掌事務	部　員
総務部 （総務課長）	【本部班】 1　市災対本部の運営 2　県・協定締結市町等への派遣・応援要請等 3　市が所有する車の確保 4　外部機関への情報提供 5　災害対応職員の健康管理 【情報班】 1　通信機能の確保 2　災害・被害情報等の収集・把握 3　災害・被害情報の報告 4　住民への被害状況、避難指示等の伝達 5　職員の安否確認、参集状況把握	総務課員 監査委員事務局職員 選挙管理委員会職員
企画財政部 （企画財政課長）	1　被害情報収集の支援 2　災害関係の予算措置 3　救助活動に伴う経費の調整 4　災害関係経費の出納 5　復旧計画等の策定	企画財政課員 会計課員
市民部 （市民課長）	【物資輸送班】 1　陸上における救助物資の輸送 【ボラセン班】 1　災害ボランティアセンターの運営支援 【業務再稼働準備班】 1　戸籍届等の受付 2　死体埋（火）葬許可証発行 3　住民情報等証明発行 4　国民健康保険証等の再発行	市民課員
税務部 （税務課長）	【避難所班】 1　避難所の適切な運営及び管理支援 【税務班】 1　住家の被害調査の実施 2　市税等の減免及び徴収猶予	税務課員
環境部 （環境課長）	【埋火葬班】 1　遺体の収容及び処置 2　遺体の埋火葬 【生活ごみ・がれき処理班】 1　生活ごみ等処理 2　災害がれき処理 【し尿処理班】 1　し尿処理	環境課員

各部（部長）	所掌事務	部　員
農水商工部 （農水商工課長）	【農水商工班】 1　漁港施設及び農業用・漁業用・商工業用施設の復旧・保全及びその支援 2　物資拠点の運営	農水商工課員
観光部 （観光課長）	【情報収集班】 1　災害時の公共交通機関及び観光施設等の被害状況確認及び情報共有 2　避難状況等の情報収集、発信	観光課員
	【帰宅困難者等支援班】 1　帰宅困難者の情報収集及び対応	
建設部 （建設課長）	【建設班】 1　道路交通情報・被害情報の収集 2　道路パトロールと応急措置 3　緊急輸送道路の確保 4　公共土木施設等の被害情報の収集 5　被災宅地危険度判定の実施 6　応急仮設住宅の確保 7　住宅関連情報の受発信 8　人員及び資機材の確保等	建設課員
定期船部 （定期船課長）	1　乗客の帰宅支援 2　物資等輸送 3　船舶、施設の応急復旧	定期船課員
健康福祉部 （健康福祉課長）	【生活支援班】 1　災害救助法に伴う救助の実施 2　義援金の受入・配分のため実施機関の設置 3　義援品の募集 4　災害救助法の適用 5　費用の支弁及び精算 6　生活必需品の提供 7　被災者生活再建支援	健康福祉課員
	【高齢障害班】 1　要配慮者施設等の被災状況の把握 2　要配慮者の避難支援・生活環境の確保 3　避難所での生活が困難な要配慮者対策 4　要配慮者の福祉・保健対策等 5　社会福祉施設の応急復旧	
	【健康班】 1　医療情報の収集・共有 2　医薬品の確保 3　医療・救護活動 4　医療施設の応急復旧 5　防疫、保健衛生活動実施体制の確立	

各部（部長）	所掌事務	部　員
（続き） 健康福祉部	【子育て・介護保険班】 1　保育所児童の安全確保 2　保育所の被害情報の収集 3　保育所児童の保育継続判断 4　社会福祉施設の応急復旧 5　介護保険料の減免及び徴収猶予 6　保育の開始準備	健康福祉課員
水道部 （水道課長）	【水道班】 1　施設の復旧対策 2　応急給水活動の調整 3　応急給水活動の実施 4　市町水道施設応急活動への参加	水道課員
	【下水道班】 1　施設の復旧対策	
教育部 （教委総務課長）	【総務班】 1　被害情報の収集と連絡調整 2　施設復旧の推進	教育委員会 職員
	【生涯学習班】 1　各施設等の被害状況等の把握・情報提供、応急復旧 2　指定文化財の保護、応急処置	
	【学校教育班】 1　学校の再開 2　学校給食の再開	
消防部 （消防長）	【本部全係・署全係】 1　消防部隊の出動及び運用 2　行方不明者等の捜索 3　緊急輸送ルートの選定 4　災害情報等の収集・伝達 5　消防団等によるヘリコプターの受入 6　危険物施設等の二次災害発生防止の緊急措置、災害応急対策 7　広域的な応援・受援体制の整備 8　惨事ストレス対策 9　罹災消防車両、資機材の調達	消防本部職員 消防署員
議会部 （議会事務局長）	1　各議員の安否確認	議会事務局 職員

第２節　予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保

【主担当部：総務部】

第１項　活動方針

○　気象情報・予警報や水防警報、土砂災害警戒情報等を迅速・確実に市民へ提供するとともに、市内の被害状況を収集・とりまとめる体制を確保する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
気象情報・予警報の収集・伝達	総務部	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・台風等気象情報・予警報（津地方気象台等）
水防警報の収集・伝達	総務部	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・雨量・水位情報等（県、津地方気象台等）
土砂災害警戒情報の収集・伝達	総務部	台風等気象情報・予警報発表後速やかに	・土砂災害警戒判定メッシュ情報等（県、津地方気象台等）
被害情報等の収集・とりまとめ	総務部	市災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等（防災関係機関、町内会等）
被害情報等の関係機関への情報提供等	総務部	市災対本部設置後速やかに	・避難・被害関連情報等（防災関係機関、町内会等）

■共通事項等

１　予報及び警報等の伝達

(1)　伝達系統（気象・洪水・高潮・波浪に関する警報）

津地方気象台から発表される気象・洪水・高潮・波浪に関する警報事項の伝達は、次の系統で行う。

防災気象情報伝達系統図

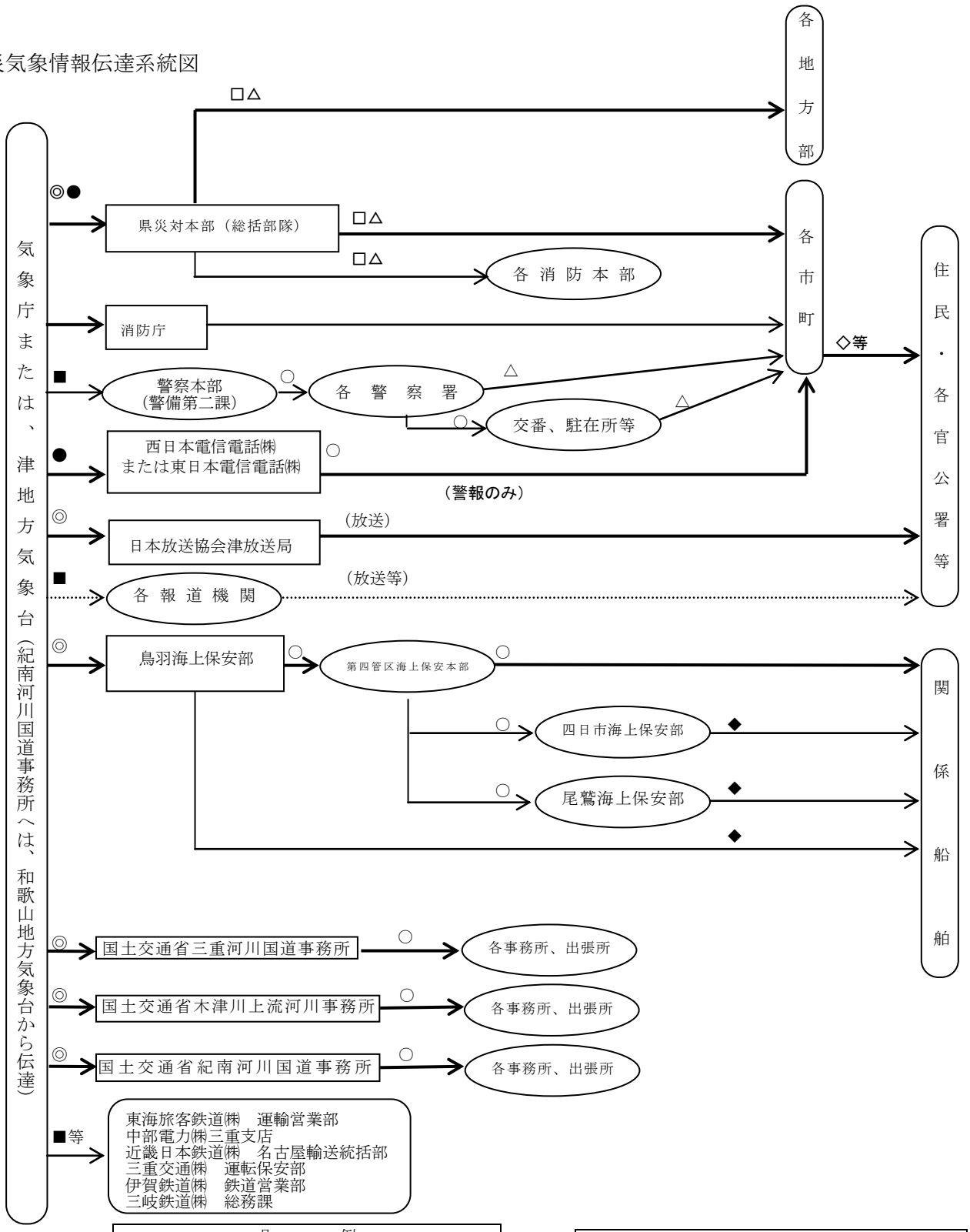

凡　　例	
□	気象業務法第 15 条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
→	気象業務法第 15 条等の法令による通知系統
- - →	気象業務法第 13 条等の法令による周知系統
→	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

凡　　例	
◎	防災情報提供システム（専用回線）
■	防災情報提供システム（インターネット）
●	気象庁専用回線(ADESS 回線等)
○	専用の電話・専用の電話ＦＡＸ
△	一般の加入電話・加入電話ＦＡＸ
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市町防災行政無線
◆	無線通報等

第３項　対策

■市が実施する対策

１　気象情報・予警報の収集・伝達

(1)　台風・気象情報等に関する情報の収集等

鳥羽市に影響を与える可能性のある台風が発生した場合や大雨が予想される場合などには、県防災通信ネットワーク及び「防災みえ．ｊｐ」により情報を入手するとともに、津地方気象台等台風・気象関係機関のホームページやテレビ等から今後の進路や降雨予測等の情報を収集する。

(2)　気象予警報等の伝達

津地方気象台等から気象警報や気象情報等を受信した場合は、必要に応じ防災行政無線及びとばメール等を使用して市民へその情報を伝達し、周知を図る。

(3)　ホームページ等での情報提供

鳥羽市ホームページで緊急情報等の提供を行う。

２　水防警報の収集・伝達

(1)　雨量の監視・通報

市内に大雨・洪水注意報が発表された場合、総務部は防災情報等相互通報システム等により雨量観測局の雨量を収集し、監視を行う。

(2)　水位の監視

①　総務部は、国土交通省ホームページ「川の防災情報」から通常水位計の「岩倉（水位)」及び「河内（水位)」の水位情報を収集し、監視を行う。併せて同省ホームページ「川の水位情報」から危機管理型水位計の「落口川　落口橋」「紙漉川　西ノ辻橋」「加茂川　浜橋」「加茂川　登長谷橋」の水位情報についても収集し避難等判断の資とする。

②　消防部は、加茂川楠木橋水位が「氾濫注意水位」を超えた場合、三重県管理の主要河川（加茂川・河内川）の水位を監視し、総務部へ報告する。また、沿岸部の潮位等に関する情報収集・監視を行い、総務部へ報告する。

③　建設部は、大雨警報が予想される場合、鳥羽市管理河川等及び三重県管理の中小河川確認点（加茂川・河内川以外）の確認点の氾濫事前対策の実施、大雨警報が発表された場合は、確認点の監視を行い、総務部及び消防部へ報告する。

(3)　水防警報・避難判断水位（特別警戒水位）の伝達

知事が指定する河川における指定水位観測所の水位が三重県水防計画に定める通報基準を超過した場合は、水防警報を伝達する。

<table>
<tr><th rowspan="2">警　戒
レベル</th><th rowspan="2">発令
する
避難
情報</th><th rowspan="2">河川
水位</th><th colspan="3">加茂川上流</th><th>加茂川
下流</th><th colspan="2">河内川</th></tr>
<tr><th>松尾橋
(松尾駅
横)※１</th><th>「岩倉
(志摩)」
楠木橋</th><th>落合橋
(九鬼神社
奥)</th><th>※浜橋
(船津駅
横)</th><th>「河内」
(井出川原
橋付近)</th><th>小田橋
(河内公
民館横)</th></tr>
<tr><td>警　戒
レベル
5</td><td>災害
発生
情報</td><td>－</td><td colspan="7">既に災害が発生している、又は災害が予想されている状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警　戒
レベル
4</td><td>避難
指示
(緊急)</td><td>危険
水位
相当
換算
水位</td><td>↑
3.71m
(濃紫)</td><td>↑
3.71m
(濃紫)</td><td>↑
3.71m
(濃紫)</td><td>越水・溢
水の恐れ
が高い
場合</td><td rowspan="2">小田橋の
水位を参
考に判断</td><td>越水・溢
水の恐れ
が高い
場合</td></tr>
<tr><td>避難
勧告</td><td>氾濫危
険水位
※２</td><td>↑
2.97m
(紫)</td><td>↑
2.97m
(紫)</td><td>↑
2.97m
(紫)</td><td>↑
2.50m
(紫)</td><td>↑
3.00m
(紫)</td></tr>
<tr><td>警　戒
レベル
3</td><td>避難準
備･高齢
者等避
難開始</td><td>避難判
断水位
※３</td><td>↑
2.10m
(赤)</td><td>↑
2.23m
(赤)</td><td>↑
2.23m
(赤)</td><td>↑
1.50m
(赤)</td><td>↑
1.44m
(赤)</td><td>↑
1.80m
(赤)</td></tr>
<tr><td>警　戒
レベル
2</td><td>洪水
注意報
大雨
注意報</td><td>氾濫注
意水位
※４</td><td>2.10m
(黄)</td><td>2.10m
(黄)</td><td>2.10m
(黄)</td><td>1.50m
(黄)</td><td>1.44m
(黄)</td><td>1.80m
(黄)</td></tr>
<tr><td>警　戒
レベル
1</td><td>警報級
の
可能性</td><td>消防団
待機水
位※５</td><td>－</td><td>1.80m
(緑)</td><td>－</td><td>－</td><td>0.95m
(緑)</td><td>－</td></tr>
</table>

※１．「岩倉」のテレメーターを参考にする場所

※２．氾濫危険水位：重大な災害が発生するおそれのある水位

※３．避難判断水位：住民の避難判断の参考になる水位

※４．氾濫注意水位：消防団が出動して河川の警戒にあたる水位

※５．消防団待機水位：消防団が水防活動の準備を始める目安となる水位

凡例　：↑（当該水位に到達後、更に水位の上昇が見込まれる場合）

３　土砂災害警戒情報の収集・伝達

(1)　雨量・土砂災害警戒判定メッシュ情報の監視

市内に大雨・洪水警報が発表された場合、県土災害情報提供システムにより、雨量及び土砂災害警戒判定メッシュ情報等の監視を行う。

また、同システムを利用して、市民に対し、雨量・土砂災害警戒判定メッシュ情報等を提供する。

(2)　土砂災害警戒情報の収集・伝達

大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合は、県・津地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合、速やかに市民等へ伝達する。

４　被害情報等の収集・とりまとめ

(1)　消防、防災関係機関、町内会等からの情報収集

消防、防災関係機関、町内会等から市内の被害状況等を把握する。特に、要配慮者の被災・避難状況や孤立するおそれのある地区等の被害状況、住民の避難状況の収集に努める。

ア　地区指定員からの情報収集

町内会等の被害状況や避難状況を地区指定員から収集する。

イ　防災情報システムを利用した県への状況報告

市災対本部が設置された場合は、速やかに防災情報システムを立ち上げ、災害関連情報等の収集・共有体制を確立する。

また、県に対し、同システムによる市災対本部設置状況、人的被害、住家被害、避難状況、り災状況等を報告する。

ウ　ライフライン・公共交通機関に係わる情報収集

ＮＴＴ回線等を通じて、公共機関（ＪＲ、近鉄、かもめバス、市営定期船、フェリー等）の運行状況やＮＴＴ西日本、中部電力等からの情報を定期的に収集する。

エ　道路冠水等の情報収集

市内道路の状況（冠水等による道路の通行止め等）について、情報を収集する。

(2)　地方部派遣チームによる県との連携

伊勢地方部から派遣される地方部派遣チームとの連絡調整及び情報システムの入力支援等を受け、県との連携を円滑にする。

５　被害情報等の関係機関への情報提供等

(1)　県への情報提供

市災対本部で収集した情報は、防災情報システムにより地方部を通じて県に対し情報提供する。

(2)　報道機関への情報提供

市災対本部は、防災関係機関や町内会等から報告があった被害情報等を整理し、適宜に報道機関に提供する。

(3)　消防庁への報告

市災対本部は、県との連絡が取れない場合、被害情報を直接、消防庁へ報告する。

【消防庁への連絡先】

① 平日 9:30～17:45（消防庁応急対策室）

ＮＴＴ回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7527	TEL 90-49013	TEL 8-7-048-500-90-49013
FAX 03-5253-7537	FAX 90-49033	FAX 8-7-048-500-90-49033

② 夜間・休日（消防庁　消防防災・危機管理センター）

ＮＴＴ回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
TEL 03-5253-7777	TEL 90-49102	TEL 8-7-048-500-90-49102
FAX 03-5253-7553	FAX 90-49036	FAX 8-7-048-500-90-49036

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈津地方気象台の実施する対策〉

１　気象注意報・警報等の発表

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が発表される。警報及び注意報の種類とその概要は、別表１、２のとおりである。

別表１　特別警報、警報の種類と概要

種　　類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警　報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

別表２　注意報の種類と概要

種　類		概　要
気象注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
洪水注意報		大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
高潮注意報		台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。
波浪注意報		高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたとき発表される。

（注）１　地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

（注）２　注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。
また、新たな注意報が発表されたとき、これまでの注意報は、自動的に解除又は更新され、新たな注意報に切り替えられる。

２　水防活動等に必要な予報及び警報の発表

気象・高潮及び洪水について水防活動の利用に適合する注意報及び警報をいう。水防活動用気象注意報・警報は大雨注意報・警報、水防活動用高潮注意報・警報は高潮注意報・警報、水防活動用洪水注意報・警報は洪水注意報・警報をもって代える。

３　土砂災害警戒情報

津地方気象台及び県は、共同して降雨の状況等を監視し、発表基準を超過もしくは超過すると予想したときは、協議のうえ土砂災害警戒情報を発表する。

４　気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）の発表

台風その他について、その状況を具体的に説明するもので、注意報および警報の発表前あるいは発表中に刻々変わる気象の現況やこれらの推移について、防災活動に活用できるよう随時に発表する。

〈中部地方整備局の実施する対策〉

１　水防警報の発表

国土交通大臣が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防上必要と認めた時に警報を発表する。

〈移動通信事業者の実施する対策〉

１　緊急速報メールによる情報の配信

各移動通信事業者は、国・地方公共団体が発信する災害・避難情報等について、回線契約者の携帯電話等に対し緊急速報メールを配信し、情報の周知に努める。

〈報道機関の実施する対策〉

１　災害関係情報の市民への広報

報道機関は、気象庁や市災対本部等から得た情報等をもとに、市民に対して災害関係情報に関して必要な報道を行う。

〈その他の防災関係機関の実施する対策〉

１　被害情報等の収集と連絡

(1)　被害情報等の収集

防災関係機関は、それぞれの所掌の災害等の情報を可能な限りの多様な手段を講じて収集する。

(2)　被害情報等の連絡

防災関係機関は収集した情報を防災情報システム、電話、ファクシミリ、防災通信ネットワーク、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて市災対本部へ連絡する。

２　災害関係記録写真、映像等の収集

総務部は、防災関係機関から災害写真、映像等の報告を受けた場合、必要に応じて報道機関へ提供する。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

１　風水害からの自衛措置

(1)　気象情報の収集及び避難の準備

住民は、市が発行するハザードマップ等により、自らが居住等する地域に発生する洪水や高潮、土砂災害等の災害によるリスクを把握するよう努めるとともに、大雨や暴風が予想される場合は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線やとばメール等を通じて、気象情報や市の発令する警戒レベル（避難勧告等避難判断情報）の収集に注意を払う。

また、自宅等の立地条件から、避難所等への立ち退き避難が必要か、または自宅等の上層階など安全な部屋に移動（垂直避難）することで十分かどうかを判断し、市から警戒レベルに応じた避難勧告等の避難判断情報が発令された場合に速やかに避難行動を起こすための準備を行う。

⑵　警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）発表時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市から警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）が発表された場合は、立ち退き避難または自宅の２階などへの垂直避難を行うため、飲料水・食料や衣類、貴重品、日用品等の非常持ち出し品を準備するなど、速やかに避難行動を起こせるよう備える。

また、避難行動要支援者並びに避難に時間を有する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は、警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）発表時点で避難を開始する。

⑶　警戒レベル４（避難勧告、又は避難指示（緊急））発令時の対応

住民は、自らが居住等する地域に市から警戒レベル４（避難勧告、又は避難指示（緊急））が発表された場合は、身の安全を図るため、速やかに立ち退き避難を行う。

その際、市により洪水や土砂災害等の災害種別ごとに避難場所が指定されているので、あらかじめ目的地となる避難場所や避難経路を確認しておく。

なお、既に避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所（垂直避難等）に避難し、それができない場合は生命を守ることを最優先した行動をとる。

また、避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に限り発令されるため、通常は避難勧告のみ発令されるものと認識して備えておく。

⑷　警戒レベル５（災害発生情報）発令時の対応

既に災害が発生している状況であるため、速やかに避難を行うか、それができない場合は生命を守ることを最優先した行動をとる。

２　災害に関する現場情報の報告

市からの避難勧告等が発令されていない場合において、周辺の河川・海岸堤防や急傾斜地等に異変が生じ、災害が発生する危険を認知した場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに安全な場所に避難するよう努める。

３　被害情報等の提供

人的被害や人家等の建物被害を発見したものは、速やかに消防署等の防災関係機関に通報する。

また、道路等の公共施設における被害を発見した場合は、市や施設管理者への報告に努める。

第２章　避難誘導体制の確保

第１節　避難所の開設及び早期避難の促進

【主担当部：総務部、税務部、消防部】

第１項　活動方針

○　市内で大規模な被害の発生が危惧される台風等の接近が予想される時には、適時適切に避難勧告等を発令するための情報収集を行う。
○　地区指定員に対し、避難所開設情報の早期提供を行い、避難所開設及び避難者受入体制を確立する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
避難実施体制の確立	総務部	台風等発生後	・台風情報（津地方気象台）
警報レベル（避難情報）の発令	総務部	大雨警報等発表後	・雨量、水位、土砂関連情報等（津地方気象台、県等）
避難所の開設	総務部 税務部	避難準備情報発令後	
避難の実施	消防部	避難準備情報発令後	

第３項　対策

■市が実施する対策

１　避難実施体制の確立

災害発生の危険等が予測される地域に対し速やかに警戒レベル等の避難勧告等を発令できるよう、雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を監視し、避難実施等を判断するための体制を確立する。

２　避難準備・高齢者等避難開始情報・勧告・指示の発令

(1) 避難情報の種類

	避難情報等	発令者	避難行動等
警戒 レベル５	災害発生状況	市町村	・命を守るために最善の行動をとる。 ・既に災害が発生している状況
警戒 レベル４	避難指示（緊急）		・速やかに避難場所へ避難 ・避難場所までの移動が危険と思われる場合は近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難 ・既に災害が発生していても市町村等が情報を入手していない状態
	避難勧告		
警戒 レベル３	避難準備・高齢者等避難開始		・避難に時間を要する人（高齢者・障がいのある人・乳幼児等）と、その支援者は避難を開始 ・その他の人は避難準備
警戒 レベル２	洪水注意報 大雨注意報	気象庁	・災害等に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認
警戒 レベル１	警報級の可能性		・災害への心構えを高める。

(2)　避難情報の発令基準

ア　洪水（加茂川・河内川）

<table>
<tr><th rowspan="2">警　戒
レベル</th><th rowspan="2">発令する
避難情報</th><th rowspan="2">河川
水位</th><th colspan="3">加茂川上流</th><th>加茂川
下流</th><th colspan="2">河内川</th></tr>
<tr><th>松尾橋
（松尾駅横）
※１</th><th>「岩倉
（志摩）」
楠木橋
（加茂駅横）</th><th>落合橋
（九鬼神社奥）</th><th>※浜橋
（船津駅横）</th><th>「河内」
（井出川原
橋付近）</th><th>小田橋
（河内
公民館横）</th></tr>
<tr><td>警　戒
レベル
5</td><td>災害発生
情報</td><td>－</td><td colspan="7">既に災害が発生している、又は災害が予想されている状況</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警　戒
レベル
4</td><td>避難指示
（緊急）</td><td>危険
水位
相当
換算
水位</td><td>↑
3.71m
(濃紫)</td><td>↑
3.71m
(濃紫)</td><td>↑
3.71m
(濃紫)</td><td>越水・溢水
の恐れが
高い場合</td><td rowspan="2">小田橋の
水位を参
考に判断</td><td>越水・溢水
の恐れが
高い場合</td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td>氾濫
危険
水位
※２</td><td>↑
2.97m(紫)</td><td>↑
2.97m(紫)</td><td>↑
2.97m(紫)</td><td>↑
2.50m(紫)</td><td>↑
3.00m(紫)</td></tr>
<tr><td>警　戒
レベル
3</td><td>避難準備・
高齢者等
避難開始</td><td>避難
判断
水位
※３</td><td>↑
2.10m(赤)</td><td>↑
2.23m(赤)</td><td>↑
2.23m(赤)</td><td>↑
1.50m(赤)</td><td>↑
1.44m(赤)</td><td>↑
1.80m(赤)</td></tr>
<tr><td>警　戒
レベル
2</td><td>洪水注意
報
大雨注意
報</td><td>氾濫
注意
水位
※４</td><td>2.10m(黄)</td><td>2.10m(黄)</td><td>2.10m(黄)</td><td>1.50m(黄)</td><td>1.44m(黄)</td><td>1.80m(黄)</td></tr>
<tr><td>警　戒
レベル
1</td><td>警報級の
可能性</td><td>消防
団
待機
水位
※５</td><td>－</td><td>1.80m(緑)</td><td>－</td><td>－</td><td>0.95m(緑)</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">地　区
※河川の通過する地区であり避難等の指示を限定するものではない。</td><td colspan="3">岩倉町、松尾町、白木町</td><td>大明西町
船津町
幸丘
若杉町</td><td colspan="2">岩倉町、河内町</td></tr>
</table>

※　１．楠木橋のテレメーターを参考にする場所

※　２．氾濫危険水位：重大な災害が発生するおそれのある水位

※　３．避難判断水位：住民の避難判断の参考になる水位

※　４．氾濫注意水位：消防団が出動して河川の警戒にあたる水位

※　５．消防団待機水位：消防団が水防活動の準備を始める目安となる水位

イ　土砂災害

<table>
<tr><th>警戒
レベル</th><th>発令する避難情報
及びスネークライン</th><th colspan="2">国・市町村等が避難に関して判断する気象庁発表の情報※３及び住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報</th></tr>
<tr><td>警戒
レベル５</td><td>災害発生情報※１</td><td colspan="2">（・大雨特別警報（土砂災害）※４）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警戒
レベル４</td><td>避 難 指 示(緊急)※２
 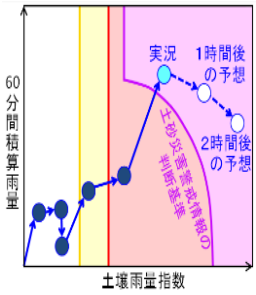
</td><td rowspan="2">・土砂災害警戒情報
・土砂災害に関するメッシュ
情報（非常に危険：紫）</td><td>・土砂災害に関する
メッシュ情報
（極めて危険：濃紫）
※５</td></tr>
<tr><td>避 難 勧 告
 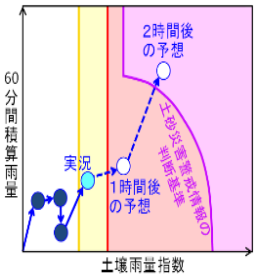
</td><td></td></tr>
<tr><td>警戒
レベル３</td><td>避難準備・高齢者等避難開始
 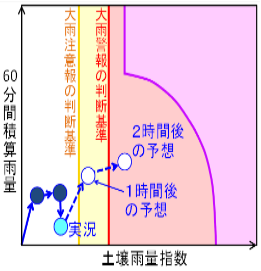
</td><td colspan="2">・大雨警報（土砂災害）
・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）</td></tr>
<tr><td>警戒
レベル２</td><td>洪水注意報
大雨注意報</td><td colspan="2">・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）</td></tr>
<tr><td>警戒
レベル１</td><td>警報級の可能性</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※１　可能な範囲で発令

※２　緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令（「警戒レベル５」発出前に必ず出されるものでは無い。）

※３　市町村等が発令する避難勧告等は、市町村等が総合的に判断して発令するものであり、警戒レベル相当情報が発出されたとしても必ずしも発令されるものではない。

※４　大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、「警戒レベル５相当情報（洪水）」や「警戒レベル５相当情報（土砂災害）」として運用する。

　ただし、市町村長は警戒レベル５の佐宇賀宇発生情報の基準としては用いない。

※５　（極めて危険）については、「避難指示（緊急）」の発令を判断するための情報

(3)　避難情報に含める内容

警戒レベル３～５を発令する際には、次の項目により必要な情報を明示して行い、防災行政無線等を用い、住民等に対する避難情報の周知を図る。

ア　警戒レベルと市民等のとるべき行動を端的に２回

イ　避難勧告等の用令

ウ　災害が切迫している状況

エ　市民等のとるべき行動

※緊急速報メールに関しては消防庁の示す様式に沿って、住民等に周知を図る。

３　避難所の開設

警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）、警戒レベル４（避難勧告、避難指示（緊急））を発令する必要が生じた場合は、あらかじめ指定されている避難所に地区指定員を派遣し、速やかに避難所を開設する。

また、避難所を設置したときは、以下の事項についてただちに県に報告する。

(1) 避難の種類：自主避難、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

(2) 避難所開設の日時及び場所

(3) 箇所数及び収容人員

４　避難の実施

雨量や河川水位情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を確認し、あらかじめ定める避難勧告等判断基準に達した場合は、災害発生の危険のある地域に対し、速やかに避難勧告等を発令する。

避難所への避難は避難者の自力避難を原則とするが、避難者が自力で避難できないなどの場合は町内会等共助で支援を行うものとする。ただし、避難の輸送手段として車両、船舶等を用いる必要があり、共助では能力を超える場合は、地区消防団等を活用して避難を行う。

また、災害発生が差し迫った状況ではない場合でも、津地方気象台の発表する気象予測等により今後の大雨等が予測され、夜間避難など避難勧告等判断基準に達してから避難を開始すると避難活動が困難になると予想される場合は、早期の避難所開設や避難準備情報の発令等を検討する。

■市民が実施する対策

１　避難勧告等発令時の行動

市民は、市が発令する避難勧告等の意味を理解し、また、洪水ハザードマップや土砂災害危険箇所図等により、あらかじめ自らの居住等をする地域で災害が発生した場合の様相を把握し、どのような段階でどのような避難行動（市指定避難場所や屋内の安全な場所への避難等）をとるべきかを把握しておき、避難勧告等が発令された場合は、速やかに避難を行うなど、身の安全を守る措置をとる。

第２節　避難行動要支援者の保護

【主担当部：健康福祉部】

第１項　活動方針

○　避難行動要支援者の避難状況を把握するとともに、避難が必要な要配慮者関連施設の利用者の他施設への受入要請や、調整を図る。
○　避難行動要支援者の避難支援体制について、検討を行う。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
避難行動要支援者の避難状況の把握	健康福祉部	市災対本部設置後速やかに	・避難行動要支援者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況（町内会等、要配慮者関連施設）
要配慮者施設利用者の受入調整等	健康福祉部	避難行動要支援者に必要な災害応急対策情報等を入手後速やかに	・避難行動要支援者への支援に資する情報（関係部、防災関係機関）
避難行動要支援者の避難行動支援	健康福祉部	避難準備情報発令後速やかに	・避難行動要支援者への支援に資する情報（避難支援等関係者（民生委員、町内会等））

第３項　対策

■市が実施する対策

１　避難行動要支援者の避難状況の把握

避難行動要支援者の避難状況を町内会等の協力を得て情報収集する。

２　要配慮者施設利用者の受入調整等

避難が必要な要配慮者支援施設利用者について、必要に応じて他施設での受入れ調整等を行う。

【資料編：20 要配慮者施設等一覧表（P221）】

３　避難行動要支援者の避難行動支援

避難準備情報等を発令した場合、避難行動に支障をきたす避難行動要支援者がいる場合は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動支援等を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

＜報道機関が実施する対策＞

１　住民等への避難情報の広報

市対策本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民への避難情報の広報に協力する。

＜社会福祉施設等が実施する対策＞

１　避難行動要支援者の避難受入

避難行動要支援者の避難について、受入の要請があった場合は、可能な範囲で受け入れに努める。

■市民が実施する対策

１　地域住民等による取り組み

地域住民や町内会等、自主防災組織は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保及びあらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

２　避難行動要支援者及び保護責任者の対策

避難行動要支援者及び保護責任者は、地域・住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第３節　学校・保育所等における児童・生徒等の安全確保

【主担当部：教育部、健康福祉部】

第１項　活動方針

○ 大雨･暴風等による風水害被害等の発生のおそれがある場合において、学校･保育所等における児童･生徒等の保護および登下校や保護者への引き渡し等に際し、安全の確保を図る。
○ 風雨等が強まる前の段階において、休校を判断するなど、児童･生徒等の事前の安全確保対策について検討する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
児童･生徒等の安全確保	教育部 健康福祉部	台風等気象情報･予警報発表後、速やかに	・気象情報（津地方気象台） ・通学路周辺の河川水位、土砂災害警戒判定メッシュ情報等（県、津地方気象台等） ・公共交通機関の運行状況（交通機関等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　児童・生徒等の安全確保

(1)　情報の把握・情報提供

気象予報・警報等、児童生徒等の安全確保のために必要な情報を収集し、学校・保育園等に対し、情報提供する。

■学校・保育所等が実施する対策

１　休校等の措置の実施

(1)　休校等の措置の判断

学校・保育所等は、始業前に暴風警報が発表されるなど、登校等に危険が予想される場合は、学校防災計画等に基づき速やかに休校等の措置を行う。

また、始業後に暴風警報が発表されるなど、時間の経過とともに危険が増すことが予想される場合は、下校時等の安全を確保したうえで速やかに児童・生徒等を下校させる。

(2)　休校等の措置の連絡

学校・保育所等の教職員等は、休校等の措置の実施を判断した場合、あらかじめ定められた方法により、保護者等に対し、速やかかつ確実に措置の内容等を連絡する。

２　児童・生徒等の安全確保

(1)　児童・生徒等の下校・引き渡し

下校等の措置を実施する際は、保護者等に直接引き渡すなど、児童・生徒等の安全確保に十分配慮する。また、児童・生徒等を下校させる場合は、教職員等による通学路等の安全確認や、できる限り集団で下校させるなどの安全確保対策を行う。

(2)　帰宅困難児童・生徒等の保護

帰宅途中での浸水や交通機関の運行休止、保護者等の不在等により帰宅が困難な児童・生徒等については、校内等や避難所など最も安全な場所において保護する。

第３章　災害未然防止活動

第１節　公共土木施設の災害未然防止体制の確保

【主担当部：建設部、農水商工部】

第１項　活動方針

○ 市管理公共土木施設等の安全確保･被害情報収集体制を確立する。
○ 市管理の道路･河川･海岸･漁港等の台風接近前の被害防止体制を検討する。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
公共土木施設等の安全確保対策	建設部、農水商工部	台風発生後速やかに	・台風気象情報等（津地方気象台） ・施設の危険箇所等（施設管理者）
公共土木施設等の被害情報の収集	建設部、農水商工部	市災対本部設置後速やかに（大雨警報等発表後）	・施設の被害情報等（施設管理者）
ダム･せき･水門･樋門･排水機場等の操作	建設部、農水商工部	雨量、水位等の状況に応じて	・雨量、水位等情報（津地方気象台、県等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　公共土木施設等の安全確保対策

(1)　市管理道路における安全確保対策

市管理道路について、低地を通過する道路等浸水時における通行止や大雨時危険区間の雨量規制及び通行規制による安全確保策を講じる。

(2)　市管理港湾施設・漁港施設における安全確保対策

市管理港湾施設・漁港施設について、必要な安全確保対策を講じる。

２　公共土木施設等の被害情報の収集

(1)　市管理道路の被害情報等の収集

市管理道路における通行規制や被害情報等を収集し、総務部へ報告を行うとともに、情報提供に努める。

(2)　市管理港湾施設・漁港施設の被害情報等の収集

市管理港湾施設・漁港施設における被害情報等を収集し、総務部へ報告を行うとともに、情報提供に努める。

３　市管理ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の操作

ダム・せき・水門・樋門・排水機場等の管理者（操作責任者）は、雨量や水位の変動を監視し、必要に応じて適切な門扉開閉や排水機操作等を行い、災害の未然防止に努める。

また、操作に伴い放流を行う場合は、関係者に必要な事項を周知する等の措置を講じる。

第２節　水防活動体制の確保

【主担当部：消防部】

第１項　活動方針

○　気象・水象等に関する予報・警報等に基づき、速やかに水防活動を実施する体制を確立する。
○　雨量計、水位計等の動作状況を、事前に確認する体制について検討する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
水防活動の実施	消防部	水防作業員等の安全が確保できる範囲内で速やかに	・特別警報・警報・雨量情報・潮位情報等（津地方気象台、県等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　水防活動の実施

(1)　巡視

水防管理者は、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防計画に基づき、区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、当該河川、海岸等の施設管理者に報告して必要な処置を求める。

(2)　非常警戒

水防管理者は、水防施設の被害が予測される場合、水防作業員等の安全が確保できる範囲内で、水防区域を監視及び警戒するとともに、安全が確認された後、工事中の箇所やその他特に重要な箇所を重点的に巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸等の施設管理者に連絡をして、水防作業を開始する。

［参考］

水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第７条の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を定め、もって管下各河川、海岸等の洪水又は高潮による水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

１　水防組織及び管轄

水防組織は消防団が担い、その管轄区域は資料編のとおりとし、水防に関する気象予警報等の通知があった時から洪水又は高潮による危険が解消するまでの間、消防本部に水防本部を設置する。

２　出動・準備

水防管理者は、次により水防（消防団）及び建設部を出動させ水防活動に万全を期する。

①　常に管轄河川又は海岸を巡視すること。

②　気象に関する警報が発せられた場合は、速やかに連絡員をおき関係機関との連絡を密にするとともに、潮位、水位、流量等の諸情報を収集して水防活動に備えること。

③　水防警報が発せられたとき、又は警戒潮水位に達したときは、出動準備をなし、団員を待機させるとともに、一般に周知すること。

④　警戒潮水位を超え、なお増潮（水）のおそれのあるときは、水防管理者は状況をよく判断のうえ、団員を出動させ水防作業を開始すること。

⑤　堤防が著しく危険にさらされ決壊、氾濫等が予測される場合は、警察署長に通報のうえ避難のための避難を指示しなければならない。

⑥　水防法第 24 条により必要があるときは、区域内の居住者を出動させ水防作業に従事させることができる。

第３節　市民等による安全確保

【主担当部：総務部】

第１項　活動方針

○　市民や企業が、自らの判断で風水害からの安全確保対策を講じ、適切な避難行動をとることができるよう、ホームページやメール等による気象情報等の提供を行う。
○　台風情報や気象予警報情報と合わせて、気象情報や避難判断情報等の活用情報等を市民等に提供し、自らを守るための事前の防災行動の実施を促進する対策を検討する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
避難勧告等の伝達・報告	総務部	避難勧告等発令時	―
災害情報等の提供・伝達	総務部	市災対本部設置後	・気象情報（津地方気象台） ・避難情報、被害情報等（各部、町内会等）
県・報道機関に対する避難・被害情報等の提供	総務部	市災対本部設置後	・避難情報、被害情報等（各部、町内会等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　避難勧告等の伝達・報告

避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する場合は、防災行政無線、とばメール及び緊急速報メールや報道機関への情報提供等、様々な手段を用いて市民等への伝達を行う。

また、避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令した場合は、速やかに県災対本部へ報告を行う。

２　災害情報等の提供・伝達

(1)　市ホームページでの災害情報等の提供

市民等が災害情報を確認し、自らの防災行動や適切な避難行動へ活用することを促進するため、市ホームページにより、鳥羽市に関係する気象情報や被害情報、避難情報等の情報を提供する。

ア　気象情報の提供

市民等が防災対策に活用するための参考情報として、県、津地方気象台等が提供する情報をもとに、気象情報の提供を行う。

a　鳥羽市における警報等の発表状況
b　土砂災害警戒情報　　など

イ　災害情報の提供

市災対本部でとりまとめた情報をもとに、市内の被害情報や避難情報等の提供を行う。

a　避難勧告等発令状況
b　避難所設置等状況
c　被害状況　　など

ウ　その他の情報の提供

県や防災関係機関等のホームページのリンクなどにより、道路・交通情報、ライフライン情報等を提供する。

(2)　とばメールによる情報提供

市民等が災害情報を確認し、自らの防災行動へ活用することを促進するため、あらかじめ登録を行った市民等を対象に、とばメールにより気象情報等を提供する。

ア　気象警報等

a　気象警報（特別警報含む）

b　土砂災害警戒情報

c　記録的短時間大雨情報

イ　河川水位に関する情報

ウ　避難勧告等発令状況

エ　避難所設置等状況　　など

３　県・報道機関に対する避難・被害情報等の提供

市災対本部を設置後、防災情報システムを通して県へ避難情報、被害情報等を随時提供する。県はその情報を防災情報ポータルサイト「防災みえ．ｊｐ」ホームページへ掲載するほか、報道機関に提供し、市民等への災害情報の提供を図る。

なお、報道機関への情報提供については、防災情報システムに入力した情報が災害情報共有システム（Ｌアラート）へ提供されることから、これを活用し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の多様なメディアを通じた市民等への情報提供を図る。

※災害情報共有システム（Ｌアラート）とは、災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤として総務省により整備されたものである。

■企業・事業所が実施する対策

１　企業・事業所の安全確保対策

台風等の接近が予想される場合は、事業所内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植えや立て看板等の配置物の収納など、安全確保対策を講じる。

２　従業員の安全確保対策

台風や大雨の影響により、道路の冠水や公共交通機関の運行休止等で従業員の通勤困難、帰宅困難等が生じるおそれがある時は、業務を休止し従業員を自宅待機させる等の措置による安全確保対策を検討する。

また、帰宅困難となった従業員対策として、必要に応じ食料や毛布等の確保に努める。

■地域・住民が実施する対策

１　自宅の安全対策

台風等の接近が予想される場合は、自宅敷地内の施設や設置物等の固定状況など、危険箇所の点検・補修等を行うとともに、鉢植え等の配置物を収納するなど、安全確保対策を講じる。

２　適切な避難行動の実施

市民は、自宅や勤務場所、通学場所等で発生しうる洪水や土砂災害等の様相や、災害発生時の避難場所、津地方気象台が発表する気象情報や予警報、市が発令する避難勧告等の意味をあらかじめ十分に理解しておく。

また、台風や大雨の影響が懸念される場合は、テレビやラジオ、県の防災情報ポータルサイト「防災みえ．ｊｐ」や「メール配信サービス」等で最新の気象情報等を把握し、市から避難勧告等が発令された場合は、自らの判断で速やかに適切な避難行動をとるよう努める。

３　危険な行動の自粛

台風に伴う自宅等の風雨対策については、なるべく早めに行うものとし、風雨が強まってからの作業は不慮の事故を招くため、これを自粛する。

また、特に農業及び漁業従事者等においては、台風の影響が強まってから農地・農業用施設、漁業用施設等を見回りに行き、水路や海等に転落して命を落とすような事故が多発していることから、台風が通過し安全な状況になるまでは見回りを控えるなど、危険な行動を自粛する。

第４部　発災後の応急対策

第１章　災害対策本部活動の実施

第１節　災害対策活動の実施体制の確保

【主担当部：総務部、関係各部】

第１項　活動方針

○ 市災対本部は災害情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成、関係機関等との連絡調整及び災害応急対策を行う。
○ 災害が発生し、被害の拡大が見込まれる場合は、全庁的に災害対応を最優先して実施するために、市災対本部の配備体制を増強し、災害対策活動にあたる。

第２項　主要対策項目

対策(活動)項目	主担当部	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)
災害発生時の情報収集	総務部、関係各部	【災害発生直後】 災害が発生次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等(町内会等、各部)
災害応急対策 実施方針の決定	総務部、関係各部	【災害発生後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等(町内会等、各部)
応援要請の実施	総務部	【災害発生後】 災害応急対策実施方針を作成次第	・災害発生情報、被害情報等(町内会等、各部)
災害派遣要請等の実施	総務部	【災害発生後】 災害応急対策実施方針を作成次第	・災害発生情報、被害情報等(町内会等、各部)
災害応急対策活動の実施	関係各部	【災害発生後】 災害応急対策実施方針を作成し、各機関との調整ができ次第	・災害発生情報、被害情報等(町内会等、各部)
災害応急対策活動体制の増強	総務部、関係各部	【災害発生後】 災害情報を確認次第、速やかに	・災害発生情報、被害情報等(町内会等、各部)

第３項　対策

■市が実施する対策

１　災害発生時の情報収集

(1)　町内会等からの情報収集

暴風や大雨等異常な気象事象等により災害が発生した場合は、速やかに町内会等から情報収集を行う。

なお、被災町内会等において災害情報の収集に支障が生じている場合には、担当地区指定員を被災町内会等に派遣する等により、災害情報の収集に努める。

(2)　管轄部による情報収集

公共施設等の被災状況については、各管轄部においてとりまとめ、総務部へ報告する。

(3)　関係機関からの連絡員受入及び情報共有

総務部は、必要に応じ、国土交通省、鳥羽警察署、鳥羽海上保安部、自衛隊等防災関係機関からの連絡員（リエゾン）の派遣を受け、市災対本部及び各防災関係機関との情報共有を図る。

２　災害応急対策実施方針の決定

(1)　災害情報の共有・分析

収集した災害情報は、速やかに市災対本部内及び防災関係機関との間で共有を図る。

また、収集した災害情報の内容から、人命救助のための救助部隊の派遣や緊急輸送道路の確保、救助者搬送病院及び搬送手段等の確保、孤立地域や避難者への救援物資輸送の実施等必要な対策についての分析を行う。

(2)　災害応急対策実施方針案の作成

災害情報の分析結果から、自衛隊等への災害派遣要請、道路啓開の実施、病院への搬送手段の調整、ＤＭＡＴ派遣要請、救援物資の調達及び輸送体制の確保等必要な災害対策活動について、各部は災害応急対策実施方針案を作成し、総務部は、各方針案の総合調整を行う。

(3)　災害応急対策実施方針の決定

総務部は、災害対策連絡会議において、災害応急対策実施方針案の内容を精査し、災害応急対策実施方針を決定する。

(4)　災害応急対策実施方針の伝達

決定した災害応急対策実施方針は、各部長を通じ、各部員に対し指示・伝達を行う。

３　応援要請の実施

総務部は、「第４部　第１章　第５節　受援体制の整備」（P152）に準じて応援を要請する。

４　災害派遣要請等の実施

災害応急対策実施方針において、自衛隊又は海上保安庁への災害派遣要請を行うことを決定した場合、総務部は「第４部　第１章　第３節　防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制の確保」（P140）に基づき、要請を行う。

５　災害応急対策活動の実施

災害応急対策実施方針において災害対策活動を実施することを決定した場合、各部は「第４部　発災後の応急対策」に基づき、必要な対策を実施する。

６　災害対策活動体制の増強

(1)　配備人員の増強

各部は災害対策活動にあたる人員の増員が必要と認められる場合、総務部に配備人員の増強を別表「職員応援要請調書」により要請する。

(2)　非常体制（第３配備）への移行

市内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで本部長が必要と認めたときは、市災対本部の配備体制を非常体制（第３配備）に切り替え、人員配置の増強を図る。

【別表】

職 員 応 援 要 請 調 書

総　務　部　長　　様

年　　月　　日

部　長

<table>
<tr><td>動　員　期　間</td><td colspan="3">月　　日～　　月　　日　（　　日間）</td></tr>
<tr><td>勤務（従事）場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>作　業　内　容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">応 援 の 職 種</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">男女別</td><td>男　　人</td></tr>
<tr><td>女　　人</td></tr>
<tr><td>携　　帯　　品</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>集合時間、場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他の参考事項</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第２節　通信機能の確保

【主担当部：総務部】

第１項　活動方針

○　災害時の広範囲にわたる輻輳や通信途絶等への対応として、多様な通信手段を確保する。
○　水害等の発生により、公衆の固定通信網や移動体通信網が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営の通信網であるため、適切な対応、応急措置が要求される。このため、通信確保の可否を早急に確認し、障害の早期復旧に努め、県と市及び市と避難所、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。
○　無線通信機器や通信施設が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、実態を早急に把握し、緊急の点検整備、応急復旧に努める。このため応急復旧に必要な要員の確保、無線機材の確保に留意する。
○　大規模・広域災害発生時には、専用の通信網等にも障害が発生するなど機能しない可能性があり、その場合は非常通信を利用して通信する。このため、平時から自治体間の広域連携、複数の防災関係機関が相互に協力支援し合う体制の整備、様々な被災ケースを想定した柔軟かつ複数の非常通信ルートを確保する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
通信手段の確保	総務部	【発災直後】 市災対本部設置後速やかに	・市通信設備設置機関 （避難所、防災関係機関） ・固定通信網や移動体通信網の通信事業者
通信途絶時の対応	総務部	【通信途絶時】 既存の通信手段が機能低下又は停止し、通信確保が困難な防災機関を認知した時点	・市通信設備設置機関 （避難所、防災関係機関）

第３項　対策

■計画関係者共通事項等

１　災害時に用いる通信手段の概要

通信手段	種類	概要	課題
固定通信網、移動体通信網等	電話、FAX、携帯電話など	・一般的な通信手段で取扱いが容易である。	・災害時は輻輳、途絶等により使用できない恐れがある
全国瞬時警報システム （Ｊアラート）	地上系無線 衛星系無線 インターネット回線	・通信衛星と市防災行政無線（同報系）やとばメール等を利用し、緊急情報を市民へ瞬時に伝達するシステムである。	・地震に対し、相対的に弱い
三重県防災通信ネットワーク	地上系無線 衛星系無線 有線系設備	・地上系及び衛星系無線は、県と市、及び市と避難所、消防、警察、拠点病院等医療機関、国と通信可能である。 ・地上系無線は雨雲等の影響を受けにくいことから風水害に、衛星系無線は地上施設が少ないことから地震に相対的に強い。 ・有線系設備は、市、消防へ気象情報等を伝達するためのブロードバンドネットワークで、大容量データ通信が可能である。	・地上系無線、有線系設備は地震に、衛星系無線は風水害に対し相対的に弱い

市防災行政無線（同報系）	地上系無線	・市から住民へ戸別受信機、屋外スピーカー等により情報伝達するための無線機である。	・地震に対し、相対的に弱い
市防災行政無線（移動系）	地上系無線	・市と地域との情報交換ができる携帯電話型の無線機で、主に避難所等に配備する。	・地震に対し、相対的に弱い
地域衛星通信ネットワーク	衛星系無線	・衛星系無線設置市町が国や全国自治体と直接連絡可能である。	・風水害に対し、相対的に弱い
三重県防災情報提供プラットフォーム	インターネット回線	・県と市の間で被害情報等の収集・共有を行う防災情報システム、市民に防災・災害に関する情報を提供する「防災みえ．ｊｐ」ＨＰ、市民等に気象・地震・津波情報を提供するメール配信サービスから構成される。 ・防災情報システムで集計した被害情報等を、消防庁に報告、報道機関に提供するとともに、「防災みえ．ｊｐ」ＨＰにより市民に情報提供を行う。	・地震に対し、相対的にかなり弱い
市消防救急無線	地上系無線	・消防本部と消防団、消防車・救急車等の間の無線網である。	・地震に対し、相対的に弱い
衛星携帯電話	衛星携帯電話	・通信インフラの整備されていない場所での通話が可能である。	・風水害に対し、相対的に弱い ・衛星の方向に空が開けていないところでは使用できない
とばメール	インターネット回線	・市民に気象・地震・津波情報等を提供する登録型メール配信サービスである。	・地震に対し、相対的にかなり弱い
緊急速報メール（エリアメール）	インターネット回線	・災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに配信することが可能である。	・地震に対し、相対的にかなり弱い

本市の通信機能イメージ図

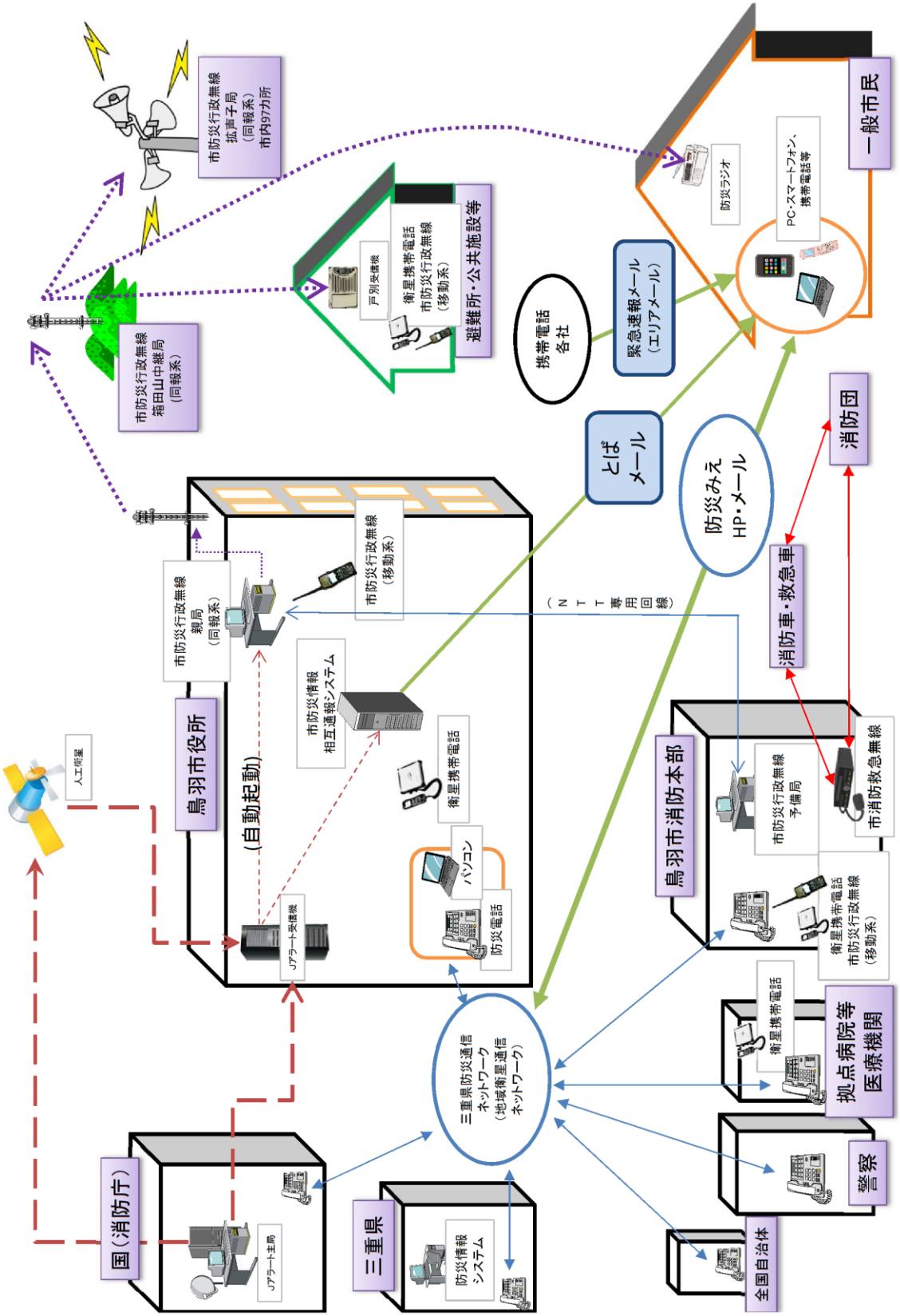

【伝　達　系　統　図】

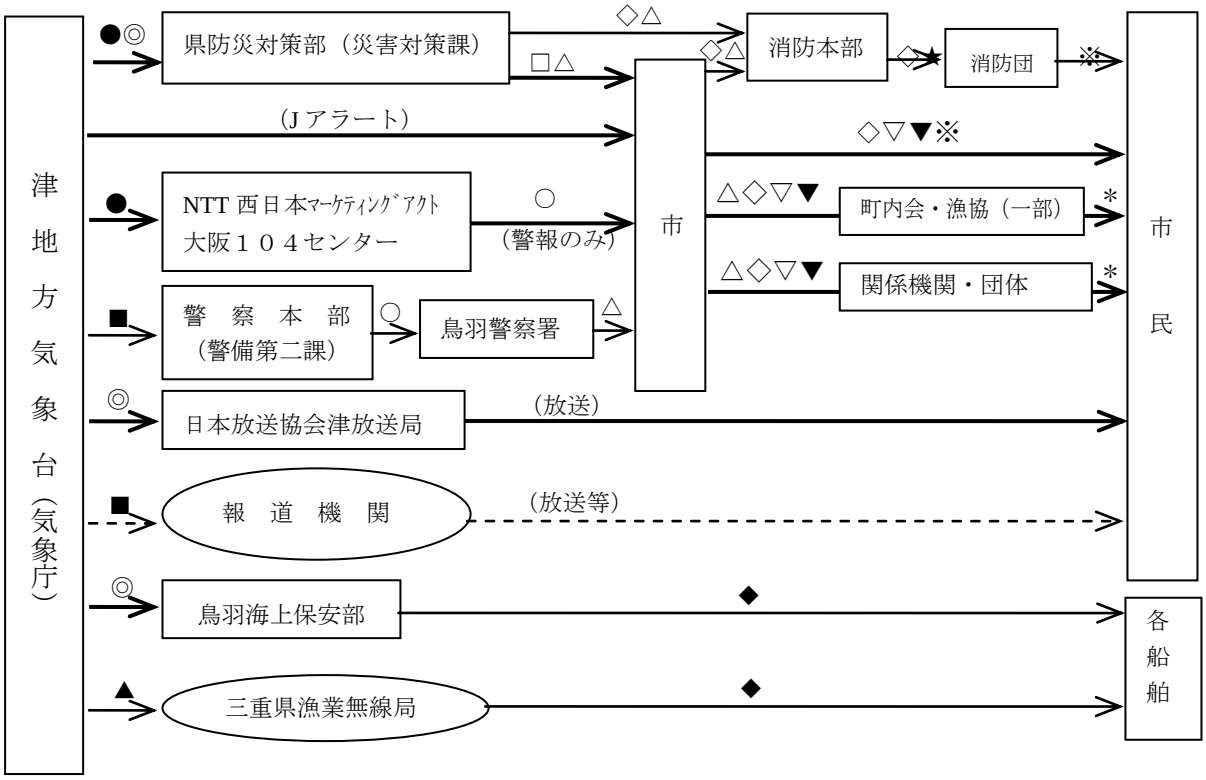

凡　例	
▭	気象業務法第 15 条等の法令による気象官署からの警報事項の通知機関
⟶	気象業務法第 15 条等の法令による通知系統
- - ⟶	気象業務法第 13条等の法令による通知系統
⟶	県地域防災計画、協定、その他による伝達系統

凡　例	
◎	防災情報提供システム（専用回線）
■	防災情報提供システム（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ）
●	気象庁専用回線（ＡＤＥＳＳ回線等）
○	専用の電話･専用の電話ＦＡＸ
△	一般の加入電話・加入ＦＡＸ
□	三重県防災通信ネットワーク
◇	市防災行政無線
◆	無線通報等
▲	気象庁本庁加入電話回線
★	市消防救急無線
▽	とばメール
▼	緊急速報メール
※	広報車
＊	町内放送、関係機関通信手段等

■市が実施する対策

市防災行政無線等の通信確保の可否を早急に確認し、通信確保のために必要な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、県と市及び市と避難所、防災関係機関相互の無線通信回線の確保にあたる。

１　通信手段の確保

災害対策活動に必要な固定・移動体通信網や三重県防災通信ネットワーク、防災情報システム、防災行政無線等の通信手段の状態を確認し、通信障害が発生している場合には、機器の応急復旧や通信統制等により通信手段の確保に努める。

２　通信途絶時の対応

災害により通信が途絶又は途絶のおそれがあるときは、避難勧告等の重要な情報を住民に伝達するため、防災行政無線による情報伝達ができない地域等に対し、広報車やメール配信サービス、インターネットホームページ等を通じて周知を図る。

また、県災対本部への被害状況等の報告が困難な場合又は困難になることが予想される場合は、県災対本部に対する「非常時の通信に関する応援協定」に基づく相互通信の要請や、地方部に対する地方部派遣チームの派遣の要請により、連絡体制の確保を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈固定通信事業者の実施する対策〉

１　応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア　交換所

洪水、高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

イ　トラフィック疎通状況、交換機等通信設備の監視強化

①　対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

②　対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

ウ　屋外設備

屋外設備については、道路の陥没、橋梁、家屋の倒壊、火災等により被害は免れないと想定される。このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

２　応急対策

災害によって不通となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1)　緊急復旧（初動体制）

発災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

ア　対　策

a　災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成

b　テレビ・放送回線の救済

c　長期避難所への特設公衆電話設置

イ　復旧方法

a　移動無線機等の活用

b　屋外線及び仮設ケーブル等による復旧

c　中継送路のマイクロ方式による救済

d　自家発電及び移動電源車の活用

(2)　第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

ア　対策

a　重要加入者及び重要専用線の救済

b　公衆電話の復旧

c　孤立地域（村落）の通信途絶解消

イ　復旧方法

a　屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧

b　非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3)　第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

〈移動通信事業者の実施する対策〉

１　災害対策活動の実施

(1)　災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア　関係部署等への情報伝達体制の確保

イ　施設・設備等の被害状況や通信状況の把握

ウ　市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ　市災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2)　被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

ア　設備の常時監視により被災状況の情報収集を実施

イ　通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等を実施

(3)　利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、インターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

ア　災害に対してとられている措置及び応急復旧状況

イ　通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況

ウ　災害用伝言サービス提供に関する事項

エ　その他必要な事項

(4)　移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要のある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

２　復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況及び電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

	重要通信を確保する機関
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第２順位	ガス及び水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、医療機関、第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

３　広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

〈東海地方非常通信協議会（東海総合通信局）の実施する対策〉

１　非常通信の確保

東海地方非常通信協議会に加入する機関は、同協議会に対して、非常通信を確保するための協力を求めることができる。

また、東海総合通信局では、携帯型の移動通信機器（衛星携帯電話、簡易無線及びＭＣＡ無線）や移動電源車等の貸出を行う支援体制を構築しているため、市は必要に応じて要請を行う。

〈その他の防災関係機関の実施する対策〉

１　通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生時には、「＜計画関係者共通事項等＞　災害時に用いる通信手段の概要」に掲げるいずれかの通信手段を用いて、相互に連絡を取れる体制を構築する。

２　通信手段が確保できない場合の対応

(1) 非常通信の確保

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときで、通常の通信手段が途絶又は輻輳しているときは、東海地方非常通信協議会が定めた非常通信を利用して通信する。（非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照）

⑵　防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で、各機関が円滑に防災活動を行うために直接無線通信を行うための手段として、防災相互通信用無線による通信を行う。

⑶　市災対本部への連絡員派遣

市災対本部との通信が途絶した場合又は途絶するおそれがある場合は、必要に応じ連絡員を市災対本部へ派遣する等により、連絡体制を確保するよう努める。

３　通信設備の応急復旧

各防災関係機関における通信設備が損傷し、機能が低下若しくは停止した場合には、必要な要因や無線機材を確保し、緊急の点検整備を実施するとともに可能な限り速やかな応急復旧を行う。

第３節　防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制確保

【主担当部：総務部、消防部、企画財政部】

第１項　活動方針

○　市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、自衛隊及び海上保安庁の支援を必要とする場合、迅速に派遣要請等を行う。

第２項　主要対策項目

１ 市が実施する対策

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
状況把握及び応急対策方針の確立	総務部	【発災１時間以内】 災害発生情報入手直後	・被害状況等(県、消防、警察、地区指定員等)
派遣要請等	総務部	【発災３時間以内】 災対本部連絡会議での意思決定後速やかに	・被害状況等（県、消防、警察、地区指定員等） ・応援要請(各部)
受入体制の整備	総務部 消防部	【発災６時間以内】 派遣要請後速やかに	・派遣状況（県伊勢地方部、関係機関連絡員等）
経費の負担区分の協議	総務部 企画財政部	【発災24時間以内】 受入体制整備後、速やかに	・派遣状況（県伊勢地方部、関係機関連絡員等）
撤収要請	総務部 消防部	【支援が不要な状況になった時点】 災対本部連絡会議での意思決定後速やかに	・派遣状況（県伊勢地方部、関係機関連絡員、各部等）

２ 防災関係機関が実施する対策

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
災害時の自主派遣	陸上自衛隊	【県の要請後、速やかに】	・被害状況、活動拠点等 (県及び市)
災害派遣時の救援活動			
自衛官の権限		【災害派遣活動開始以降】	―
連絡員の派遣			・派遣場所（市）
支援活動等	鳥羽海上保安部	【県の要請後、速やかに】	・被害状況（市）
災害警備活動	鳥羽警察署	【発災即時】	・被害状況（交番・駐在所、消防、県・市）

第３項　対策

■市が実施する対策

１ 状況把握及び応急対策方針の確立

(1)　災害発生時の初動体制の確立

災害発生とともに速やかに市災対本部を開設し、被害情報の収集活動を実施できるよう初動体制を確立する。この際、発生時間、規模等により初動対処要員及び本部長との連絡確保等について柔軟に対応することが重要である。

(2)　被害情報等の収集・整理

被害情報は、地区指定員、自主防災会、関係機関・団体等あらゆる組織、情報機器、システム、伝令等を駆使して収集する。

収集した情報を市災対本部各部の状況、被害（人員・建築物等）情報、関係機関等の状況等に区分し、時系列にまとめ、じ後の対応が確実にとれるように整理する。

(3)　応急対策方針の確立

被害情報の内容、程度等を迅速・適切に分析・判断し、人命救助を第一優先に応急対策の方針を確立する。

２ 派遣要請等

(1)　県への自衛隊災害派遣要請の要求

自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、南勢志摩地域活性化局長を経由し、別紙１（P145）により、知事へ派遣要請を求めるものとする。ただし、事態が急を要するときは、知事（総括班）へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、本部長が、知事に派遣要請を求めることができない場合には、その旨及び市の地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第３３普通科連隊長に通知することができる。

ただし、この場合、本部長は、事後速やかに、陸上自衛隊第３３普通科連隊長に通知した旨を知事に通知しなければならない。

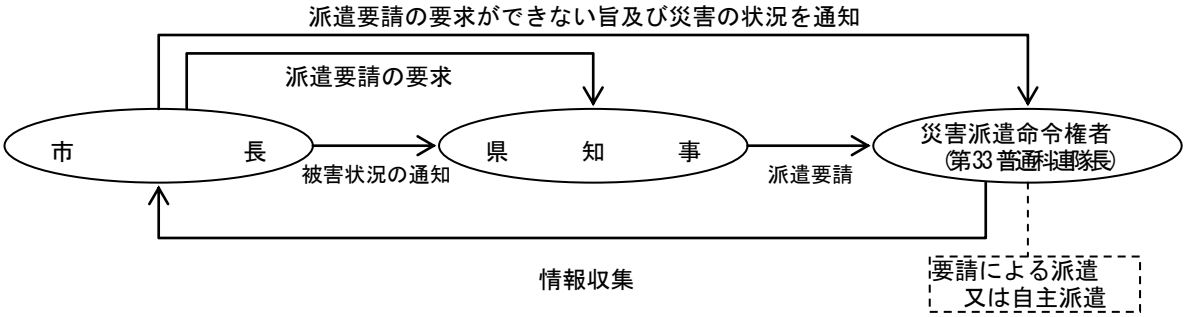

ア　災害派遣要請の基準：３原則（公共性、緊急性、非代替性）≫

①　災害が発生し、生命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。

②　災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

(2)　県への海上保安庁の応急措置の実施要請の要求

災害応急対策のため、海上保安庁応急措置の実施を必要とするときは、要請する事項を明らかにして、南勢志摩地域活性化局長を経由し、別紙３（P147）により、知事(総括班)へ応急措置の実施要請を求める。ただし、事態が急を要するときは、知事(総括班)へ直接電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

なお、本部長が知事に支援要請を求めることができない場合は、直接海上保安部又は沖合いに配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上保安本部長に対して要請することができる。ただし、この場合、本部長は、事後速やかにその旨を知事に連絡しなければならない。

ア　支援要請事項

a　傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

b　巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

c　その他、市が行う災害応急対策の支援

３ 受入体制の整備

(1)　自衛隊

自衛隊からの派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

ア　派遣部隊と市の連絡窓口及び責任者の決定

イ　作業計画及び資機材の準備

ウ　宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

エ　住民の協力

オ　派遣部隊の誘導

(2)　海上保安庁

鳥羽海上保安部からの支援部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

ア　支援部隊と市の連絡窓口及び責任者の決定

イ　作業計画及び資機材の準備

ウ　宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

エ　住民の協力

オ　支援部隊の誘導

４ 経費の負担区分の協議

派遣部隊が活動に要した経費は、派遣部隊と県及び本市が事前に協議して負担区分を決める。

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、２以上の地域にわたる場合は関係市町が協議して負担割合を定める。

(1)　派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金

(2)　派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料

(3)　活動のため現地で調達した資機材の費用

(4)　その他必要な経費については、事前に協議しておくこと

５ 撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、本部長は、知事その他関係機関の長及び陸上自衛隊第３３普通科連隊長、第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、別紙２、４（P146、P148）により、知事へ撤収要請を行う。

■防災関係機関が実施する対策

〈陸上自衛隊の実施する対策〉

１　災害時の自主派遣（自衛隊法第83条第２項ただし書規定）

災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長または航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。

ア　≪自主派遣の判断基準≫

①　災害に際し、関係機関に対して、情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要がある場合

②　災害に際し、都道府県知事等が災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

③　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

④　その他自衛隊の庁舎、営舎その他防衛省の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合

２　災害派遣時の救援活動（防衛省防災業務計画 第三 8災害派遣時に実施する救援活動）

(1)　被害状況の把握（車両、航空機による偵察）
(2)　避難の援助（誘導、輸送）
(3)　遭難者等の捜索救助
(4)　水防活動
(5)　消防活動
(6)　道路及び水路の啓開（障害物除去等）
(7)　応急医療、救護及び防疫
(8)　人員及び物資の緊急輸送
(9)　炊飯及び給水の支援
(10)　救助物資の無償貸与又は譲与
(11)　危険物の保安及び除去等

３　自衛官の権限（基本法第63条～第65条、第76条及び第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

(1)　自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
(2)　避難の措置・立入
(3)　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
(4)　他人の土地等の一時使用等
(5)　現場の被災工作物等の除去等
(6)　住民等を応急措置の業務に従事させること

４　連絡員の派遣

災害発生時等、市と連携して災害応急対策活動等にあたる場合は、市災対本部に連絡員を派遣し、市災対本部との調整・連絡にあたらせる。

〈海上保安庁の実施する対策〉

１　海難等の救助活動

海上保安部は、海難等の救助活動を行う。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

〈鳥羽警察署の実施する対策〉

１　災害警備体制の確立

(1)　職員の招集・参集

(2)　災害警備本部の設置

(3)　警察災害派遣隊の派遣要請

２　災害警備活動の実施

(1)　災害情報の収集・連絡等

(2)　救出救助活動

(3)　避難誘導

(4)　緊急交通路の確保

(5)　身元確認等

(6)　二次災害の防止

(7)　危険箇所等における避難誘導等の措置

(8)　社会秩序の維持

(9)　被災者等への情報伝達活動

(10)　相談活動

(11)　ボランティア活動の支援

自衛隊災害派遣及び撤収要請様式

（別紙１）　災害派遣要請書（知事あて）

鳥 総 第　　号
年　　月　　日

三重県知事　　氏　　名　様

鳥羽市長　　氏　　名　　印

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由
　災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
　派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
　(1) 派遣を希望する区域
　(2) 派遣を希望する活動内容
　(3) 連絡場所及び連絡者

４　その他参考となすべき事項

（別紙２）　撤収要請書（知事あて）

鳥 総 第　　号
年　　月　　日

三重県知事　　氏　　名　様

鳥羽市長　　氏　　名　　印

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

１　撤収要請日時
　平成　　年　　月　　日　　時　　分

２　派遣要請日時
　平成　　年　　月　　日　　時　　分

３　撤収作業場所
　撤収作業内容

海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式

（別紙３）　応急措置実施要請書（知事あて）

鳥 総 第　　号
年　　月　　日

三重県知事　　氏　　名　様

鳥羽市長　　氏　　名　　印

海上保安庁の応急措置の実施要請要求について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第３項及び海上保安庁防災業務計画第３章第４節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。

記

１　災害の状況及び応急措置を要請する事由
　災害の状況（特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。）
　応急措置を要請する事由

２　応急措置を希望する期間

３　応急措置を希望する区域及び活動内容
　(1) 応急措置を希望する区域
　(2) 応急措置を希望する活動内容
　(3) 連絡場所及び連絡者

４　その他参考となすべき事項

（別紙４）　撤収要請書（知事あて）

鳥 総 第　　号
年　　月　　日

三重県知事　　氏　　名　様

鳥羽市長　　氏　　名　　印

海上保安庁の応急措置撤収要請要求について

このことについて、災害対策基本法第70条第３項及び海上保安庁防災業務計画第３章第４節第９関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

１　撤収要請日時

平成　　年　　月　　日　　時　　分

２　応急措置の実施要請日時

平成　　年　　月　　日　　時　　分

３　撤収作業場所

撤収作業内容

第４節　災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用

【主担当部：総務部、企画財政部、関係各部】

第１項　活動方針

○　災害が発生した場合、速やかに情報を収集するとともに、その情報を分析し、災害対策活動方針を検討するための体制を確保する。
○　市民に対し、速やかに正確な災害情報等を提供するための広報体制を整え、運用する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
災害情報の収集	総務部、企画財政部、関係各部	【発災直後】 災害発生の情報を得た後速やかに	・災害関連情報全般（関係各部、防災関係機関、町内会等）
災害情報の分析	総務部、企画財政部、関係各部	【発災直後】 災害情報を収集次第	・災害関連情報全般（関係各部、防災関係機関等）
応急対策活動等の報告・伝達	総務部	【発災後3時間以内】 災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般（関係各部、防災関係機関等）
市民への情報提供等	総務部	【発災後3時間以内】 災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般（総務部情報班等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　災害情報の収集

(1) 災害発生情報の収集

洪水や高潮、土砂災害等の災害が発生したとの情報を得た場合は、速やかに災害の種別、場所、規模及び人的被害の有無等について、関係各部等からの情報収集に努める。

人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに地方部を通じ、県災対本部へ連絡するものとする。

特に，行方不明者の数については，捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、通信の途絶等により県災対本部に連絡できない場合は，市町から直接、消防庁へ連絡するものとする。

(2) 防災関係機関等の情報の活用

必要に応じて、警察や消防機関、海上保安庁等から被災地における被害情報等の収集を行う。

また、テレビやインターネット等による災害関連情報の収集に努める。

２　災害情報の分析

収集した災害情報は、速やかに各部との共有を図る。

また、災害情報を分析し、災害対策活動方針や災害対策活動体制の増強の検討を行うとともに、大規模な人的被害が発生しているまたは発生するおそれがある場合等においては、自衛隊の災害派遣要請を行う等の検討を行う。

３　応急対策活動等の報告・伝達

(1)　県災対本部への報告

災害発生に伴い実施する応急対策の活動状況、県への要望及び自衛隊派遣要請の必要性等を伊勢地方部を通じて県災対本部へ報告する。

(2)　防災関係機関等への情報伝達

市の災害対策活動の実施に関係する防災関係機関等に対し、災害情報や市の災害対策活動方針等についての情報共有を図る。

４　市民への情報提供等

(1)　市民への情報提供

以下に掲げる市民に必要な情報については、防災行政無線、とばメール、市ホームページ等により情報提供を行うとともに、必要に応じてテレビ、ラジオ等の電波媒体、新聞紙面、広報誌等の印刷媒体等を活用し、広く市民に必要な情報が伝わるよう努める。

また、安否情報を始めとする各種問い合わせに対応するため、一般通信事業者等の協力を求めるなど的確な情報の提供に努める。

【広報内容】

ア　災害の発生状況
イ　災害による被害の状況
ウ　気象状況
エ　災害対策本部に関する情報
オ　救助・救出に関する情報
カ　避難に関する情報
キ　被災者の安否に関する情報
ク　二次災害危険性に関する情報
ケ　主要道路状況
コ　公共交通機関の状況
サ　ライフラインの状況
シ　医療機関及び救護所等の状況
ス　給食・給水、生活必需品等の供給に関する情報
セ　公共土木施設状況
ソ　防疫・衛生に関する情報
タ　教育施設及び学生・児童・生徒に関する情報
チ　ボランティア及び支援に関する情報
ツ　住宅に関する情報

テ　民心の安定及び社会秩序維持のための必要事項（市長からの呼びかけ等を含む）

上記の広報にあたっては、文字放送、外国語放送など様々な広報手段を活用し、災害時要援護者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

市長が報道機関(ケーブルテレビを除く)による放送を必要とする場合は、原則として知事を通じて依頼する。ただし、やむをえない場合は、放送局へ直接依頼し、事後に知事に報告する。

(2)　市民対応窓口の設置

市民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、必要により市民対応窓口を設置する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

1　被害状況等の収集、連絡

(1)　異常現象発見時の通報

「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた防災関係機関は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

■市民が実施する対策

1　被害状況等の収集、連絡

(1)　異常現象の発見時の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を市や消防等防災関係機関に通報する。

第５節　受援体制の整備

【主担当部：総務部・農水商工部・市民部】

第１項　活動方針

○ 県に対する要請及び各協定等に基づく要請による応援要員・救援物資等の受け入れを迅速に行い、効果的な支援を展開する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
各協定等に基づく応援要請	総務部	【発災 12 時間以内】	・被害状況及び対応可能な資源（人・物）の状況（各部、町内会等）
連絡要員の受け入れ	総務部	【発災 48 時間以内】	・受け入れ時期・人数等（応援自治体）
具体的な要請内容の検討	総務部 農水商工部 市民部	【発災 48 時間以内】	・不足している資源（人・物）の状況（各部・町内会等）
受援体制の構築・計画の整備	総務部 農水商工部 市民部	【発災 72 時間以内】	・受け入れ時期・資源（人数・数量）・場所（各部、町内会等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　各協定等に基づく応援要請

① 応急措置及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、三重県市町応援協定等の各協定及び基本法第 67 条並びに第 68 条や総務省「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づき、協定市町及び県に対し応援を求め、主に県内市町からの支援により、災害応急対策に万全を期する。

② 応援要請及び災害応急対策の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、市内の被害状況や応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

２　連絡要員の受け入れ

① 市災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

② 応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

３　具体的な要請内容の検討

市は、応急措置及び災害応急対策を実施するために必要となる資源（人・物）の状況について的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

４　受援体制の構築・計画の整備

①　市は、応援要請をするに当たり、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。

②　要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。

③　受援体制の構築に先立ち、以下の項目について受援計画を策定する。

計画項目	全般・自治体応援職員の受入	支援物資の受入れ	ボランティアの受入
主担当	総務部	農水商工部	市民部

④　本市が締結している災害時相互応援協定等については、「鳥羽市地域防災計画（資料編）」（Ｐ67）を参照のこと。

【参考】市外・県外で災害被害が発生した場合の市の応援対策

１　各協定等に基づく応援要請の受理

三重県市町災害時応援協定及び基本法第 67 条、第 72 条並びに第 74 条の 2 第 4 項に基づく応援の要求について、確実に受理を行う。

上記以外に基づく応援を行う場合は協定での定めによることとするとともに、県に対し応援を行う旨の報告を行う。

２　連絡要員の派遣

①　市は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対応を実施するため、応援要請があった被災市町へ情報収集のための職員を派遣することに努める。なお、通信の途絶等により被災市町の被害状況等の情報が入手できない場合又は甚大な被害が予想される場合には、自主的に被災市町に職員を派遣することに努める。

②　連絡要員は、被災市町の応援ニーズを的確に把握することに努める。

３　応援内容の検討及び市町間の調整

①　応援要請を受理した場合、直ちに県又は被災市町と活動エリア・活動内容・期間について調整を行うとともに、応援可能な資源（人・物）について確保する。

②　応援が不可能な場合は、直ちに県又は被災市町へその旨を報告することとする。

４　応援体制の構築

①　応援要請に基づく応援活動に先立ち、応援要員の安全が確保できるよう、被災地への移動ルート、活動拠点について確認を行う。

②　応援要員の健康管理に十分留意するとともに、被災市町の応援活動を継続的に行う必要がある場合、必要に応じて交代要員を予め確保する。

③　応援活動の実施にあたっては、応援活動が自活的に行えるよう、応援要員の移動手段、連絡通信手段、各種装備及び飲食料、宿泊施設等を確保する。

第２章　緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策

第１節　緊急の交通・輸送機能の確保

【主担当部：建設部】

第１項　活動方針

○　道路災害等による二次災害防止措置を適切に講じるとともに、防災活動の拠点となる防災施設や病院等への緊急輸送・搬送ネットワークを確保する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
通行規制の実施	建設部	【発災のおそれがある場合】 雨量規制等規制値を超え次第	・雨量情報、河川水位情報等（津地方気象台、河川管理者等）
道路交通情報・被害情報の収集	建設部	【発災１時間以内】 情報収集体制が整い次第	・道路や交通安全施設の損壊・被害情報等（道路管理者等）
道路パトロールと緊急時の措置	建設部	【発災６時間以内】 発災後速やかに	・市内の被災状況や道路情報（関係機関等）
緊急輸送道路の確保	建設部	【発災 24 時間以内】 緊急輸送道路の確保体制が整い次第	・市内の被災状況や道路情報（関係機関等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　通行規制の実施

(1)　通行規制区間における通行規制の実施

市管理道路について、異常気象等により被害が発生するおそれが著しいと認められる箇所を含む規制区間において、あらかじめ定める規制基準を超過した場合には、道路管理者は速やかに通行規制を行う。

(2)　通行規制区間外での通行規制の実施

市管理道路について、規制区間外の箇所においても、気象状況等を勘案して必要に応じて規制区間に準じた通行規制を実施する。

２　道路交通情報・被害情報の収集

(1)　パトロール等による道路情報の収集

パトロール等から道路関係の情報を収集する。

⑵　県や市、市民等からの道路情報等の収集

市内の道路の被害状況の収集にあたっては、市管理道路の情報以外に、国や県が管理する道路情報の収集など、多様な手段を用いて情報収集を行う。

⑶　道路情報の一元化

道路管理者、警察、その他関係機関は連携を密にして、相互の情報交換を図るとともに、建設部において道路情報の一元化を図る。

３　道路パトロールと緊急時の措置

⑴　道路パトロール

建設部は、参集した職員に応じてパトロール班を配置し、異常時における要注意箇所を重点的にパトロールを実施する。

⑵　道路パトロール時における緊急時の措置

ア　応急対応

交通の障害となるような事態を発見したときは、危険の防止を図るための障害物の除去、標識、バリケード設置等の応急措置を講ずる。

イ　緊急連絡、通行規制

落石、土砂崩落、崖くずれ等の災害発生（発生のおそれの有る場合を含む。）に遭遇したときは、直ちに建設部にその状況を報告し、指示を受け、通行規制等を実施する。

ウ　住民への周知

前記の災害が付近の住民又は他の施設に危険を及ぼすおそれのある場合は、速やかに住民又は他の施設管理者に通報するとともに通行者に対しても現況を知らせるよう努める。

４　緊急輸送道路の確保

輸送道路が、被災によって通行が不可能となった場合には、優先的に応急復旧工事を行うとともに、迂回路を確保する。

■市民が実施する対策

１　交通規制時の行動

車両の通行が禁止される等の交通規制が実施された場合、一般車両の運転者は、車両を規制外移動する等、緊急車両や輸送車両等の通行に支障とならないようにしなければならない。

第２節　公共土木施設被災時の応急対策

【主担当部：建設部、農水商工部】

第１項　活動方針

○ 市民の生命・身体の保護を図るため公共施設等の緊急点検・巡視を実施し、被害状況を把握するとともに、応急対策を実施することで二次災害を防止する。

第２項　主要対策項目（道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる応急対策）

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
道路・橋梁にかかる応急対策	建設部、農水商工部	【発災２時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、道路管理者等）
土砂災害発生時の応急対策	建設部、農水商工部	【発災２時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、道路管理者等）
港湾施設・漁港施設にかかる応急対策	建設部、農水商工部	【発災２時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、漁業関係機関等）
農業用施設にかかる応急対策	農水商工部	【発災６時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、農業関係機関等）
林業用施設にかかる応急対策	農水商工部	【発災６時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、林業関係機関等）
漁業用施設にかかる応急対策	農水商工部	【発災６時間以内】 被害発生を確認次第	・被害状況（町内会等、漁業関係機関等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　道路、橋梁にかかる応急対策

(1)　被害情報の収集

「第４部　第２章　第１節　緊急の交通・輸送機能の確保　■市が実施する対策　２　道路交通情報・被害情報の収集」（P154、155）に準じて、緊急輸送道路を最優先として被害情報を収集するものとし、さらに災害時に孤立の発生につながるおそれのある交通路や市民生活に影響の大きい生活道路等を中心に被害情報の収集を図る。

(2)　通行障害発生時の応急対策

大雨等により道路冠水や法面崩落等の通行障害が生じた場合は、速やかに通行止め等による二次災害防止措置を講じる。

２　土砂災害発生時の応急対策

県から提供される土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報及び土砂災害に関する防災情報や、基本法第 61 条の２に規定する避難指示等にあたっての技術的助言を活用し、土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や地域住民に周知を図り、適切な避難対策を実施する。

また、被害が拡大し、さらに重大な土砂災害につながるおそれが認められる場合は、土砂災害防止法第 28 条に基づく緊急調査を実施するとともに、緊急調査により必要が認められたときは、同法第 31 条に基づく土砂災害緊急情報を市民に周知するための措置を講ずる。

土石流や土砂ダムが発生した際には、県等に連絡し、土砂災害防止法第 27 条に基づく緊急調査及び必要な対策の実施を国土交通省に依頼するよう要請する。

３　港湾施設・漁港施設にかかる応急対策

(1)　被害情報の収集

高潮･高波により被害が発生した際には、可能な限り速やかに被害拡大の可能性について調査し、被害拡大の可能性が高い場合は関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

(2)　被害の拡大及び二次災害の防止

被災箇所については､施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

(3)　施設利用者及び住民に対する広報

被災した施設は、気象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民等へ周知する。

４　農業用施設にかかる応急対策

農業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

５　林業用施設にかかる応急対策

林業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

６　漁業用施設にかかる応急対策

漁業用施設についての的確な被害情報の収集を図る。

■町内会等が実施する対策

１　被害情報の提供

公共土木施設等の被災等を発見した場合は、速やかに市に情報の提供を行う。

■市民が実施する対策

１　被害情報の提供

公共土木施設等の被災等を発見した場合は、速やかに町内会等や市に情報の提供を行う。

第３節　ライフライン施設被災時の応急対策

【主担当部：水道部】

第１項　活動方針

○　市上下水道、電気、ＬＰガス施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
○　被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目		主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
上下水道施設の応急対策	被害状況の把握等	水道部	【発災直後】 発災後速やかに	・市内被害情報（総務部）
	被害の拡大及び二次災害の防止	水道部	【発災 12 時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・市内被害情報（総務部）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　上水道施設（市管理）の応急対策

(1)　被害状況の把握等

発災後、市上水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努めるとともに、総務部へ報告する。

(2)　被害の拡大及び二次災害の防止

被害箇所については、施設の重要度及び被害の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

２　下水道施設（市管理）の応急対策

(1)　被害状況の把握等

発災後、市が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努めるとともに、総務部へ報告する。

(2)　被害の拡大及び二次災害の防止

被害箇所については、施設の重要度及び被害の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

■その他防災関係機関が実施する対策

〈電気事業者の実施する対策〉

１　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア　関係部署等への情報伝達体制の確保

イ　施設・設備等の被害状況の把握

ウ　市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ　市災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2)　情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3)　利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

〈ＬＰガス販売事業者の実施する対策〉

１　緊急対策

①　協会員及び市災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。

②　ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。

③　ＬＰガス使用者よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。

④　その他、ＬＰガス消費設備の安全総点検を行う。

⑤　安全確認後、早期ガス供給を開始する。

〈石油商業組合の実施する対策〉

１　緊急対策

①　石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。

②　組合員及び市災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。

③　各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

〈固定通信事業者の実施する対策〉

１　応急措置

(1) 各施設等に対する応急措置

ア　交換所

高潮に備え、対象交換所は防潮板により防護を行う。

イ　トラフィック疎通（そつう）状況、交換機等通信設備の監視強化

①　対象地域に対するトラフィック疎通状況の把握と、必要によりトラフィック規制措置等を実施する。また、各交換機等通信設備の運用状態を把握し、その影響度合を確認する。

②　対象地域に対する電力設備の運用状態を把握し、停電状況の把握等、その影響度合を確認する。

ウ　屋外設備

屋外設備については、被害の可能性もあることから、このため重要ケーブル等については、その影響度合を確認する。

２　応急対策

災害によって故障となった回線を迅速に回復させるため、電気通信設備等を応急的に復旧する。

なお、応急復旧については、緊急復旧、第一次応急復旧、第二次応急復旧の段階に分けて実施する。

(1) 緊急復旧（初動体制）

震災後から直ちに実施するものであり、災害用機器及び通信線路の仮復旧等で、緊急の市内外通話を確保するまでの対策とする。

ア　対　策

a　災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成

b　テレビ・放送回線の救済

c　長期避難所への特設公衆電話設置

イ　復旧方法

a　移動無線機等の活用

b　屋外線及び仮設ケーブル等による復旧

c　中継送路のマイクロ方式による救済

d　自家発電及び移動電源車の活用

(2) 第一次応急復旧

重要回線及び公衆電話等の通話を確保するまでの対策とする。

ア　対　策

a　重要加入者及び重要専用線の救済

b　公衆電話の復旧

c　孤立地域（集落）の通信途絶、解消

イ　復旧方法

a　屋外線、架空ケーブルの仮工事等による復旧

b　非常用移動電話局装置及び移動無線車による復旧

(3) 第二次応急復旧

被害地の復旧状況に対応して、加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策

〈移動通信事業者の実施する対策〉

１　災害対策活動の実施

(1) 災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア　関係部署等への情報伝達体制の確保

イ　施設・設備等の被害状況や通信状況の把握

ウ　市災対本部、関係機関等への連絡体制の確保

エ　市災対本部、関係機関等への被害状況、通信状況等の報告

(2) 被災地通信設備の監視及び通信網の遠隔措置

ア　設備の常時監視により被災状況の情報収集の実施

イ　通信の疎通確保のため、遠隔切替制御等の実施

(3) 利用者等に対する広報

通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

ア　災害に対してとられている措置及び応急復旧状況

イ　通信の途絶又は利用制限をした理由及び状況

ウ　特設無料公衆電話設置場所の周知

エ　住民に対して協力を要請する事項

オ　災害用伝言サービス提供に関する事項

カ　その他必要な事項

(4) 移動通信基地局車両による応急通信の確保

災害時に優先的に通信を確保する必要のある重要施設については、移動通信基地局車両を配置することにより、応急的な通信を確保する。

第４節　ヘリコプターの活用

【主担当部：総務部、消防部】

第１項　活動方針

○ 風水害の発生により、市内で甚大な被害が発生し、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出・救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
県防災ヘリコプターの応援要請	総務部	【天候回復後１時間以内】ヘリコプターによる活動でなければならない被害状況等が判明次第	・町内会等の被災状況（町内会等、消防部）
自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターの応援要請			
受入体制の準備	消防部	【天候回復後６時間以内】ヘリコプターによる活動を実施することが決まり次第	・ヘリポートの被災状況（町内会等、消防部、各施設管理者）

※「天候回復」とは、ヘリコプターの活動が可能な天候に回復した状況のことをいう。

第３項　対策

■市が実施する対策

１　県防災ヘリコプターの応援要請

市は災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、「三重県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、県に対しヘリコプターの応援要請を行うが、その概要は次のとおりである。

(1)　応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、次のいずれかに該当するものについて市長が要請する。

①　災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。

②　市の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

③　その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2)　応援要請方法

知事に対する応援要請は、電話により、次の事項について連絡を行うが、事後速やかに様式第１号、防災ヘリコプター緊急運行要請書（P　166、167）を知事に提出する。

ア　災害の種別

イ　災害発生の日時、場所及び被害の状況

ウ　災害発生場所の気象状況
エ　災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
オ　離着陸場の所在地及び地上支援体制
カ　応援に要する資機材の品目及び数量
キ　その他の必要事項
※　緊急時応援要請連絡先
防災対策部　防災航空班　　TEL 059-235-2555
FAX 059-235-2557
【資料編：16 市内ヘリコプター離着陸場一覧表（P211)】

２　自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターの応援要請

「第４部　第１章　第３節　防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制の確保」（P140）に基づき、県災対本部を通じて自衛隊、海上保安庁等に対し航空輸送の支援要請を行う。

３　受入体制の準備

市はヘリコプターの運航が安全かつ確実に行えるよう、場外離着陸場の確保等、受け入れ体制を整える。

(1)　航空機派遣要請の受入れ準備

①　派遣要請を行う場合は、前記の要請手続きによるほか、使用ヘリポート名、着陸地点の気象状況（風向・風速、天候等）をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県（防災対策部災害対策課防災航空班）に連絡を行うこと。
②　ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発炎筒をたいて着陸前に風向きを示しておくこと。
③　あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で直径 10m のヘリポートの記号（図３（P165））を描き、上空より降下場所選定に備えておくこと。
④　夜間は、着陸場にカンテラ等により着陸場所 15m 平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
⑤　着陸場と市役所及びその他主要箇所と通信連絡を確保しておくこと。

(2)　ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートに指定された施設の管理者は市と連絡を保ち、現況を常に把握し、次に例示する現況の変更がなされた場合は、速やかに市を経て県（防災対策部　災害対策課）にその概要（略図添付）を報告すること。

ア　面積を変更した場合
イ　地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合
ウ　地面の上空に電信、電話及び電力等の架設が施設された場合
エ　既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
オ　グラウンド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障を生じた場合

(3)　ヘリポートの設定について

ヘリポートの設定にあたっては、次の事項に注意することとする。

①　ヘリコプターの機能を事前に確認すること。ヘリコプターは風に向かって通常 12 度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に離陸するものではない。

②　地面は堅固で傾斜９度以内であること。

③　四方に仰角９度（小型ヘリの場合は 12 度）の以上の障害物がないこと。また、離着に要する地積は（図２（P165））に示すとおりである。

④　風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹流しの標準寸法は図１のとおりであるが、できなければ小さいものでもよい。

⑤　着陸地点には石灰等を用いてヘリポートの記号を標示して着陸中心を示すこと。(図３(P165))

⑥　物資を大量輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。

⑦　大型車両等が進入できること。

⑧　林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m 以上）、水利（100t 以上）を考慮すること。

⑨　ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずること。

（図１）吹き流し

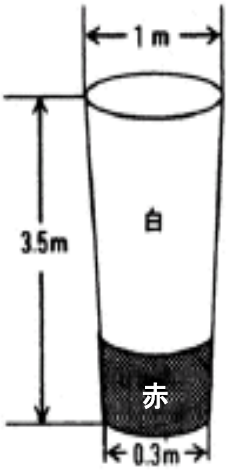

（図２）離陸地点及び無障害地帯の基準

ａ　小型機の場合

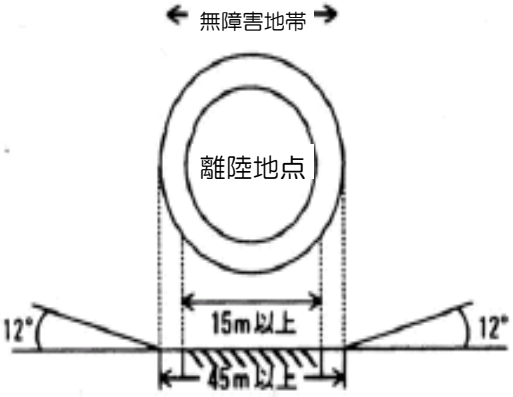

ｂ　中型機の場合

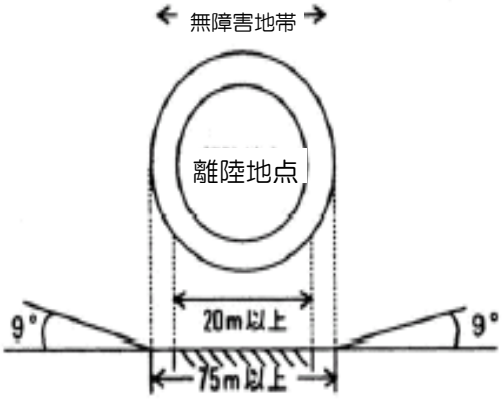

ｃ　大型機の場合

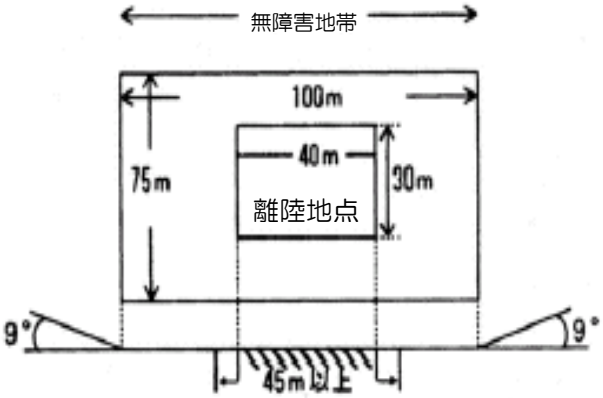

※離陸地点の地盤は堅固で平坦であること。

（図３）ヘリポート

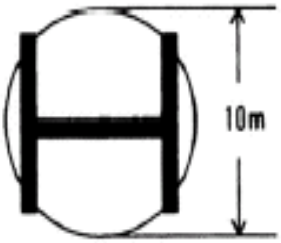

様式第１号（第５関係）

防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時　　分現在

1　要請機関名	電話　　発信者
2　災害の種別	（１）救急　（２）救助　（３）災害応急（調査･広報） （４）火災防御　（５）その他
3　活動内容	調査、広報、撮影、傷病者搬送、空中消火、救急、救助 輸送（品名数量　　）その他（　　）
4　発生場所及び発生時間	市　町　　地内 （発生時間）平成　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分 （目　　標） （離着陸場所）
5　現地の気象条件	天候　　風向　　風速　　気温 視程　　m　気象予警報（　　警報・注意報）
6　現場指揮者	所属・職名・氏名
7　現場との連絡手段	無線種別（全国波、県波、市町波） 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）

8 要請を必要とする理由	＊　災害の状況、要請する活動の内容、受入れ体制を記述する。 （救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記入する。）
目標	別添地図のとおり ＊　目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、ゼンリン住宅地図のページを記入

受信者	

三重県防災航空隊　　電　　話　　059－235－2555
緊急要請専用　　059－235－2558
ファックス　　059－235－2557

９ 傷病者搬送の場合	傷病者	住所 氏名		生年月日 年　齢	歳	性別	
	症　状						
	着陸場所の目標等	出動先所在地及び目標		搬送先所在地及び目標			
	同乗者	医師及び看護師氏名			関係者氏名		
	病院への搬送方法	救急車の手配			病院の手配		
	受入病院	所在地 名　称			連絡先	電話	
	搬送先消防本部　担当者		消防本部　　課 氏名　　電話				

１０　必要資機材	
１１　他航空機の要請	（有・無）機関名　　要請機数　　機
１２　その他必要事項	

＊以下の項目は、防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1　使用無線等	無線種別（全国波、県波、市町波） 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）
2　到着予定時間	平成　　年　　月　　日（　　曜日）午前・午後　　時　　分
3　活動予定時間	時間　　分
4　燃料の確保	要手配・手配不要　　リットル（ドラム缶　　本）

第３章　救助・救急及び医療・救護活動

第１節　救助・救急活動

【主担当部：消防部】

第１項　活動方針

○ 発災後、72 時間の救助・救急に人的・物的資源を優先的に配分し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関と連携した体制を構築する。
○ 消防機関は風水害から住民の生命・身体を保護する。
○ 風水害により、各地域で甚大な被害が発生し、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関のみでは対応が困難な状況となることが想定されるため、消防団や自主防災組織を始めとする市民、事業者が、可能な限り、居住者、従業員等の救助・救急活動にあたる。
○ 活動にあたっては、防災ヘリコプター、ドクターヘリ等を有効に活用する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
救助・救急活動の実施及び調整	消防部	【発災後3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況 （町内会等、自衛隊、海上保安庁、警察、消防）
活動拠点等の確保	消防部	【発災後 12 時間以内】 市外からの応援部隊の派遣が見込まれた時点	・被害状況、救助活動の状況 （町内会等、自衛隊、海上保安庁、警察、消防）
資機材の調達等	消防部	【発災後 12 時間以内】 各救助機関での部隊派遣要請後	・被害状況、救助現場の状況、気象状況、救助活動の状況（町内会等、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、津地方気象台）
惨事ストレス対策	消防部	【発災 72 時間以内】	・救助・救急活動を実施した職員の業務従事内容、健康状態（各部）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　救助・救急活動の実施及び調整

(1) 救助・救急活動の実施

市は、消防機関及び消防団等市の保有するすべての機能を十分に発揮し、救助・救急活動を実施する。

市単独では十分な救助・救出活動が困難な場合は県や他の市へ応援要請を行い、緊密な連携を図るとともに、管内における自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の活動調整にあたる。

(2) 協定に基づく応援要請

市は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合等に、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県内消防相互応援隊の応援出動を要請する。

また、災害の状況により、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

この場合において、県災対本部と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。

(3) 協定に基づく応援出動

他市町からの要請又は県からの指示があった場合は、県内消防相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

なお、あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。

２　活動拠点等の確保

自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関の部隊の展開、宿営等のための拠点となる施設・空地等を確保する。

３　資機材の調達等

必要に応じ、消防団協力事業所をはじめ、民間からの協力等により重機・資機材を確保し、効率的な活動支援を行う。

４　惨事ストレス対策

救助・救急活動又は消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとし、また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈自衛隊の実施する対策〉

１　災害派遣要請に基づく救助活動

自衛隊は県の災害派遣要請に基づき、救助活動を実施する。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

〈海上保安庁の対策〉

１　応急措置の実施要請に基づく救助活動

海上保安庁は、海難等の救助活動を行う。

また、原則として、救助活動に必要な資機材を携行する。

県から要請があった場合は、要請に基づき、救助活動を実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　初期救助活動

被災地の住民及び自主防災組織は、自発的に救出・救助活動を行うとともに、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等救助機関に協力するよう努める。

第２節　医療・救護活動

【主担当部：健康福祉部】

第１項　活動方針

○　発災後は、志摩医師会等の関係機関を中心として医療・救護活動にあたり、人的被害を最小限におさえることができる体制を速やかに整える。
○　高齢者、障がい者等の要配慮者支援も踏まえた、医療・保険・福祉の連携を図る。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
医療情報の収集・伝達	健康福祉部	【発災後直後】 発災後速やかに	被害状況（医療機関、医師会、保健所、町内会等）
医薬品等の確保	健康福祉部	【発災後直後】 発災後速やかに	被害状況及び供給体制 （医薬品等備蓄所）
医療・救護活動	健康福祉部	【発災後3時間以内】 ＤＭＡＴや医療救護班の派遣が必要と見込まれた時点	活動状況（医療機関、医師会、保健所等、町内会等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　医療情報の収集・伝達

医療施設の診療状況、負傷者等の収容状況等の情報を迅速に把握するとともに、伝達に努める。

２　医薬品等の確保

①　医療及び助産救助実施のため必要な医薬品・衛生材料等は、志摩医師会及び鳥羽志摩薬剤師会等と連携して確保する。また、医療救護に必要な医薬品等が確保できない場合、県に対して医薬品等の提供の要請を行う。

②　市外からの救急医療物資は、市内の物資拠点に集積し、救護所等に搬送する。

３　医療・救護活動

(1)　医療救護班の編成

被災地の現場において、医療の必要があるときは、志摩医師会の協力を得て、編成された医療救護班を派遣し行う。

ア　医療救護班の編成基準

医師（班長）、看護師その他補助要員

※班長は、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、消防救急隊員及び保健師等の支援を求めることができる。

イ　医療救護班等の派遣及び配置調整

①　医療救護班の配置調整については、志摩医師会の助言を得て行うことができる。

②　災害発生直後においては、市長からの派遣要請を待たなくても、編成協力医師等の判断で自主的に医療救護班を編成し、派遣できる体制を整備する。

ウ　医療救護班等の連絡体制

医療救護班等の連絡体制については、緊急連絡網を整備し、相互に共有するものとする。

エ　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の出動要請

市では医療救護活動が困難な場合は、県に対して県が組織する救護班の派遣、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の出動を要請する。

(2)　医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件によって一定ではないが、原則として次の方法によるものとする。

ア　医療救護班等の派遣による実施

a　救護所

設置時期	災害発生直後数日間
設置者	鳥羽市
設置場所	災害の様態に応じて、避難所の中から志摩医師会と協議し、適切な場所に設置
業　務	救護所は原則として医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）を行うものとし、必要に応じ中等症患者、重症患者に対する応急処置と軽傷患者で医師の治療を必要とする者の処置を行うものとする。 １　重症患者・中等症患者・軽症患者の振り分け（トリアージ） ２　医師の治療を必要とする軽症患者の処置 ３　必要に応じた重症患者・中等症患者の応急処置 ４　救護病院等への収容指示（患者搬送手配） ５　死体の確認・一時保管・遺体安置所への搬送手配 ６　医療救護活動の記録

イ　市内の医療機関による実施

救護所の設置もしくは医療救護班等が到着するまでの間に医療を実施することが適当でないときは、当該医療機関の協力を得て実施する。

ウ　市周辺の救急病院等の医療機関による実施

市内での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急医療等の医療機関の協力を得て実施する。

エ　災害拠点病院による実施

市内の被災地が広範囲にわたる場合もしくは地域の医療機関を支援する必要がある場合には、災害拠点病院を活用して実施する。

オ　患者搬送及び収容の実施

医療救護班等または市内の医療機関で対応できない重篤患者等を、医療が可能な市周辺の救急病院等の医療機関に搬送し、医療を実施するものとする。

また、市内及び市周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施するものとする。

上記によってもなお、受け入れが困難な透析患者等について、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受け入れ可能な地域への移送を行う。

カ　応援等

医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県に対して医療救護班等の派遣要請を行う。

(3)　災害時こころのケア活動

ア　情報収集・情報発信・精神保健ニーズの把握

被災地域･発電所における精神保健に関する情報収集及び情報発信､ニーズの把握を行う。

イ　必要に応じ県に対し、助言・資料提供及び災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を要請する。

■その他防災関係機関が実施する対策

１　医療・救護活動

(1)　医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、災害の規模及び条件等によって一定ではないが、おおむね次の方法によるものとする。

ア　医療機関による方法

①　医療機関は、施設及び設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対して応急復旧の要請を行う。

②　患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めることとする。

２　負傷者の搬送

消防機関は、要請のあったときもしくは自らの判断により必要と認めたときは、直ちに救急自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとする。

なお、傷病者搬送用の車両が不足するときは、「第２部　第４章　第１節　輸送体制の整備」（P59）により応急的に措置するものとする。

また、緊急があり、防災ヘリコプター以外に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　食事と薬の管理

慢性疾患のある患者は、数日間は受診できないことを想定し、それぞれの病状に応じ「食事と水分」､「薬」を適切に管理し、摂取する。

第４章　緊急避難対策

第１節　避難の指示等及び避難場所・避難所の運営

【主担当部：総務部、税務部、消防部】

第１項　活動方針

○　避難勧告等発令基準に基づく避難の指示等を出した場合は、あらゆる手段を尽くして市民へ伝達する。
○　県及び災害時相互応援協定市町の協力を得て、広域的な避難対策に取り組む。
○　要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全･安心が確保されるよう、地区指定員及び税務部が連携して避難所の開設･運営を支援する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
避難勧告等住民への伝達	総務部	【発災のおそれがある場合】 避難勧告等発令基準に基づく事象発生後速やかに	･大雨警報(土砂災害)等 （津地方気象台、県等）
避難所(一次避難)の開設及び避難誘導	総務部 税務部 消防部	【発災直後】 避難勧告等発表後速やかに	･大雨警報(土砂災害)等 （津地方気象台、県等）
避難所（二次避難）の開設及び運営支援	総務部 税務部	【住居被害判明後】 住居被害者判明後速やかに	･避難所の開設、支援要請情報等 （避難所、地区指定員、町内会等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　警戒レベル（避難勧告等）住民への伝達

(1)　警戒レベル（避難勧告等）の発令

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための警戒レベル４（避難勧告及び避難指示（緊急））を発令する。この場合、市長は、その旨を知事に報告する。

また、警戒レベル４のほか、必要に応じて警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）を発令し、適切な避難誘導を実施する。その際、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の換起に努めるものとする。

さらに、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所についても、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、当該地域住民が避難できるよう周知のため必要な措置を講ずるほか、海岸付近で高潮、波浪、潮位の変化による浸水の恐れがある場合についても同様の措置をとるものとする。

ア　市長の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められるときは、市長は立退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示するものとする。（基本法第60条）

イ　警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）

一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者、特に避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始）を必要に応じて伝達する。（基本法第56条）

ウ　避難の勧告等にかかる市長不在時の対応

市長不在時においては、代理規定に基づき、避難勧告等の発出にかかる判断に遅れが生じることがないよう適切に対応する。

エ　警戒レベル（避難勧告等）の内容

避難勧告等は「避難勧告等に関するガイドライン（平成３１年３月　内閣府）」に基づき、次の項目を伝達する。

a　警戒レベルととるべき行動
b　避難勧告等の発令
c　災害が切迫（又は発生）している、状況・場所
d　住民のとるべき行動

オ　警戒レベル（避難勧告等）の解除

市長は、警戒レベル（避難勧告等）の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

(2)　警戒レベル（避難勧告等）の住民への伝達

ア　関係機関の連携体制の構築

警戒レベル（避難勧告等）を発令したときは、県及び関係防災機関に通知し、住民への警戒レベル（避難勧告等）の徹底を図るための協力態勢を速やかに構築する。

イ　住民に対する伝達

a　住民への伝達方法

警戒レベル（避難勧告等）を発令したときは、関係防災機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法で、その周知徹底を図る。

①　防災行政無線、とばメール、エリアメール、サイレン、広報車等による周知する。
②　避難の周知に必要と認められる場合は、県災対本部に対し、防災ヘリコプターや放送関係機関への放送を要請する。
③　障がい者や外国人、観光客など、避難に際して特に配慮を要する避難行動要支援者への避難情報の提供を行う。

b　避難のサイレン

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、次による。

余いん防止付サイレン信号	（30 秒ｻｲﾚﾝ音） 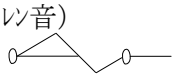 （５秒休止）（30 秒ｻｲﾚﾝ音） 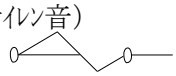 （５秒休止）

※信号にあたっては、適当な時間継続する。

２　避難所（一次避難）の開設及び避難誘導

(1)　避難所（一次避難）の開設

大雨警報等の発表により、警戒レベル３以上が発令された場合、地区指定員は一次避難として指定した風水害等避難所を開設する。

(2)　避難誘導

災害が想定される地域における避難所（一次避難）への避難誘導においては、当該地区の消防団と町内会長等が協力して行う。

(3)　避難所への避難

避難所への避難は徒歩を原則とする。

ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ない場合で地域の合意形成がなされている場合については、自家用車等で避難する。

３　避難所（二次避難）の開設及び運営支援

(1)　避難所（二次避難）の開設

住家等の被害により、避難所での生活を必要とする者が出た場合、状況に応じて指定した風水害等避難所を開設する。

①　あらかじめ指定されている避難所については、避難所運営マニュアルに沿って避難所を開設する。また必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設でも、土砂災害等の危険箇所等を考慮し、管理者の同意を得て避難所あるいは、福祉避難所として開設するとともに、その受入状況に応じて、宿泊施設を借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。

②　避難所を設置したときは、その旨を周知し、責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し、保護する。

③　避難所の開設及び避難の促進に際して、二次災害を軽減・防止するために、必要に応じて県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

(2)　避難所に収容する対象者

ア　住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。

イ　避難所の収容能力を超過、又は著しい偏りが発生した場合は、帰宅困難者支援協定を結ぶ宿泊事業所に対し協力を依頼するとともに、居住地近傍以外の避難所に分散している避難者については、町内会・自治会毎の避難所への移動を促す。

(3)　避難所の設置及び収容状況の報告

避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について、次により知事に報告する。

ア　避難所開設の日時及び場所

イ　箇所数及び収容人員（避難所別）

ウ　開設期間の見込

(4)　避難所の運営及び管理の支援

市は避難所の適切な運営及び管理のため、次のことに留意して支援を行う。

①　避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう支援するとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設置する等の対策を講じる。

②　高齢者、障がい者等要配慮者について、必要と認められる者から順次、福祉避難所に移送するとともに、避難所での生活、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、常に良好な衛生状態を保つよう心がける。また、必要に応じて救護所の設置、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施するとともに、県の協力も得ながら、保健師、管理栄養士等専門職を派遣する。

③　避難者によっては、長期間にわたる避難所生活が肉体的・精神的に大きな負担となることから、避難者の自宅について、県と連携して被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、自宅の安全性が確認できた避難者に帰宅を促すとともに、自宅に戻れない避難者についても、縁故先への避難や応急仮設住宅、公営住宅、民間住宅等を斡旋する等の支援により移住を促し、避難所開設期間の短期化を図るよう努める。

④　帰宅困難者については、交通情報等の提供により早期の帰宅を促す。

(5)　船舶の利用

大規模な災害により避難所が不足する場合、県災対本部に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　避難の指示等

(1)　市長が指示できない場合の海上保安官の措置（海上保安庁）

「■市が実施する対策　１　警戒レベル（避難勧告等）住民への伝達」（P173、174）に掲げる警戒レベル４（避難勧告又は避難指示（緊急））等を市長が行うことができないとき又は市長から要求があったときは、海上保安庁は、自ら避難を指示することができる。この場合は、海上保安庁は、速やかにその旨を市長に報告する。（基本法第 61 条）

(2)　自衛官の指示（自衛隊）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危険を避けさせるため、その場にいる者を避難させることができる。（自衛隊法第 94 条）

２　警戒レベル（避難勧告等）の市民への広報（報道機関）

市長からの要請に基づき、県災対本部から依頼を受けた報道機関は、当該地域住民に警戒レベル（避難勧告等）を徹底すべく、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　適切な避難行動の判断

市から警戒レベル（避難勧告等）が発令された場合、もしくは居住等する地域に災害が発生するおそれが高まった場合などには、ハザードマップによる被害予測や過去の災害履歴等を踏まえ、自宅の２階等安全な場所に退避する、最寄りの避難場所等に避難するなど、各自の判断により安全を確保するために適切な避難行動をとる。

２　住民の協力による避難行動の促進

洪水・浸水、土砂崩れ及び高潮等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合や停電等で情報が入手できない場合は、周辺の住民に“声かけ”をし、避難を促しながら、速やかに避難場所に避難する。

また、避難に際しては、徒歩で避難することを原則とする。ただし、避難行動要支援者の避難等、やむを得ない場合は、自家用車等で避難を行う。

３　避難行動要支援者の避難支援

洪水や高潮による浸水や、土砂災害等の可能性が認められる地域において、警戒レベル３（避難準備・高齢者等避難開始)）以上が発表されるなどした場合、可能な範囲で避難行動要支援者の避難の支援に努める。

避難行動要支援者の個別の避難計画を策定している地域にあっては、計画に沿った支援に努める。

４　避難者の避難所運営の協力

避難所は、避難所運営マニュアルに沿って地域が主体となって運営・管理するものとし、避難者はその円滑な運営に協力する。

自主防災組織・町内会等は、特に次の点に留意して、適切な管理を行う。

① 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、地区指定員は開設当初に支援するが、避難所の運営主体は町内会等であるため、避難所運営委員長は必要に応じて、市に対し支援を求める。

② 食料等の配布にあたっては、食事の配慮が必要な人をはじめ、年齢、性別のニーズの違いに対応できるよう、食の知識を有する管理栄養士などを市に要請する。

③ 避難所の運営に積極的に女性を参画させるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

④ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

⑤ ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。

５　要配慮者への支援

避難所の運営にあたっては、健常な避難者は、要配慮者の滞在が安全になされるよう、その運営に協力する。

６　早期退出への協力

自宅の安全及びライフラインの復旧等が確認された避難者は、速やかに帰宅するとともに、その他の避難者もできるだけ早く避難所外の住宅等に移住できるよう努める。

第２節　避難行動要支援者対策

【主担当部：健康福祉部】

第１項　活動方針

○　市民等は、市が作成する避難行動要支援者名簿を活用して、避難行動要支援者の安全確保や避難に協力する。
○　市は、要配慮者関連施設の被災状況、入所者の状況を直ちに収集し、関係機関等への情報提供を速やかに行う。
○　被災施設や要配慮者のニーズを的確に把握し、関係機関等が連携して支援にあたる。
○　市は、要配慮者支援に必要な専門職等の確保を図る。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主要な収集先）
要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握	健康福祉部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	・要配慮者の被災状況 ・関連施設及び入所者の被災状況 （町内会等、要配慮者関連施設）
避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保	健康福祉部	【発災 24 時間以内】 避難行動要支援者の状況把握次第	・避難行動要支援者の被災状況 （避難支援等関係者（民生委員、町内会等））
避難所での生活が困難な要配慮者対策	健康福祉部	【発災 24 時間以内】 要配慮者の状況把握次第	・要配慮者の被災状況 （避難所、町内会等）
要配慮者の保健・福祉対策等	健康福祉部	【発災 24 時間以内】 避難所等から要配慮者支援のための専門職員等の派遣要請があった時点	・必要な支援の内容 （避難所、町内会等）
外国人支援	健康福祉部	【発災 24 時間以内】 外国人の状況把握次第	・外国人の被災状況 （避難所、外国人関連施設、町内会等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　要配慮者関連施設、福祉避難所の被災状況把握

災害発生後、あらかじめ作成している避難行動要支援者名簿を活用して、要配慮者関連施設及び福祉避難所の被災状況の把握に努める。

２　避難行動要支援者の避難支援及び生活環境の確保

(1)　避難行動要支援者の避難行動支援

避難支援等関係者（民生委員、町内会等）の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用して発災後速やかに居宅に取り残された避難行動要支援者の早期発見に努め避難行動支援等を行う。

(2) 要配慮者の生活環境確保

被災して避難所生活を送る要配慮者の福祉ニーズを把握し、避難所内での移動の円滑化、障がい者用仮設トイレの設置等生活環境の確保等、福祉サービスの提供等に援助活動を行う。

３　避難所での生活が困難な要配慮者対策

避難所運営マニュアルを活用し、要配慮者に配慮した避難所運営を行うとともに、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所を開設して移送する。

福祉避難所を開設できない場合は、公的宿泊施設や公営住宅、応急仮設住宅を優先的に確保し、要配慮者の生活の場を確保し生活の支援を行う。

４　要配慮者の保健・福祉対策等

要配慮者の避難先へ保健師、管理栄養士等を派遣し、要配慮者の心身の健康確保、必要な福祉サービスの提供等を行うとともに、的確な情報提供を行う。

５　外国人支援

外国人雇用企業、留学生が在籍する学校、国際交流関係団体等の協力を得て、外国人の被災・避難状況の確認に努める。

また、多言語での情報提供、相談等の実施や国際交流関係団体、ＮＰＯ等の協力を得て、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　地域住民等による取り組み

地域住民や自治会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働し、避難行動要支援者名簿を活用して地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保に努めるとともに、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難行動を支援する。

また、各避難所の「避難所運営マニュアル」に沿って、要配慮者及びその家族に配慮した避難所運営を実施する。

２　要配慮者及び保護責任者の対策

要配慮者及び保護責任者は、地域・住民等の協力を積極的に求め、自らの安全を確保する。

第３節　学校・保育所等における児童・生徒等の避難対策

【主担当部：教育部、健康福祉部】

第１項　活動方針

○ 風水害発生時には、学校･保育所等関係者、防災関係機関が協力して、児童･生徒等の安全確保にあたる。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主要な収集先）
児童･生徒等の安全確保	教育部 健康福祉部	【発災１時間以内】 風水害被害の発生の可能性が高まる前	・気象情報（津地方気象台）
学校･保育所等の被害状況等の把握･情報提供	教育部 健康福祉部	【発災１時間以内】 発災後、速やかに	・被害状況及び救助活動の状況（学校･保育所等､防災関係機関）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　避難場所への誘導状況や児童・生徒等の安否状況の確認

児童・生徒等に被害が見込まれる風水害等が発生した場合、児童・生徒等の避難場所への誘導状況や児童・生徒及び教職員の安否状況を確認する。

２　学校・保育所等の被害状況等の把握・情報提供

学校・保育所等の被害状況を各学校等から収集・整理して、県災害対策本部へ報告する。

■学校・保育所等が実施する対策

１　児童・生徒等の下校又は保護継続の措置

児童・生徒等の下校は、台風接近時や大雨時等風水害被害の発生が高まる時間帯を避け、極力早期の安全な時間帯に行うことを原則として、あらかじめ定める学校安全計画等に従い判断するものとし、下校措置に当たっては、集団下校や保護者と連絡を取ったうえでの教職員等による引率又は学校・保育所等での保護者への直接引き渡しを図る等、児童・生徒等の安全な下校に万全を期す。

なお、保護者と連絡がつかない児童・生徒等又は帰宅しても保護者が家にいない児童・生徒等については、風水害の程度に応じ、保護者に引き渡せる状況になるまで学校・保育所等で保護する。

災害の状況によって全児童・生徒等を学校・保育所等で保護する必要がある場合には、的確に保護の内容を保護者に連絡する。

２　児童・生徒等の避難対策

(1)　児童・生徒等の避難誘導

学校・保育所等は、避難情報（準備・勧告・指示）の発令、学校・保育所等の被災等により学校・保育所等から退避する必要が生じた場合は、直ちに全教職員等で児童・生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿等の非常持ち出し品を携行する。（あらかじめ指定された者がいない場合は、代わりの者を指定し適切に対応させる。）

(2)　児童・生徒等の安否確認

児童・生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

(3)　被災状況の把握と報告

学校・保育所等は、児童・生徒等の避難、児童・生徒等及び教職員等の安否確認を行った後、直ちに学校施設等の被災状況と併せ、あらかじめ指定された手段で速やかに市に報告する。

(4)　保護者等への安否情報の提供

学校・保育所等は必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者等へ児童・生徒等の安否情報を提供するよう努める。

(5)　児童・生徒等の下校又は保護継続

避難させた児童・生徒等を帰宅させるときは、保護者等に連絡の上、帰宅経路等の安全確認をしたうえで下校させる。

なお、保護者等と連絡がつかない児童・生徒等又は帰宅しても保護者等がいない児童・生徒等は、保護者等に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校・保育所等の保護下に置く。

第４節　観光客・帰宅困難者の安全確保

【主担当部：観光部】

第１項　活動方針

○　市は、観光客等の帰宅困難者の保護等のため、帰宅支援等必要な対策を講じる。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
観光客等の帰宅困難者支援	観光部	【発災 24 時間以内】 帰宅が困難と判断したとき	・帰宅困難者、交通運行状況（帰宅困難者受入協定施設、市観光協会、観光事業者等、公共交通機関）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　観光客等の帰宅困難者支援

(1)　災害時の公共交通機関及び観光施設等の運行・運営状況の確認及び情報共有

災害時の公共交通機関や観光施設等の運行・運営状況の情報収集を行い、観光関係団体や観光事業者との情報共有を図る。

(2)　避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信

帰宅困難者受入協定施設、市観光協会等の観光関係団体や観光事業者及び公共交通機関と災害時の避難状況等の情報収集や避難誘導等の情報発信を行う。

(3)　観光客等の帰宅困難者の避難誘導

帰宅困難者受入協定施設、市観光協会等の観光関係団体、観光事業者、公共交通機関及び地域住民と連携した観光客等の帰宅困難者の避難誘導を図る。

(4)　観光客等の帰宅困難者一時受入れ

帰宅困難者受入協定施設、市観光協会等の観光関係団体、観光事業者及び公共交通機関の協力を得て、帰宅困難者一時受入を要請する。

■帰宅困難者受入協定施設、観光関係団体、観光事業者及び公共交通機関等が実施する対策

１　情報の共有

災害時の運行・運営状況の情報を市へ報告し、情報共有を図る。

２　観光客等の帰宅困難者の避難状況等の情報収集・避難誘導等の発信

帰宅困難者受入協定施設、観光関係団体、観光事業者及び公共交通機関等で帰宅困難者の避難状況等及び避難誘導等の情報収集や発信を行い、市へ報告する。

３　観光客等の帰宅困難者の避難誘導

各団体及び各事業者で帰宅困難者の避難誘導を行う。

４　観光客等の帰宅困難者一時受入への協力

①　各団体及び各事業者で帰宅困難者への情報提供を行う。
②　各団体及び各事業者で安否確認のための体制整備を行う。

５　備蓄食料の提供

各団体及び各事業者で備蓄食料の提供を行う。

６　代替輸送

公共交通機関は、鉄道、バス、船舶の代替輸送を行う。

第５章　特定自然災害対策

第１節　局地的大雨・竜巻・雪害の対策

【主担当部：総務部、建設部、環境部、農水商工部】

第１項　活動方針

○　津地方気象台と連携して速やかに情報を収集し、市民に対して、適切かつ速やかに情報提供する。
○　収集した情報を分析し、災害の可能性等に応じて、必要な防災対策を講じる。
○　市民や事業者等は、これら災害に遭遇した場合、速やかに自らの身を守るための対策を講じる。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
局地的大雨対策	総務部 建設部 農水商工部	【発災のおそれがある場合】 局地的大雨が発生した場合	・降水短時間予報、大雨注意報・警報、降水ナウキャスト等（津地方気象台）
竜巻等突風対策	総務部 環境部 建設部	【発災のおそれがある場合】 竜巻注意情報が発表された場合	・竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト(津地方気象台)
雪害対策	総務部 建設部	【発災のおそれがある場合】 大雪警報が発表された場合	・雪に関する気象情報 （津地方気象台）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　局地的大雨対策

積乱雲による局地的な大雨では、急に強い雨が降り、降った雨が低い場所へ一気に流れ込むため、降り始めから十数分間程度で、中小河川が増水したり、低地や低地を通過する道路が冠水するといった災害が発生することがある。

また、積乱雲が同じ場所で連続して発生・発達を繰り返すような場合は、非常に激しい雨が数時間にわたり降り続くため総雨量が数百ミリに達し、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、局地的な大雨が発生した場合は、以下の対策を講じる。

(1)　道路の適切な管理（建設部）

市管理道路について、低地を通過する道路等の浸水時における通行止や、大雨時危険区間の雨量規制及び通行規制による安全確保対策を講じる。

(2)　排水ポンプによる排水（建設部、農水商工部）

必要に応じ排水ポンプを作動させ、道路の冠水や家屋への浸水等による被害の軽減を図る。

(3)　情報収集・伝達・共有（総務部）

災害の発生が予想される早い段階から、県や防災関係機関と情報を共有し、河川水位等の情報提供を受けて避難勧告等の発令時期の検討や河川施設の操作等、必要な防災対策を講じる。

また、気象庁が提供する「記録的短時間大雨情報」や「降水短時間予報」（１５時間先までの雨の予想）、「高解像度降水ナウキャスト」（１時間先までの雨の予想）により、雨雲の状況等を随時確認して、これらの情報の庁内での共有を図る。

(4)　住民への注意喚起（総務部）

局地的大雨の場合、浸水しやすい場所に近づかない、むやみに外出しない等、住民一人ひとりの安全確保行動が重要となるため、「■市民・事業者等が実施する対策　１　局地的大雨対策」（P186）で記す内容とともに住民等へ周知するよう努める。

２　竜巻等突風対策

竜巻は、突発的に発生することから、その発生を予測することが難しい一方で、風速70m/s以上にも達することがある猛烈な風により、進路にあるものを巻き上げながら移動することから、建築物の破壊や飛来物の衝突などの甚大な被害を生じるおそれがある。

このため、竜巻が発生する可能性が高まった場合、又は竜巻が発生した場合には、以下の対策を講じる。

(1)　住民への注意喚起（総務部）

気象台が発表する竜巻注意情報を受信した場合は、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認し、必要に応じて適切な方法で住民へその情報を伝達するとともに、「■市民・事業者等が実施する対策　２　竜巻等突風対策」（P186、187）で記す必要な内容を住民等へ周知するよう努める。

(2)　災害がれき処理（環境部）

市災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響の大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

(3)　道路の応急復旧（建設部）

竜巻・突風等により道路上に飛散したがれき等の障害物を迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

３　雪害対策

市内で大雪が発生すると、鉄道や道路における交通障害や停電などのライフラインへの影響が生じるとともに、孤立集落が発生するなど、地域に大きな社会的混乱を生じるおそれがある。

このため、雪害が発生した場合には、以下の対策を講じる。

(1)　住民への注意喚起（総務部）

気象台から大雪警報等が発表されるなど、深刻な降雪被害が想定される場合は、適切な方法で住民へその情報を伝達し、注意を促すとともに、「■市民・事業者等が実施する対策　３　雪害対策」（P187）で記す内容を住民等へ周知するよう努める。

(2)　道路除雪（建設部）

主要な幹線道路について、優先的な除排雪の実施に努める。

(3)　適切な道路管理と交通対策（建設部）

道路管理者は、大雪による車両滞留を防止するため、警察その他の関係機関と情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。

車両滞留が発生した場合には、基本法第76条の６の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。

(4)　防災関係機関との協力（総務部、建設部）

迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

■市民・事業者等が実施する対策

局地的大雨や竜巻は、事前に発生場所や発生規模の予測をすることが難しく、避難勧告等の公助による支援が間に合わないことも想定されることから、本節では、市民や事業者が自助の対策により、自らの命を守る対策を講じることを重視している。

１　局地的大雨対策

(1)　局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、局地的大雨の予兆となる気象現象等（周囲が急に暗くなる、雷鳴・雷光が現れる、冷たい風が吹く、大粒の雨や「ひょう」が降る）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「解析雨量」「警報・注意報」「降水短時間予報」「高解像度降水ナウキャスト」などの防災気象情報により、局地的大雨が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、不要不急の外出を避け、川・崖・低地などの危険な場所に近づかないなどの予防措置を講ずるとともに、その危険性に鑑み、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2)　局地的大雨からの避難対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に局地的大雨が発生した場合、その危険性に鑑み、早めに安全な避難所等への避難行動を取る。

また、夜間や避難路の状況が不明であるなど、避難所等への避難が危険と判断した場合は、高層階への垂直避難や、高層階の山とは反対側の部屋への避難、近隣のより安全な住居・施設等への避難など、想定される災害事象に応じ、適切な対策を講ずる。

(3)　建築物等の地階における避難体制の整備

特に不特定多数が利用する地階を有する建築物の管理者は、局地的大雨による浸水の危険性に鑑み、利用者や従業員等の上層階への避難誘導など、適切な対策を講ずる。

２　竜巻等突風対策

(1)　竜巻等突風に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、竜巻等突風局地的大雨の予兆となる気象現象等（真っ黒い雲が近づく、ごみなどが巻き上げられて飛んでいる、“ゴー”という音がする、〈気圧の変化で〉耳に異常を感じる）を覚知した場合や、気象庁が発表する「気象レーダー」「竜巻注意情報」「竜巻発生確度ナウキャスト」などの防災気象情報により、竜巻等突風が発生する可能性が高まっていることを認知した場合は、その危険性に鑑み、危険物の飛散防止等の対策を講ずるとともに、避難や避難準備等の自らの身を守る対策を講ずる。

(2)　竜巻等突風からの避難・防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等が立地する場所やその周辺に竜等突風が発生した場合、その危険性に鑑み、次のような避難行動を取る。

ア　屋内での退避行動

①　窓や、ドア、外壁から離れる。
②　家の一階で中心部に近い、窓の無い部屋（トイレ等）や地下室に駆け込む。
③　浴槽や机の下等の頑丈な物の陰に入り、両腕で頭と首を守る。

イ　屋外での退避行動

①　コンクリート製等の頑丈な屋内に駆け込む。
②　駆け込める屋内がない場合は、頑丈な構造物の側にうずくまったり、側溝等に伏せる。
③　車庫や物置、プレハブを退避場所にしない。

３　雪害対策

⑴　局地的大雨に関する防災気象情報等の活用

市民・事業者等は、気象庁が発表する大雪注意報・警報や24時間降雪量などにより大雪の危険性が高まっている場合は、不要不急の外出を避けるよう努める。また、車で外出する場合は、スタッドレスタイヤを装着又はタイヤチェーンを携行・装着する。

⑵　雪害からの防護対策

市民・事業者等は、所有又は管理する住居や事業所等の屋根などが雪の重みで崩れたり、雪の固まりが落雪する等によって、通行人がけがをするなどの事故を防止するため、建物周辺の安全確保や除雪等の適切な防護措置を講ずる。

なお、除雪を行う場合は、安全な服装・装備により２人以上で作業を行うよう努める。

第５部　被災者支援・復旧対策

第１章　災害対策本部活動体制の確保

第１節　災害対策本部の継続・廃止

【主担当部：総務部】

第１項　活動方針

○ 災害応急対策を継続して実施する必要があるときは、市災対本部の設置を継続する。
○ 市災対本部の設置が長期化する場合は、職員の健康管理に配慮する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
市災対本部の継続	総務部	【災害応急対策を継続して実施する必要があるとき】 災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等 (町内会等、津地方気象台等) ・各部の活動状況（各部）
災害対策職員の健康管理	総務部	【災対本部を長期間設置するとき】 災対本部活動の状況により、必要に応じて	・各職員の勤務状況（各部）
市災対本部の廃止	総務部	【災害応急対策がおおむね完了したとき】 災害の状況により、必要に応じて	・被害情報、気象情報等 (町内会等、津地方気象台等) ・各部の活動状況（各部）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市災対本部の継続

(1)　市災対本部の継続の判断

異常な気象事象が収まり、市災対本部の設置基準に定める気象警報等が解除となった場合でも、市内に被害が発生し、救助活動や避難者支援活動等の災害応急対策を継続して実施する必要がある場合等には、市災対本部の設置を継続する。

(2)　各部への増員（総務部）

災害応急対策を継続するにあたり部内職員で人員の不足等が生じる場合、各部は総務部に対し増員派遣要請を行い、総務部は各部間での派遣職員の調整を行った上で、人員を派遣する。

２　災害対策職員の健康管理

(1)　連続勤務の制限

各部の責任者は、災害応急対策活動に従事する職員が長時間の連続勤務により健康を損なうことがないよう、必要に応じて交代で休暇を与えるなど、適切な措置を講じなければならない。
（１日２交代以上の勤務の場合、連続出勤は13日以内を目安とする。）

(2)　心のケア

災害応急対策活動に従事する職員の精神的緊張の緩和を図るため、適切な措置を講ずる。

３　市災対本部の廃止

市災対本部は、市内に被害が拡大するおそれがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したときに廃止する。（「復興体制への移行」が必要と認められるとき）

■その他の防災関係機関が実施する対策

１　国の実施する対策

(1)　非常災害対策本部の廃止・継続

ア　非常災害対策本部の廃止

非常災害対策本部は、災害応急対策が円滑に推進され、国の非常災害対策本部の役割は果たされたものと考えられるとき、または緊急災害対策本部が設置されたときに廃止される。

イ　非常災害対策本部の継続

非常災害対策本部の廃止の状況にあると認められない場合、非常災害対策本部は継続される。

(2)　緊急災害対策本部の廃止・継続

ア　緊急災害対策本部

緊急災害対策本部は、災害応急対策が円滑に推進され、国の緊急災害対策本部の役割は果たされたものと考えられるときに廃止される。

イ　緊急災害対策本部の継続

緊急災害対策本部の廃止の状況にあると認められない場合、緊急災害対策本部は継続される。

第２節　受援活動の展開

【主担当部：総務部】

第１項　活動方針

○　県に対する要請及び各協定等に基づく要請による応援要員･救援物資等の受け入れを迅速に行い、効果的な支援活動を展開する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
各協定等に基づく応援要請	総務部	【発災 12 時間以内】	･被害状況及び対応可能な資源（人･物）の状況（各部、町内会等）
連絡要員の受け入れ	総務部	【発災 48 時間以内】	･受け入れ時期･人数等（応援自治体）
具体的な要請内容の検討	総務部	【発災 48 時間以内】	･不足している資源（人･物）の状況（各部･町内会等）
受援体制の構築	総務部	【発災 72 時間以内】	･受け入れ時期･資源（人数･数量）･場所（各部、町内会等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　各協定等に基づく応援要請

①　被災者支援・復旧活動を実施するため必要があると認めるときは、応急時に引き続いて、各協定及び基本法第 67 条並びに第 68 条に基づき、協定市町及び県に対し応援を求め、県内市町に加え国・他府県等からの支援により、被災者支援・復旧対策に万全を期する。

②　被災者支援・復旧活動の必要性の判断を迅速かつ的確に行うために、応急時に引き続いて、市内の被災者の状況や復旧活動を実施するために必要となる資源（人・物）の量などの情報を速やかに収集する。

２　連絡要員の受け入れ

①　応急時に引き続き、市災対本部に応援自治体等の応援要員の受入窓口及び調整スペースを設置する。

②　応急時に引き続き、応援自治体等の連絡要員と活動エリア・活動内容・期間を調整・決定する。

３　具体的な要請内容の検討

市災対本部は、被災者支援・復旧活動を実施するために必要となる資源（人・物）の状況について的確に把握し、保有する資源（人・物）と照らし合わせ、具体的な要請内容について検討を行う。

４　受入体制の構築

①　市は、応急時に引き続き、要請内容に応じた応援要員の進出拠点及び活動拠点、物資の受け入れ拠点を確保する。

②　要請内容に応じた活動要領を作成するとともに、業務の引継ぎを確実に行う。

③　本市が締結している災害時相互応援協定等については、「鳥羽市地域防災計画（資料編）」（Ｐ67～Ｐ70-1）を参照のこと。

第３節　国・県への災害対策要員の派遣要請等

【主担当部：総務部】

第１項　活動方針

○ 災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、県等に対し、職員の派遣を要請し、又は派遣のあっせんを求め、要員を確保する。
○ 県が応急措置を実施するため特に必要があると認めたときに発する従事命令、協力命令を受け、当該事務を実施する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
国・県への職員の派遣要請等	総務部	【発災1週間後】 災害対策要員の不足が見込まれるとき	・災害応急対策の実施状況（各部）
従事命令等	当該事務を担当する部	【発災1週間後】 知事から命令があったとき	・当該事務及び当該事務を行うこととする期間（県）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　国・県への職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策を実施するにあたり、災害対策要員が不足する場合には、次により国及び県の職員の派遣要請、派遣のあっせんを求める。

(1)　国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第 29 条に基づき、文書で行う。

(2)　県の職員の派遣要請

県の職員の派遣要請は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づいて行う。

(3)　国の職員の派遣あっせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを知事に対して求める場合は、基本法第 30 条の規定に基づき、文書で行う。

２　従事命令等

基本法第 71 条第２項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行うこととする期間の通知を受けた場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

なお、市長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、県が行わなければならない。

第４節　災害救助法の適用

【主担当部：健康福祉部】

第１項　活動方針

○　災害救助法に基づく救助実施の必要が生じた場合、速やかに所定の手続きを行う。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
救助の実施	健康福祉部	【発災直後】 被害状況判明後	・住居、人的の被害状況 （避難所、町内会等）
災害救助法の適用	健康福祉部	【発災後6時間以内】 被害状況判明後	・住居、人的の被害状況 （避難所、町内会等）
経費の支弁及び精算	健康福祉部	【発災後6時間以内】 災害救助法適用決定後	・救助実施状況 （すべての関係部局、町内会等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　救助の実施

(1)　救助の実施

災害救助法による救助は、知事が行い（法定受託事務）、市長が補助する。ただし、必要な場合は、市長は委任により実施責任者となって救助を実施する。

なお、救助程度、方法及び期間は、厚生労働大臣が定める基準に従って、知事が定めるところにより現物で行う。

＊参考『災害救助事務取扱要領（厚生労働省社会・援護局）』

(2)　実施記録

国基本通知『災害救助法による救助に実施について（昭和 40 年５月 11 日厚生省社会局長通知）』、県規則『災害救助法施行細則（昭和 40 年三重県規則第 11 号）』に基づく帳票を整備、管理する。

２　災害救助法の適用

(1)　適用基準

災害救助法による救助は、市を単位として、原則として同一原因の災害による被害が一定程度に達した場合で、現に救助を要する状態にあるときに行われる。

適用基準は次のとおりである（災害救助法施行令第１条第１項）。

① 市内の住家滅失世帯数が50世帯以上のとき（第１号）。

② 県内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上で、かつ、市内の住家滅失世帯数が25世帯以上のとき（第１項第２号）。

③被害世帯数は①又は②の基準に達しないが、県の区域内の被害世帯数が 7,000 世帯に達した場合で、市の区域内の被害世帯数が多数であるとき（第１項第３号前段）。

④災害が隔絶した地域に発生し、被害者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき（第３号後段）。

⑤多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき（第４号）。

(2)　被害状況把握、伝達

被害状況の確認・把握は、法の適用、救助の種類並びに程度、方法及び期間の決定の根拠となるものであることから、迅速かつ適正に行い、県へ情報提供する。

被害状況の把握にあたっては、以下の項目について行う。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害発生の原因及び被害概況

ウ　被害状況

a　人的被害

死者数、行方不明者数、負傷者数（重症者数及び軽傷者数）

b　住家の被害

a）全壊、全焼及び流出世帯及び人員

b）半壊又は半焼世帯数及び人員

c）床上浸水世帯数及び人員

エ　法による救助実施年月日（見込み含む）

オ　既にとった措置及び今後の見込み

カ　その他必要事項

３　経費の支弁及び精算

災害救助法が適用になった場合、経費は、市において繰替支弁し、下記のとおり精算する。

①県の支弁　：　救助に要する費用は県が支弁する。

②国庫負担　：　①の費用が 100 万円以上となる場合、当該費用の県の標準税収入見込額の割合に応じ、次のとおり国庫負担金が交付される。

標準税収入見込額に占める災害救助費の割合	国庫負担
標準税収入見込額の 2/100 以下の部分	50/100
標準税収入見込額の 2/100 を超え、4/100 以下の部分	80/100
標準税収入見込額の 4/100 を超える部分	90/100

市 町 別 適 用 基 準

災害救助法施行令第１条第１項による。

市町名	人口	世帯数	第１号	第２号
鳥羽市	19,448	7,730	50	25

※人口、世帯数は平成 27 年国勢調査の基礎
※災害救助法の適用判断においては、その時点での最新の数値を用いる。

第２章　避難者支援等の活動

第１節　避難所の長期運営等

【主担当部：総務部、税務部】

第１項　活動方針

○ 避難所の長期運営が見込まれる場合、要配慮者を始めとする避難所への入所者の安全・安心が確保されるよう、市災対本部各部が協力・連携して避難所の運営を支援する。
○ 市内の避難所が不足する場合、県内外市町村及び災害協定締結市町（以下、他市町村という。）と協力して広域的な避難対策に取り組む。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整	総務部 税務部	【発災36時間以内】 避難所生活の長期化が見込まれる場合	・避難所運営情報（町内会等）
他市町村への避難者の受入要請	総務部	【発災36～48時間以内】	・避難所運営情報（町内会等）
再避難の実施支援	総務部 税務部	【発災48時間以内】	・避難所運営情報（町内会等）
避難所（二次避難）の運営及び管理の支援	税務部	【発災36時間以内】	・避難所運営情報（町内会等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　長期滞在を見通した避難所運営計画の検討・調整

避難者の長期滞在に備えるため、施設、設備及び資機材の整備等に関する避難所運営の計画を検討・調整する。

２　県内市町等への避難受入要請

災害の様相が深刻で、市内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足するときには、県内外市町村への受入を県に要請、又は直接災害協定締結市町に住民の受入れについて要請する。

３　再避難の実施支援

避難所が万一危険になった場合等における再避難についての対策を講じるため、避難所や避難経路の正確な情報把握に努め、機を失することなく適切な措置を講ずる。

４　避難所（二次避難）の運営及び管理の支援

避難所の運営及び管理の支援にあたっては、各避難所の避難所運営マニュアルに沿って行うが、特に、「第４部　第４章　第１節 避難の指示等及び避難場所・避難所の運営　■市が実施する対策　３ 避難所（二次避難）の開設及び運営支援　(4) 避難所の運営及び管理の支援」（P175、176）の点に留意して、適切に行う。

第２節　緊急輸送手段の確保

【主担当部：総務部、市民部、建設部、定期船部、消防部】

第１項　活動方針

○ 大規模災害が発生した場合、市内で甚大な被害を被り、災害応急対策活動に多くの救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等が必要となることが想定されるため、これらの人員、物資等の輸送手段を確保する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
市が所有する車両・船舶の確保	総務部 市民部 定期船部	【発災１時間以内】 発災後速やかに使用可能公用車、船舶の把握を行う	・車両・船舶の被害状況（各部）
輸送ルートの情報収集・伝達	建設部 市民部 総務部 消防部	【発災１時間以内】 発災後速やかに	・道路、港湾、ヘリポート等の被害情報等（各施設の管理者等） ・その他輸送上の拠点となる施設の被害情報（各施設の管理者等）
輸送手段の確保及び応援要請	総務部 市民部 定期船部	【発災24時間以内】 緊急の必要があると認める場合、速やかに	・輸送手段の要請（県・各協定締結団体）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市が所有する車両・船舶の確保

各部等が所有する公用車及び定期船部が所有する船舶の被害情報を収集し、使用可能な輸送手段を確保する。

２　輸送ルートの情報収集・伝達

市は、交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を敷く。

また、物資拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえで、必要となる輸送手段を確保することとする。

３　輸送手段の確保及び応援要請

(1)　輸送手段の協力要請

緊急輸送が必要となった場合、「第２部　第４章　第１節　輸送体制の整備　■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策」（P62、63）に基づき要請を行う。要請にあたっては輸送に必要となる情報を提供するとともに、緊密に連絡を取り合い効果的な輸送を行う。

■防災関係機関等が実施する対策

「第２部　第４章　第１節　輸送体制の整備　■輸送等を担う防災関係機関等が実施する対策」（P62、63）に準じる。

■その他の応急対策実施機関が実施する対策

〈各協定締結団体の実施する対策〉

１　緊急対策

各協定締結団体内及び市災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。

また、各協定締結団体内の輸送手段の確保状況等を確認する。

２　各協定に基づく緊急輸送の実施

各協定に基づき市から緊急輸送の要請があった場合は、あらかじめ定める体制により緊急輸送を行う。

第３節　救援物資等の供給

【主担当部：総務部、市民部、税務部、農水商工部、定期船部、健康福祉部】

第１項　活動方針

○　市民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食料及び生活必需品等（以下「物資等」という）の不足が生じた場合、被災者に早期に必要な物資等を供給する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
避難所等における必要物資等品目・量の把握	税務部	【発災 12 時間以内】	・避難所別市備蓄在庫状況（総務部） ・避難所別物資等不足状況（避難所、地区指定員）
必要物資等の支援要請	総務部	【発災 24 時間以内】 必要物資等が不足している場合	・市外からの物資等配送状況（県、協定締結団体等）
災害義援品（物資等）の調達	健康福祉部	【発災 24 時間以内】 生活必需品等不足の場合	・避難所別物資等不足状況（総務部）
物資等拠点の開設	総務部	【発災 24 時間以内】 必要物資等が不足している場合	・市外からの物資等配送状況（総務部）
物資等拠点の運営	農水商工部	【発災 24 時間以内】 物資等拠点が開設次第	・市外からの物資等配送状況（総務部） ・避難所別物資等不足状況（総務部）
物資等の輸送	市民部 定期船部 総務部	【発災 24 時間以内】 生活必需品等不足の場合	・避難所別物資等不足状況（総務部）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　避難所等における必要物資等品目・量の把握

市は市や地域の備蓄等を含めた避難所等の物資等の状況について各避難所や地区指定員等から情報収集を行い、調達が必要となる物資等の品目・量を的確に把握することに努める。

２　必要物資等の支援要請

(1)　被災者に対する食料供給の目安

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の食料供給計画を参考に備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を避難者に供給する。

ア　【食料供給計画】

食料の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として、１日２回以上供給する。

なお、風水害はある程度予測できることから食料の準備は市民や地域が行うことを原則とするが、現在、市で備蓄している地震・津波の際の備蓄を活用することもできる。

a　避難者発生～24 時間以内　：住民による自己確保備蓄食料又は避難所等の保存食
b　避難者発生 24 時間後～　：避難所等の備蓄食料、協定締結団体等から調達したおにぎり、パン等簡単な調達食
c　避難者発生 48 時間後～　：協定締結団体等からの調達食又は自衛隊等による配送食
d　避難者発生 72 時間後～　：住民、ボランティア、自衛隊等による現地炊飯（炊き出し）

※避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう食材、燃料及び調理器具等を提供する。

(2)　避難者に対する生活必需品等の供給の目安

在宅並びに避難所の避難者に対し、以下の生活必需品等供給計画を参考に備蓄を活用した生活必需品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、協定締結団体等から調達した生活必需品等や全国からの支援物資等を避難者に供給する。

【生活必需品等供給計画】

生活必需品等の供給はおおむね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。

・避難者発生～24 時間以内：医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳幼児用粉ミルク、おむつ（乳幼児用、成人用）、毛布、仮設トイレ等

・避難者発生24時間後～：日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ等）、衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴等）、炊事用具（鍋、釜、やかん、包丁、缶切等）、食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）、光熱材料（ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）、その他（ビニールシート等）など

(3)　要配慮者に対する配慮

要配慮者に必要な物資等の確保に努める。

(4)　県に対する物資等支援要請

物資等が不足している場合は県に対して支援を要請する。ただし、米穀については、県と締結している「災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、県の指示を受けられない場合は農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

(5)　大規模災害時物資無償支援者登録制度（たすけあい制度）の活用

市は、たすけあい制度に登録している個人や企業等が、支援が可能という状況であれば、支援を要請する。

３　災害義援品（物資等）の調達

(1)　実施機関の設置

災害義援品の募集のため、実施機関を設置する。

実施機関の設置にあたっては、県及び市、その他の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

(2)　災害義援品の募集

市内で大災害が発生した場合、実施機関を通じて、災害義援品を広く国民等を対象に募集する。

県の募集した災害義援品については、被災状況等を十分考慮し、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部に報告する。

※　災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資等と異なり、生活再建のための物資等をいう。なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

(3)　災害義援品の受付

災害義援品の受付に当たって、受払簿等を作成し、受付状況を記録する。

(4)　災害義援品の振り分け

物資等拠点に振り分けを委ねる。

（「第5部　第4章　第5項　災害義援金等の受入・配分」(P230)を参照）

４　物資等拠点の開設

市は調達した物資等を受け入れるため、物資等拠点を開設する。

５　物資等拠点の運営

開設した物資等拠点において、市の物資等、県等からの支援物資等、災害義援品等を受入、管理を行い、各避難所の物資等不足状況を踏まえ、避難所ごとに必要な物資等を振り分け、避難所への輸送が速やかに行われるようにする。

６　物資等の輸送

(1)　陸上輸送（市民部）

物資等拠点から、市内各避難所への物資等の陸上輸送を迅速に行う。

離島への輸送については海上輸送基地まで陸上輸送を行う。

（「第２部　第４章　第１節　輸送体制の整備」（P59）を参照）

(2)　海上輸送（定期船部）

船舶による輸送は、その区間、港湾事情及び天候等により、その輸送若しくは輸送人員に変動されるが、原則、市の管理する定期船を活用することとする。

（「第２部　第４章　第１節　輸送体制の整備」（P59）を参照）

(3)　空中輸送（総務部）

陸上・海上の交通の途絶に伴い、緊急に空中輸送が必要なときは、県災害対策本部に輸送条件を示して空中輸送の要請をするとともに、必要に応じ、自衛隊、海上保安庁に対して空中輸送の出動要請をする。

（「第４部　第２章　第４節　ヘリコプターの活用」（P162）を参照）

■町内会等・企業等が実施する対策

１　地域における物資の調達

町内会等は、災害時の食料等は原則として個人・地域で準備するものであるという考えのもと、地域内においても食料等を調達するように努める。

２　大規模災害時物資無償支援者登録制度（たすけあい制度）の活用

町内会等は、市のたすけあい制度に登録している個人や企業等が、支援が可能という状況であれば、協力を求め、物資等を提供してもらう。

第４節　給水活動

【主担当部：水道部】

第１項　活動方針

○　市は応急給水活動の総合調整及び給水タンク車等による応急給水活動を実施する。
○　市の水道事業者、日本水道協会等と連携して、断水等により飲料水を得られない被災者を的確に把握し、応急給水活動を行う。
○　水道施設の復旧が長引く場合は、住民生活を考慮し、段階的に給水量を増加するよう努める。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
飲料水の確保	水道部	【発災1時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 （市水道事業者）
応急給水活動の調整	水道部	【発災6時間以内】 発災後できる限り速やかに	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 （市水道事業者）
応急給水活動の実施	水道部	【発災 24 時間以内】 応急給水活動の必要性が見込まれる時点	・水道施設の被害状況 ・応急給水状況 ・応援要請 （市水道事業者）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　飲料水の確保

住民に対して一人あたり３日分程度の飲料水を備蓄するよう啓発するとともに、供給能力の範囲内において水道水の供給を確保、継続する。

災害時の水源として、浄水場や配水池、震災対策用貯水施設等の貯留水を確保する。

２　応急給水活動の調整

(1)　県内水道事業者による協定に基づく応急給水活動

「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者はブロック内の応急給水活動について調整にあたる。

①　ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況、応急給水状況等の情報を収集・集約する。

②　ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

③　ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

④　ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに被災者支援部隊（水道応援班）に応援を要請する。

⑤　ブロック代表者は、被災者支援部隊（水道応援班）を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

(2)　県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

日本水道協会三重県支部は、県からの要請に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣する。

３　応急給水活動の実施

(1)　応急給水体制の確立

迅速に応急給水活動が行えるよう、施設の被害状況や断水状況の把握に努め、必要な資機材・人員を確保するなど、応急給水体制を確立する。

また、断水状況等に応じた応急給水計画を策定し、断水等により飲料水を得られない住民に対して、迅速に応急給水活動を実施する。

医療機関等緊急を要する施設に対しては、優先的に応急給水を実施する。

(2)　住民への広報

住民に対して、断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等について、広報車、防災無線等を活用し広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3)　応急給水活動の応援要請

市単独での応急給水の実施が困難と判断した場合には、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、速やかにブロック代表者に応援を要請する。

市は、応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、宿泊施設等の確保や作業及び役割分担計画の策定など、受入体制を確立するとともに、応急給水用資機材、燃料等が不足する場合は、速やかに関係団体や関係業者等に協力を要請する

また、水道施設の復旧状況に応じて、仮設給水栓を設置するなど、順次、給水場所の拡大、給水量の増加を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈自衛隊の実施する対策〉

１　給水活動

自衛隊は、県災対本部の災害派遣要請に基づき、県、市町と連携して給水活動を実施する。

〈海上保安庁の対策〉

１　給水支援

海上保安庁は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して巡視船等を使用して海上からの給水支援を実施する。

〈四日市港管理組合の対策〉

１　給水支援活動

四日市港管理組合は、県災対本部の応援要請に基づき、沿岸部の被災市町に対して保有する給水船を使用して、海上からの給水支援活動を県、市町と連携し実施する。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　応急給水活動

給水所の運営や給水所に設置されている仮設給水栓、給水タンク等の給水用資機材の維持管理について、地元自治会や地域住民が協力して行う。

２　飲料水、生活用水の確保

災害発生後３日分程度は自ら備蓄したものでまかなえるよう、各家庭での飲料水の確保に努める。

また、自家用井戸等がある場合には、生活用水として確保・利用する。

第５節　ボランティア活動の支援

【主担当部：市民部】

第１項　活動方針

○　災害ボランティアセンターを中核としたボランティア支援活動を展開する。
○　災害発生時に、市災対本部、社会福祉協議会、災害支援団体（災害ボランティア団体及び多様な専門性を持つＮＰＯ・ボランティア団体、企業等）等が連携して、速やかに市内外からのボランティアの受入体制を確立する。
○　被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々なＮＰＯ・ボランティア団体、企業等やボランティアが連携して支援活動を行う。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
災害ボランティアセンターの設置	市民部	【発災 48 時間以内】 災害ボランティア受入が必要と認められた場合	・被災状況 （町内会等）
災害支援団体との連携			

第３項　対策

■市が実施する対策

１　災害ボランティアセンターの設置

市災対本部と市社会福祉協議会は、連携してボランティア活動に対する支援及び調整窓口として「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき災害ボランティアセンターを設置し、市内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

(1)　災害ボランティアセンターへの支援

災害ボランティアセンターが効率的に活動できる環境整備の支援を行う。
また、各種関係機関との連絡調整、情報提供の支援を行う。

(2)　災害ボランティアの受け入れ支援

一般ボランティア、専門ボランティア及び各種団体の活動が効果的に行うことができるよう、情報提供など必要な支援を行う。

２　災害支援団体との連携

被災者の多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な災害支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供や必要な支援を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　被災状況の把握とボランティアの要請

自主防災組織及び町内会等は、被災状況や支援ニーズを把握し、災害ボランティアセンターへ情報提供するとともに、必要に応じ、ボランティア要請への調整（コーディネート）を行う。

２　災害ボランティアセンターの運営支援

被災状況に応じて、災害ボランティアセンターの運営支援ボランティアとして、ボランティアニーズの把握やボランティアの受付、活動先の案内などに協力する。

３　ボランティアの受入支援

災害ボランティアセンターや災害支援団体と連携して、ボランティアの受入支援を行う。

４　ボランティア活動への参加

被災状況に応じて、可能なボランティア活動に参加する。

第６節　防疫・保健衛生活動

【主担当部：健康福祉部、環境部】

第１項　活動方針

○ 感染症発生未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に予防対策を実施する。
○ 災害時における感染症の流行、健康被害等を未然に防止するとともに、被災者への健康相談等により心身の安定を図る。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
実施体制の確立	健康福祉部 環境部	【発災後 24 時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況（町内会等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　実施体制の確立

(1)　実施責任者

被災地の防疫についての計画の策定及び実施は市が行う。

(2)　避難所の衛生保持

避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。

(3)　臨時予防接種の実施

県から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い適切に実施する。

(4)　保健活動

ア　保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的支援を行う。要援護者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

イ　栄養・食生活支援

① 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。
(a)　要配慮者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養相談・指導を行う。
(b)　避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。
(c)　避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。
② 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市町に応援要請を行う。

(5)　愛玩動物対策

市は、（社）三重県獣医師会ほか被災動物支援団体との連絡体制を整え、市が自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を（社）三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　健康カードの作成

既往歴、治療中疾患名、治療薬剤名などを記載した健康カードを作成し、常に身に付けることを心がける。

２　治療薬剤の保管

普段服薬している治療薬剤を、災害時に入手困難になることを想定し、１週間分程度保管しておき、避難時に携行する。

３　ペットの同行避難対策

ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。

また、市によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。

第７節　災害警備活動

【主担当部：総務部】

第１項　活動方針

○　災害が発生した場合は、速やかに災害時の情報収集、救出・救助活動、避難誘導、緊急交通路の確保等、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動のため、鳥羽警察署と連携をとる。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
災害警備活動における警察との連携	総務部	【発災１時間以内】 発災後直ちに	・災害警備情報（鳥羽警察署等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　災害警備活動における警察との連携

市災対本部は、発災後、速やかに鳥羽警察署と連携をとり、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を鳥羽警察署が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保等について協力する。

■鳥羽警察署が実施する対策

「第４部　第１章　第３節　防災関係機関（自衛隊・海上保安庁・警察）との連携体制確保」（P143）を参照。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈海上保安庁が実施する対策〉

１　海上における犯罪予防等

海上における犯罪の予防、混乱の防止を図るため、情報の収集、警戒、取締りを行う。

■地域・住民が実施する自助・共助の対策

１　各種犯罪・事故の未然防止等活動

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体は、各種犯罪・事故の未然防止等を目的とした活動を推進する。

第８節　行方不明者の捜索及び遺体の取扱い

【主担当部：環境部、消防部】

第１項　活動方針

○　風水害等の災害が発生し、多数の死者、行方不明者が発生することが想定される場合には、これらの捜索、収容、検視・検案・身元確認、引渡し、埋火葬等を的確に実施する。
○　市は、関係機関と連携し、遺体の捜索、検視場所・遺体安置所の設置及び遺体の埋火葬等を行う。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
行方不明者の捜索	消防部	【発災直後以降】 市災対本部設置後速やかに	被害状況、救助活動の状況（町内会等、防災関係機関等）
検視場所・遺体安置所の調整	環境部	【発災3時間以内】 市災対本部設置後速やかに	被害状況、救助活動の状況（町内会等、防災関係機関等）
遺体の収容、処置	環境部	【発災後 24 時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の発見・検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況（町内会等、防災関係機関等）
遺体の埋火葬等	環境部	【発災後3日以内】 遺体の検視、検案身元確認後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況（町内会等、防災関係機関等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　行方不明者の捜索

(1)　実施者及び方法

市災対本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と連携し、救出救助活動に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施する。

(2)　応援の要請

市災対本部において、被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町にあると認められるとき等にあっては、隣接する市町又は行方不明者漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請をする。

なお、応援の要請にあたっては、次の事項を明示して行う。

ア　行方不明者が埋没し、又は漂着していると思われる場所
イ　行方不明者数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持物等
ウ　応援を求めた人数又は舟艇器具等
エ　その他必要な事項

２　検視場所・遺体安置所の開設

鳥羽警察署と調整を図り、被災状況に応じて必要な検視場所・遺体安置所を開設する。

（検視場所・遺体安置所を速やかに開設できるよう、鳥羽警察署と調整を図り、鳥羽市体育館を候補地とする。）

３　遺体の収容、処置

救助救急活動の実施等を通じて遺体を発見したときは、市災対本部は速やかに鳥羽警察署等と連携して指定された検視場所・遺体安置所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ次の方法により遺体を処置する。

(1)　実施者及び方法

遺体の処置は、市災対本部と医療救護班（志摩医師会）等が連携し、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、市災対本部において実施できないときは、県へ要請を行う。

(2)　遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、棺や遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、市災対本部において資材の確保が困難な場合は、県に対し応援を要請する。

４　遺体の埋火葬等

災害の際死亡したもので、市災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な埋火葬を行う。

(1)　実施者及び方法

①　埋火葬の実施は、市災対本部において、市火葬場の被害状況を確認し、直接火葬もしくは土葬に付す。

②　埋火葬の実施が、市災対本部でできないときは、「＜市が実施する対策＞１（２）応援の要請」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈警察の実施する対策〉

１　行方不明者の捜索、遺体の収容・検死等

市と連携のもと、行方不明者の捜索を行うものとする。また、遺体の発見後においては、遺体の収容、検視等を行うものとする。

〈志摩医師会の実施する対策〉

１　死亡の確認等

市の指定する遺体の検視場所等において死亡の確認等を行うものとする。

〈自衛隊の実施する対策〉

１　遺体の捜索活動等

自衛隊は、県の要請に基づき、市、警察等救助機関と連携して遺体の捜索活動等を行う。

〈海上保安庁の実施する対策〉

１　遺体の捜索活動等

海上保安庁は、市町、警察等救助機関と連携して遺体の捜索活動等を行う。

〈三重県葬祭業協同組合等の実施する対策〉

１　葬祭用品の供給等協力

三重県葬祭業協同組合等は市の要請に対して、葬祭用品の供給等について協力する。

第３章　社会基盤施設等の復旧・保全

第１節　公共土木施設の復旧・保全

【主担当部：建設部、農水商工部】

第１項　活動方針

○ 市民の生命・身体の保護を図るため、公共土木施設等の緊急点検・巡視を実施し被害状況を把握することで、二次災害を防止する。
○ 災害時に孤立の可能性のある地域への交通路の確保を優先する。
○ 被災者の生活基盤を確保する公共土木施設の迅速な応急復旧を行う。
○ 農林水産施設に対する被害を軽減し、拡大を防止する。

第２項　主要対策項目（道路、橋梁はじめ公共土木施設及び農林水産施設にかかる復旧・保全活動）

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等	建設部、農水商工部	【発災６時間以内】 被害状況取りまとめ後速やかに	・人員及び資機材確保状況（総務部）
施設の復旧活動	建設部、農水商工部	【発災 24 時間以内】 人員及び資機材等が確保でき次第	・被害状況（総務部、町内会等、施設関係者･機関等）
施設における危険箇所の周知	建設部、農水商工部	【発災 24 時間以内】 危険箇所を確認次第	・被害状況（総務部、町内会等、施設関係者･機関等）
公共土木･農林水産施設災害復旧事業	建設部、農水商工部	災害復旧事業の準備が整い次第	・被害状況（町内会等、施設関係者･機関等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　道路、橋梁にかかる機能回復・復旧活動（建設部、農水商工部）

(1)　応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等

市管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、防災関係協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2)　施設の復旧活動

道路施設の復旧にあたっては「第２章　第２節　緊急輸送手段の確保」（P196）に基づき、緊急輸送道路及び緊急交通路の確保を最優先して実施する。

(3)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は､通行止め等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険個所を施設利用者に周知する。

(4)　公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合､これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

２　港湾施設にかかる機能回復・復旧活動（建設部）

(1)　応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等

市管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、防災関係協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2)　施設の復旧活動

港湾施設の復旧にあたっては、速やかに岸壁、物揚場等港湾施設の補修や補強等の応急復旧を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置等を行なう。

(3)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険個所を施設利用者に周知する。

(4)　公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

３　漁港施設にかかる機能回復・復旧活動（農水商工部）

(1)　応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等

市管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、防災関係協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2)　施設の復旧活動

漁港施設の復旧にあたっては、速やかに漁港施設の補修や補強等の応急復旧を行うとともに、二次災害を防止するため、崩壊した構造物等の障害物の除去や船舶の航行に支障のないよう標識、照明等の設置等を行なう。

(3)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険個所を施設利用者に周知する。

(4)　公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

４　河川・海岸保全施設にかかる機能回復・復旧活動（建設部、農水商工部）

(1)　応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等

市管理施設の被害情報等をふまえ、職員のほか、防災関係協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2)　施設の復旧活動

河川・海岸保全施設の復旧にあたっては、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じる。

(3)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険個所を施設利用者に周知する。

(4)　公共土木施設災害復旧事業

台風や大雨などの自然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、これら被災した施設を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

５　農地及び農業用施設にかかる機能回復・復旧活動（農水商工部）

(1)　応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等

「第４部　第２章　第２節　公共土木施設災害時の応急対応　■市が実施する対策　４農業用施設にかかる応急対策」（P157）で収集した被害情報をふまえ、職員のほか、防災関係協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2)　復旧活動

施設の被害を最小限に抑え、障害物の除去や応急復旧の実施等必要な応急措置を講じた後、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、関係機関から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。特に、ため池施設については、決壊による二次災害を防止するため、速やかに点検を行ない下流の避難対策や応急措置等、適切な対策を行う。また、独自での応急復旧が困難な場合は、関係機関に応援要請を行う。

(3)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合や新たな被害が生じるおそれのある危険個所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険個所を施設利用者に周知する。

(4)　農林水産施設災害復旧事業

農地及び農業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

６　林業用施設にかかる機能回復・復旧活動（農水商工部）

(1)　応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等

「第４部　第２章　第２節 公共土木施設災害時の応急対応　■市が実施する対策　５林業用施設にかかる応急対策」（P157）で収集した被害情報をふまえ、職員のほか、防災関係協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2)　施設の復旧活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、関係機関から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、関係機関に応援要請を行う。

(3)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合や新たな被害が生じるおそれのある危険個所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険個所を施設利用者に周知する。

(4)　農林水産施設災害復旧事業

林業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

７　漁業用施設にかかる機能回復・復旧活動（農水商工部）

(1)　応急復旧に向けた人材及び資機材の確保等

「第４部　第２章　第２節 公共土木施設災害時の応急対応　■市が実施する対策　６漁業用施設にかかる応急対策」（P157）で収集した被害情報をふまえ、職員のほか、防災関係協定等に基づき、必要な人員、資機材等の確保に努める。

(2)　施設の復旧活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに復旧計画を策定し、復旧方法等について、関係機関から助言を得るとともに、応急復旧工事に着手する。また、独自での応急復旧が困難な場合は、関係機関に応援要請を行う。

(3)　施設における危険箇所の周知

被災箇所の速やかな応急復旧が困難な場合や新たな被害が生じるおそれのある危険個所が見つかった場合は、立ち入り禁止等の応急的な安全確保対策を実施した上で、危険個所を施設利用者に周知する。

(4)　農林水産施設災害復旧事業

漁業用施設の災害については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、国庫補助を活用して早期に復旧を図る。

第２節　農作物等の被害軽減対策

【主担当部：農水商工部】

第１項　活動方針

○　風水害により被害を受けた農林水産物等について、その被害をできる限り軽減するための被害拡大防止措置等を講じる。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
農作物被害軽減対策	農水商工部	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	・被害状況（農業協同組合等）
水産物被害軽減対策	農水商工部	【発災 24 時間以内】 被害状況とりまとめ後速やかに	・被害状況（漁業協同組合等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　農作物被害軽減対策

(1)　被害状況の把握

速やかに農作物の被害の状況を把握し、県等へ報告する。

(2)　被害拡大防止のための技術指導

被災農業者に対し、冠浸水被害を受けた農地の排水対策や、農作物の病害虫防除対策等の技術指導を適切に行う。

２　水産物被害軽減対策

(1)　被害状況の把握

関係漁業団体と相互に連携のうえ、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県等へ報告する。

(2)　被害拡大防止のための技術指導

被災水産業者に対し、加工施設の応急措置や、濁水等からの養殖水産物の移送等の技術指導を適切に行う。

第３節　ライフライン施設の応急復旧・保全

【主担当部：水道部、環境部】

第１項　活動方針

○　市上下水道、電気、LPガス施設について、特に水道施設を優先して迅速な応急復旧を行う。
○　被災者の生活確保のため、各関係機関はライフライン施設の迅速な応急復旧を行う。

第２項　主要対策項目（上下水道施設にかかる応急復旧・保全活動）

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（主な収集先）
被害情報の収集と応急復旧に向けた準備	水道部 環境部	【発災直後】 発災後速やかに	・市内被害情報（町内会等、総務部）
施設の応急対策活動	水道部 環境部	【発災 12 時間以内】 被災状況とりまとめ後速やかに	・市内被害情報（総務部）
応援協定に基づく市町水道施設応急復旧活動	水道部	【発災 24 時間以内】 応援の必要があると判断し、要請後速やかに	・市内外被害情報（総務部）

第３項　対策

■市が実施する対策

１【上水道施設】（水道部）

(1)　被害情報の収集と応急復旧に向けた準備

ア　被害状況の把握等

発災後、市上水道施設について、施設の損傷及び機能の確認のため、職員を招集のうえ、被害状況の把握に努める。

イ　応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動に必要な資機材を確保する。

(2)　施設の応急対策活動

ア　応急復旧計画の策定

市上水道施設の復旧作業は、被害状況の迅速な把握のもと応急復旧計画を策定し、関係団体や関係業者の協力を得て応急復旧体制を確立して被害箇所の応急復旧を行い、水道施設機能の迅速な回復に努める。

イ　水道施設の復旧

水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な基幹管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施する。

管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や送水ポンプ及び配水ポンプの停止などの応急措置を実施する。

また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。

ウ　住民への広報

水道施設の被害状況、断水状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

(3)　応援協定に基づく市町水道施設応急復旧活動

ア　県内水道事業者による協定に基づく応援要請

単独での復旧作業が困難な場合、市は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、ブロック代表者（協定で定める県内各地域の代表市）に応援を要請し、県災対本部と連絡を密にしながら、鳥羽市水道施設の応急復旧にかかる応援活動を実施する。

「三重県水道災害広域応援協定」に基づく応急復旧にかかる応援活動は、以下のとおり行う。

①　ブロック代表者は、ブロック内の水道施設の被害状況や断水状況等の情報を収集・集約する。

②　ブロック代表者は、ブロック内の水道事業者の応援体制（資機材、人員）を確認する。

③　ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援で対応が可能と判断した場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

④　ブロック代表者は、ブロック内の被災市町からの応援要請があった場合で、災害の規模等からブロック内の市町の応援だけでは対処できず、他のブロックの応援が必要と判断した場合には、直ちに県に応援を要請する。

⑤　ブロック代表者は、県を通じて他のブロックから応援要請があった場合には、ブロック内の市町に応援を要請する。

イ　県外水道事業者への応援要請

県内の水道事業者のみでは応援が不足する場合には、日本水道協会三重県支部（事務局：津市水道局）は、「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づく県外水道事業者の応援を要請する。

また、日本水道協会三重県支部は、必要に応じて県災対本部へ連絡要員等を派遣し、県災対本部において活動する。

２【下水道】（水道部、環境部）

(1)　被害情報の収集

発災後、市が管理する下水道施設について、施設の損傷及び機能の確認を行う。

(2)　施設の応急対策活動

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため速やかに応急復旧工事に着手するとともに、処理不能となった場合、公共下水道管理者は住民に対し、使用制限の措置を講じる。

また、下水道施設の被害状況、施設復旧の見通しなどについて、広報車、防災無線等を活用して広報を実施し、住民の不安解消に努める。

加えて環境部において、仮設トイレの設置準備を行い、迅速に避難所等に配備できるよう努める。

■その他防災関係機関が実施する対策

〈電気事業者の実施する対策〉

１　災害対策活動の実施

(1)　災害対策本部等の設置

あらかじめ定める設置基準等に基づき災害対策本部等を設置し、次の事項を実施する。

ア　関係部署等への情報伝達体制の確保
イ　施設・設備等の被害状況の把握
ウ　県災対本部、関係機関等への連絡体制の確保
エ　県災対本部、関係機関等への被害状況、復旧状況等の報告

(2)　情報収集

災害発生後、施設・設備の被害状況を速やかに把握する。

(3)　利用者等に対する広報

電気事業者は、災害によって停電が発生した場合、広報車及びインターネットにより地域の利用者に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等による広報活動を行う。

２　復旧方針

①　大規模災害時等においては、ヘリコプター等を使用し、災害規模の早期把握を実施するとともに、電力供給設備の巡視を行う。
②　発変電設備は、供給力確保を重点に重要度、被害状況を勘案して復旧方針を立てる。
③　送配電設備は、被害を受けた線路の重要度、被害状況を勘案し、保安上支障のない限り仮復旧及び他ルートからの送電、又は発電機車等の活用で順次送電区域を拡大し、早期復旧を図る。

３　広域応援体制の整備

施設・設備が被災し、電力供給能力が不足する場合は、隣接する電気事業者等への応援を要請し、電力供給を行う。

〈ＬＰガス販売事業者の実施する対策〉

１　緊急対策

①　協会員及び県災対本部、関係機関等との連絡体制を確保する。
②　ガス貯蔵施設等の被害状況、安全確認を行う。
③　ＬＰガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた協会員は、その受信の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏えい部分の修理を行う。
④　その他、ＬＰガス消費設備の安全総点検を行う。
⑤　安全確認後、早期ガス供給を開始する。

２　中期対策

①　危険箇所からの容器の引上げを行う。
②　緊急性の高い病院等へのＬＰガスの供給を行う。
③　避難所への生活の用に供するＬＰガスの供給を行う。
④　一般家庭へ安全総点検後、早期ＬＰガスの供給を行う。

３　「災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書」に基づくＬＰガスの供給

「災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書」に基づき、県からＬＰガスの供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

〈石油商業組合の実施する対策〉

１　緊急対策

①　石油類燃料施設の被害状況等を確認し、応急修理等施設の安全確保のために必要な措置を講じる。

②　組合員及び県災対本部、関係機関との連絡体制を確保する。

③　各給油所における石油類燃料の貯蔵状況や流通状況等を確認し、石油類燃料の供給見込みを把握する。

２　「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づく供給

「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき県から石油類燃料の供給要請があった場合は、あらかじめ定める体制により供給を行う。

〈固定通信事業者の実施する対策〉

「第４部　第１章　第２節　通信機能の確保　■その他の防災機関が実施する対策　〈固定通信事業者が実施する対策〉」（P136、137）に準ずる。

〈移動通信事業者の実施する対策〉

「第４部　第１章　第２節　通信機能の確保　■その他の防災機関が実施する対策　〈移動通信事業者が実施する対策〉」（P137～139）に準ずる。

第４節　流木等漂着物対策

【主担当部：建設部、農水商工部、環境部】

第１項　活動方針

○　大雨や高潮により流出した木材等漂流物による２次被害を防止する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
市の管理する港湾・漁港水域内の漂着物の処理	建設部、農林水産部	【発災１日以内】 水域内の漂着物を確認し次第	流木情報（木材所有・占有者） 水域内漂着物情報 （漁協等）
市の管理する河川・海岸保全区域内の漂着物の処理	建設部、農林水産部	【発災１日以内】 水域内の漂着物を確認し次第	流木情報（木材所有・占有者） 水域内漂着物情報 （住民等）
湛水・浸水区域内の漂着物の処理	環境部	【発災１日以内】 水域内の漂着物を確認し次第	区域内漂着物情報 （住民等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　市の管理する港湾・漁港水域内の漂着物の処理

港湾水域内（漁港水域内）に漂流する流木等漂着物については、関係防災機関・港湾管理者及び漁港管理者は、相互に連絡を密にし、その所有者に直ちに除去させる。

所有者が不明の場合は、関係防災機関・港湾管理者又は漁港管理者がこれを除去するものとし、直ちに除去できない場合には、標識を設置し、船舶運航の安全を図る。

２　市の管理する河川・海岸保全区域内の漂着物の処理

河川区域内及び海岸保全区域に漂流する流木等漂着物については、河川管理者及び海岸管理者並びに市は、その所有者に直ちに除去させる。

所有者が不明の場合は、河川管理者、又は海岸管理者又は市並びに関係者が協力して直ちにこれを安全な場所に除去し、被害の軽減を図る。

３　湛水・浸水区域内の漂着物の処理

たん水・浸水区域に漂流する流木等漂着物については、警察及び市が「２　河川・海岸保全区域内の漂着物の処理」に準じた措置をとる。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈木材の所有者・占有者が実施する対策〉

１　流木の被害軽減、報告

木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努めるとともに、下流の河川、海岸、港湾、漁港等の管理者に速やかに連絡する。

第４章　復旧に向けた対策

第１節　廃棄物対策活動

【主担当部：環境部】

第１項　活動方針

○　大規模風水害発生時には、被災地において廃棄物等（倒壊家屋等のがれき、避難所のごみ、し尿等）が大量に発生することが想定されるため、環境衛生に万全を期すとともに、復旧・復興活動が早期に行えるように廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
生活ごみ等処理	環境部	【発災 24 時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況、生活ごみ等発生状況（町内会等）
し尿処理	環境部	【発災 24 時間以内】 発災直後から被災状況が明らかになった時点	・被害状況、し尿処理状況（町内会等）
災害がれき処理	環境部	【発災３日以内】 がれき処理体制が確立した時点	・被害状況、災害がれき発生状況（町内会等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　生活ごみ等処理

(1)　処理体制

被災地域の避難所ごみを含めた生活ごみ等の発生状況と道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、日々大量に発生する生活ごみ等の処理や一時保管が困難にならないよう、住民に対して仮置き場への集積や分別の協力依頼を行う。

処理機材、人員等については、市の現有体制での対応に加え、機材の借上げなどを行うことにより迅速な処理を実施する。

また、特に甚大な被害を受け、機材、人員等において処理に支障が生ずる場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2)　処理の方法

生活ごみの処理は、鳥羽志勢広域連合のやまだエコセンター及び鳥羽市答志島清掃センターにおいて、焼却等により環境影響上支障のない方法で行う。

なお施設の能力低下やごみの大量発生が予想される場合には、仮置場の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮して行う。

２　し尿処理

(1)　処理体制

避難所設置に伴うし尿の発生量について、設置箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、仮設トイレ等において貯蓄容量を超えることがないように配慮する。（し尿の発生量はひとり１日あたり 1.7ℓ を目安とする。）

また、人員、器材が不足する場合は、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定書」等により、市町において人員、器材が不足する場合には、「三重県災害等廃棄物処理応援協定書」、「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定書」、「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」等により、県及び近隣市町に支援を要請する。

(2)　処理の方法

し尿の処理は、鳥羽志勢クリーンセンターによることを原則とする。

３　災害がれき処理

(1)　処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場（ヘリポート等）の設置準備等を行い、「市災害廃棄物処理計画」に基づき、適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合には県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2)　処理の方法

市災害廃棄物処理計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から極力分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努め、廃棄物処理法等の規定に従い適正に処理を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　し尿処理

仮設トイレ等について、市の指示に従い、公衆衛生の維持やし尿収集に協力する。

２　生活ごみ等処理

避難所での生活ごみ等について、分別等市の指示を遵守する。

また、家庭から排出する生活ごみや粗大ごみについては、市の指示する分別方法や排出場所等に協力するとともに、ごみの野焼き、便乗ごみ、不法投棄を行わない。

第２節　住宅の保全・確保

【主担当部：健康福祉部、建設部】

第１項　活動方針

○ 被災者の住宅関連ニーズの把握、住宅確保対策を行う。
○ 既設公営住宅等で直ちに入居可能な住宅を早急に確保し、要配慮者等の特別な配慮を要する者に優先的に提供する。
○ 被災宅地危険度判定等を速やかに実施するとともに、被災状況に応じた住宅の応急修理などを早急に行い、自宅避難を促進する。
○ 応急仮設住宅は、中期的な見通しのもと、あらかじめ選定した適地を中心に建設する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
住宅関連情報の受発信	健康福祉部 建設部	【発災後 24 時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・応急仮設住宅のニーズ ・住宅や宅地の被災状況（被災者）
被災宅地危険度判定等	建設部	【発災後３日以内】 速やかに	・住宅や宅地の被災状況（住宅相談窓口）
応急仮設住宅等の確保	建設部	【発災後３日以降】 速やかに	・応急仮設住宅のニーズ（住宅相談窓口） ・建設資材の確保状況
応急仮設住宅等の受付・入居	建設部	【発災後３日以降】 速やかに	・住宅や宅地の被災状況（住宅相談窓口）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　住宅関連情報の受発信

(1)　住宅相談窓口等の設置

適切な数の住宅相談窓口等を設置し、相談需要に応えるとともに被災者の住宅確保に関するニーズを把握するための体制を構築する。

(2)　住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握

住宅や宅地の被災状況及び、応急仮設住宅（建設・借上げ）の必要量などを把握し、必要な情報を災対本部に報告する。

(3)　り災証明書の交付

り災証明書の交付については「第５部　第５章　第２節 被災者の生活再建に向けた支援」（P237）による。

２　被災宅地危険度判定等

被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、災対本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡し、判定支援要請を行い、被災宅地危険度判定を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、その調査結果に応じた危険度について標示することにより関係者への注意喚起をするとともに、遅延なく実施本部に報告する。

３　応急仮設住宅等の確保

(1)　公営住宅及び応急仮設住宅（借上げ）の確保とあっせん

市営住宅をはじめとする公営住宅や民間賃貸住宅を活用し、住家が滅失したり、り災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のための住宅を確保し、あっせんする。

これら住宅への入居は、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させる。

(2)　住宅の応急修理

住宅の応急修理は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。

建設業協会等業界団体・事業者等と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる住宅について、応急修理を推進し早期の帰宅を促す。

(3)　応急仮設住宅の建設

①　応急仮設住宅の建設は、原則として県が行い、救助法が適用された場合において知事から委任されたときは市が行う。

②　プレハブ建築協会・建設業協会・事業者等と連携し、災害のため住家が滅失したり、り災した者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、一時的な居住の安定を図る。

③　中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ応急仮設住宅の建設予定地を調査し、確保に努めておく。

④　応急仮設住宅の建設にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮するとともに、入居にあたっては特別な配慮を要する避難者を優先させる。

また、ペット対策として飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所を（公社）県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。

４　応急仮設住宅等の受付・入居

応急仮設住宅等の確保ができ次第、入居希望者への周知を行い、建設部が窓口となり入居を受け付ける。

第３節　文教等対策

【主担当部：教育部】

第１項　活動方針

○　通常の教育が行えない場合には、応急教育を実施する。
○　教育機能の早期回復をめざす。
○　災害応急対策のため、施設を使用する場合は、施設管理者として協力する。
○　文化財の被害状況を収集し、二次災害防止のために必要な措置を講じる。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
学校施設等の一時使用措置	教育部	【発災後１日以内】	・避難状況（学校等）
応急教育の実施判断	教育部	【発災後３日以内】	・被害状況（学校等）
教職員の確保	教育部	【発災後３日以内】	・教職員安否情報（学校等）
給食の措置	教育部	【発災後３日以内】	・被害状況（学校等）
被災児童・生徒の保健管理	教育部	【発災後１週間以内】	・被害状況（保護者、学校等）
学用品の調達及び確保	教育部	【発災後１週間以内】	・被害状況（学校等）
指定文化財の保護	教育部	【発災後３日以内】	・被害状況（管理者・所有者等）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　学校施設等の一時使用措置

災害応急対策のため学校等の一時使用の要請があった場合、その調整にあたる。

２　応急教育の実施判断

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関との密接な連携のうえ、次の対策を取り、教育の低下をきたさないように努める。

①　学校施設等の危険度判定を行う。
②　校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
③　校舎等の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で復旧に長時間を要する場合には、使用可能な学校施設等、公民館、その他公共施設及び民有施設等の借り上げ等により、仮校舎を設置する。
④　応急教育実施にあたっては、児童・生徒ならびに保護者等に対し、メール、ホームページ等で実施時期等の周知を図る。

⑤　施設の安全が確保できず、仮校舎の設置もできない学校施設については、市災対本部（教育部）は県災対本部（被災者支援部隊（教育対策班））に対し、児童・生徒を他の学校施設へ転入学させる等の調整を要請する。

３　教職員の確保

①　教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、学校間等の教職員の応援を図るとともに非常勤講師の任用等を行う。

②　教職員の不足が補えない場合は、県に対し教職員の派遣を要請する。

４　給食の措置

①　給食施設の被害状況を把握し、施設の応急修理、調理器具等の調達を行う。

②　給食調理員等の被災状況に応じて人員の補充等の対応を取り、人的体制を整える。

③　施設、人員の体制が整い次第、保健所等との連絡調整を図り、応急的な給食の提供を行う。

④　施設の復旧を図り、給食提供の早期の平常化を行う。

５　被災児童・生徒の保健管理

応急処置器材を、各学校等に整備する。

被災学校の教職員に対し、児童・生徒の安全指導、生活指導や心のケアについて指導を行うとともに、必要に応じ各被災学校等へ専門家を派遣する。

６　学用品の調達及び確保

(1)　給与の対象

災害により住家に被害（全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水）を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした小学校児童及び中学校生徒に対して行うものとする。

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア　教科書

イ　文房具

ウ　通学用品

(2)　給与の限度

区　　分	小　学　生	中　学　生
教　科　書　代	実　　費	実　　費
文房具・通学用品	４，１００円以内	４，４００円以内

（注１）教科書代とは、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和２３年法律第１３２号）第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費。

（注２）上記の金額は、災害救助法による実費弁償の基準の改正に伴い改められる。

(3)　給与の方法

①　学用品の給与は、市長（救助法が適用された場合は知事の委任による市長）が行う。

②　教科書については､所要冊数を三重県教科書配給所を通じて教科書会社より取り寄せて配給する。

③　学用品等は、必要量を確保し、被災児童・生徒又は応急教育の実施場所に急送する。

⑷　給与をする期間

災害発生の日から、教科書については１箇月以内、学用品については１５日以内とする。これは物資が最終的に被災児童・生徒の手に渡る期間を言う。

７　指定文化財の保護

①　被害報告：国・県指定等文化財が被害を受けたときは、被害状況を調査した所有者、管理者及び管理団体等から被害状況を収集し、その結果を速やかに市教育委員会を通じて、県教育委員会に報告する。

市指定文化財が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は被害状況を調査し、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。

②　応急対応：国・県・市指定等文化財が被害を受けたときは、市教育委員会は県教育委員会の指示、指導をもとに、所有者、管理者及び管理団体に対して、被災文化財の保存、応急措置並びに被害拡大防止等の措置について、必要な指示・助言を行う。

■地域・住民が実施する共助・自助の対策

１　被災文化財の保護活動、報告

地域住民等は、文化財の被害を発見した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な範囲で連絡を行うとともに、危険の及ばない範囲で被災文化財の保護活動に協力を行う。

また、文化財の所有者等は、危険の及ばない範囲で文化財の保護に努めるとともに、市教育委員会に被害状況の報告を行う。

第４節　中小企業・農林漁業復旧対策

【主担当部：農水商工部】

第１項　活動方針

○　被災した中小企業の自立を支援する。
○　被災した農林漁業者等の自立を支援する。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
中小企業復旧対策	農水商工部	【発災３日以内】 災害発生後速やかに	・被害状況の把握 （中小企業事業者、商工会議所等）
農林漁業復旧対策	農水商工部	【発災３日以内】 災害発生後速やかに	・被害状況の把握 （農林漁業者、農業関係団体、漁業関係団体）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　中小企業復旧対策

(1)　中小企業への情報収集

関係機関と連携をとりながら、中小企業事業者の状況把握、影響について情報収集を行う。

(2)　金融相談窓口の設置

被災した中小企業向けの相談窓口を設け、県と連携しながら、セーフティネット関連融資や経営安定資金の利用等についての情報提供や、周知を行う。

２　農林漁業復旧対策

(1)　農林漁業者への情報収集

関係機関と連携をとりながら、農林漁業者への影響について情報収集を行う。

(2)　復旧・再生産のための融資にかかる情報提供等

被災により経営に支障を生じている農林漁業者に、日本政策金融公庫や、県などの災害復旧に利用可能な融資の利用等についての情報提供や、周知を行う。また、天災融資法による金融機関等への利子補給や損失補償を検討し、再生産確保のための経営資金等の融資の確保に努める。

第５節　災害義援金等の受入・配分

【主担当部：健康福祉部、農水商工部】

第１項　活動方針

○　災害義援金の募集、保管及び配分を円滑に行う。

第２項　主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
実施機関の設置	健康福祉部	【発災直後】 災害発生後速やかに	被害状況 （町内会等）
災害義援金等の募集	健康福祉部	【発災2週間以内】 募集体制が整い次第速やかに	募集体制構築状況 （実施機関）
災害義援金等の保管	健康福祉部 農水商工部	【発災2週間以内】 災害義援金を受け入れた時点	災害義援金の受入状況 （実施機関）
災害義援金等の配分	健康福祉部 農水商工部	【発災2週間以内】 災害義援金が配分できる程度に集った時点	被害状況の把握 （被災者）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　実施機関の設置

災害義援金品の募集、輸送及び受入・配分のため、実施機関を設置する。

実施機関の設置にあたっては、県及び市、その他の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

２　災害義援金等の募集

市内で大災害が発生した場合、実施機関を通じて、災害義援金を広く国民等を対象に募集する。

県の募集した災害義援品については、被災状況等を十分考慮し、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部に報告する。

３　災害義援金等の保管

災害義援金品の受付に当たって、受払簿を作成し、受付から配分までの状況を記録する。

災害義援金及び見舞金については、市災対本部（健康福祉部）において一括とりまとめ保管し、災害義援品については、物資拠点において保管する。

４　災害義援金等の配分

①　被災地の状況、災害義援金品の内容、数量等を検討し、速やかにり災者に届くよう配分する。
なお、災害義援金の配分は、実施機関の審議を経て、義援金の被災者に対する交付を行う。

②　義援品の配分においては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

※　災害義援品とは生活必需品等応急的に必要な物資と異なり、生活再建のための物資をいう。
なお、個人からの義援品は原則として募集しない。

■地域・住民が実施する対策

１　災害義援金への協力

地域・住民は、可能な範囲で災害義援金による被災地及び被災者支援に協力する。

第５章　復旧にかかる支援措置

第１節　災害復旧事業にかかる財政支援

【主担当部：企画財政部】

第１項　基本方針

○　市は、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずる。

第２項　対策

■市と県が連携して実施する対策

１　費用の負担者

(1)　災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は､法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

市が負担する災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

ア　公共土木施設災害復旧事業
①　河川災害復旧事業
②　海岸災害復旧事業
③　砂防設備災害復旧事業
④　林地荒廃防止施設災害復旧事業
⑤　地すべり防止施設災害復旧事業
⑥　急傾斜地崩壊防止施設災害普及事業
⑦　道路災害復旧事業
⑧　港湾災害復旧事業
⑨　漁港災害復旧事業
⑩　下水道災害復旧事業

イ　公園災害復旧事業
ウ　農林水産業施設災害復旧事業
エ　都市災害復旧事業
オ　水道災害復旧事業
カ　住宅災害復旧事業
キ　社会福祉施設災害復旧事業
ク　公立医療施設、病院等災害復旧事業
ケ　学校教育施設災害復旧事業
コ　社会教育施設災害復旧事業
サ　その他の災害復旧事業

a　（注）法令に特別の定めがある場合
a）救助法　第 36 条
b）水防法　第 44 条
c）基本法　第 94 条、第 95 条
d)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」　第 62 条

(2)　応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3)　知事の指示に基づいて市長が実施した費用

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適当なもので、基本法施行令第 39 条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部負担する。

その負担率については、基本法施行令第 40 条により、負担することが不適当と認められるもののうち、市が区域内で実施した応急措置のために要する費用については、３分の２、応援のために要した費用を負担することが困難なものは、全部を県が負担する。

２　国が負担又は補助する範囲

(1)　災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令の定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2)　非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に要する費用

基本法に基づき国が設置する非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうち、市又は県に負担させることが不適当なもので、政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3)　災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は、予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し又は補助する。

(4)　激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市及び県は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

また、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関等と十分連絡調整を図り復旧計画等を速やかに策定する。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。

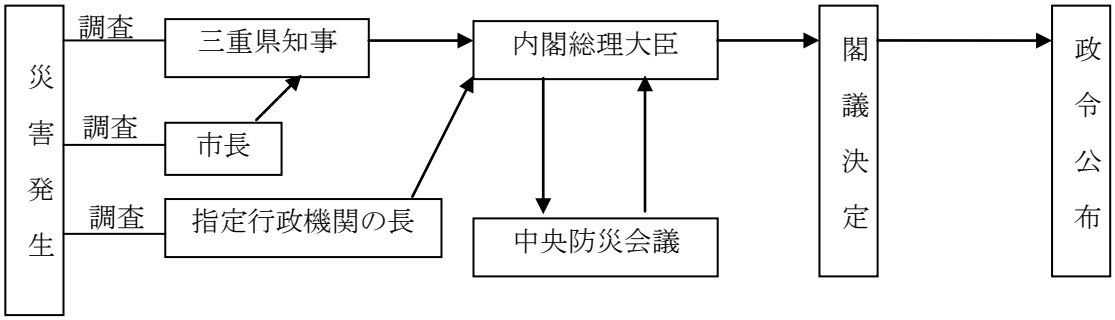

(5)　激甚災害に係る財政援助措置の対象（県計画参考）

ア　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

a　公共土木施設災害復旧事業
b　公共土木施設災害関連事業
c　公立学校施設災害復旧事業
d　公営住宅災害復旧事業
e　生活保護施設災害復旧事業
f　児童福祉施設災害復旧事業
g　老人福祉施設災害復旧事業
h　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
i　障害者支援施設等災害復旧事業
j　婦人保護施設災害復旧事業
k　感染症指定医療機関災害復旧事業
l　感染症予防事業
m　堆積土砂排除事業
　a）公共施設の区域内の排除事業
　b）公共的施設区域外の排除事業
n　湛水排除事業

イ　農林水産業に関する特別の助成

a　農地、農業用施設、林道の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
b　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
c　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
d　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特例
e　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
f　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

ウ　中小企業に関する特別の助成

a　中小企業信用保険による災害関係保証の特例措置
b　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長
c　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還の免除（都道府県の措置）
d　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ　その他の特別の財政援助及び助成

a　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
b　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
c　日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付
d　市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
e　母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
f　水防資材費の補助の特例
g　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
h　公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
i　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

３　起債の特例

①　地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合

②　災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

③　上記(1)・(2)の場合において、基本法施行令第 43 条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第５条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

４　国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第２節　被災者の生活再建に向けた支援

【主担当部：健康福祉部、税務部、建設部、関係各部】

第１項　活動方針

○　被災者に関する情報を速やかに収集し、被災者の生活再建の支援に向けた体制を整備する。
○　市と県が互いに連携し、被災者生活再建支援法の活用など、あらゆる手段を用いて被災者の生活確保・生活再建のための支援を行う。

第２項　対　策

■市と県が連携して実施する対策

１　被災者情報の収集と対応（健康福祉部、税務部、関係各部）

(1)　被災者台帳整備

市は、災害時に被災者を総合的かつ効率的に支援するための基礎資料とするため、下記被害調査を基に、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を整備する。

県は、市の整備促進に協力する。

(2)　家屋の被害認定調査

災害発生後、二次災害発生の恐れがなくなり次第、税務部が被害家屋調査を実施する。

ア　被害認定

被災した家屋の被害の程度を認定することをいい、この結果に基づき、り災証明書が発行される。

イ　被害の程度

国の基準に基づき、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない」の４区分で認定を行う。

ウ　調査の方法

国で定められた標準的な調査方法により、研修を受けた市職員等が原則として２人以上で被災家屋を訪れ、家屋の傾斜、屋根、壁等の損傷状況を調査する。なお、被害家屋調査は、原則として外観目視調査とし、判定結果に対して被災者等から再調査の申請があった場合は、申請者の立会い調査を行う。

(3)　り災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援を早期に実施するため、被害認定やり災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者にり災証明書を交付する。

県は、市の被害認定やり災証明書の発行事務について、必要な支援を行う。

ア　り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

a　全壊（全焼・全流出）、半壊（半焼）
b　大規模半壊
c　一部損壊、床上浸水、床下浸水

イ　り災証明書の発行

り災証明は、証明の対象となる家屋が存在する市長が行う。ただし、火災によるり災証明は、申請者の家屋が存在する消防署長が行う。

り災証明書の発行にあたっては、災害の状況に応じた窓口を開設して行う。

申請は、災害により被害を受けた家屋の使用者、一時滞在者、所有者等によるものとし、

被災者台帳により確認し発行、り災証明書発行台帳を整備する。

２　被災者の生活再建支援に向けた主な対策

(1)　生活資金等の貸付（健康福祉部）

ア　災害援護資金

a　実施主体：市

b　対象災害：県内で救助法が適用された市町が１以上ある災害

c　受給者　：上記災害により負傷又は住居が全壊（焼）又は流失し、生業の手段を失った世帯で、次の号に該当する者に対して行う。

(a)　小資本で生業を営んでいたものであること。

(b)　蓄積資金を有しないこと。

(c)　主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。

(d)　生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のあるものであること。

d　貸付限度額：350 万円

イ　母子父子寡婦福祉資金

a　実施主体　：市

b　受給者　　：母子・父子家庭であって、現に児童（20 才未満の者）を養育している者が、その資金を経済的自立の助成と生活意欲の助長並びに扶養している児童の福祉を増進するために活用する場合、並びに「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等で要件を満たす者。ただし、現に扶養する子等のいない寡婦及び 40 歳以上の配偶者のいない女子の場合は、前年度所得が政令で定める以下の者を原則とする。

c　貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

d　借入手続　：貸付を受けようとする者は、市福祉事務所に備え付けられている貸付申請書に関係書類を添付して、市福祉事務所を経由して県に提出する。

e　貸付資金の種類(主要なものを抜粋)

a)　事業開始資金

b)　事業継続資金

c)　住宅資金

d)　技能習得資金

e)　生活資金

f)　就職支度資金

g)　修学資金

h)　転宅資金

i)　就学支度資金

j)　修業資金

k)　医療介護資金

l)　結婚資金

ウ　生活福祉資金

a　実施主体　：県社会福祉協議会

b　受給者　　：アの災害援護資金の貸付対象とならない者で、所得等貸付要件を満たす者
低所得者世帯、身体障がい者世帯、知的障がい者世帯及び高齢者世帯。
　ただし、身体障がい者世帯、知的障碍者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、身体障がい者更生資金、生活資金、福祉資金及び住宅資金に、高齢者世帯に貸し付けている資金の種類は、福祉資金、住宅資金及び療養資金に限る。

c　貸付限度額：貸付資金の種類に応じて貸付

d　借入手続　：貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備え付けられている借入申請書に必要書類を添付し、市社会福祉協議会を経由して三重県社会福祉協議会に提出する。

e　貸付資金の種類

a)　総合支援資金

1　生活支援資金
2　住宅入居費
3　一時生活再建費

b)　福祉資金

1　療養費
2　介護等費
3　福祉費
4　福祉費（住宅）
5　福祉用具購入費

c)　教育支援資金

1　教育支援費
2　就学支度費

d)　不動産担保型生活資金

1　不動産担保型生活資金

(2)　被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給（健康福祉部）

ア　対象となる自然災害

異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおり。

①　市内において災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した自然災害

②　市内において１０世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

③　県内において１００世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

④　県内において①又は②の市町が発生した場合において、市内において５世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた自然災害

⑤　①、②又は③の区域に隣接している場合で、市内において５世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた自然災害

⑥　①若しくは②の区域を含み、または③に該当する都道府県が２以上ある場合で、市内において２世帯以上の住宅が全壊する被害が生じた自然災害

イ　対象世帯と支給額

自然災害によりその居住する住宅が、ａ全壊世帯、ｂ半壊又は敷地に被害が生じやむを得ず解体した世帯、ｃ長期避難世帯、ｄ大規模半壊した世帯に対し、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給する。

《複数世帯の場合》　（単位：万円）

区　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難世帯	建設・購入	１００	２００	３００
	補修	１００	１００	２００
	賃借（公営住宅以外）	１００	５０	１５０
大規模半壊した世帯	建設・購入	５０	２００	２５０
	補修	５０	１００	１５０
	賃借（公営住宅以外）	５０	５０	１００

《単数世帯の場合》　（単位：万円）

区　分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯 長期避難世帯	建設・購入	７５	１５０	２２５
	補修	７５	７５	１５０
	賃借（公営住宅以外）	７５	３７．５	１１２．５
大規模半壊した世帯	建設・購入	３７．５	１５０	１８７．５
	補修	３７．５	７５	１１２．５
	賃借（公営住宅以外）	３７．５	３７．５	７５

(3)　住宅自力再建支援及び災害公営住宅の建設（建設課、健康福祉課）

ア　自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧に向けた対策であるとともに復旧・復興対策としても重要であり、災害のない状況では想定しがたい条件下における住宅再建等に向けた被災者の意思形成を支援するような情報提供を、その提供体制構築も含め円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、ほとんどの被災者にとっては未知の領域であるが、被災者にとっては早期の生活再建に、行政にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、それぞれ資するものであり、早期から積極的に促進する。

なお、情報提供においては、早期に再建等資金の調達方法も含めた支援メニューの一覧を示す必要があり、行政内部で事前検討に努めることに加えて、平時から住民に対し災害発生時の住宅に関する情報を提供し、想定外となる部分を減らしておく。

イ　災害公営住宅の建設

災害により住宅を滅失した場合で、前述の自力再建支援を行っても対応できない住宅確保要配慮者に対しては、市及び県は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

■市が実施する対策

１　市税の徴収猶予及び減免等の対策（税務課）

被災者の市税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長については、鳥羽市市税条例の定めるところに従って救済を図る。

２　介護保険料の減免及び徴収猶予の対策（健康福祉課）

被災者の介護保険料の減免、徴収猶予については、鳥羽市介護保険条例の定めるところに従って救済を図る。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈県が実施する対策〉

１　県税の徴収猶予及び減免等の対策

①　災害が発生した場合において必要があると認めたときは、被災者に対する県税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災者の救済を図る。

②　広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等において、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限を延期する。

〈国が実施する対策〉

１　租税の徴収猶予及び減免等の対策

(1)　国税の徴収猶予及び減免等

ア　災害等による期限の延長

国税通則法第 11 条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めることころによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ　災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等に関する法律」の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減もしくは免除、その課税標準の計算もしくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律の定めのある場合を除いて、この法律の定めるところによる。

２　金融対策

(1)　金融機関に求める特別措置

東海財務局津財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア　災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。

イ　預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の預貯金払戻の利便を図る。

また、事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。

ウ　手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。

エ　営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(2)　保険会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

ア　保険金等の支払いにかかる便宜措置

保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限り適宜措置を講ずる。

イ　保険金の支払い及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。

ウ　営業停止等における対応に関する措置

保険会社において、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

(3)　証券会社に求める特別措置

東海財務局津財務事務所は、災害発生の際、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関との緊密な連絡を取りつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に講ずることを要請する。

①　届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜を図る。

②　有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力する。

③　被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を図る。

④　窓口業務停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知する。

⑤　その他、顧客への対応について十分配意する。

３　雇用対策

(1) 被災者に対する職業あっせん等

ア　通勤地域における適職求人の開拓

①　職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

②　復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。

イ　巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設

①　災害地域を巡回し、職業相談を実施する。

②　避難場所等に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

ウ　雇用保険求職者給付

「激甚災害に対処するための特別財務援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

〈日本郵便株式会社が実施する対策〉

１　郵便業務にかかる災害特別事務取扱い援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

①　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の指定の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。

②　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

③　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

④　被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

〈三重弁護士会が実施する対策〉

１　被災者等への法律相談の実施

三重弁護士会は、大規模災害等が発生した場合、「災害時における法律相談業務に関する協定」に基づき、被災した住民及び市内への避難者等を対象に開催する無料の法律相談会等を通じ、災害時の法律に関する知識の普及・助言等をすることにより、被災者の生活再建に向けた支援に寄与するよう努める。

第６部　事故等による災害対策

第１章　重大事故等対策

第１節　危険物施設等の事故対策

【主担当部：総務部、消防部】

第１項　活動方針

○ 事故発生による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設の被害拡大を防止する。

第２項　事故等発生時の主要対策項目（危険物施設、高圧ガス施設・火薬類施設、毒劇物施設、放射性物質施設にかかる対策）

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
県への通報	総務部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	・被害状況等 （施設所有者等、各関係機関）
情報の収集伝達等体制	総務部 消防部	【発災後1時間以内】 事故発生情報を確認後速やかに	・被害状況等 （施設所有者等、各関係機関）
自衛隊の災害派遣要請	総務部	【発災後3時間以内】 災対本部連絡会議での意思決定後速やかに	・被害状況等 （県、消防、警察） ・応援要請（各部）
資機材等の確保	総務部	【発災後3時間以内】 資機材の不足が確認され次第速やかに	・被害状況等 （消防、警察） ・資機材要請（各部）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　危険物施設

(1)　平常時の予防対策

ア　管理監督者に対する指導等

消防法等関係法令に基づき、立入検査、保安検査等を実施し、施設の維持管理等について管理監督者に対し指導を行う。

イ　移送業者等に対する指導等

危険物等の移送等について、路上取締等を実施し、移送業者等の指導を行う。

ウ　取扱作業従事者に対する指導等

危険物等の取扱作業従事者の資質向上を図るため、保安講習等を実施し、事故の発生及び災害防止について指導する。

エ　防災訓練の実施等の促進

施設の特殊性に応じた防災訓練の実施を促進するとともに、安全対策に関する情報を地域に積極的に発信するよう指導する。

(2)　事故発生時の緊急措置

ア　事故発生に係る県への通報

危険物施設の事故が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ　危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物の所有者、管理者又は、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

ウ　警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

エ　消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

オ　他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第 39 条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

カ　県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第４部　第１章　第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

キ　資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

ク　危険物製造所等の使用の一次停止命令等

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所もしくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限をすることができる。（消防法第 12 条の３）

２　高圧ガス施設・火薬類施設・毒劇物施設・放射性物質施設

(1)　事故発生時の緊急措置

ア　事故発生に係る県への通報

各施設等で事故が発生した場合、速やかに県へ通報する。

イ　警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

ウ　消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

エ　他市町に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、消防組織法第 39 条の規定により締結している「三重県内消防相互応援協定」により、他の市町に対して応援を要請する。

オ　県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

自衛隊の派遣要請が必要な事態が生じた場合は、「第４部　第１章　第３節　自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に準じ、県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

カ　資機材等の確保

化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等必要資機材が不足する場合は、県に対し必要資機材の提供を要請する。

キ　住民の安全の確保

消防職員は、事故発生時に事業者から通報を受けた場合は、直ちに事故現場に出動し、防御活動を実施するほか、互いに連携を取りつつ、速やかに危険区域の住民に事態の周知を図り、住民の安全を確保する。

ク　火気等の制限

消防職員は、事業者等と協議のうえ、危険が生じるおそれのある区域での火気の取扱いの制限、危険区域への立ち入り制限について、住民に周知徹底する。

ケ　避難の指示及び場所等

市長は、危険が生じるおそれのある区域内の住民に避難をすべき理由の周知を図り、自主防災組織と連携して、風向き等を考慮しながら直ちに安全な場所へ避難誘導し、住民の安全を確保する。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈海上保安部の実施する対策〉

１　海上の危険物対策

事故等発生時における海上の保安を確保するため、関係機関と密接な連絡をとり、次の措置をとる。

① 危険物積載船舶等（危険物を取り扱う海洋施設を含む）で災害が発生した場合の防除活動を行う。

② 危険物積載船舶について、必要に応じ移動を命じ、又は航行の制限、もしくは禁止を行う。

③ 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止、取り止め等事故防止のために必要な指導を行う。

２　停泊船舶への情報伝達等

危険物等の漏洩により、港湾内の停泊船舶等に影響を及ぼすおそれがある場合に、停泊船舶等に対し通報を行う。

■関係事業者の実施する対策

１　平常時の予防対策

(1)　自衛消防組織の充実強化及び保安教育等の実施

危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに、保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るための備蓄をして必要な資機材を整備するとともに防災訓練を実施し、防災体制の確立を図るほか、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等の管理者は、地震発生時に円滑な対応を図るための計画を作成する。

(2)　緩衝地帯の整備

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品等を管理する施設等からの延焼を防止するため、緩衝地帯の整備を促進する。

(3)　施設の安全対策に関する地域等への情報発信

施設の特殊性や安全対策への取組を積極的に地域等に情報発信するよう努める。

２　事故発生時の対策

(1)　危険物施設

ア　危険物の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

イ　事故発生に係る消防署等への通報

消防署、市長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関へ、事故発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部にも通報するものとする。

ウ　自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

エ　消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の行う消火活動に協力する。

(2)　高圧ガス施設

ア　ガスの安全な場所への移動等安全措置

製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

イ　事故発生に係る県等への通報

県、警察、消防へ事故発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部にも通報するものとする。

(3)　火薬類施設

ア　火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

イ　事故発生に係る警察等への通報

警察署及び消防署へ、事故発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し、又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部にも通報するものとする。

(4)　毒劇物施設

ア　毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物等化学薬品類等を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

イ　事故発生に係る保健所等への通報

保健所、警察署、消防機関へ、事故発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

また、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部にも通報するものとする。

ウ　自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係事業所の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

エ　消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の行う消火活動に協力する。

(5)　放射性物質施設（放射性物質の使用者、販売者、廃棄事業者等）

ア　事故発生時の通報

放射性物質の使用者､販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は､その所持する放射性物質の事故が発生した場合は､速やかに次の機関に通報する。

a　伊勢保健所
b　鳥羽警察署
c　鳥羽市消防本部
d　鳥羽市役所

イ　汚染区域の拡大防止措置

放射性物質の使用者、販売者及び廃棄業者並びにこれらの者から放射性物質の運搬を委託された者は、その所持する放射性物質の事故が発生した場合は、速やかに汚染区域の拡大防止措置を行う。

第２節　航空機・列車・船舶事故等突発的災害への対策

【主担当部：総務部、消防部、関係各部】

第１項　活動方針

○　航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等、突発的災害により、多数の死傷者が発生した場合における被災者及び周辺住民の救出・救助活動とその支援活動を実施する。

第２項　事故等発生時の主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
活動体制の確立	総務部 消防部	【発災後1時間以内】 事故の状況を確認後速やかに	・被害状況等 （各関係機関）
関係機関への通報	消防部	【発災後1時間以内】 事故発生情報を確認後速やかに	・被害状況等 （各関係機関）
応急対策活動	関係各部	必要に応じ	・事故状況等（各関係機関） ・応援要請等（各部）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　突発的事故災害発生時の対応

(1)　活動体制の確立

航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線、船舶の沈没事故等、突発的事故災害が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集をはじめとする初動体制の確立を図るとともに、消火、救助活動を行うための資機材の整備に努める。

なお、詳細については、各市の地域防災計画によるものとするが、災害の特性に合わせて臨機応変な活動体制をとるものとする。

また、市長が必要と認めた場合には市災害本部を設置して、適切な配備体制を敷くとともに市災対本部を設置した場合には、県（防災対策部災害対策課）へ報告する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(2)　事故発生に係る通報

航空機の墜落等の大規模事故発生の通報を受けた場合は、災害時等即報要領により速やかに通報する。

(3)　応急対策活動

必要に応じて次の応急対策活動を実施する。

また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施するものとする。

ア　被害情報の収集
イ　消防応急活動及び救助活動
ウ　医療・救護活動
エ　被災者及び地域住民の避難対策活動
オ　自衛隊災害派遣要請の要求及びその他の応援要請（三重県水難救済会等）

■事業者が実施する対策

〈鉄道事業者における措置〉

１　県、中部運輸局又は国土交通省への連絡

大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県、警察、市、中部運輸局又は国土交通省に連絡する。

２　関係列車の非常停止及び乗客の避難

大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

３　救助・救急活動及び消防活動

大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

４　代替交通手段の確保

大規模鉄道災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

５　鉄道施設の応急措置

鉄道施設の応急措置について、必要な措置を講ずる。

６　他の鉄道事業者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

第３節　流出油事故等への対策

【主担当部：総務部、農水商工部、環境部、消防部】

第１項　活動方針

○流出油事故が発生した場合における周辺地域の人命、財産等を災害から保護する。

第２項　事故等発生時の主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
流出油の除去・回収等活動及び連絡調整	総務部 環境部 消防部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	事故発生情報 （事業者、海上保安庁、各関係機関）
災害情報の収集及び関係機関への連絡	総務部 環境部 農水商工部	【発災直後】 事故発生情報を確認後速やかに	事故発生情報 （事業者、海上保安庁、各関係機関）
住民に対する広報、避難の勧告、指示及び誘導	総務部	【発災後3時間以内】 関係機関による調整後、速やかに	事故発生情報 （事業者、海上保安庁、各関係機関）
防災資機材の調達搬入	総務部	【発災後6時間以内】 関係機関による調整後、速やかに	事故発生情報 （事業者、海上保安庁、各関係機関）
自衛隊、他市町等に対する応援要請	総務部	【発災後6時間以内】 関係機関による調整後、速やかに	事故発生情報 （事業者、海上保安庁、各関係機関）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　平時の対策

(1)　防災設備及び防災資機材等の整備

災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合、被害の拡大を防止するため、必要に応じ、設備及び資機材を備蓄・整備・点検するとともに、特に次に掲げる資機材についてはその増強に努めるものとする。

ア　化学消火剤、オイルフェンス、油処理剤及び油吸着剤等

イ　油回収器、照明機器、通信機器、ガス検知器（可燃性ガス及び有毒性ガス用）、耐熱防火衣及び空気又は酸素呼吸器等

(2)　防災訓練の実施

災害の拡大防止方法を演習し、防災活動の迅速かつ的確な実施と相互の有機的連携を図るため、海上災害に対する総合的な防災訓練を実施するものとする。

(3)　調査研究の実施

防災活動の円滑な実施を図るため、次の資料を整備し、その充実を図るものとする。

ア　災害発生状況及び災害の訓練等に関する資料の整備

イ　災害発生の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）の整備

ウ　港湾状況の調査（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場及びはしけ溜り等における防災対策調査）

エ　防災施設、資機材等の種類・分布状況の調査

(4)　危険物積載船舶等の対策

海上災害に対する防災意識の高揚を図るため､海上保安部が実施する指導啓発等に協力するものとする。

２　事故発生時の市の対策

(1) 流出油の除去・回収等活動及び連絡調整

情報の収集及び関係機関等への伝達を行う。

(2) 災害情報の収集及び関係機関への連絡

情報の収集及び関係機関等への伝達を行う。

(3) 住民に対する広報、避難の勧告、指示及び誘導

災害、事故の状況から必要と認めれば市民への広報、避難勧告、指示及び誘導を行う。

(4) 防災資機材の調達搬入

化学消火薬剤等必要資機材の調達のため、県に対して提供要請及び搬入を行う。

(5) 自衛隊、他市町等に対する応援要請

災害が大規模で、十分な応急措置が実施できないと認められる場合は、他市町に対する応援要請や県に対して自衛隊の応援要請をする。

(6) その他の災害の規模に応じた措置

３　消防本部の措置

(1) 災害情報の収集及び伝達
(2) 陸上での火気使用禁止措置
(3) 流出油拡大防止の指示及び危険区域の設定
(4) 人命救助及び負傷者等の救急搬送
(5) 海上保安庁との連絡調整
(6) その他の災害の規模に応じた措置

■防災関係機関が実施する対策

〈海上保安庁等の実施する対策〉

１　災害情報の収集及び伝達
２　海上での消火及び火気使用禁止措置
３　船舶の航行及び停泊禁止区域の設定及び警戒
４　流出油の拡大防止措置
５　タンカーの船長がとるべき措置の指示
６　流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
７　危険区域内及びその付近の船舶に対する避難、立ち退き及び航行の制限又は禁止措置
８　消防本部との連絡調整

９　人命救助及び負傷者等の救急搬送
１０　協議会に対する協力要請
１１　自衛隊への災害派遣要請
１２　その他の災害の規模に応じた措置

〈その他の防災関係機関の実施する対策〉

１　所管事項の対策及び関係機関への協力

自らの所管する防災対策を講ずるとともに、関係機関の応急対策に協力する。

■原因者等が実施する対策

１　発災事業所、船舶等の措置

(1) 防災関係機関への通報及び連絡要員の配置
(2) 流出源の閉止及び拡大防止措置
(3) 火気使用禁止措置
(4) 事業所内での危険区域の設定
(5) 住民に対する広報活動
(6) 流出油の回収措置
(7) 周辺事業所、他の事業所への通報及び協力要請
(8) その他の災害の規模に応じた措置

第４節　原子力災害対策

【主担当：総務部、健康福祉部、関係各部】

第１項　方針

○　三重県は県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径５ｋｍ）及び緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ:Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径３０ｋｍ）にも含まれていない。

しかしながら、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に起因する東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、県境から概ね７０ｋｍの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所や概ね１００ｋｍの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所を始めとする福井県及び静岡県内の原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて対処できる体制を整備することが必要としている。

○　本市も、県、国による原子力災害対策指針の見直し等の動向を注視し、随時、本対策の見直しを行なうこととする。

第２項　事故等発生時の主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
災害情報の収集・伝達・広報	総務部	【発災１時間以内】 発災後速やかに	県災害対策本部
防護措置の要請	総務部	モニタリング等の情報により防護措置が必要となった時	県災害対策本部
放射性物質による環境汚染への対処要請	総務部	放射性物質による環境汚染が発生した時	県災害対策本部
県外からの避難受入	総務部	避難受入れ要請を受けた時	県災害対策本部
風評被害等の軽減	総務部 関係各部	風評被害等の影響が予見される時	県災害対策本部
心身の健康相談等の実施	健康福祉部	市民に健康不安等が生じた時	県災害対策本部

第３項　対策

■市が実施する対策

１　災害情報の収集・伝達・広報

市は災害の状況に応じて災害応急対策を円滑に実施するために必要があると認める場合には、市災害対策本部を設置し、県と情報交換を密にし、モニタリング結果等入手した情報については必要に応じて、県と協力し、住民及び関係機関へ周知する。

２　防護措置の要請

(1)　屋内退避・避難誘導等

国の指導・助言、指示又は県からの情報に基づき、必要に応じて、県及び警察と連携し、住民へ多様な媒体を活用し屋内退避に関する情報提供又は避難所への避難誘導等の活動を行う。

⑵　スクリーニング及び除染

被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、県にスクリーニング及び除染について要請し、連携して行う。

⑶　水道水・食品の摂取制限等

県及び国からの指示等により、基準値を超える水道水・食品・農林水産物について、県に必要な措置の要請を行う。

３　放射性物質による環境汚染への対処要請

放射性物質による環境汚染に対して、住民の被ばくを低減する必要がある場合について、必要な対処を県に要請する。

４　県外からの避難受入れ

県から県外からの避難者受入れ要請があった際には、市として受け入れ可能場合、保有する施設を避難所として設置する。

５　風評被害等の軽減

県と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止及び影響を軽減するため、農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止のための広報活動を行う。

６　心身の健康相談等の実施

住民の健康不安解消や住民が被ばくした際のために、原子力災害対策指針等に基づき、国及び県とともに、住民等に対する心身の健康相談を実施し、必要に応じ健康調査を行う。

■その他の防災関係機関が実施する対策

〈津地方気象台の実施する対策〉

１　周辺府県の気象状況の提供

津地方気象台は、原子力災害発生時には、原子力発電所等から放出された放射性物質の動きを予測するため、県へ周辺府県の気象状況を提供する。

第２章　火災対策

第１節　大規模火災の対策

【主担当部】: 消防部、健康福祉部、総務部

第１項　活動方針

○　大規模な火災による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救援活動や避難誘導等の応急対策の整備を着実に進める。

第２項　災害発生時の主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
情報収集・連絡調整	消防部	【覚知後速やかに】 大規模火災の発生が予測されるとき	火災発生状況 （通報者、関係者）
消防活動	消防部	【覚知後速やかに】 応援が必要と認められるとき	火災発生状況 （消防団、関係機関）
救急活動	消防部 健康福祉部	【発災後1時間以内】 多数の救急患者の搬送等が必要なとき	救急患者、現場救護所等の状況（医療機関等）
避難措置	消防部	【覚知後速やかに】 大規模火災の発生が予測されるとき	火災発生状況 （通報者、関係者）
資機材の調達等	消防部 総務部	【発災後3時間以内】 要請があり次第	資機材等確保要請 （関係協力機関）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　災害予防

（1）消防力の強化

ア　消防組織の整備充実

「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第 1 号）に沿って消防組織の整備充実を図る。

また、消防団員の数は減少傾向にあるので、これを補充強化するための消防団確保対策を立てるほか、教育訓練機会を拡充し資質の向上を図り、青年・女性層の参加を促進するなど消防団組織の活性化を推進する。

イ　消防施設の整備充実

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に沿って、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図る

ウ　自衛消防力の強化育成

消防本部を通じて、防火対象物（消防法第８条に規定するもの）の関係者に対し、防火管理者制度の徹底とともに、火災に対する初期消防体制の万全を期するため、自衛消防組織の確立と消防用設備等の充実を図るものとする。

(2) 防災知識の普及

ア　火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と具体的な予備知識を浸透させるため、消防本部が関係機関団体等と協力し、春秋２回火災予防運動を実施する。

イ　住宅防火対策の推進

一般住宅等における火災の未然防止及び火災による被害の軽減を図るため、消防本部等が中心となり、住宅用火災報知器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断の実施、火気の取扱い指導、住宅防火啓発活動等の住宅防火対策を推進する。

ウ　立入検査指導の強化

消防本部は、常に管轄内の防火対象物並びに地域の環境の変化を把握しておくとともに、地域別又は用途別に応じて計画的に立入検査を行うものとする。

また、防火対象物の消防設備等の設置又は管理に不備が認められる施設に対しては、改善指導を強力に行うものとする。

２　迅速かつ円滑な災害応急対策

(1)　情報収集・連絡調整

ア　市は、災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多次元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておく。

イ　火災警報の発表

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。

(2)　消防活動

ア　管轄内の火災等による災害が発生した場合における消防活動は、消防本部及び消防団を動員して実施するものとする。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

イ　消防活動の主体として、管轄内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

ウ　本市のみでは、対応できないほど災害が大規模な場合は「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内消防相互応援隊の応援出動を県に対し、要請する。

また、県からの要請があった場合に、県内消防相互応援隊を編成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

エ　災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

(3)　救急活動

ア　消防本部は医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

イ　多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動と同様に協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

また、近隣市町村のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を要請する。

ウ　平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図る。

(4)　避難措置

ア　発災時には、人命の安全を第一に必要に応じて適切な避難誘導を行う。

イ　必要に応じて避難所を開設する。

(5)　資機材の調達等

ア　消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとするが、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努める。

イ　必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行うものとする。

■住民が実施する対策

１　消防活動

(1)　初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

２　救急活動

(1)　初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

第２節　林野火災の対策

【主担当部】：消防部、健康福祉部、総務部

第１項　活動方針

○　火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災による被害を防止するとともに、林野火災が発生した場合は、その軽減を図る。

第２項　災害発生時の主要対策項目

対策（活動）項目	主担当部	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）
消防活動	消防部	【覚知後速やかに】 応援が必要と認められるとき	火災発生状況 （消防団、関係機関）
林野火災空中消火活動	消防部	【発災後３時間以内】 空中消火活動が必要と認められるとき	火災発生状況 （消防団、関係機関）
救急活動	消防部 健康福祉部	【発災後１時間以内】 多数の救急患者の搬送等が必要なとき	救急患者、現場救護所等の状況（医療機関等）
資機材の調達等	消防部 総務部	【発災後３時間以内】 要請があり次第	資機材等確保要請 （関係協力機関）

第３項　対策

■市が実施する対策

１　平常時の予防対策

(1)　防災知識の普及・啓発等

①　関係機関の強力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及活動を図るものとする。

また、登山、遊山、狩猟等の入山者のたばこ等の不始末による火災を防止するため、森林火災表示板を設置するなどにより、火の取扱いのマナーなど林野火災予防のための防災知識の普及・啓発を図る。

②　火災警報の発表

市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとるものとする。

２　災害発生時の応急対策

(1)　消防活動

①　管轄内で火災等による災害が発生した場合における消防活動は、消防本部及び消防団を動員して実施するものとする。

なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定により応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。

②　消防活動の主体として、管轄内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、出火防止、初期消火活動の徹底を期すよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。

③　本市のみでは対応できないほど災害が大規模な場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内消防相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

また、県からの要請があった場合に、県内消防相互応援隊を編成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図る。

④　災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

(2)　林野火災空中消火活動

ア　空中消火の実施

市は、市地域防災計画等に定める組織及びこれに準ずる組織を設置するとともに、次の措置を講じるものとする。

a　初動体制

a）災害情報等の報告

市長は、市地域防災計画等の定めるところにより災害情報等を報告する。

b）空中消火基地の選定及び設定

空中消火基地の選定にあたっては、火災現場に近く、資機材等輸送のため大型車両等の進入が容易であり、100 トン以上の水源を有し、毎分１トンの取水が可能な平坦な場所を選定する。

空中消火基地のうち、離着陸場所（ヘリポート）の設定については、第４章第３節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める所要の措置をとる。

c）火災現場付近の状況把握

①　空中消火を効果的に実施するため、風向、風速等の状況を把握しておくこと。

②　危険防止のため、ヘリコプターが活動する区域の障害物の有無を把握しておくこと。

d）資機材の確保

他の自治体、関係機関の保存状況を掌握し、補給できる体制を整えておく。

また、使用可能な消火機材及び消火剤数量並びにこれらの保管場所を把握しておく。

e）輸送手段等の確立

資機材等を空中消火基地に運ぶため、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。

また、陸上輸送の場合は、必要に応じて警察署と連絡をとり、先導等の措置をとる。

イ　空中消火活動

a　現場指揮本部における任務

a）情報の総括…空中消火用航空機、各消防団その他関係機関からの情報収集と総括を行う。

b）空中・地上各消火隊の活動統制…消火活動が有機的に実施できるよう消火計画を作成し関係機関との連絡調整を行う。

b　作業手順及び作業内容

消火薬剤の調合、作業手順等、関係機関と事前打合せを行い消火活動をする。

ウ　派遣要請

a　県防災ヘリコプターの派遣要請

市長は、林野火災が発生し、人命の危険、その他重大な事態となるおそれのあるときは、県防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

応援を要請する場合は第 3 章第 19 節「県防災ヘリコプター活用計画」の手続により行う。

エ　報告

空中消火を実施した場合、速やかにその概要を県（災害対策課）に報告する。

なお、報告内容については、次の内容により行うものとする。

a　林野火災の発生場所
b　林野火災焼失（損）面積
c　災害派遣を要請した市町名
d　災害派遣に要した航空機の機種と機数
e　散布回数（機種別）
f　散布効果
g　地上支援の概要
h　その他必要事項

(3)　救急活動

①　消防本部は医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。

②　多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動と同様に協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。

また、近隣市町村のみでは対応できないほど多数の傷病者が発生した場合には、「三重県内消防相互応援協定」に基づき県内相互応援隊の応援出動を県に対し要請する。

③　平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図る。

(4)　資機材の調達等

①　消火・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとするが、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備に努める。

②　必要に応じて、民間からの協力等により、消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行うものとする。

■住民が実施する対策

1　消防活動

(1)　初期消火活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、消防本部の消防隊が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

2　救急活動

(1)　初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団、企業等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。